

# 令和5年度第4回朝霞市廃棄物減量等推進審議会

## 次 第

日時：令和6年1月19日（金）午前10時から

場所：朝霞市リサイクルプラザ3階 活動室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 市民説明会及びパブリック・コメント結果報告について
- (2) ごみ処理基本計画の最終案について
- (3) 令和6年度朝霞市一般廃棄物処理実施計画（案）について
- (4) ごみ処理広域化の進捗状況について
- (5) 災害廃棄物処理計画について
- (6) その他

### 3 閉 会

#### <資料>

- ・資料1 市民説明会及びパブリック・コメントの結果報告
- ・資料2 市民説明会及びパブリック・コメントの意見と対応
- ・資料3 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（最終案）
- ・資料4 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画・概要版（最終案）
- ・資料5 令和6年度（2024年度）朝霞市一般廃棄物処理実施計画（案）
- ・資料6 ごみ広域処理施設整備事業と今後の予定について
- ・資料7 朝霞市災害廃棄物処理計画（案）

# 市民説明会及びパブリック・コメントの結果報告

## 1 市民説明会

実施目的 計画の内容を市民に周知する。計画案に対する意見を伺う。  
 説明資料 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）概要版

実施日・時間	実施場所	参加者人数	実施結果 (意見・質問)
12月6日(水) 10:00~11:00	リサイクルプラザ 3階 活動室	2人	16件
12月6日(水) 19:00~20:00	リサイクルプラザ 3階 活動室	2人	0件
12月9日(土) 10:00~11:00	朝霞市役所 別館5階 501・502会議室	2人	5件

※出された意見及び意見に対する回答は資料2を参照

※開催概要、意見と回答は市ホームページで公表

## 2 パブリック・コメント

実施目的 計画の内容を市民に周知する。計画案に対する意見を幅広く募集する。  
 公表資料 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）  
 意見募集期間 令和5年11月21日（火）から12月21日（木）  
 資料閲覧場所 市ホームページ、市政情報コーナー、内間木支所、各出張所、各公民館、  
 図書館（本館・北朝霞分館）、クリーンセンター、リサイクルプラザ

意見を提出できる方

- (1) 市内在住・在勤・在学の方
- (2) 市内に事務所・事業所を有する方（法人含む）
- (3) 本件に利害関係を有する方

意見提出方法 電子メール、郵便、ファクシミリ、資源リサイクル課への直接提出

実施結果 意見 5件（意見提出者数1人）

※出された意見及び意見に対する回答は資料2を参照

## 3 職員コメント

意見募集期間 令和5年11月27日（月）から12月21日（木）

実施結果 意見12件（意見提出者数1人）

※出された意見及び意見に対する回答は資料2を参照

市民説明会及びパブリック・コメントの意見と対応

資料 2

No.	頁	見出し等	コメント	市の考え・対応	修正の有・無	区分
1	5	第1編 計画概要と地域特性 第1章 計画策定の趣旨 6 SDGsの視点を踏まえた施策の推進	地球温暖化の影響で災害も激化しており、第一次産業などの経済的被害、猛暑の健康被害を考えると建前でなく本気で取り組んでほしい問題です。この問題の調査研究を深めると同時に、役職員にそれらの情報共有を図り、市役所内部で問題意識を共有していただきたい。その上でSDGsの目標達成のために必要な減量が困難だとしっかりと市民に伝えて協力を求め、県や国にもその事実を伝え、支援を求めることを計画に表記してはいかかが。	環境全般や地球温暖化への対応については、朝霞市環境基本計画や朝霞市地球温暖化対策実行計画において、現状や課題の整理、具体的な施策について記載をしています。本計画は、これらの計画と整合を図っており、また、庁内検討委員会を通じて、庁内関連部署との情報共有と意見交換を行っています。本計画では、各施策とSDGsの関連性を示しており、施策の推進によりSDGsの実現を目指すこととしています。目標達成に向けて、県や国と連携して必要な施策を実施していきます。	無	パブリック・コメント
2	14	第1編 計画概要と地域特性 第1章 計画策定の趣旨 3 ごみ処理フロー	アンケートにもあったが、焼却以外のごみが具体的にどのようどの場所で処理されているのかイメージできない。また、新焼却炉もどのようなものになるのか、場所以外書かれていない。別紙で、公開できる範囲で構わないので、もう少し具体的に教えてほしい。	ごみ処理の概要は、計画書P.14の「図2-2 ごみ処理フロー」に記載しています。また、広域処理施設の焼却炉は、ストーカ式となることは決定していますが、詳細については、今後決定していくことになります。最新の情報は、朝霞和光資源循環組合のホームページなどで公開される予定です。	無	パブリック・コメント
3	41～49	第2編 ごみ処理基本計画 第1章 ごみ処理の現況 7 施策の評価 表2-21 施策の実施状況及び評価	前回計画の評価について研究や調査、啓発で実施されていない項目があるが、なぜ実施しなかったのか理由が書かれていない。	実施経過の状況を記載するように改めます。	有	パブリック・コメント
4	54	第2編 ごみ処理基本計画 第3章 ごみ処理基本計画 3 ごみ減量化・資源化目標 (2)ごみ排出量等の将来予測(推計値)と目標値との比較	数値目標の推移について、減量を目標にしているのに増加しているケースも見られるが、数値がどうしてそのように推移するのか、分析がされておらず、理由がわからない。数値目標を見ても、施策内容は啓発が主で、これほど減量できるとは思えない。たしかにアンケート結果では、ごみの減量について意識している人が驚くほど少なく、啓発が必要だと思うが、呼びかけをするだけで意識が変わるとは思えない。	将来推計は、人口施策の効果等を考慮して行っており、これをもとに目標値を設定しています。ご指摘のとおり、施策内容は啓発が主となっていますが、目標達成には一人ひとりの行動変容が必要であり、これを促すための手段として、啓発は効果的であると考えております。啓発の具体的な内容については、より効果的な方法がないか、他市の事例等も調査しながら検討してまいります。	無	パブリック・コメント
5	-	その他(全般)	通常業務は計画に載せる必要があるのか、疑問に思うところも多くあった。もう少し簡素化できるのではないかな。	通常業務を含めて、市が行う施策の全体像を示すことで、ごみ処理事業への理解が深まるものと考えております。一方で、資料編など、冗長と思われる部分は簡素化します。	有	パブリック・コメント
6	13	第2編 ごみ処理基本計画 第1章 ごみ処理の現況 2 生活系ごみの分別区分	衣類は資源として回収しているか。業者によっては燃えるごみになると伺ったことがある。	市の収集では、布類は「資源」として回収しています。ただし、集団資源回収においては、コロナ禍の時に布類の受入を停止している事業者がありました。	無	市民説明会
7	18	第2編 ごみ処理基本計画 第1章 ごみ処理の現況 4 ごみ処理の実績	事業系ごみを減らすことを重点的に実施してはどうか。現在何を重点的に実施しているか。	事業系ごみの減量化は、本市としても重要課題と認識しております。事業系一般廃棄物減量等計画書の提出や立入検査により、個別の事業者に対する具体的な指導を行うことが最も有効であると考えており、継続して取り組んでいきます。	無	市民説明会
8		図2-9 事業系ごみ排出量	事業系ごみを多く排出している業種、また、事業系ごみで最も量が多いごみは何か。	業種としては食品スーパー等で、食品残渣の量が最も多くなっています。食品残渣からたい肥化を行っている市内の民間事業者などの情報提供を行うことで、食品残渣のリサイクルの推進を図っていきたくと考えております。	無	市民説明会

No.	頁	見出し等	コメント	市の考え・対応	修正の有・無	区分
9	36	第2編 ごみ処理基本計画 第1章 ごみ処理の現況 5 関係法令、計画 (6)ごみ処理の広域化について	広域処理施設は以前令和10年度稼働と聞いていたが、どうなっているのか。	当初は令和10年度の施設稼働開始を予定していましたが、参加者が辞退し、入札が中止され、再度の入札手続きを行うことになりました。このため、施設完成が2年延期となり、令和12年度の稼働開始を目指すことになりました。	無	市民説明会
10	36	4)ごみ広域処理施設の概要	広域処理施設の運営費の費用負担は、ごみの搬入量に応じて両市で按分されることになると聞いている。ごみを減らせばその分負担が減ることになる。この点、市民に周知すれば、市民の意識向上につながるのではないか。	ご指摘のとおり、ごみを減らせば減らすほど負担割合は減ります。今後周知に努めていきます。	無	市民説明会
11	44・60	第2編 ごみ処理基本計画 第3章 ごみ処理基本計画 4 施策体系	外国人居住者への対応はどうなっているか。	5か国語の外国語版の分別パンフレットを配布しているほか、ごみ集積所用分別看板の配布等も行っています。やさしい日本語版のちらしやごみ分別アプリなども活用しながら、より効果的な施策を実施していきます。	無	市民説明会
12	50	第2編 ごみ処理基本計画 第2章 ごみ処理の課題 (3)収集・運搬	ごみ集積所の管理方法の継続が困難になっている要因として、高齢化による影響以外に共働きもある。	ご指摘のとおり、高齢化以外の要因もあると考えております。文章は原案のままとしますが、意識して施策を進めてまいります。	無	市民説明会
13	53	第2編 ごみ処理基本計画 第3章 ごみ処理基本計画 2 基本方針	基本方針で「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)を謳っているが、5R(リフューズ、リペア)まで踏み込んでいただきたかった。リフューズまで意識すればもう少しごみ量を減らせるのではないか。リサイクルプラザで実施している家具販売等はリペアに該当すると思う。	環境基本計画等、本市の関連計画においても「3R」を謳っており、整合を図るため、「3R」としてしています。5Rのうち、リフューズ、リペアについては、市民への意識啓発やリサイクルプラザにおけるリサイクル家具類販売事業等の実施を通じて、実態としては既に取り組んでいます。	無	市民説明会
14	57	第2編 ごみ処理基本計画 第3章 ごみ処理基本計画 3 ごみ減量化・資源化目標	集団資源回収量の目標値について、新聞紙をとる人は減っている。このような減少量を考慮した目標値となっているのか。	新聞の回収量は減少傾向にあり、紙類の合計量としても減少傾向にあります。燃えるごみに含まれている紙類を資源に回すことで目標値の達成を目指します。	無	市民説明会
15		図2-29 集団資源回収量	集団資源回収は今後維持するとのことだが、市は集団資源回収に対する補助金(地域リサイクル活動推進補助金)を減額している。整合がとれていないのではないか。	令和4年7月以降の計量分からは1kgあたり8円から6円に変更しました。補助金の水準については今後の検討課題とします。	無	市民説明会
16	57	第2編 ごみ処理基本計画 第3章 ごみ処理基本計画 3 ごみ減量化・資源化目標 (3)ごみ減量化・資源化の数値目標	実績値に対して目標値が乖離している。本当に達成できるのか。達成するためには、これまで以上の努力が必要であるが、どのような施策の実施を考えているのか。	ごみの減量化、分別徹底による再資源化を中心とした施策の実施を予定しています。また、広域処理施設の処理能力は、ごみが減量する前提で計画していることから、燃やすごみの減量化は重要課題であると捉えています。市民や事業者にご協力いただきながら、施策を推進していきます。	無	市民説明会
17	60		リサイクルプラザを情報発信の基地として、もっと活用できないか。2階にある展示コーナーはまったく変化がない。	リサイクルプラザ2階の展示内容は、ごみやリサイクルを取り巻く最新の状況を反映したものとなるよう、現在見直し作業を進めています。	無	市民説明会
18	61	第2編 ごみ処理基本計画 第3章 ごみ処理基本計画 4 施策体系	こどもの意識が高くなれば家庭における分別マナーは改善される。小学校低学年を対象とした社会科見学の一環として、クリーンセンター見学を行ってみてはどうか。市の取り組みのPRにもつながる。	小学校4年生を中心に、環境学習の一環として、クリーンセンター見学を受け入れています。説明の際に分別のポイントを説明するなどしており、今後も継続して実施します。	無	市民説明会
19	63		事業者に対する表彰制度等を確立できれば、事業者にとってインセンティブとなり、行政との連携が促進され、目標達成に近づくのではないか。	ごみの減量及び再資源化に積極的に取り組んでいる優良事業者を表彰する制度の検討を今後行う予定としております。	無	市民説明会

No.	頁	見出し等	コメント	市の考え・対応	修正の有・無	区分
20	64	第2編 ごみ処理基本計画 第3章 ごみ処理基本計画 4 施策体系	ごみは出す人のマナーにかかっている。朝霞市は転出・転入が多い。リーフレットを転入した際に配ってはどうか。	現在、転入手続きをされた際に、分別パンフレットを配布しております。今後も継続して実施します。	無	市民説明会
21	65		雑紙の分別・再資源化について、市民に十分に周知されていない。周知方法としてどのようなものを考えているか。	広報、市ホームページ、SNSなどを通じて周知・啓発を行う予定です。令和5年度は分別キャンペーンで集中的に啓発を行いました。雑がみの分別・再資源化は、燃やすごみの減量化に最も貢献できると考えておりますので、今後も継続します。	無	市民説明会
22	-		広報あさかにおいて、「ごみ」に関する記事が少ないため、市にとってごみは優先課題ではないように感じる。もっと様々な情報媒体を活用して周知すべきではないか。	広報あさかでは、適宜ごみに関する周知を行っていますが、十分ではないと考えています。様々な媒体や機会を通じて、市民への周知をより一層図っていきたくと考えています。	無	市民説明会
23	-		地元の事業者・スーパー等と連携して、ポイント還元やポイント付与等の取り組みを導入してはどうか。	ポイント還元やポイント付与等の取り組みは、現在民間で既に導入されています。本市は、資源回収ボックス設置店舗の紹介などを通じて、事業者の取組を支援していきます。	無	市民説明会
24	84		食品ロスについて、子ども食堂であれば、期限間近の食品でも使い切ることができる。そういう取り組みを実施してはどうか。	リサイクルプラザにおいて不用になった食品を回収し、市内の子ども食堂に配布しています。今後もこの事業を継続していきます。	無	市民説明会
25	-	その他	「資源とゴミの分け方・出し方」では、歯磨き粉のチューブは燃やすごみになっている。一方、製品が入った箱には「プラスチック」の表示があり、ごみとしての排出方法に迷う。住民は迷ったら、燃やすごみに出してしまう。	基本的には、汚れや臭いが取れないもの、加工しているものは再資源化できないため、「燃やすごみ」として排出していただきますようお願いいたします。	無	市民説明会
26	-		収集日、ごみは朝8時30分までに集積所へ出すようにとのことだが、出してもなかなか回収に来ず、6～7時間ごみを出しっぱなしになっていることもある。収集時間を早められないか。	市内の集積所は約5,500箇所あり、毎年約100箇所程度増えております。収集は朝8時30分に開始していますが、出されたごみの量によっては、収集が遅くなってしまうことがあります。効率的な収集作業に努めていますので、ご理解をお願いします。	無	市民説明会
27	2	第1編 計画概要と地域特性 第1章 計画策定の趣旨 1 計画策定の目的	例えば2ページにある、朝霞市(以下「本市」といいます。))は、(「以下「本市」という。))が正しい表記です。	「～という。」に修正します。	有	職員コメント
28	28	第2編 ごみ処理基本計画 第1章 ごみ処理の現況 4 ごみ処理の実績	達成見込の評価の考え方を説明してください。 ごみ排出量、生活系ごみ排出量:△	△の定義として、「目標は達成できなかったが数値は改善した」としています。この2つの指標は、人口が増加したにもかかわらず、微増にとどまったことで改善したと評価しています。	無	職員コメント
29	40	第2編 ごみ処理基本計画 第1章 ごみ処理の現況 7 施策の評価	施策の修正 (1)排出抑制計画 (イ)「事業者への意識啓発・セミナーの開催」または「事業者への意識啓発」のどちらが正しいか	施策名として「事業者への意識啓発・セミナーの開催」が正しいため、P43の表の表記を修正します。	有	職員コメント
30	41～ 49		表2-2-1中 実施状況の文言修正:「R2」→「令和2年」 令和をRと略称すると、3Rと間違えやすい。	「令和2年度」との表記に修正して誤読を防止します。	有	職員コメント
31	44	第2編 ごみ処理基本計画 第1章 ごみ処理の現況 7 施策の評価	集団資源回収活動の促進:△ 考え方を説明してください。	登録団体増加の活動は種々実施したものの、結果として団体数や回収量は減っているため、△としました。	無	職員コメント
32	45	表2-21 施策の実施状況及び評価	紙類の再資源化の促進 実施状況で「未実施」とあるが、調査・検討していれば「検討中」という表記でも良いと思います。	「ペーパーリサイクル先進地の調査」は、「啓発方法などの調査を継続中」と改めます。	有	職員コメント
33	47		収集・運搬に係る契約の手法の検討 実施状況で「未実施」とあるが、検討していれば「検討中」という表記でも良いと思います。	入札実施の可否を検討した結果、現状の形態を維持しています。このため、「契約方法について検討した結果、現行の契約形態を維持」に改めます。	有	職員コメント

No.	頁	見出し等	コメント	市の考え・対応	修正の有・無	区分
34	60	第2編 ごみ処理基本計画 第3章 ごみ処理基本計画	⑦ 3R活動の普及啓発【拡大】 「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」を削除	表現が煩雑となるため、削除します。	有	職員コメント
35	61	4 施策体系	②クリーンセンター見学の「受入」→「受け入れ」 クリーンセンター見学 → クリーンセンターの見学	ご指摘のとおり修正します。	有	職員コメント
36	83	第3編 食品ロス削減推進計画 第4章 食品ロス削減推進計画 3 計画目標	食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合 どのようにして割合を出すのか教えてください。	中間見直しや次期計画策定時にも市民アンケートを実施し、割合を求める方向で考えています。	無	職員コメント
37	85	第3編 食品ロス削減推進計画 第4章 食品ロス削減推進計画 4 施策体系	事業所に対する指導【新規】 どのように検査・指導するのか教えてください。	事業系一般廃棄物減量等計画書では、ごみの種類ごとに処分の方法を記載することとなっています。また、立入検査でも食品廃棄物の処分方法を把握できます。例えば単純焼却している場合、民間のたい肥プラントを紹介するなどの指導が考えられます。	無	職員コメント
38	106～ 194	資料編	資料編のボリュームが多すぎる。	冊子として取りまとめる資料編は、最小限の内容とします。資料編の全体は、市ホームページで公開します。	有	職員コメント
39	14	第2編 ごみ処理基本計画	ごみ処理フローの年度を「令和4(2022)年度」→ 「令和5(2023)年度」に修正します。		有	事務局修正
40	14	第1章 ごみ処理の現況 3 ごみ処理フロー	ごみ焼却処理施設からの矢印に「焼却残渣」と追記します。 また、粗大ごみ処理施設からの矢印の先について「埋立(不燃残渣)」と追記します。粗大ごみ処理施設からごみ焼却処理施設への矢印に「可燃残渣」と追記します。		有	事務局修正
41	55	第2編 ごみ処理基本計画	図2-25 ごみ排出量 計算誤りのため、目標値を修正します。例)令和15年度は 31,881tから31,892tになります。		有	事務局修正
42	56	第3章 ごみ処理基本計画 3 ごみ減量化・資源化目標	図2-28 リサイクル率 計算誤りのため、目標値を修正します。例)令和15年度は 40.4%から37.7%になります。		有	事務局修正
43	57		表2-23 ごみ減量化・資源化の数値目標 上記計算誤りの修正内容を反映しています。		有	事務局修正
44	63	第2編 ごみ処理基本計画 第3章 ごみ処理基本計画 4 施策体系	(工)「①資源回収ボックス設置店舗の周知」は削除。P.61 の(カ)「③資源回収ボックス設置店舗の周知」と重複する ため。		有	事務局修正
45	73	第3編 食品ロス削減推進計画 第1章 計画策定の趣旨 1 計画策定の目的	「図3-1 食品ロスの発生量の推移」に「2030年度半減目標(489)」と記載がありますが、説明が無いため、表外に 注釈として「※2030年度までに2000年度比の半減、すなわち489万トンとする目標が定められています。」を追 記します。		有	事務局修正
46	95	第4編 生活排水処理基本計画 第1章 生活排水処理の現況 3 施策の評価	表4-8中、「浄化槽の適正な維持管理の指導」で、実態に応 じた施策実施状況に修正します。		有	事務局修正

No.	頁	見出し等	コメント	市の考え・対応	修正の有・無	区分
47	96	第4編 生活排水処理基本計画 第2章 生活排水処理の課題	(1)生活排水処理の課題 本文2行目 「～(中略)～、約2.0%が単独処理浄化槽～」とありますが、正しくは「約1.4%」ですので、修正します。		有	事務局修正

第6次  
朝霞市一般廃棄物処理基本計画  
(最終案)

令和6（2024）年1月

朝霞市





# 目 次

<b>第1編 計画概要と地域特性</b> .....	<b>1</b>
第1章 計画策定の趣旨.....	2
1 計画策定の目的.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の対象区域.....	4
4 計画の対象とする廃棄物.....	4
5 計画目標年度.....	4
6 SDGsの視点を踏まえた施策の推進.....	5
第2章 本市の地域概況.....	6
1 地理的・地形的特性.....	6
2 人口・世帯の推移.....	7
3 産業別就業人口の推移.....	8
4 事業所数.....	9
5 土地利用の推移.....	9
6 将来人口.....	10
<b>第2編 ごみ処理基本計画</b> .....	<b>11</b>
第1章 ごみ処理の現況.....	12
1 用語の定義.....	12
2 生活系ごみの分別区分.....	13
3 ごみ処理フロー.....	14
4 ごみ処理の実績.....	15
5 関連法令、計画.....	29
6 類似自治体との比較.....	38
7 施策の評価.....	40
第2章 ごみ処理の課題.....	50
第3章 ごみ処理基本計画.....	52
1 基本理念.....	52
2 基本方針.....	53
3 ごみ減量化・資源化目標.....	54
4 施策体系.....	58
5 各主体の役割.....	71
<b>第3編 食品ロス削減推進計画</b> .....	<b>72</b>
第1章 計画策定の趣旨.....	73
1 計画策定の目的.....	73
2 計画の位置付け.....	74
3 関連法令、計画.....	74

第2章 食品ロスの現況	77
1 用語の定義	77
2 食品ロス量の実績	77
3 食品ロス削減に関するアンケート調査結果	79
第3章 食品ロスの課題	81
第4章 食品ロス削減推進計画	82
1 基本理念	82
2 基本方針	82
3 計画目標	82
4 施策体系	84
5 各主体の役割	86
<b>第4編 生活排水処理基本計画</b>	<b>87</b>
第1章 生活排水処理の現況	88
1 生活排水処理の現況	88
2 関連法令、計画	92
3 施策の評価	94
第2章 生活排水処理の課題	96
第3章 生活排水処理基本計画	97
1 基本理念	97
2 基本方針	97
3 計画目標	97
4 施策体系	99
5 各主体の役割	102
<b>第5編 計画の進行管理</b>	<b>103</b>
第1章 計画の進行管理	104
<b>資 料 編</b>	<b>106</b>
1 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の策定経過	107
2 朝霞市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	109
3 ごみに関するアンケート	110
4 ごみに関するワークショップ（市民意見交換会）	110
5 市民環境団体ヒアリング	111
6 パブリック・コメント	111
7 市民説明会	111
8 用語の解説	112

## 第1編 計画概要と地域特性

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の目的

朝霞市（以下「本市」という。）は、平成26（2014）年3月に平成35（2023）年度までを計画期間とする第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、平成31（2019）年3月に改定を行い、この計画に基づき、循環型社会の形成に向けた各種施策を実施してきました。一方、本市が保有するごみ処理施設は、竣工後約30年を経過して全体的に老朽化が進んでおり、施設の更新が喫緊の課題となっています。

そのような中で、同様の課題を抱える和光市と共同でごみ処理を行うことで、それぞれが単独で施設を更新するよりもエネルギー面や経済面で効率よく施設整備ができる可能性があることから、平成30（2018）年8月に、本市及び和光市で「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」を締結し、協議を重ねてきました。この基本合意書に基づき、ごみ処理の広域化に向けた検討を進めた結果、令和2（2020）年5月に、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会により「ごみ処理広域化基本構想」が策定され、和光市内を候補地として、ごみ広域処理施設を建設することになりました。令和2（2020）年10月には、事業主体となる「朝霞和光資源循環組合」が設立され、令和4（2022）年9月に、ごみ広域処理施設の整備に関する前提条件や基本方針などを取りまとめた「ごみ広域処理施設整備基本計画」が策定されました。現在、令和12（2030）年の施設稼働開始を目標として、事業を進めています。ごみ処理広域化により、ごみの排出から収集運搬、中間処理、再資源化、最終処分といった本市のごみ処理体制は、大きな転換期を迎えることとなります。

第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）（以下「本計画」という。）は、前計画の経緯、廃棄物をめぐる社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域における一般廃棄物処理の動向や市民の要望、さらに、ごみ処理広域化の状況などを踏まえるとともに、第5次朝霞市総合計画後期基本計画（令和3（2021）年3月策定）や第3次朝霞市環境基本計画（令和4（2022）年3月策定）等の関連計画と整合を図りつつ、本市において一般廃棄物を適正かつ効率的に処理するための目指すべき方向を定めた“羅針盤”として策定するものです。

## 2 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

本計画は、本市が長期的・総合的な視点に立って、計画的なごみ及び生活排水の処理の推進を図るための基本方針を示すもので、本市の廃棄物処理行政における最上位計画と位置付けられています。本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなり、ごみ処理基本計画には、食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」という。)第13条で規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を内包することとします。また、各種法律や国及び県の関連計画等を踏まえるとともに、本市の関連計画等との整合を図るものとします(図 1-1)。

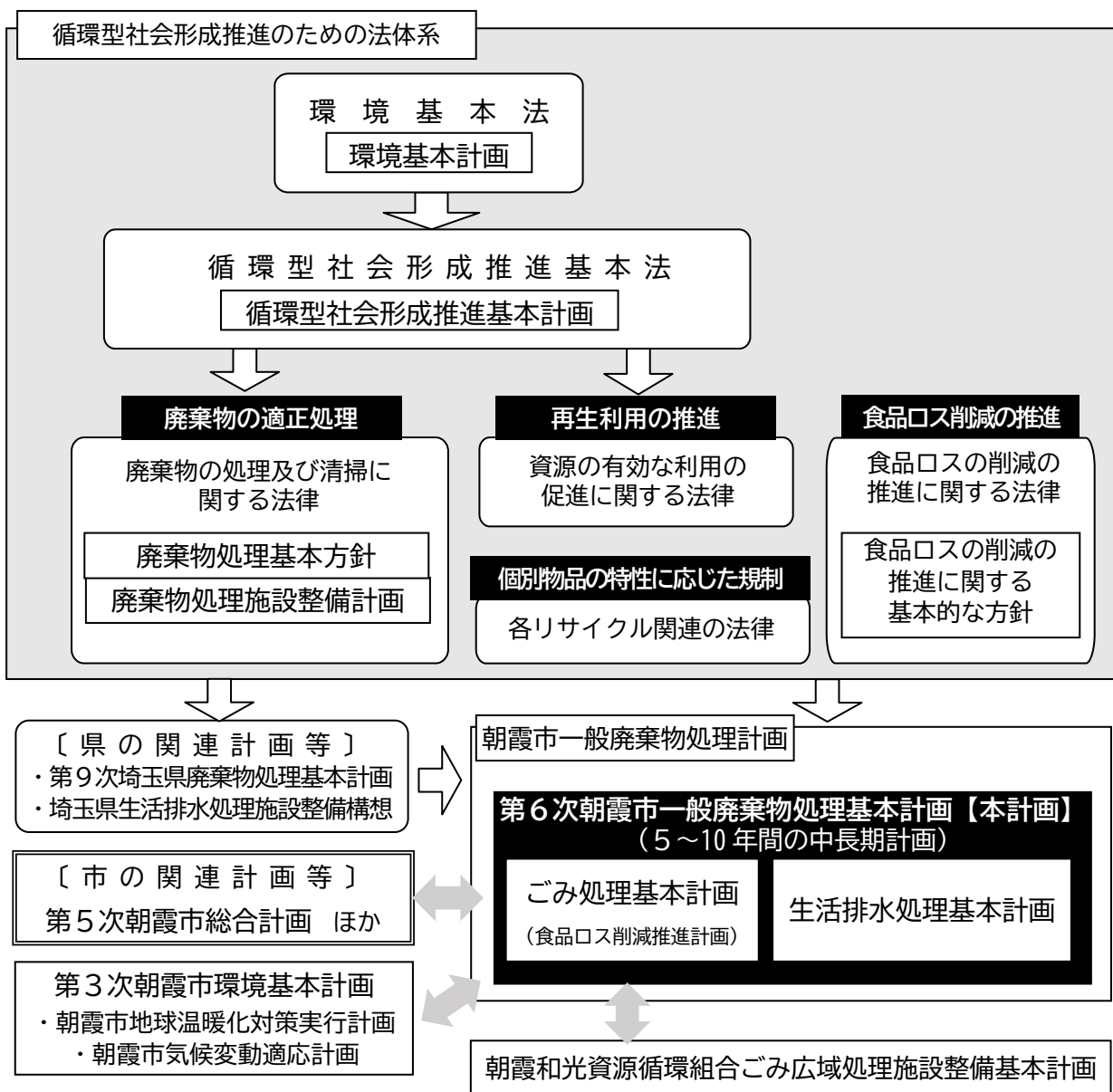


図 1-1 本計画の位置付け

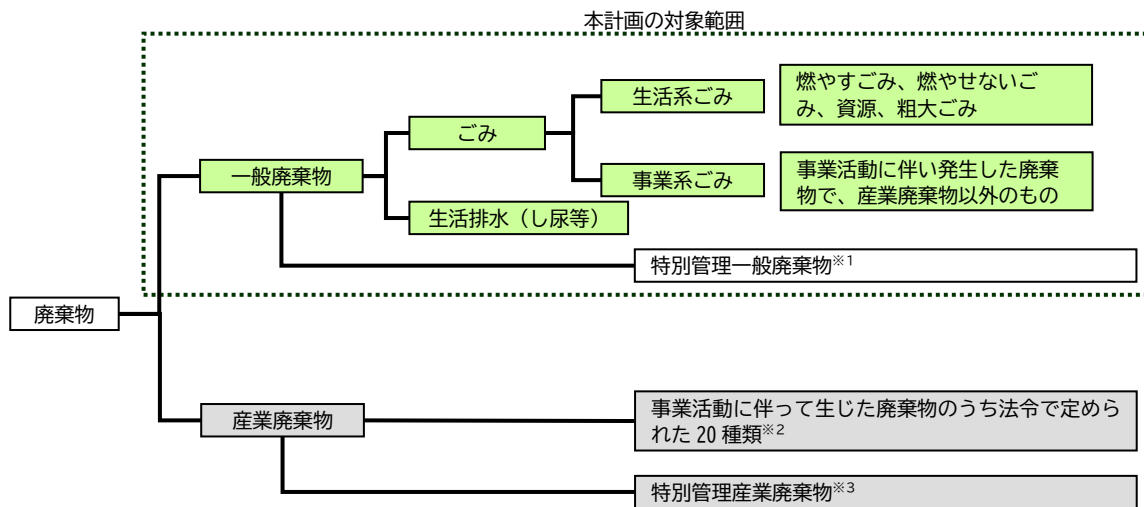
### 3 計画の対象区域

計画の対象区域は、本市全域とします。

### 4 計画の対象とする廃棄物

廃棄物の区分を図 1-2 に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている 20 種類のもの、輸入された廃棄物のことをいいます。

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」です。



- ※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（PCB使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）
- ※2：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、汚泥のコンクリート固化物など産業廃棄物を処分するために処理したもの
- ※3：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（有害物質を含む廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物など）

図 1-2 対象とする廃棄物

### 5 計画目標年度

本計画の計画目標年度を図 1-3 に示します。

本計画は、令和 6（2024）年度を初年度とし、10 年後の令和 15（2033）年度までを計画期間とします。計画期間中は、令和 10（2028）年度を中間目標年度とし、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとしします。



図 1-3 計画目標年度

## 6 SDGsの視点を踏まえた施策の推進

SDGs（エスディージーズ）とは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、令和12（2030）年を期限として、17のゴール（目標）（図1-4）と、それを実現するための169のターゲット（具体的な達成基準）で構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組むものです。

本計画では、施策ごとに関連するSDGsの17のゴール（目標）のアイコンを掲載することで、各施策とSDGsの関連性を明示し、各施策を推進していくことで、SDGsが掲げる理念や目標の実現を目指します。



出典：国際連合広報センターホームページ

図 1-4 SDGsの17のゴール（目標）



## 第2章 本市の地域概況

### 1 地理的・地形的特性

本市の地域概況図を図 1-5 に示します。

本市は、県庁所在地であるさいたま市から約 9 km、東京都心から約 20 km の距離にあり、市の南部が東京都練馬区と接する埼玉県南西部に位置しています。

本市の地形は、武蔵野台地と荒川低地に大別され、その間の斜面林に武蔵野の面影を残しています。また、荒川とほぼ並行して新河岸川が流れ、市の中央部には東西に黒目川が流れるなど、変化に富んだ地形となっています。

交通の面では、本市の南部を国道 254 号（川越街道）、東部の市境に隣接して東京外環自動車道が通り、高速道路に容易にアクセスすることができます。また、北西から南東の方向には都心と直結する東武東上線、南西から北東の方向にはさいたま市など県央地域と結ぶ J R 武蔵野線が走り、都市交通の重要な結節点となっています。



図 1-5 地域概況図

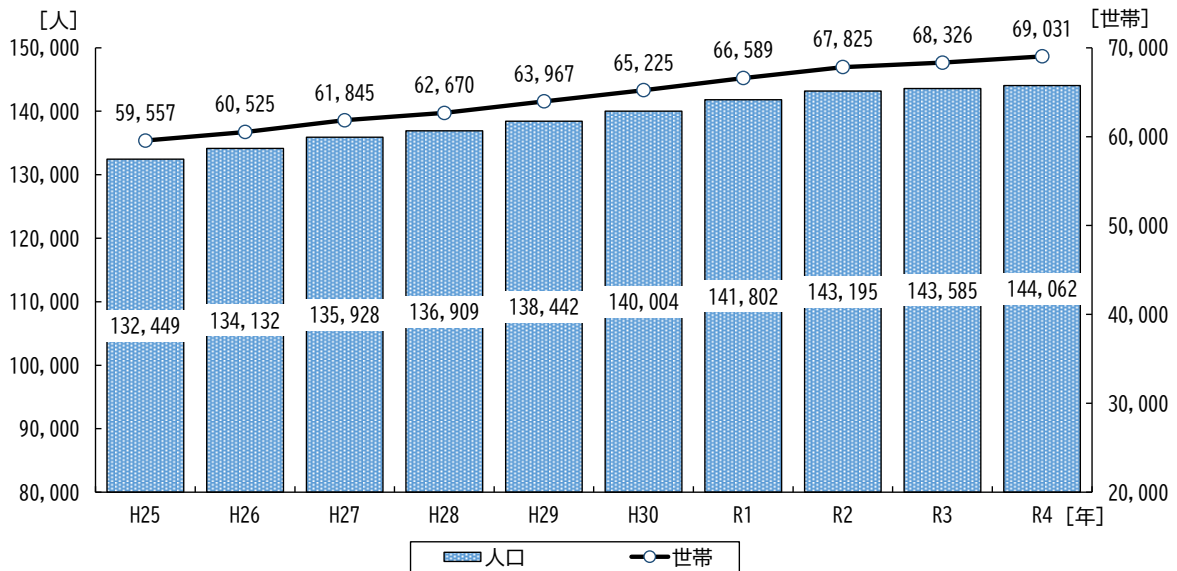
## 2 人口・世帯の推移

人口及び世帯の推移を図 1-6、年齢別人口構成比（3区分）の推移を図 1-7、人口ピラミッドを図 1-8に示します。

本市の人口は、増加傾向を示しており、平成 25（2013）年度に 132,449 人でしたが、令和 4（2022）年度には 144,062 人となり 11,613 人（約 9%）増加しています。

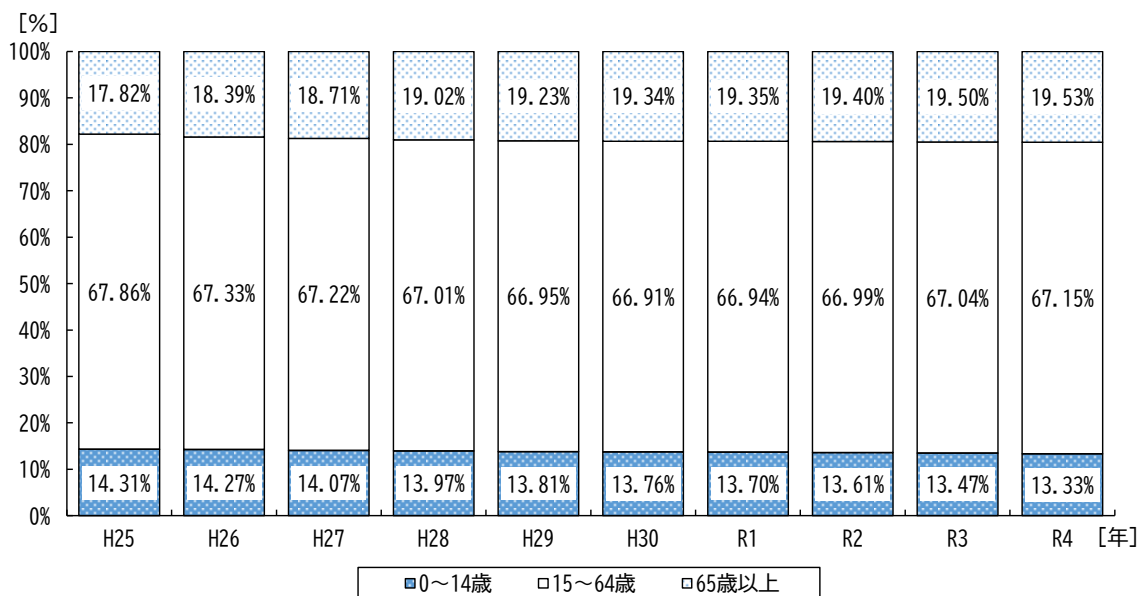
世帯数は、平成 25（2013）年度に 59,557 世帯でしたが、令和 4（2022）年度には 69,031 世帯となり 9,474 世帯（約 16%）増加しています。

年齢別人口では、65 歳以上が増加傾向にあるものの、令和 4（2022）年度においては男女とも 50 歳から 54 歳が最も多くなっています。



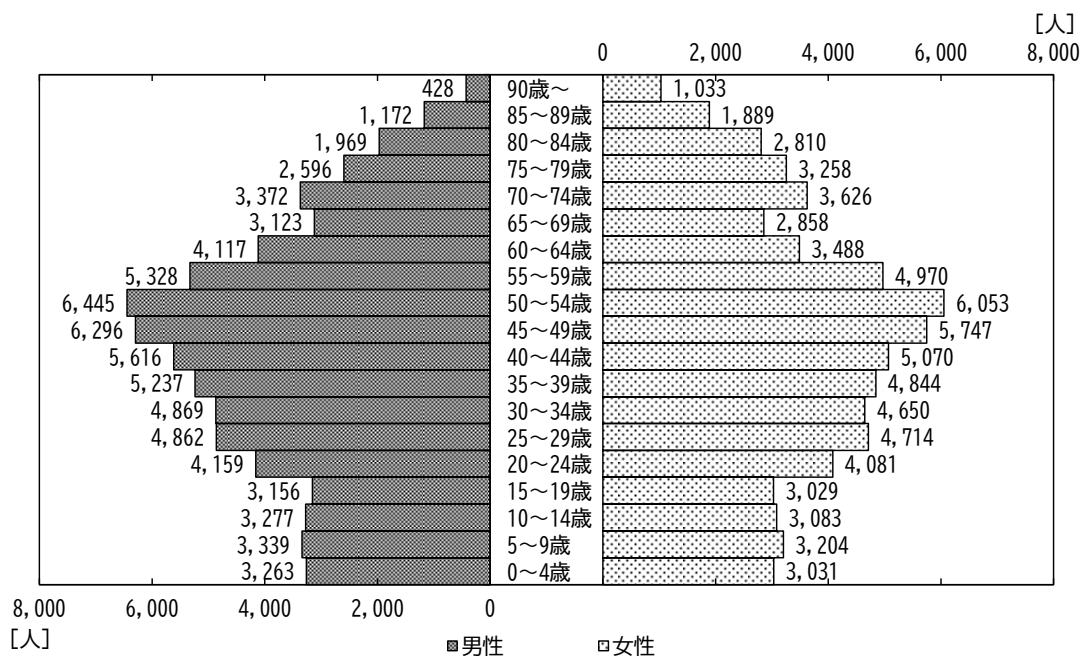
出典：令和 4 年版統計あさか（各年 1 月 1 日時点）

図 1-6 人口・世帯の推移



出典：令和 4 年版統計あさか（各年 1 月 1 日時点）

図 1-7 年齢別人口構成比（3区分）の推移



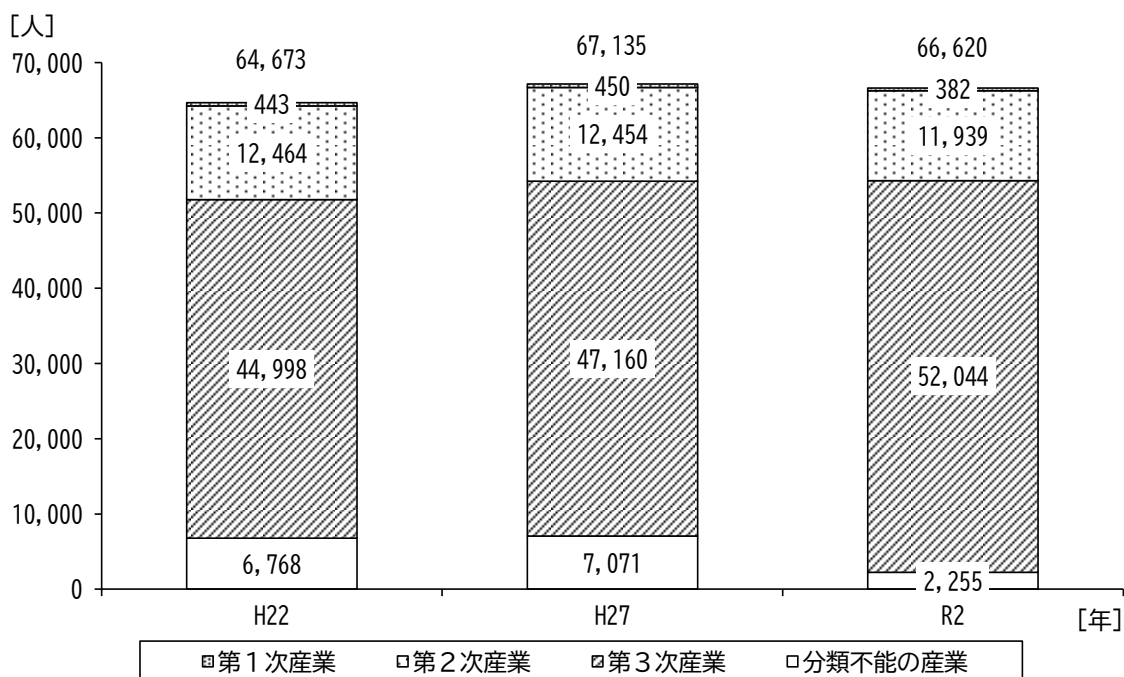
出典：令和4年版統計あさか（令和5年1月1日時点）

図 1-8 人口ピラミッド

### 3 産業別就業人口の推移

本市の産業別就業人口を図 1-9 に示します。

産業別就業人口は、平成 22（2010）年度の 64,673 人に対し、令和 2（2020）年度には 66,620 人となり、1,947 人（約 3%）増加しています。産業別にみると、平成 22（2010）年度に対し、令和 2（2020）年度は、第 1 次産業が約 14% 減少、第 2 次産業が約 4% 減少している一方、第 3 次産業は約 16% 増加しています。



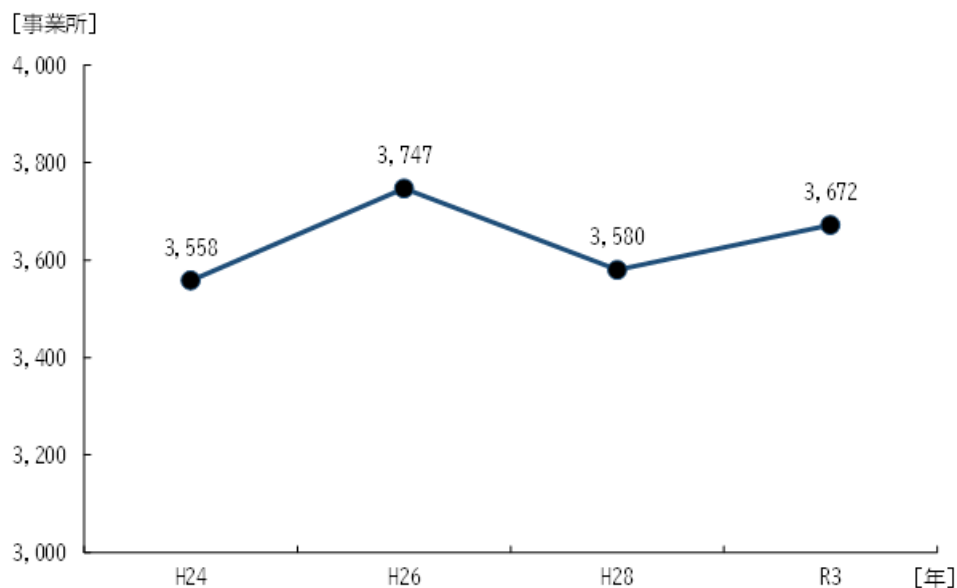
出典：平成 28 年版、令和 4 年版統計あさか（各年 10 月 1 日時点）

図 1-9 産業別就業人口の推移

## 4 事業所数

本市の事業所数の推移を図 1-10 に示します。

事業所数は、令和3（2021）年度には3,672 事業所となっています。



出典：平成27年版統計あさか、令和4年版統計あさか（平成24年は2月1日、平成26年は7月1日、平成28年は6月1日時点）

図 1-10 事業所数の推移

## 5 土地利用の推移

本市の土地利用の推移を表 1-1 に示します。

本市の総面積は1,834haで、田、畑、山林は減少傾向、宅地は増加傾向にあります。

表 1-1 土地利用（地目別面積）の推移

（各年1月1日時点 単位：ha）

年	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他 <sup>※</sup>
平成30年	1,834.0	28.9	187.1	729.6	1.5	28.9	5.0	248.9	604.1
令和元年	1,834.0	27.8	182.2	733.7	1.5	28.9	5.0	252.8	602.1
令和2年	1,834.0	26.6	179.6	735.9	1.5	28.6	4.9	254.7	602.2
令和3年	1,834.0	25.5	175.3	739.4	1.5	28.6	4.9	256.0	602.8
令和4年	1,834.0	25.0	172.5	744.5	1.5	28.3	4.9	254.8	602.5

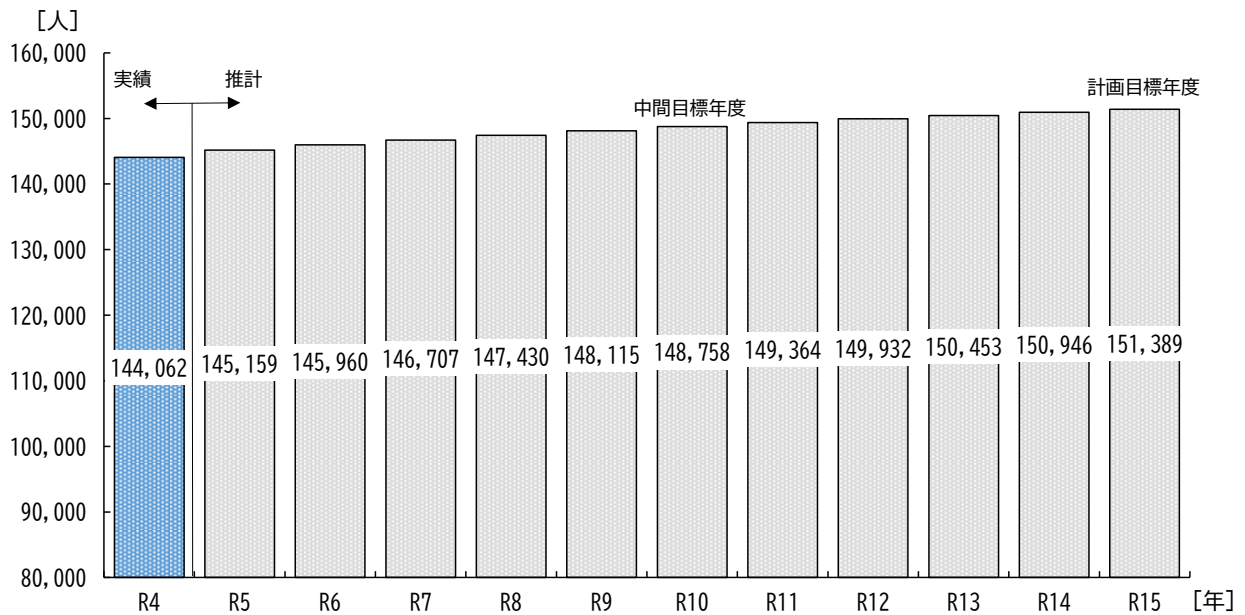
※「その他」とは、墓地、境内地、水道用地、用悪水路、公衆用道路及び公園等をいいます。

出典：令和4年版統計あさか

## 6 将来人口

本市の将来人口を図 1-11 に示します。

将来人口は、第5次朝霞市総合計画後期基本計画で定めた将来人口推計値に基づくものとし、令和10(2028)年度は148,758人、令和15(2033)年度は151,389人になると推計されています。



出典：第5次朝霞市総合計画後期基本計画に基づき作成

図 1-11 将来人口

## 第2編 ごみ処理基本計画

# 第1章 ごみ処理の現況

## 1 用語の定義

ごみ処理基本計画では、国の「循環型社会形成推進計画」及び「廃棄物処理基本方針」、県の「埼玉県廃棄物処理基本計画」、ならびに本市のごみ分別区分に基づき、図 2-1 のとおり用語を定義します。

一般廃棄物は、家庭など人の生活に伴って発生する「家庭ごみ」と事業活動に伴って生じる「事業系ごみ」の2つに分けられます。「生活系ごみ」は、「家庭ごみ」から集団資源回収を除いたものです。「家庭系ごみ」は、「生活系ごみ」から収集区分上の「資源」を除いたものです。

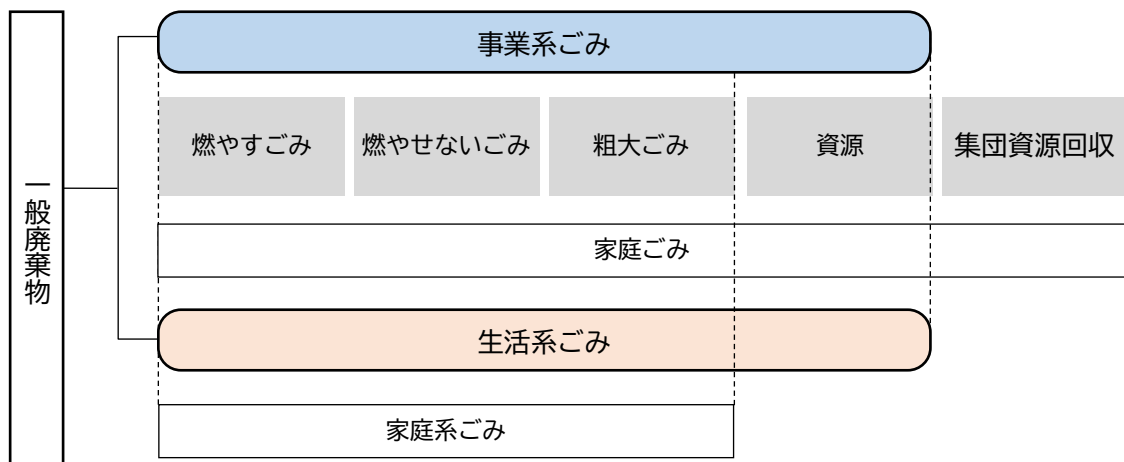


図 2-1 用語の定義

## 2 生活系ごみの分別区分

本市の生活系ごみの分別区分は、表 2-1 のとおりです。

表 2-1 生活系ごみの分別区分

分別品目		ごみの種類	排出容器	収集回数 排出場所
燃やすごみ		生ごみ、草木くず、おむつ、革、ゴム、汚れの取れないプラスチック製品など	透明袋、半透明袋	週2回 ごみ集積所
燃やせないごみ		陶器、ガラス、乳白色のびん、家電製品など	分別容器 (コンテナ)	週1回 ごみ集積所
粗大ごみ		1辺が50cm以上のもの	—	随時(予約制) 指定場所
資源	びん	飲料用びんなど	分別容器 (コンテナ)	週1回 ごみ集積所
	かん	飲料用かんなど	分別容器 (コンテナ)	
	ペットボトル	飲料用、酒用、しょうゆ用、みりん用など	分別容器 (コンテナ) 専用ネット	
	新聞	新聞、折込チラシ	ひもで結束	
	ダンボール	ダンボール	ひもで結束	
	紙パック	内側が白色、銀色のもの	ひもで結束	
	雑誌・雑がみ	雑誌、本、パンフレット、カタログ、紙箱類、厚紙など	ひもで結束 雑がみは、紙袋 または透明袋も 可	
	布類	衣料類、肌着、毛布など	透明袋	
	プラスチック資源	容器包装類、プラスチックのみの製品	透明袋、半透明袋	
有害ごみ		蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計、カセットボンベ、スプレー缶、ライターなど	透明袋	



### 3 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フロー（令和5（2023）年度）は、図 2-2 のとおりです。

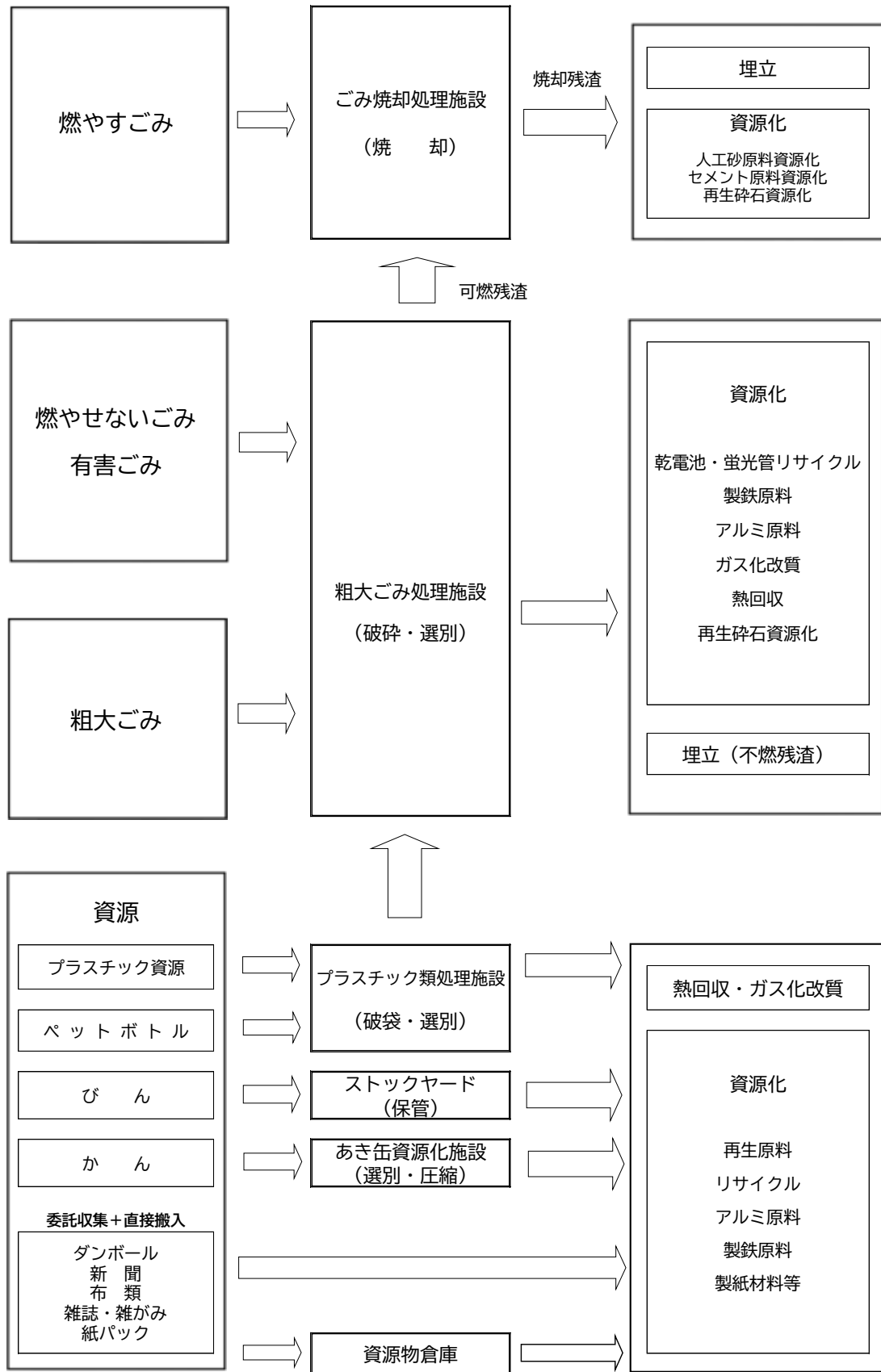


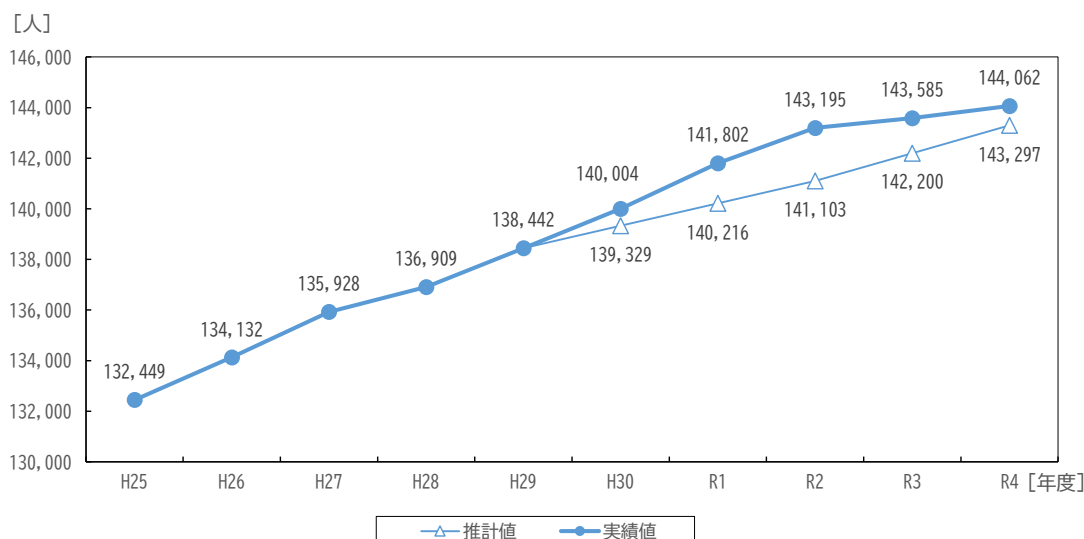
図 2-2 ごみ処理フロー（令和5（2023）年度）

## 4 ごみ処理の実績

過去10年間（平成25（2013）年度～令和4（2022）年度）の人口推移、ごみ処理の実績を以下に示します。実績値は、前計画における目標値（以下「前計画目標値」という。）または国及び県の平均値との比較を行いました。

### (1) 人口

人口の推計値との比較を図2-3に示します。人口は、平成25（2013）年度以降増加傾向にあり、令和4（2022）年度は144,062人で推計値を765人（約0.5%）上回っています。



※人口は、各年度1月1日時点の数値です。

図 2-3 人口（推計値との比較）

### (2) ごみ排出量

#### 1) ごみ排出量

ごみ排出量の実績値を図2-4に示します。ごみ排出量は、平成25（2013）年度以降減少傾向にありましたが、令和元（2019）年度に増加に転じ、令和3（2021）年度以降は再び減少傾向にあります。排出量の割合は、家庭ごみの約8割に対し、事業系ごみは約2割となっており、過去10年間においてほぼ同様の傾向を示しています。

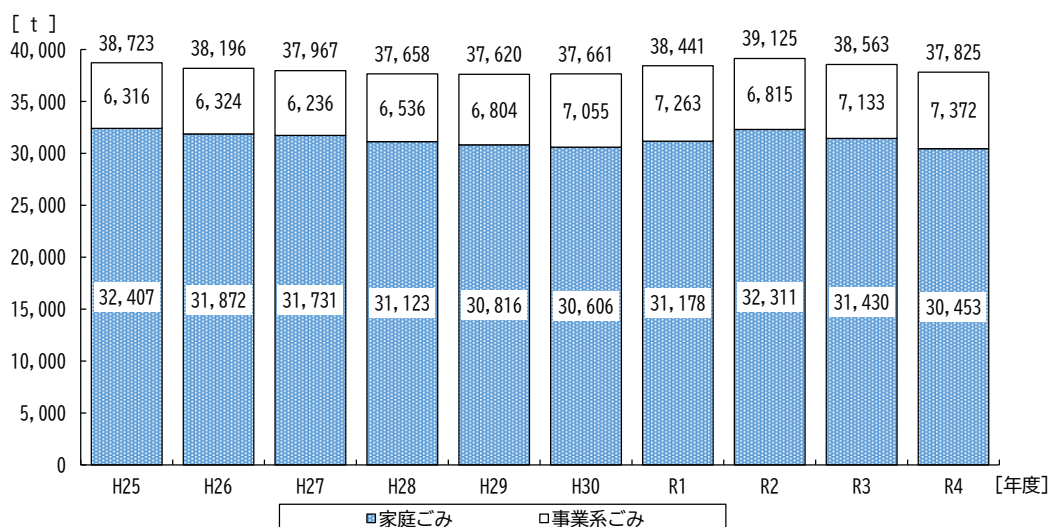


図 2-4 ごみ排出量

## 2) ごみ排出量

ごみ排出量の前計画目標値との比較を図 2-5 に示します。

ごみ排出量は、平成 29 (2017) 年度までは減少傾向にありましたが、平成 30 (2018) 年度に増加に転じました。令和 2 (2020) 年度をピークに減少に転じたものの、令和 4 (2022) 年度の実績値は、前計画目標値を 4,018 t (約 12%) 上回っています。

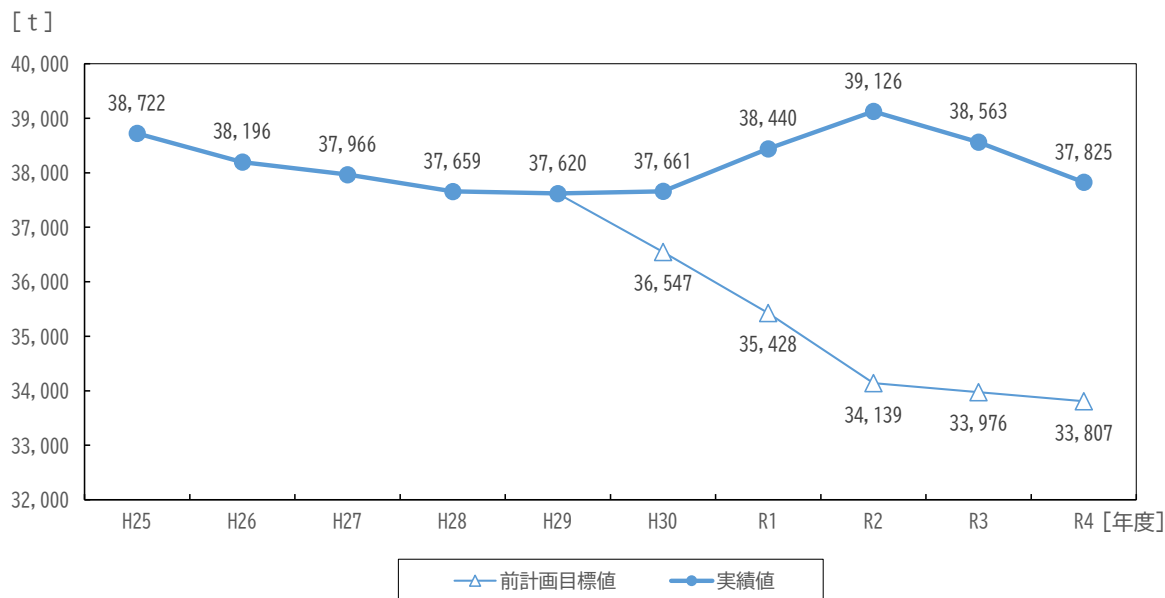
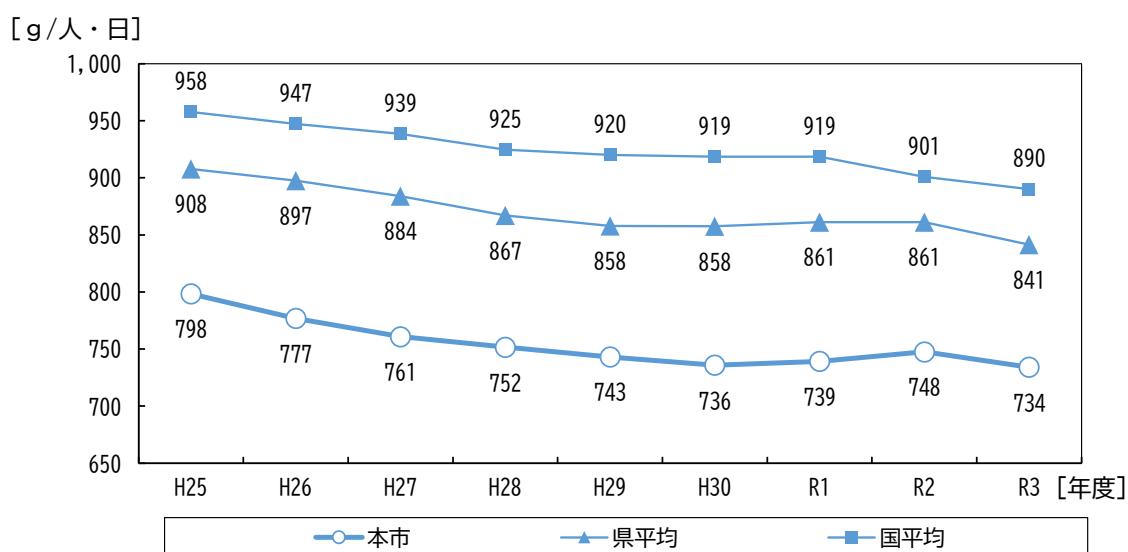


図 2-5 ごみ排出量 (前計画目標値との比較)

## 3) 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量の国及び県の平均値との比較を図 2-6 に示します。

1人1日当たりのごみ排出量は、国及び県の平均値を下回っており、令和 3 (2021) 年度の実績値は、国の平均値よりも 156 g/人・日、県の平均値よりも 107 g/人・日下回っています。



※国及び県の1人1日当たりのごみ排出量は、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査結果に基づきます。

図 2-6 1人1日当たりのごみ排出量 (国及び県の平均値との比較)

#### 4) 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の前計画目標値との比較を図 2-7 に示します。

生活系ごみ排出量は、平成 30（2018）年度までは減少傾向を示していましたが、令和元（2019）年度に増加に転じました。令和 2（2020）年度をピークに減少に転じたものの、令和 4（2022）年度の実績値は前計画目標値を 4,151 t（約 16%）上回っています。

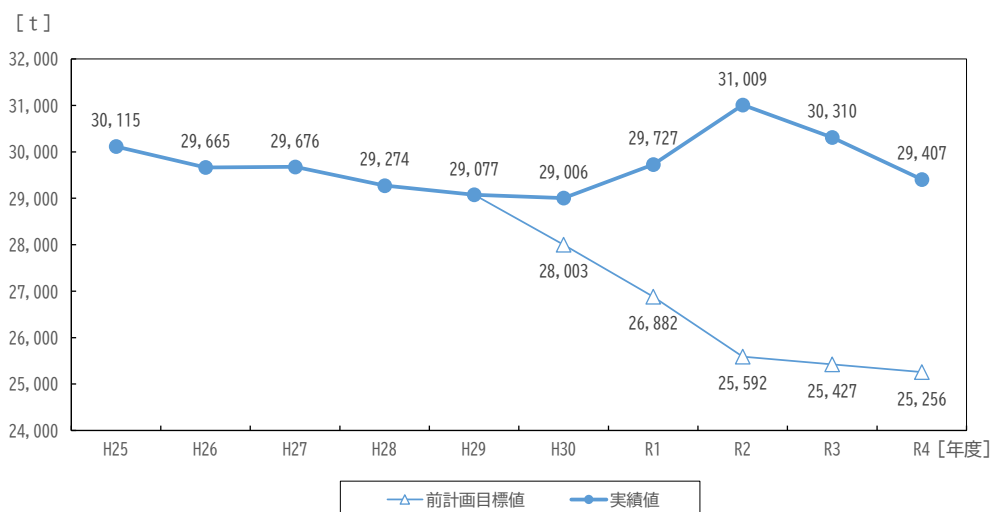
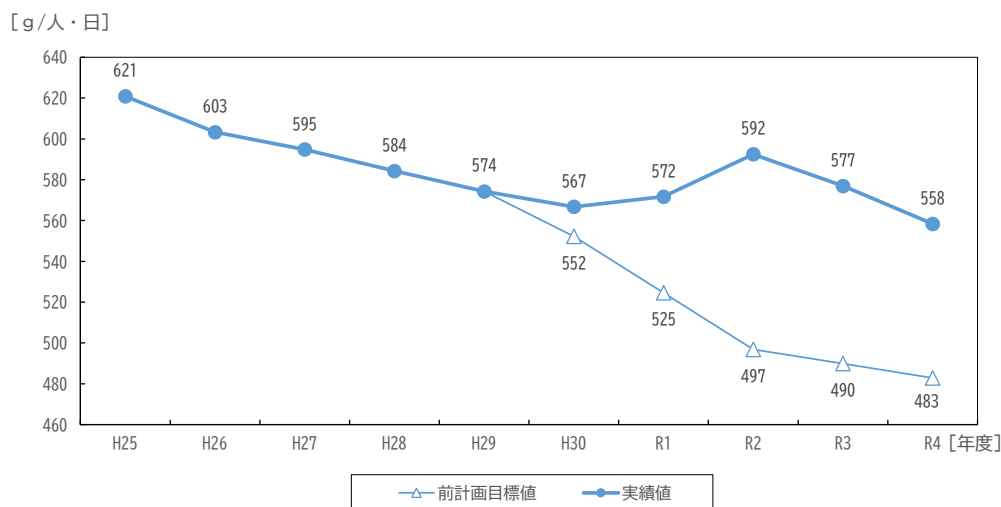


図 2-7 生活系ごみ排出量（前計画目標値との比較）

#### 5) 1人1日当たり生活系ごみ排出量

1人1日当たり生活系ごみ排出量の前計画目標値との比較を図 2-8 に示します。

1人1日当たり生活系ごみ排出量は、平成 30（2018）年度までは減少傾向を示していましたが、令和元（2019）年度に増加に転じました。令和 2（2020）年度をピークに減少傾向にあり、令和 4（2022）年度の実績値は、前計画目標値を 75 g/人・日（約 16%）上回りましたが、過去 10 年間で最小値となっています。



※1人1日当たり生活系ごみ排出量（g/人・日）

$$= \text{生活系ごみ排出量 (t/年)} \div \text{人口 (各年度1月1日現在) (人)} \div \text{年間日数 (日/年)} \times 10^6$$

図 2-8 1人1日当たり生活系ごみ排出量（前計画目標値との比較）

## 6) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の前計画目標値との比較を図 2-9 に示します。

事業系ごみ排出量は、平成 27 (2015) 年度以降増加傾向にあり、令和 2 (2020) 年度に一旦減少しましたが、令和 3 (2021) 年度は再び増加に転じました。令和 4 (2022) 年度の実績値は、前計画目標値を 568 t (約 8 %) 上回り、過去 10 年間で最大値となっています。

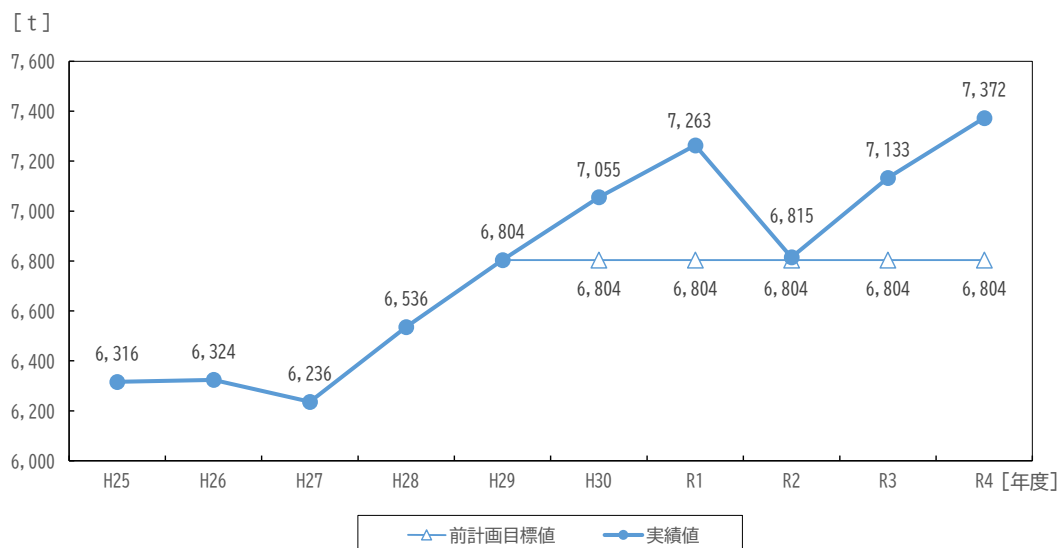


図 2-9 事業系ごみ排出量 (前計画目標値との比較)

### (3) 集団資源回収

#### 1) 集団資源回収量

集団資源回収量の前計画目標値との比較を図 2-10 に示します。

集団資源回収量は、平成 25 (2013) 年度以降減少傾向にあり、令和 4 (2022) 年度の実績値は 1,046 t で、前計画目標値を 701 t (約 40%) 下回っています。

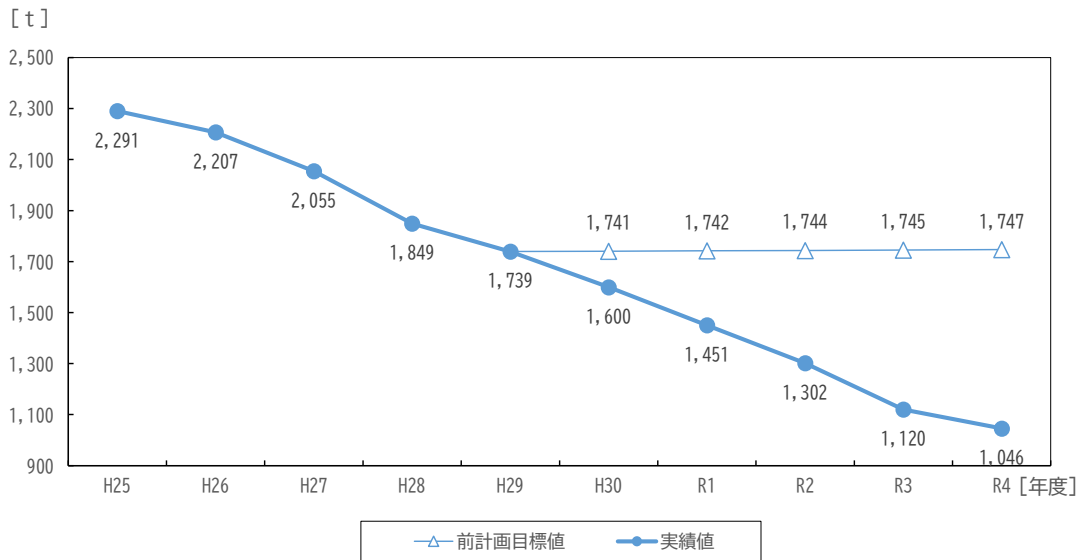
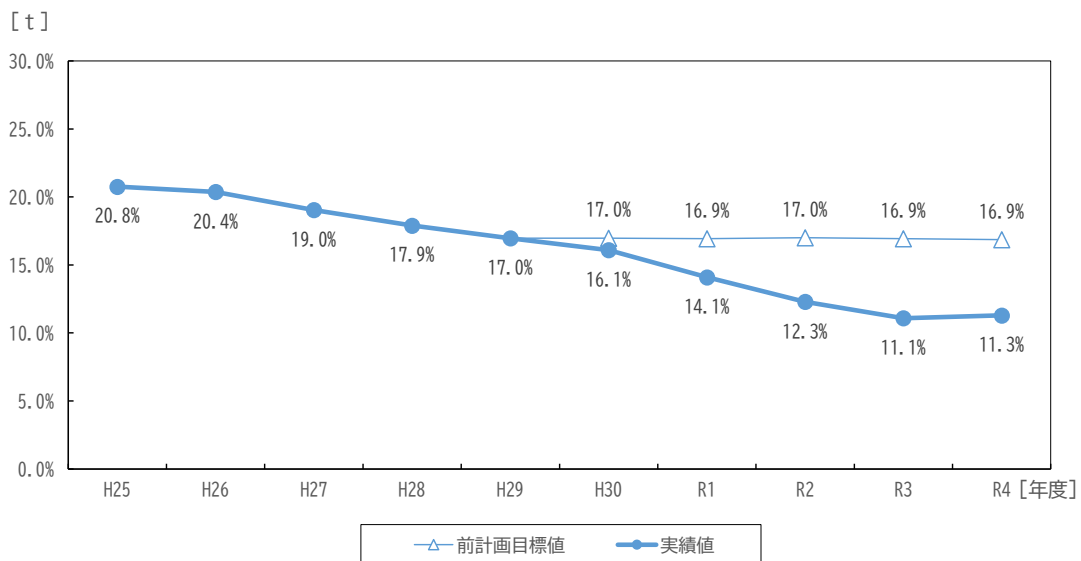


図 2-10 集団資源回収量 (前計画目標値との比較)

#### 2) 集団資源回収率

集団資源回収率の前計画目標値との比較を図 2-11 に示します。

集団資源回収率は、平成 25 (2013) 年度以降減少傾向にあり、令和 4 (2022) 年度の実績値は 11.3% で、前計画目標値を 5.6% 下回っています。



※集団資源回収率 = 集団資源回収量 ÷ (集団資源回収量 + 中間処理後リサイクル量) × 100

図 2-11 集団資源回収率 (前計画目標値との比較)

## (4) リサイクル

### 1) リサイクル量

リサイクル量の実績値を表 2-2 に示します。

リサイクル量は、平成 25 (2013) 年度から減少傾向にあり、令和元 (2019) 年度に増加に転じましたが、令和 2 (2020) 年度をピークに再び減少しています。令和 4 (2022) 年度のリサイクル量は 11,688 t で、過去 10 年間で最小値となっています。

表 2-2 リサイクル量

	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	単位										
リサイクル量	t/年	13,649	13,238	13,199	12,877	12,893	12,237	12,726	13,025	12,588	11,688
集团資源回収量	t/年	2,291	2,207	2,055	1,849	1,739	1,600	1,451	1,302	1,120	1,046
中間処理後リサイクル量	t/年	8,745	8,628	8,737	8,484	8,514	8,337	8,838	9,285	8,985	8,220
廃家電	t/年	1	2	0	1	0	0	0	1	0	1
磁性物	t/年	494	456	490	442	446	470	495	600	623	509
アルミガラ	t/年	8	8	6	8	8	12	17	26	25	26
プラスチック※1	t/年	2,211	2,309	2,454	2,425	2,518	2,469	2,805	2,892	2,796	2,361
ペットボトル	t/年	339	339	358	373	349	332	381	420	414	379
びん	t/年	1,023	1,018	1,031	991	990	931	909	983	988	923
無色	t/年	422	403	422	400	423	400	372	409	414	381
茶色	t/年	313	285	285	273	278	260	238	242	247	245
その他	t/年	288	330	324	318	289	271	300	331	326	296
かん	t/年	382	368	368	354	346	358	357	399	344	360
アルミ	t/年	195	200	206	210	205	221	222	256	249	232
スチール	t/年	187	168	162	144	141	137	135	143	95	128
ダンボール	t/年	982	989	1,026	1,042	1,075	1,070	1,130	1,347	1,347	1,290
新聞紙	t/年	1,066	916	855	811	764	635	569	479	452	430
布類	t/年	447	442	500	445	465	486	535	590	562	510
雑がみ	t/年	1,380	1,319	1,369	1,270	1,216	1,190	1,289	1,251	1,136	1,090
紙パック	t/年	3	5	2	2	1	1	1	2	3	6
自転車	t/年	48	49	48	47	53	51	56	58	58	51
コード、ステンレス、鉄くず	t/年	27	32	16	24	11	16	49	30	30	28
乾電池、蛍光管	t/年	15	14	11	10	11	9	7	8	22	20
布団	t/年	9	8	5	0	0	0	0	0	0	0
携帯電話	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
残渣ペットボトル	t/年	160	156	107	164	175	190	173	133	128	178
スプレー缶	t/年	35	46	39	38	38	36	39	41	45	39
小型家電品 (バッテリーを含む)	t/年	60	67	33	28	29	22	0	2	5	2
二次電池	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4
フロン類小型家電	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
残渣リサイクル量	t/年	2,613	2,403	2,408	2,544	2,639	2,301	2,438	2,438	2,482	2,422
焼却残渣	t/年	2,613	2,403	2,408	2,544	2,639	2,301	2,438	2,438	2,482	2,422
セメント原料化	t/年	760	661	613	564	502	340	490	386	419	416
人工砂原料化	t/年	1,854	1,742	1,245	1,191	1,346	1,111	1,164	1,233	1,231	1,192
再生砕石資源化※2	t/年	-	-	550	789	791	850	783	820	833	814
不燃残渣 (ガス化改質)	t/年	55	87	18	8	18	59	25	25	9	17
リサイクル率 (一般廃棄物処理事業実態調査)※3	%	35.5	34.7	34.7	34.2	34.1	32.3	33.4	33.7	33.0	31.2
リサイクル率 (本市基準)※4	%	28.5	28.4	28.4	27.4	27.3	26.4	26.8	27.1	26.2	24.5
再生利用率 (本市基準)※4	%	35.2	34.7	34.8	34.2	34.3	32.5	33.1	33.3	32.6	30.9

※1：プラスチックは、容器包装プラスチック、軟質プラスチック、廃プラスチックのリサイクル量の合計値です。

※2：平成 27 (2015) 年度より焼却残渣の再生砕石資源化、令和 4 (2022) 年度より不燃残渣の再生砕石資源化を行っています。

※3：リサイクル率 (一般廃棄物処理事業実態調査) とは、以下の式で算出される値です。

$$\text{リサイクル率} = (\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集团回収量}) \div (\text{ごみ処理量} + \text{集团回収量}) \times 100$$

※4：リサイクル率 (本市基準) 及び再生利用率 (本市基準) とは、以下の式で算出される値です。

$$\text{リサイクル率} = (\text{集团資源回収量} + \text{クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量}) \div \text{ごみ排出量}$$

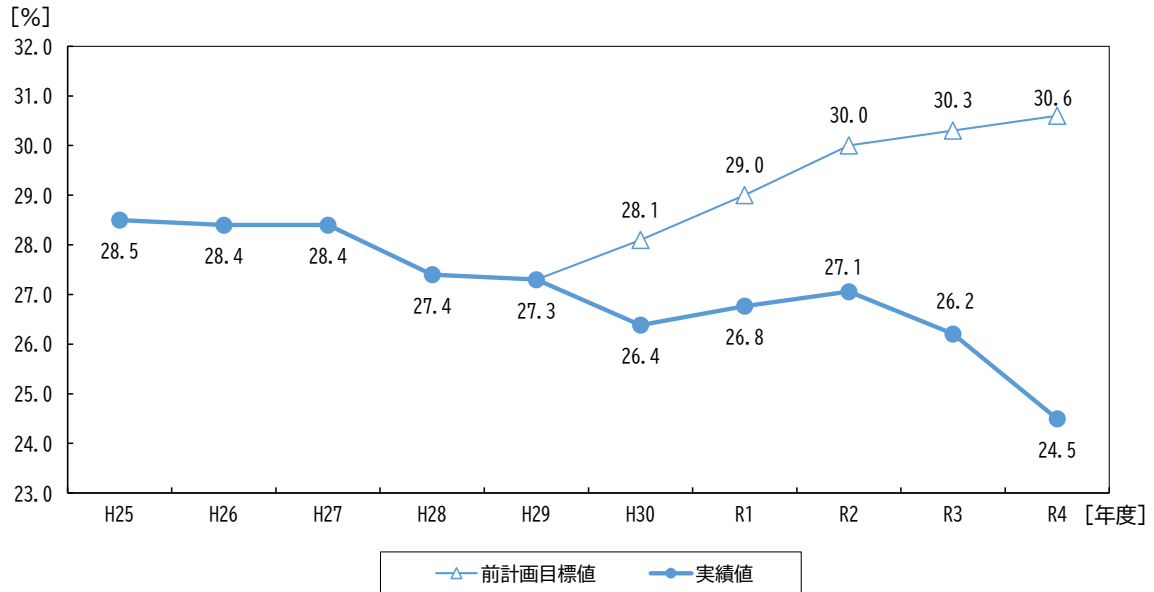
$$\text{再生利用率} = (\text{集团資源回収量} + \text{クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量} + \text{焼却残渣のリサイクル量}) \div \text{ごみ排出量}$$

## 2) リサイクル率（前計画目標値との比較）

リサイクル率の前計画目標値との比較を図 2-1 2 に、リサイクル率（集団資源回収量分）の前計画目標値との比較を図 2-1 3 に示します。

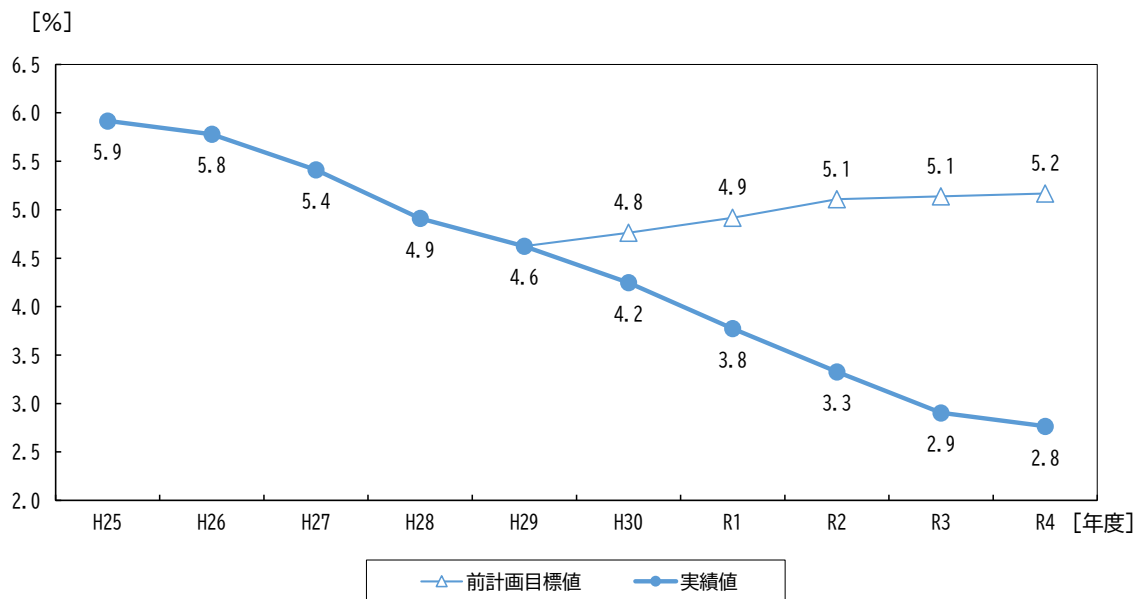
リサイクル率は、平成 30（2018）年度まで減少傾向にあり、令和元（2019）年度に増加に転じましたが、令和 2（2020）年度をピークに再び減少しました。令和 4（2022）年度の実績は 24.5% で、前計画目標値を 6.1% 下回り、過去 10 年間で最小値となっています。

また、リサイクル率（集団資源回収量分）は、平成 25（2013）年度以降減少傾向にあり、令和 4（2022）年度の実績値は、前計画目標値を 2.4% 下回っています。



※リサイクル率の算出は、本市の基準によります。

図 2-1 2 リサイクル率（前計画目標値との比較）



※リサイクル率（集団資源回収量分）とは、以下の式で算出される値で、本市の基準によるものです。  

$$\text{リサイクル率（集団資源回収量分）} = \text{集団資源回収量} \div \text{ごみ排出量}$$

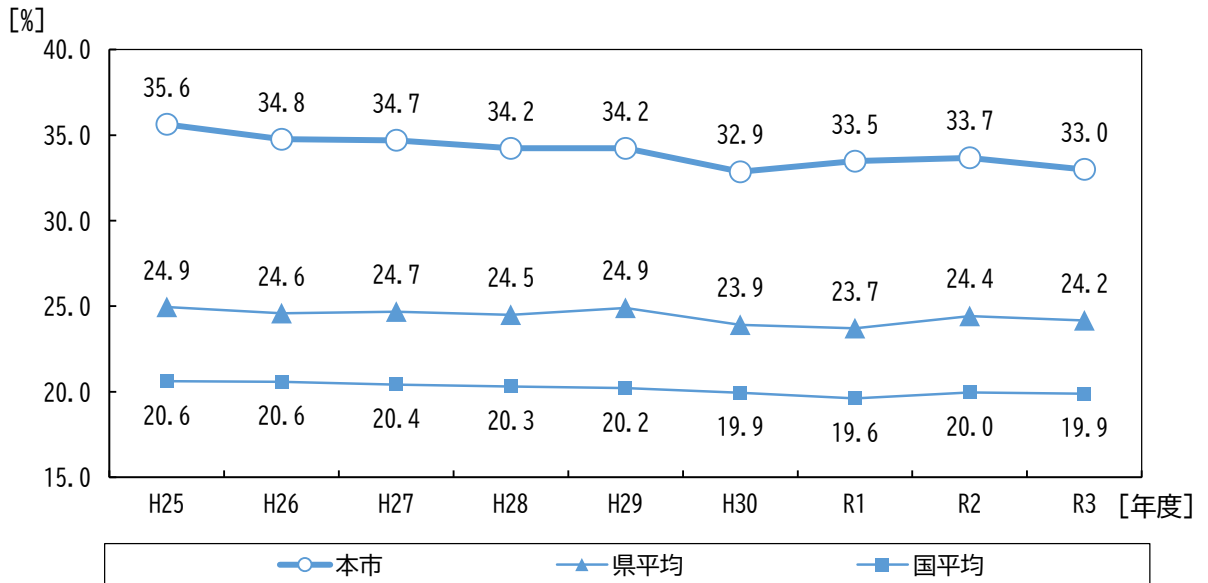
図 2-1 3 リサイクル率（集団資源回収量分）（前計画目標値との比較）



### 3) リサイクル率（国及び県との比較）

リサイクル率の国及び県との比較を図 2-14 に示します。

リサイクル率は、国及び県の平均値を上回っています。令和3（2021）年度の実績値は、国の平均値よりも13.1%、県の平均値より8.8%高い値となっています。



※令和4（2022）年度の国及び県のリサイクル率は、計画策定時点で公表されていないため、令和3（2021）年度の実績値に基づき比較します。

※国及び県のリサイクル率は、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査結果（以下の算定式）に基づきます。

リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

※本市のリサイクル率は、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査結果に基づく算定式で算定した結果です。

図 2-14 リサイクル率（国及び県との比較）

## (5) 収集・運搬

### 1) 収集・運搬体制

ごみの収集・運搬は、民間に委託しています。収集・運搬に際しては、日頃から安全運転を励行し、交通渋滞の回避、環境への負荷軽減に努めています。

### 2) 家庭ごみ訪問収集

高齢や障害などの理由により、集積所にごみを持ち出すことが困難で、身近な人の協力を得られない世帯を対象に、自宅からごみを回収する「家庭ごみ訪問収集事業」を実施しています。毎週1回訪問し、玄関先で、燃やすごみ、燃やせないごみ、資源（びん・かん・ペットボトル・プラスチック・新聞等）を一括で収集しています。

### 3) 収集・運搬量

収集・運搬量の実績値を図 2-15 に示します。

収集・運搬量は、平成 25（2013）年度以降ほぼ同水準で推移してきましたが、令和 2（2020）年度に燃やせないごみ及び粗大ごみの収集・運搬量の増加に伴い、過去 10 年間で最大値となり、以降減少傾向にあります。

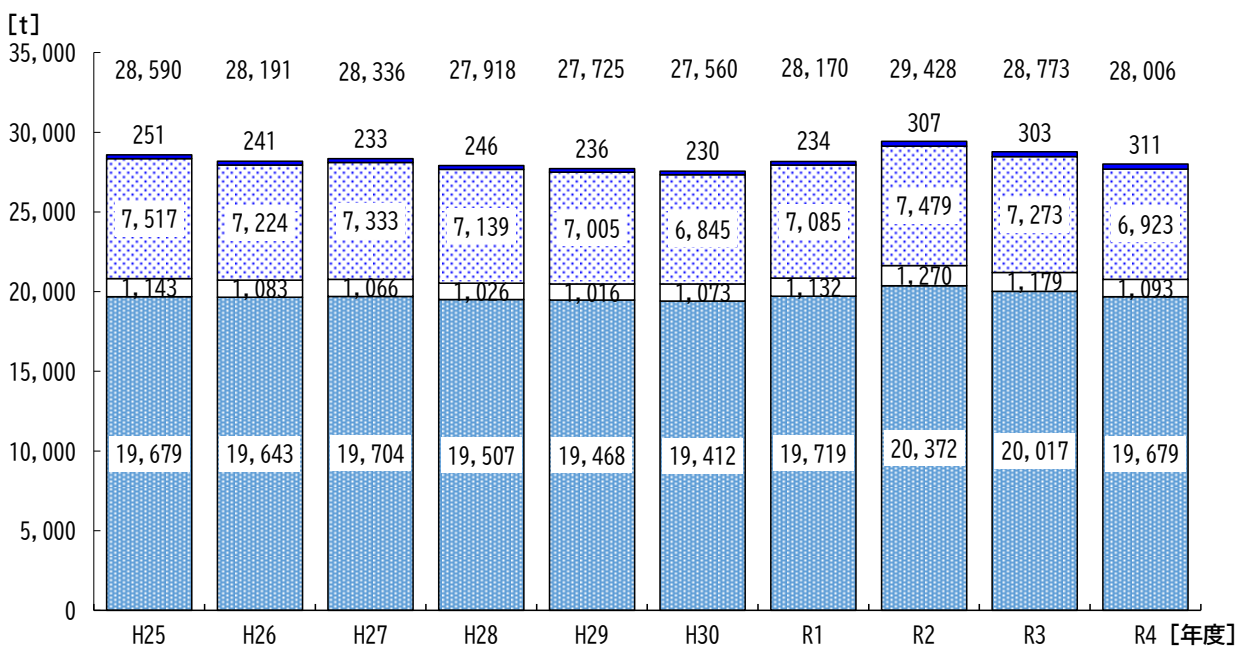


図 2-15 収集・運搬量

## (6) 中間処理

### 1) 処理施設の概要

本市が所有する中間処理施設の概要を、表 2-3～表 2-6に示します。

各処理施設は、竣工から相当な年数が経過し、老朽化が進んでいることから、定期整備工事や延命工事を実施し、適正な維持管理に努めています。

表 2-3 ごみ焼却処理施設

項目	内容
処理能力	120 t/日 (60 t /24 時間×2 炉)
処理方式	ストーカ式
竣工年月	平成 6 (1994) 年 12 月
運転管理	民間委託
処理内容	燃やすごみ及び他の処理施設で選別処理後の可燃物の焼却処理

表 2-4 粗大ごみ処理施設

項目	内容
処理能力	30 t/日 (5 時間)
処理方式	破碎・選別処理
竣工年月	昭和 59 (1984) 年 8 月
運転管理	民間委託
処理内容	燃やせないごみ及び粗大ごみを破碎し、可燃物、不燃物、資源 (鉄) に選別処理

表 2-5 あき缶資源化施設

項目	内容
処理能力	5 t/日 (5 時間)
処理方式	磁力選別処理・アルミ選別処理、圧縮処理
竣工年月	平成 9 (1997) 年 3 月
運転管理	民間委託
処理内容	あき缶をスチールとアルミに選別処理し、圧縮成型

表 2-6 プラスチック類処理施設

項目	内容
処理能力	13.2 t/日 (5 時間)
処理方式	手選別処理・圧縮処理
竣工年月	平成 21 (2009) 年 3 月
運転管理	民間委託
処理内容	ペットボトル、プラスチック類を選別処理し、圧縮成型

## 2) 焼却処理量

焼却処理量（ごみ焼却処理施設への搬入量）の実績値を図 2-16 に示します。

焼却処理量は、平成 25（2013）年度以降、増加傾向を示しています。

家庭系ごみの焼却処理量は、平成 30（2018）年度まで減少傾向にありましたが、令和元（2019）年度に増加に転じ、令和 2（2020）年度をピークに再び減少しています。

事業系ごみの焼却処理量は、平成 27（2015）年度以降増加傾向にあり、令和 2（2020）年度は一旦減少しましたが、令和 3（2021）年度に再び増加し、令和 4（2022）年度は過去 10 年間で最大値となっています。

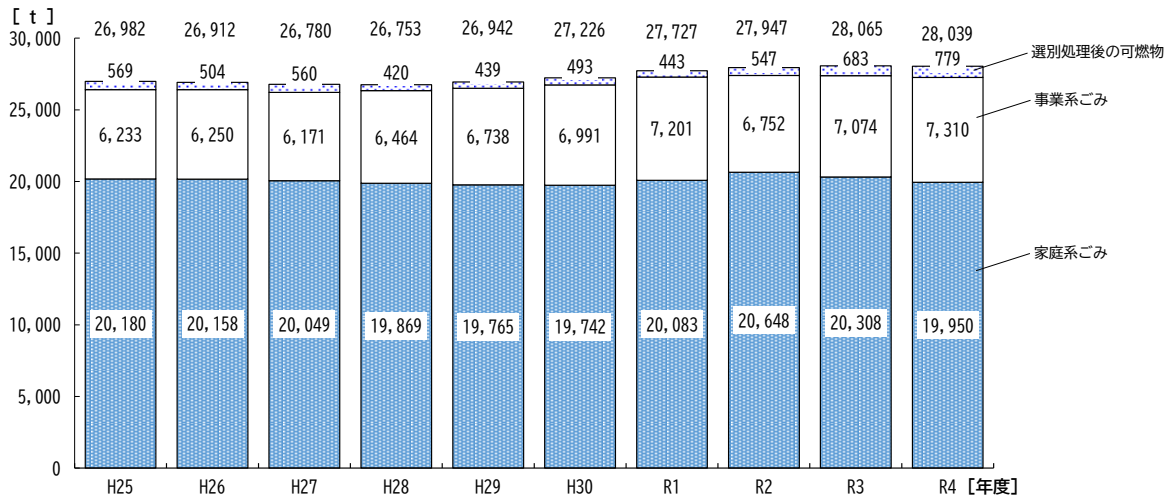


図 2-16 焼却処理量

## 3) 燃やすごみの組成

燃やすごみの組成を図 2-17 に示します。

ごみ焼却処理施設では、燃やすごみを対象に、ごみ質の調査を行っています。

令和 4（2022）年度においては、紙類が 36.7%、次いで厨芥類（生ごみ）が 22.5%、ビニール・プラスチック類が 18.4%を占めています。

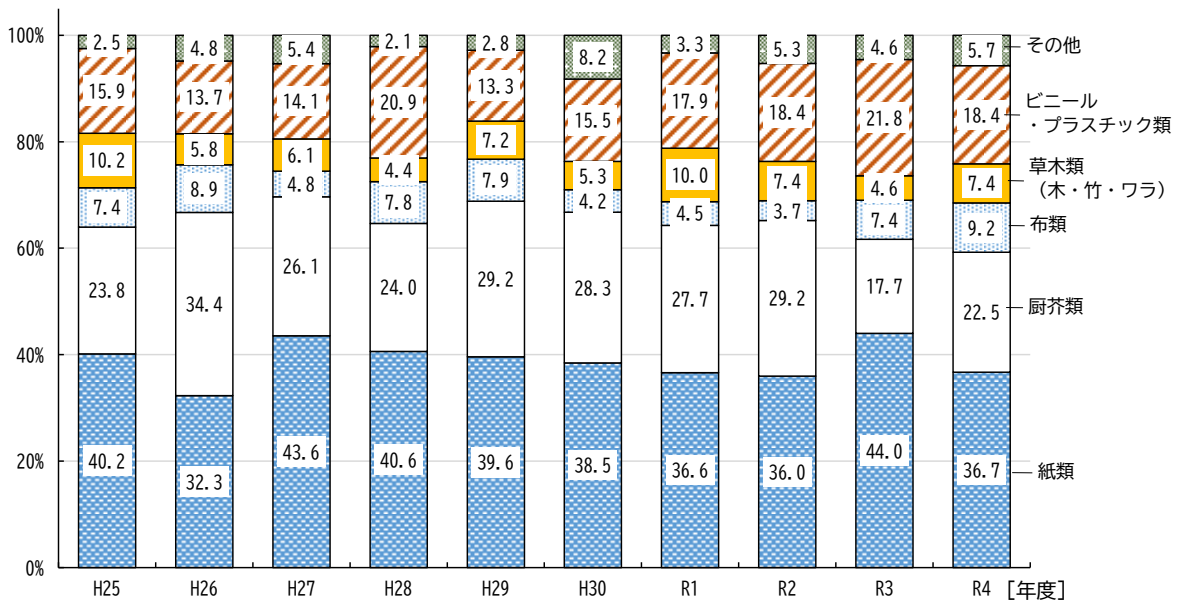


図 2-17 燃やすごみの組成

#### 4) 燃やせないごみ及び粗大ごみの処理量

燃やせないごみ及び粗大ごみの処理量を図 2-18 に示します。

燃やせないごみ及び粗大ごみの処理量は、平成 29 (2017) 年度以降、増加傾向を示しており、令和 2 (2020) 年度に過去 10 年間で最大値となりましたが、その後は減少に転じています。

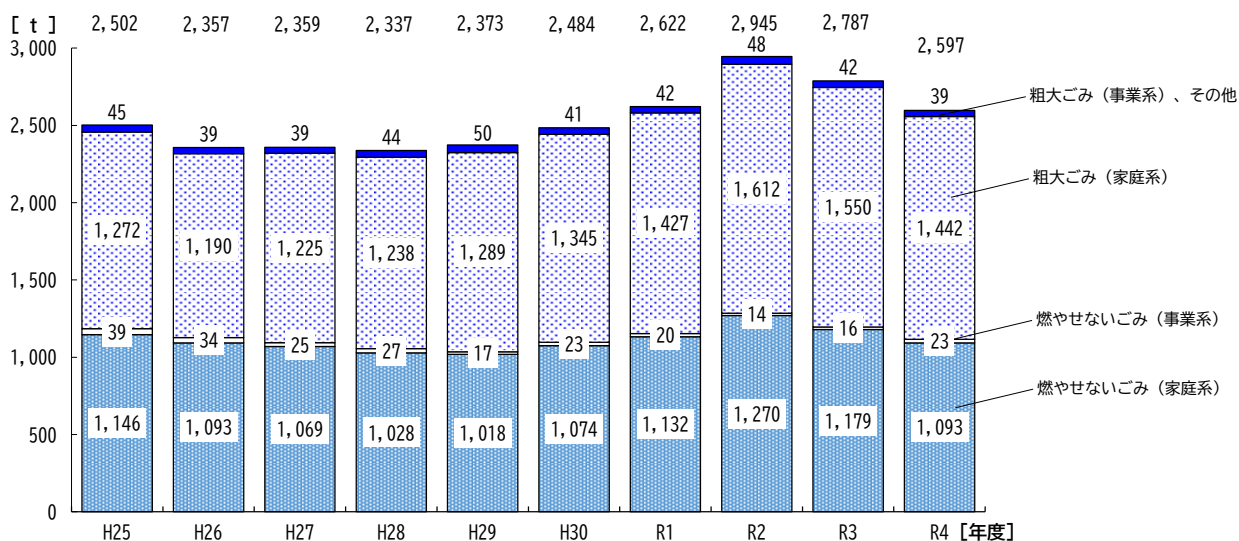


図 2-18 燃やせないごみ及び粗大ごみの処理量

### (7) 最終処分

#### 1) 最終処分の概要

本市は最終処分場を有していないため、残渣類は、県や民間の最終処分場に埋立を委託しています。

最終処分量を削減するため、表 2-7 に示すとおり、中間処理後に発生する焼却残渣や不燃残渣の一部について民間事業者処理を委託してリサイクルしています。

表 2-7 残渣類のリサイクル方法

残渣類		リサイクル方法
焼却残渣	焼却灰	人工砂原料化、セメント原料化、再生砕石資源化
	飛灰(ごみ焼却処理施設の集じん器で捕集される灰)	セメント原料化
不燃残渣	選別処理後に回収される残渣、廃プラスチック類	ガス化改質、熱回収、再生砕石資源化

## 2) 最終処分量（埋立量）

最終処分量（埋立量）の実績値を図 2-19 に示します。

最終処分量（埋立量）は、平成 27（2015）年度より焼却残渣の再生砕石資源化を開始したことに伴い減少傾向にあり、平成 29（2017）年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

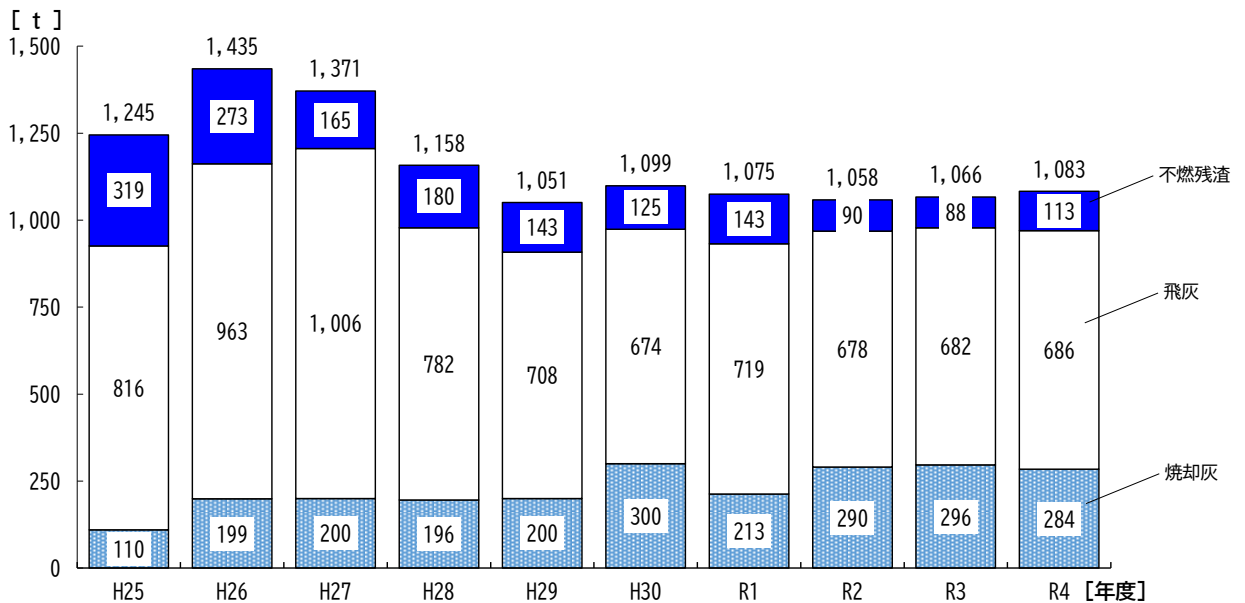


図 2-19 最終処分量（埋立量）

## 3) 1人1日当たりの最終処分量（埋立量）

1人1日当たりの最終処分量（埋立量）の実績値を図 2-20 に示します。

1人1日当たりの最終処分量（埋立量）は、平成 29（2017）年度まで減少傾向にあり、以降はほぼ横ばいで推移しています。

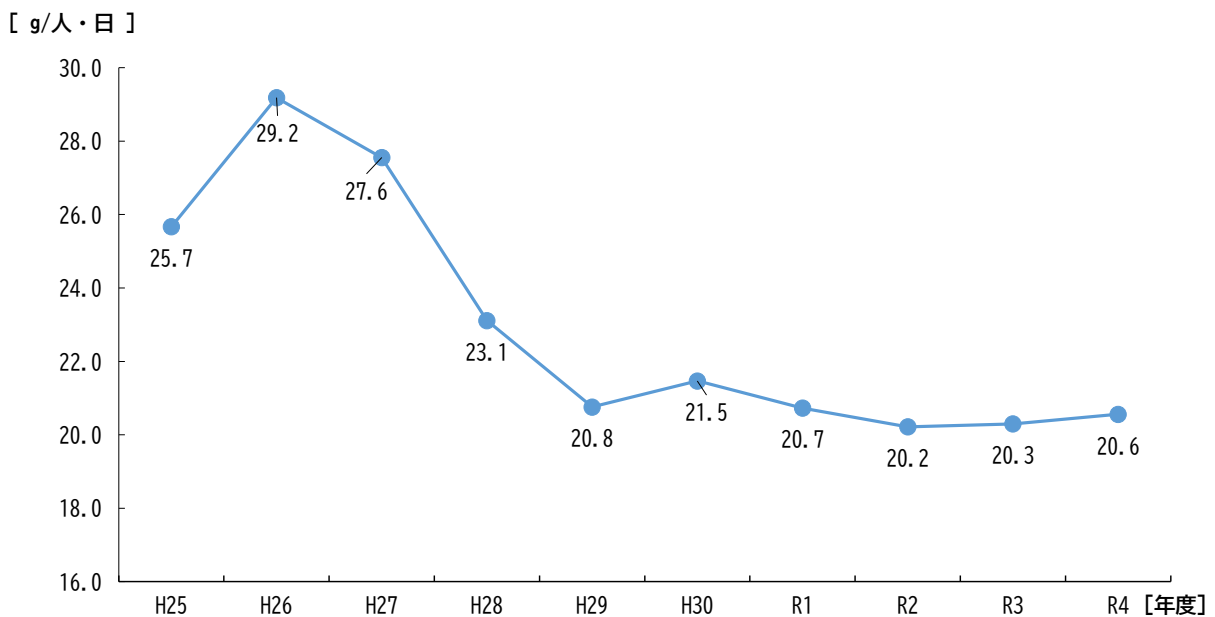


図 2-20 1人1日当たりの最終処分量（埋立量）

## (8) ごみ処理経費

ごみ処理経費の実績値を表 2-8 に示します。

ごみ処理経費は、年間 11.4 億円から 14.9 億円の間で推移しています。

令和 4 (2021) 年度におけるごみ処理原価は、1 人当たりでは年間 10,332 円、1 世帯当たりでは年間 21,465 円、ごみ 1 kg 当たりでは 39 円となっています。

表 2-8 ごみ処理経費

	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
人口	人	132,876	134,709	136,321	137,271	138,721	140,218	142,073	143,388	143,926	144,287
世帯	世帯	59,849	60,965	62,220	63,135	64,385	65,560	66,969	68,130	68,785	69,447
ごみ排出量	t	38,722	38,196	37,966	37,658	37,620	37,661	38,440	39,126	38,563	37,825
ごみ処理経費	千円	1,184,086	1,307,391	1,193,155	1,182,647	1,135,931	1,136,074	1,361,109	1,389,894	1,361,151	1,490,703
1 人当たり 年間ごみ処理原価	円	8,911	9,705	8,752	8,615	8,189	8,102	9,580	9,693	9,457	10,332
1 世帯当たり 年間ごみ処理原価	円	19,785	21,445	19,176	18,732	17,643	17,329	20,324	20,401	19,788	21,465
1 kg 当たり ごみ処理原価	円	31	34	31	31	30	30	35	36	35	39

※人口、世帯数は各年度末の数値です。

## (9) 前計画の数値目標の達成見込み

前計画の数値目標の達成見込みを表 2-9 に示します。

いずれの指標においても目標の達成が困難な見込みですが、基準年度である平成 29 (2017) 年度と令和 4 (2022) 年度の実績値の比較において、数値が改善した指標がありました。

表 2-9 前計画の数値目標の達成見込み

指標	単位	平成 29 年度 (基準年度・ 実績値)	令和 4 年度 (実績値)	令和 5 年度 (計画目標年 度・目標値)	差分※1	達成 見込 ※2
ごみ排出量	t / 年	37,620	37,825	33,701	(+)4,124	△
リサイクル率	%	27.3	24.5	30.9	(-)6.4	×
再生利用率	%	34.3	30.9	37.6	(-)6.7	×
生活系ごみ 排出量	t / 年	29,077	29,407	25,148	(+)4,259	△
1 人 1 日当 りの生活系 ごみ排出量	g / 人・日	574	558	476	(+)82	△
事業系ごみ 排出量	t / 年	6,804	7,372	6,804	(+)568	×
集団資源 回収率	%	17.0	11.3	16.8	(-)5.5	×

※1：差分＝令和 4 年度（実績値）－令和 5 年度（計画目標年度・目標値）

※2：【達成見込】△：目標は達成できなかったが数値は改善した。 ×：目標値を達成できなかった。

## 5 関連法令、計画

### (1) 循環型社会形成推進のための法体系

循環型社会の形成を推進するための法体系を図 2-21 に示します。

本市は、循環型社会の形成に向けて、各種法制度等に基づく実効ある取組の推進を図っています。

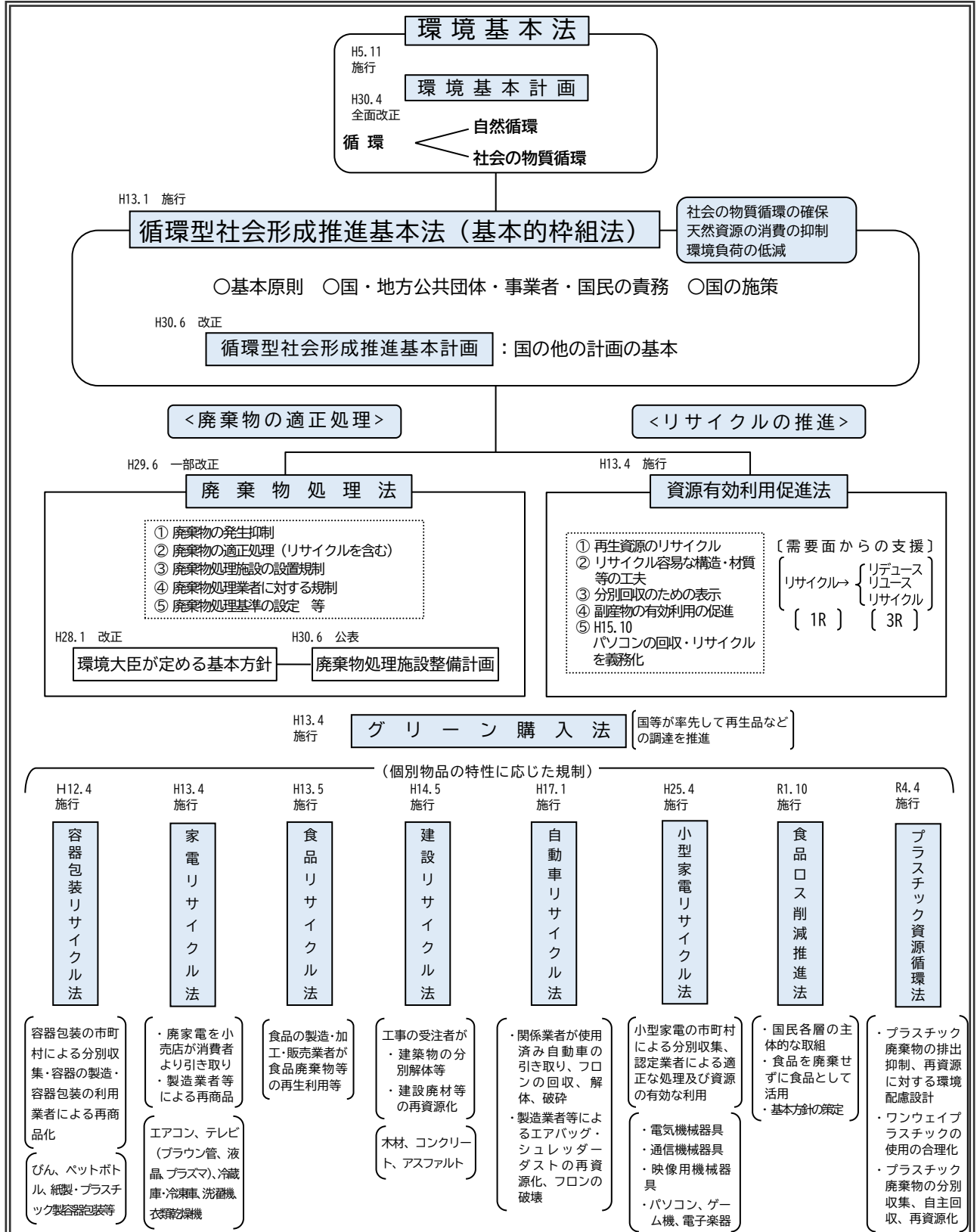


図 2-21 循環型社会形成推進のための法体系



## (2) 国の関連計画

### 1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。

平成 30 (2018) 年 6 月に閣議決定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも着目し、7 つの項目ごとに将来像や指標を掲げ、表 2-10 に示す数値目標 (抜粋) を設定しています。

表 2-10 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標 (抜粋)

目 標	目標年度
・ 1 人 1 日当たりのごみ排出量：約 850g/人/日 ・ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量：約 440g/人/日 ・ 事業系ごみ排出量：約 1,100 万 t	令和 7 (2025) 年度
・ 家庭系食品ロス量：平成 12 (2000) 年度の半減	令和 12 (2030) 年度

### 2) 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (以下「廃棄物処理基本方針」という。)」が定められています。

令和 5 (2023) 年 6 月には、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、方針が変更されました。

なお、廃棄物の減量化の目標量については、第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面令和 7 (2025) 年度を目標年度として進めていくとされています。

### 3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物処理法第 5 条の 3 に基づき策定されるもので、令和 5 (2023) 年度から令和 10 (2027) 年度までの 5 年間で計画期間とする新たな計画が令和 5 (2023) 年 6 月に閣議決定されました。

新計画では、「(1) 基本原則に基づいた 3 R の推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」「(2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保」「(3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組」の基本的理念を掲げたうえで、廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標を設定しています (表 2-11)。

表 2-1 1 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標（抜粋）

目 標	目標年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）：20%→28%</li> <li>・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：20%→22%</li> <li>・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：41%→46%</li> <li>・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：58%→76%以上</li> <li>・先進的省エネ型浄化槽導入基数：家庭用33万基→75万基 中・大型9千基→27千基</li> </ul>	令和9 (2027) 年度

### (3) 県の関連計画

#### 1) 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

県では、廃棄物処理法等の規定に基づき、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策の総合的、計画的な推進を図るため、埼玉県廃棄物処理基本計画を5年ごとに策定しています。

令和3（2021）年3月には、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しており、特に重点的に取り組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」を挙げ、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策に取り組んでいくこととしています。当該計画では、国の設定した目標値を参考として、表 2-1 2 に示す目標値が定められています。

表 2-1 2 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の目標値（抜粋）

目 標	目標年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：440g/人/日〈平成30年度：524g/人/日〉</li> <li>・年間の事業系ごみ排出量：45万1千トン〈平成30年度：53万5千トン〉</li> <li>・1人1日当たりの最終処分量：28g/人/日〈平成30年度：34g/人/日〉</li> <li>・再生利用率：33.6%〈平成30年度：23.9%〉</li> <li>・年間の食品ロスの量：24万トン〈平成30年度：26万6千トン〉</li> </ul>	令和7 (2025) 年度

## (4) 本市の関連計画

### 1) 第5次朝霞市総合計画

総合計画は、本市におけるまちづくりの最上位に位置付けられる計画です。

本市は、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間の計画期間とする第5次朝霞市総合計画を平成28(2016)年3月に策定しました。第5次総合計画は、基本構想と、前期と後期それぞれ5年間の計画期間とする基本計画、3年間の計画期間とする実施計画で構成しています。

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする後期基本計画におけるごみに関連する事項の概要を表2-13に示します。

表 2-13 第5次朝霞市総合計画 後期基本計画の概要(抜粋)

基本構想	将来像	「私が暮らしたげたいまち 朝霞」		
	将来像の基本概念	自然・環境に恵まれたまち		
基本計画 (後期基本計画)	政策分野	環境・コミュニティ		
	施策体系	環境	1. 住みよい環境づくりの推進 ・生活環境の保全 2. 低炭素・循環型社会の推進 ・環境に配慮した取組の推進 ・温室効果ガスの抑制の推進	
		ごみ処理	1. ごみの減量・リサイクルの推進 ・排出抑制の推進 ・資源化の推進 2. ごみ処理体制の充実 ・収集・運搬の充実 ・計画的な施設整備の推進	<b>【成果指標】</b> ・市民一人当たりごみ排出量 : 462g/日/人 (令和7(2025)年度目標値) ・ごみ焼却処理施設の稼働率 : 94.6%以上 (令和7(2025)年度目標値)

### 2) 第3次朝霞市環境基本計画

第3次朝霞市環境基本計画は、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の基本理念にのっとり、上位計画である第5次朝霞市総合計画の実現を環境面で相互に整合・補完するものとして、“住み良い環境づくり”を目指して、市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、令和4(2022)年3月に策定しました。

「みんなでつくる 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち 朝霞」を望ましい環境像に掲げ、その実現に向けて分野ごとに環境目標を設定し、各施策を推進していくこととしています。

第3次朝霞市環境基本計画におけるごみに関連する事項の概要を表2-14に示します。

表 2-14 第3次朝霞市環境基本計画の概要（抜粋）

望ましい環境像	「みんなで作る 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち朝霞」	施策に関する環境指標 (令和13(2031)年度目標値)
環境目標3	脱炭素・循環型社会の推進	
個別目標	3-2 省エネルギー・省資源をすすめる	
実施施策	3-2-1 環境に配慮した行動の推進 ・エコライフ・省エネルギーの普及・促進	
個別目標	3-4 資源を大切に、繰り返し使う	
実施施策	3-4-1 廃棄物の排出抑制の推進 ・3Rの推進 ・生ごみの減量化 ・食品ロス削減 ・廃棄物処理や資源循環の重要性に関する学習機会の充実 ・事業者に対する適正排出・適正処理の指導 3-4-2 資源化の推進 ・地域リサイクル団体活動の推進 ・廃棄物の資源化の促進 3-4-3 廃棄物の適正処理の推進 ・適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民1人当たり1日のごみ排出量 ：399g</li> <li>・ 事業系ごみの年間排出量 ：6,804t</li> <li>・ ごみの再生利用率 ：40.5%</li> <li>・ ごみ焼却処理量 ：20,500t/年</li> </ul>
環境目標4	パートナーシップによる環境活動の推進	
個別目標	4-1 環境についてみんなで学ぶ	
実施施策	4-1-1 環境教育や環境学習の機会の提供 ・ 環境教育や環境学習の機会の提供 4-1-2 環境情報の発信と普及啓発 ・ 環境情報の収集と発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リサイクルプラザでの講座参加者数 ：150人/年</li> </ul>
個別目標	4-2 環境活動にみんなで参加し行動する	
実施施策	4-2-1 市民団体の環境保全活動支援 ・ 市民団体の環境保全活動支援	

## (5) 国及び県の目標値との比較

本市の実績値と国及び県の減量化・資源化目標を比較した結果を表 2-15 に示します。

令和4（2022）年度の実績値において、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」及び「1人1日当たりの最終処分量」で、国及び県の目標値を達成しています。一方、「再生利用率」については県の目標値を2.7%下回っています。

表 2-15 本市の実績と国及び県の減量化・資源化目標との比較

項目		区分		国	県	本市
		第四次循環型社会形成 推進基本計画 平成30年6月閣議決定	第9次埼玉県廃棄物処 理基本計画 令和3年3月策定	実績値		
1人1日当 たりの家庭系 ごみ排出量	基準年度及び 基準値	—	—	平成30年度 524g/人・日	平成30年度 433g/人・日	
	目標年度及び 目標値	令和7年度 約440g/人・日	—	令和7年度 440g/人・日 (16%減)	令和4年度 427g/人・日 (1.4%減)	
事業系ごみ 量	基準年度及び 基準値	—	—	平成30年度 535千t/年	平成30年度 7,055t/年	
	目標年度及び 目標値	令和7年度 約1,100万トン	—	令和7年度 451千t/年 (16%減)	令和4年度 7,372t/年 (4.5%増)	
再生利用率	基準年度及び 基準値	—	—	平成30年度 23.9%	平成30年度 32.5%	
	目標年度及び 目標値	令和7年度 28%	—	令和7年度 33.6% (9.7%増)	令和4年度 30.9% (1.6%減)	
最終処分量 /1人1日当 たりの最終処 分量	基準年度及び 基準値	—	—	平成30年度 34g/人・日	平成30年度 21.5g/人・日	
	目標年度及び 目標値	令和7年度 320万トン	—	令和7年度 28g/人・日 (18%減)	令和4年度 20.6g/人・日 (4.2%減)	

※県及び本市の目標年度及び目標値に記載している（ ）内の数値は、基準値に対する増減割合です。

※再生利用率は、図 2-14 に示すリサイクル率と同じです。

## (6) ごみ処理の広域化について

### 1) ごみ処理広域化の背景

朝霞市クリーンセンターのごみ焼却処理施設は平成6（1994）年に竣工し、処理能力を維持するために保全工事を適切に実施していますが、竣工後約30年を経過して全体的に老朽化が進んでおり、施設の更新が喫緊の課題となっています。一方で、省エネルギー化の推進や市の財政状況などから、効率のよい方法で施設を更新することが求められています。

このような中で、同様の課題を抱える和光市と共同でごみ処理を行うことで、それぞれ単独で施設を更新するよりもエネルギー面や経済面で効率よく施設整備できる可能性があることから、平成30（2018）年8月に、本市及び和光市で「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」を締結し、協議を重ねてきました。

## 2) ごみ処理広域化とそのメリット

ごみ処理広域化とは、市町村ごとにごみ処理施設を建設・運営するのではなく、複数の市町村が広域的に連携して施設を整備し、ごみ処理を行うことをいいます。

ごみ処理広域化のメリットは、環境負荷の低減、リサイクルの推進や熱エネルギーの効率的回収、財政負担の低減などが挙げられます。

国や県では、適正かつ持続可能なごみ処理を推進することを目的に、ごみ処理広域化を推進しています。

## 3) これまでの検討の経過

前述の基本合意書に基づきごみ処理の広域化に向けた検討を進めた結果、令和2（2020）年5月に、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会により「ごみ処理広域化基本構想」が策定され、両市の廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設を含む「ごみ広域処理施設」を和光市清掃センターに隣接する建設予定地内に建設することになりました。

既存施設及びごみ広域処理施設の位置図を図 2-2 2 に示します。



出典：ごみ処理広域化基本構想市民説明会資料（令和2（2020）年10月、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会）に加筆

図 2-2 2 既存施設及びごみ広域処理施設の位置図

令和2（2020）年10月には、事業主体となる「朝霞和光資源循環組合」を設立し、令和4（2022）年9月には、ごみ広域処理施設の整備に関する全体的な計画や整備計画に関連する基本的事項を取りまとめた「(仮称)朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備基本計画」が策定されました。現在、令和12（2030）年の施設稼働開始を目標として、事業を進めています。

#### 4) ごみ広域処理施設の概要

ごみ広域処理施設の概要は、表 2-16 に示すとおりです。

表 2-16 ごみ広域処理施設の概要

整備対象施設 (施設概要)	施設区分	処理対象ごみ	施設規模
	ごみ焼却施設 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)	・燃やすごみ	175 t / 日
	不燃・粗大ごみ処理施設 (マテリアルリサイクル推進施設)	・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・有害ごみ	17 t / 日
建設予定地	位置：埼玉県和光市新倉 8-17-25 		
施設の整備・運営 コンセプト	①経済性・効率性を確保した施設 ②安心かつ安全で安定性に優れ、長期稼働できる施設 ③環境負荷が少なく、循環型社会の形成を推進する施設 ④地域社会に貢献できる施設 ⑤災害に対して強靱性を有する施設		
事業スケジュール	・ごみ広域処理施設整備工事 令和7(2025)年度～令和11(2029)年度(5年間) ・ごみ広域処理施設稼働開始 令和12(2030)年度～		
運営期間	・令和12(2030)年度～令和31(2049)年度(20年間)		
運営方法	・DBO方式 (公共の資金調達により、施設の設計、建設、運営等を民間事業者に一括して委託する方式)		

出典：(仮称)朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備基本計画(令和4年9月、朝霞和光資源循環組合)を参考に作成

## 5) ごみ処理広域化に伴う本市のごみ処理体制の見直し

ごみ処理広域化によって、本市のごみ処理体制は大きく変わることになります。将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築を図るため、和光市や朝霞和光資源循環組合と協議を深め、継続して検討を行っていきます。

表 2-17 ごみ処理広域化に伴い検討が必要な事項

項目	内容
事業の周知・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ処理広域化によって本市のごみ処理体制が大きく変わることになる。組合が行う情報発信を補完し、市民等に積極的に周知していく必要がある。</li> </ul>
分別区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 燃やせないごみ・粗大ごみについては、大きさ（対象寸法）の違いにより分別区分や排出方法が異なる。ごみ広域処理施設の仕様を踏まえ、両市間で統一を図る必要がある。</li> </ul>
ごみ排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ広域処理施設の処理能力（施設規模）は、前計画の目標値から設定している。施設の安定的な稼働を実現するためには、以下の設定条件の達成を目指す必要がある。 【設定条件】 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 生活系ごみの1人1日当たりの排出量（原単位）：441g/人・日 ＜令和4（2022）年度実績値：558g/人・日＞</li> <li>- 事業系ごみの年間当たりの排出量：6,804t/年 ＜令和4（2022）年度実績値：7,372t/年＞</li> </ul> </li> </ul>
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市の収集委託車両や収集運搬許可車両は、ごみ広域処理施設へ搬入することになる。安全かつ効率的な収集運搬ルート及び収集運搬体制の構築が求められる。これまで本市のクリーンセンターに直接搬入されていた一般家庭や商店・事業所等で発生するごみを直接搬入する場合は、ごみ広域処理施設へ搬入することになる。搬入先の変更の周知を図るほか、円滑な受入体制の構築に向けた協議を行う必要がある。</li> </ul>
資源の広域処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当面の間、びん、かん、プラスチック資源、ペットボトルなどの資源については、本市のクリーンセンターにて処理されることになる。和光市や朝霞和光資源循環組合と協議を行い、資源の広域処理についても検討する必要がある。</li> </ul>



## 6 類似自治体との比較

環境省の一般廃棄物処理事業実態調査結果及び市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールに基づき、本市の類似自治体（26自治体）と比較し、本市のごみ処理体制を客観的に評価します。

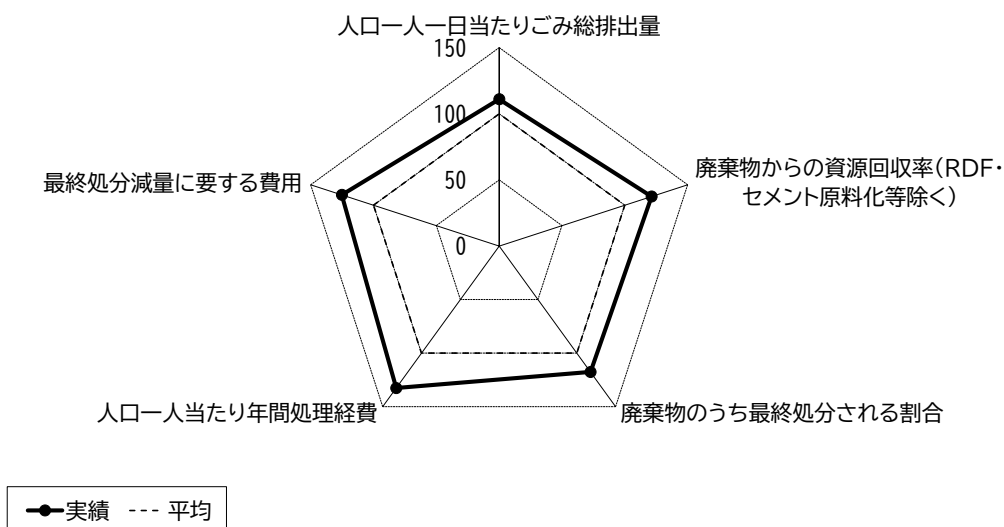
一般廃棄物処理システムの評価項目を表 2-18 に、類似自治体との比較結果を図 2-23 及び表 2-19 に示します。また、本市に隣接する3市（埼玉県志木市、和光市、新座市）は、類似自治体には該当しませんが、参考として表 2-20 に示します。

本市の実績値の指数は、全ての項目で類似自治体の平均を上回っており、本市の一般廃棄物処理システムは類似自治体より優れていると評価されます。

表 2-18 一般廃棄物処理システムの評価項目

評価項目	算出方法	指数化方法	指数の見方
人口一人一日当たり ごみ総排出量	総排出量 ÷ 計画収集人口 ÷ 365 × 1000	{1 - (実績値 - 平均値) ÷ 平均値} × 100	ごみ排出量が少ないほど 指数は大きくなる
廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)	資源化量 ÷ 総排出量	実績値 ÷ 平均値 × 100	資源化率が高いほど 指数は大きくなる
廃棄物のうち 最終処分される割合	最終処分量 ÷ 総排出量	{1 - (実績値 - 平均値) ÷ 平均値} × 100	廃棄物のうち最終処分さ れる割合が低くなるほど 指数は大きくなる
人口一人当たり 年間処理経費	(処理費 + 委託費 + 人件費) ÷ 計画収集人口	{1 - (実績値 - 平均値) ÷ 平均値} × 100	1人当たりの年間処理経 費が少なくなるほど 指数は大きくなる
最終処分減量に 要する費用	(処理及び維持管理費 - 最 終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分 量)	{1 - (実績値 - 平均値) ÷ 平均値} × 100	最終処分減量に要する費 用が少なくなるほど 指数は大きくなる

類似市町村数 26



出典：令和3年度環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果

図 2-23 類似自治体との比較

表 2-19 類似自治体との比較

県名	市区町村名	人口	人口1人1日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率 (RDF・セメント原 料化等除く)	廃棄物のうち最終 処分される割合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
		(人)	(g/人・日)	(%)	(%)	(円/人・年)	(円/t)
埼玉県	朝霞市	143,757	735	31.9%	2.8%	9,353	32,622
茨城県	土浦市	141,276	1,017	26.5%	11.4%	11,844	34,770
茨城県	取手市	106,096	876	20.4%	3.4%	11,291	34,451
埼玉県	加須市	112,286	984	37.4%	3.2%	13,567	37,077
埼玉県	狭山市	149,670	800	27.9%	0.7%	11,940	36,718
埼玉県	鴻巣市	117,578	812	17.1%	0.2%	11,365	36,869
埼玉県	戸田市	141,213	873	19.6%	5.0%	8,614	25,775
埼玉県	入間市	146,419	843	22.7%	6.9%	10,875	34,493
埼玉県	富士見市	112,382	705	25.7%	3.5%	10,156	34,480
埼玉県	三郷市	142,807	910	15.6%	8.3%	9,006	26,431
埼玉県	坂戸市	100,110	754	20.6%	2.1%	12,159	40,705
埼玉県	ふじみ野市	114,380	745	22.2%	1.4%	13,992	51,689
千葉県	木更津市	136,141	1,114	21.4%	3.4%	19,307	47,601
千葉県	成田市	130,688	1,031	18.8%	3.5%	17,166	45,779
千葉県	我孫子市	131,550	824	25.0%	7.4%	12,814	41,015
千葉県	鎌ヶ谷市	109,996	770	20.1%	7.4%	12,748	45,963
千葉県	印西市	107,043	874	19.2%	10.5%	10,738	36,060
東京都	武蔵野市	148,235	778	32.5%	0.0%	18,591	57,439
東京都	青梅市	131,242	826	27.6%	0.0%	20,430	60,298
東京都	昭島市	113,840	744	31.1%	0.0%	19,429	59,120
東京都	小金井市	124,646	635	44.8%	0.1%	16,677	64,163
東京都	国分寺市	127,715	678	44.5%	0.0%	19,949	67,960
東京都	東久留米市	117,094	754	31.4%	0.0%	15,964	48,219
東京都	多摩市	147,922	747	26.8%	0.0%	14,988	46,581
神奈川県	海老名市	136,776	733	30.2%	0.3%	11,776	44,165
神奈川県	座間市	131,703	697	29.1%	0.4%	11,358	44,816
平均値		127,791	817.65	26.5%	3.2%	13,696	43,664

表 2-20 近隣3市との比較

県名	市区町村名	人口	人口1人1日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率 (RDF・セメント原 料化等除く)	廃棄物のうち最終 処分される割合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
		(人)	(g/人・日)	(%)	(%)	(円/人・年)	(円/t)
埼玉県	志木市	76,712	741	31.8%	3.0%	11,199	36,087
埼玉県	和光市	83,930	757	24.5%	4.4%	12,387	45,332
埼玉県	新座市	166,218	762	24.9%	3.4%	10,561	33,396

※類似自治体とは、年齢別人口構成、産業別就業人口の構成などに基づき、総務省が類型別に分類した自治体のことです。

※人口は令和3（2021）年10月1日時点の値です。

※人口1人1日当たりごみ総排出量には、集団資源回収量を含みます。

## 7 施策の評価

前計画のごみ処理基本計画の各種施策について実績を整理し、下記の区分により評価を行いました。前計画の施策体系図及び評価結果を図 2-24 に示します。

(評価欄)

評価○：計画どおりに実施できた指標

評価△：計画の一部が実施できなかった指標

評価×：計画が実施できなかった指標

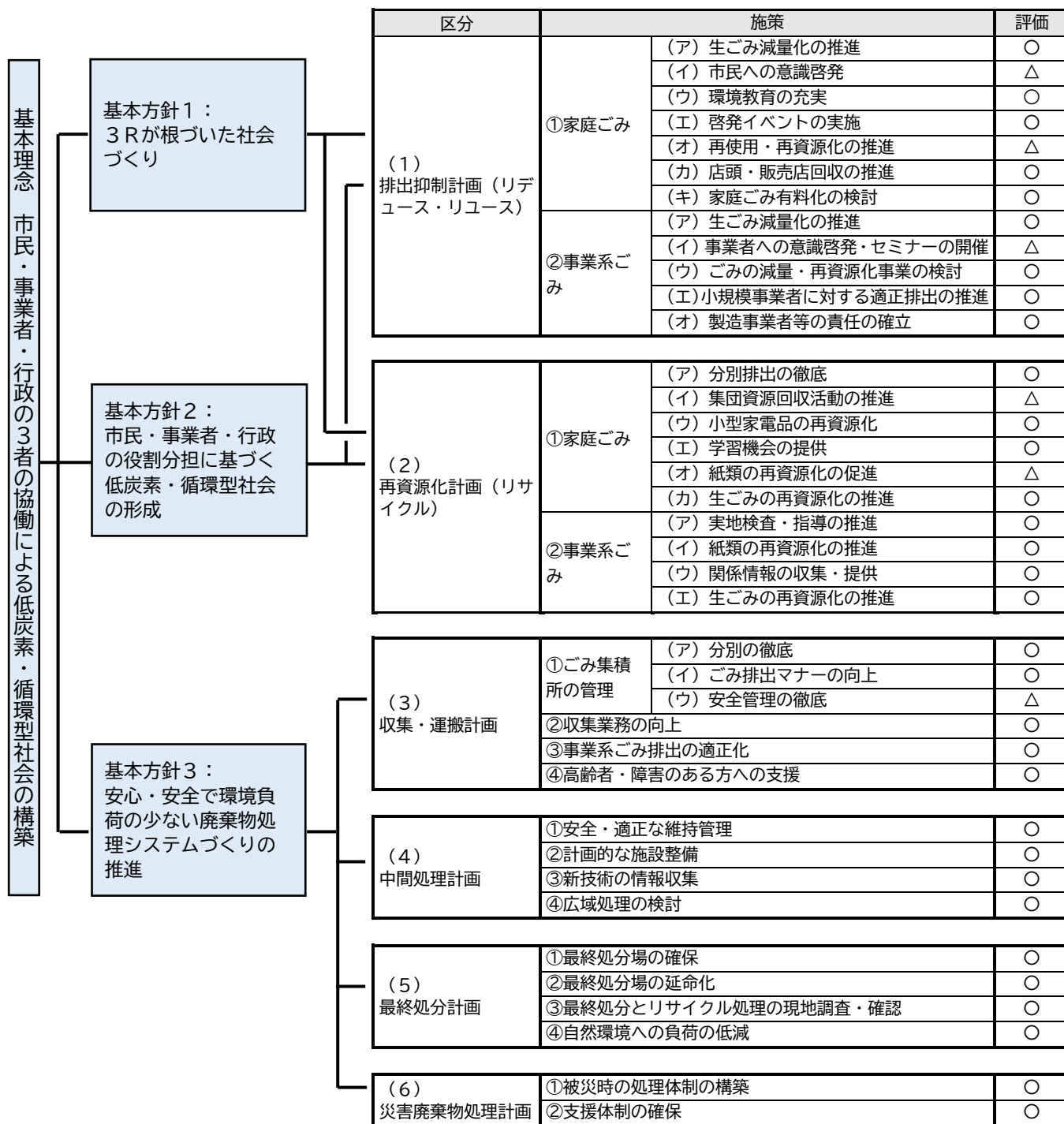


図 2-24 前計画（ごみ処理基本計画）の施策体系図及び評価結果

## (1) 基本施策の実施状況

前計画（ごみ処理基本計画）で定めた各種施策、実施状況及び評価を表 2-21 に示します。

表 2-21 施策の実施状況及び評価

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
(1) 排出抑制計画（リデュース・リユース）				
家庭ごみ	生ごみ減量化の推進	・家庭での水切りの推進	・店頭啓発活動や環境月間事業（6月）、3R推進月間（10月）に、店頭や市役所等で啓発物（水切りネット）を配布	○
		・リサイクルプラザでの食品ロス削減事業の実施	・リサイクルプラザで、家庭で余った食品の回収及び配布を実施	
		・食品ロスの現状や減量方法、市民が実践しやすい家庭での食品ロス削減を推進	・広報あさか、市ホームページを通じて推進	
		・給食の食べ残しの削減	・学校給食センター及び自校式給食を実施している小学校の給食の食べ残しをリサイクル（堆肥化）	
		・雑草、剪定枝等を乾燥後に排出するよう啓発	・木くず（剪定枝、根、株、幹）及び刈草類のリサイクルが可能な市内許可業者を市ホームページにて紹介	
	市民への意識啓発	・リサイクルプラザで、ごみに関する資料を展示	・継続実施中	△
		・リサイクルプラザで備え置き書籍の購入、貸出	・継続実施中	
		・スーパーマーケットや商店街と連携したマイバッグキャンペーンの推進	・レジ袋削減及びマイバッグ運動啓発の一環として、店頭啓発及びクリーンセンター見学者に対し、マイバッグを配布	
		・リサイクルプラザ企画運営協議会との協働による各種講座の開催及びリサイクルに関する情報の発信	・本市のごみ分別辞典の掲載方法を令和2年度に見直し	
		・商店街、企業、NPO、大学等と連携したマイボトル、マイ箸、マイ容器等の利用の励行	・先進事例の調査を継続中	
		・広報あさかや市ホームページで、ごみ排出量やごみ処理コスト、ごみ処理体制を公表し、3R活動の普及に向けたPRを推進	・ごみ処理に関する情報を市ホームページ及び広報あさかに掲載 ・広報あさか、市ホームページにおいてプラスチック資源の適正分別の啓発 ・ごみ処理ルート（フロー図）を市ホームページに掲載	
		・外国人居住者や集合住宅対象の啓発用冊子の作成・配布	・啓発用のパンフレットを発行 ・外国人居住者への啓発	
		・市民の意識改革の手法に係る情報収集・検討	・ごみ分別アプリの導入等による意識啓発の改善	

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
家庭ごみ	市民への意識啓発	・食品ロスの現状、食べきりや使い切りなどの啓発による食品ロス削減の推進	・広報あさか、市ホームページで「宴会等での食べきり」の記事を掲載	
	環境教育の充実	・3R推進団体と協働で実験学習を開催	・リサイクルプラザで実施	○
		・環境講座やクリーンセンター見学会等の開催	・3R推進団体協働事業やクリーンセンター見学会を開催（※コロナ禍の影響により令和2年度の協働事業は未実施、令和2年度～令和4年度の見学会は感染リスクの少ない個人（家族）のみ実施）	
		・幼少期の子どもに対する環境学習の機会の提供。ごみの減量、分別に対する意識向上		
	啓発イベントの実施	・リサイクルプラザ企画運営協議会や民間事業者と協働で、6月（環境月間）、10月（3R推進月間）に環境、資源循環をテーマとした各種イベントの実施	・店頭啓発活動や環境月間事業（6月）、3R推進月間（10月）に、店頭や市役所等で啓発物（水切りネット）を配布【再掲】 ・スーパーマーケットにて、ごみ減量・分別のアンケート調査、啓発品の配布を令和2年度に実施（計3回）（※コロナ禍の影響により令和2年度～令和4年度の店頭啓発事業は未実施）	○
		・各種イベント等で、ごみの減量・分別徹底について啓発	・他自治体におけるイベント等の実施状況について令和元年度に調査	
	再使用・再資源化の推進	・家庭で不用になった生活用品の再使用・再生利用の促進	・リサイクルショップで不用となった生活用品等の販売を実施 ・広報あさか、市ホームページにおいて再使用、再資源化の情報を発信	○
		・リサイクルプラザでの家具類の再生販売事業、リサイクルショップ事業の実施	・リサイクルプラザで家具類の再生販売と不用となった生活用品等の販売を実施	
		・リサイクルプラザでの制服リサイクル事業の実施	・リサイクルプラザで制服リサイクル事業（スクールグッズシェアリング）を実施	
		・資源回収ボックス設置・エコバッグ推進店舗の紹介	・市ホームページにて、資源回収ボックス設置店舗を紹介（※法改正によりエコバッグ推進店舗の紹介は行っていないが、マイバッグ持参運動は推進）	
店頭・販売店回収の推進	・リターナブルびんの普及やデポジット制度の導入等法的整備について、国や関係機関等に対して要望	・EPR（拡大生産者責任）法の制定について、公益社団法人全国都市清掃会議を通じ、国へ要望	○	
家庭ごみ有料化の検討	・家庭ごみ有料化の情報収集、先進地における導入効果の検証	・他自治体での動向、効果の把握	○	
事業系ごみ	生ごみ減量化の推進	・事業所からの生ごみ（厨芥類）の排出実態調査の実施等による情報収集	・事業所からの生ごみの民間堆肥化施設（市内一般廃棄物処理（処分）業許可業者、他自治体民間施設）における堆肥化量の把握	○

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
事業系ごみ	生ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品廃棄物の削減に努める事業者についての情報収集、有効な取組を広報あさかや市ホームページで紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品廃棄物の削減に努める事業者について、事業系一般廃棄物減量等計画書提出時や立入検査時に個別に情報提供を実施</li> </ul>	
	事業者への意識啓発・セミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページ等での事業者のごみ減量・再資源化の方法に関する情報の発信</li> <li>搬入ごみ検査の実施による事業者への指導</li> <li>事業系ごみの減量・再資源化についての事業者用パンフレットでの周知、意識啓発。ごみ集積所への事業系ごみの排出についての適切な指導の実施</li> <li>廃棄物減量や再資源化等に関する知識や情報の提供、セミナー開催</li> <li>県と連携した「事業系ごみ削減キャンペーン」の実施</li> <li>排出事業者等のごみ減量意識高揚のための施策効果の調査、導入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報あさか、市ホームページへ事業系ごみの削減及び再資源化の情報を掲載</li> <li>事業系ごみの搬入検査を実施（抜き打ちで、事業系ごみ搬入業者の搬入ごみの状況を目視で確認） （※令和2年度～令和4年度はコロナ禍の影響により未実施）</li> <li>一般廃棄物許可業者と契約している事業所及びクリーンセンターへ直接搬入している事業所へ、ごみ減量のリーフレットを配布、市ホームページ、広報あさかへ掲載</li> <li>ごみ集積所への事業系ごみの排出に対して警告シールを貼付、事業者に対して自ら処理するように指導</li> <li>令和3年度より事業所へ食品ロス削減の啓発（通知による啓発）</li> <li>チラシ配布を実施</li> <li>立入検査等を通じて排出事業者の意識調査を継続中</li> </ul>	△
	ごみの減量・再資源化事業の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源回収ボックス設置・エコバッグ推進店舗の紹介</li> <li>古紙類や剪定枝などの木質バイオマスについて再資源化が推進されるよう民間の再生事業者の斡旋</li> <li>事業系一般廃棄物減量等計画書の対象事業所の面積要件の見直しを検討</li> <li>事業系ごみ減量の有効な手段の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源回収ボックスの設置店舗の情報を市ホームページへ掲載</li> <li>木くず（剪定枝、根、下部、幹）及び刈草類のリサイクルが可能な市内許可業者を市ホームページにて紹介</li> <li>事業系一般廃棄物減量等計画書の提出対象事業所の拡大を検討するため、市内事業所の状況について平成30年度に調査</li> <li>事業系一般廃棄物減量等計画書の対象事業所について他自治体での対象面積を令和元年度、令和2年度に調査</li> <li>大規模事業所への立入検査を実施、改善点の指摘</li> <li>他自治体での事業系ごみ減量施策について、令和元年度より調査</li> </ul>	○
	小規模事業者に対する適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模事業者を対象に、ごみ集積所に出すことができる有料ごみ袋制度についての情報収集と先進地における導入効果の検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託収集業者等から情報収集を行い、ごみ集積所への排出事業者が判明した場合は、適正なごみ排出について直接事業者へ指導</li> <li>有料ごみ袋制度は実施見送り</li> </ul>	○

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
事業系ごみ	製造事業者等の責任の確立	・製造事業者責任等の法的整備について、国や関係機関等に対して要望	・EPR（拡大生産者責任）法の制定、各種リサイクル諸法の見直し（容器包装廃棄物以外のプラスチック製廃棄物に係る拡大生産者責任など）について公益社団法人全国都市清掃会議を通じ、国へ要望	○
再資源化計画（リサイクル）				
家庭ごみ	分別排出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別・啓発の冊子やごみ集積所用分別看板の配布、広報あさかや市ホームページなどを活用した分別排出の徹底</li> <li>・ごみ集積所監視パトロールの実施、分別排出の直接指導</li> <li>・転入者、外国人居住者、集合住宅の入居者等への管理人や管理会社と協力した分別排出やごみ集積所管理についての周知徹底</li> <li>・容器包装プラスチックの分別収集の導入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発用のパンフレット【日本語版・5か国語版・3か国語版（資源とゴミの分け方・出し方）】を配布</li> <li>・ごみ分別キャンペーン月間事業を実施し、有害ごみの適切な分別、排出について啓発</li> <li>・ごみ集積所及び資源の持ち去り防止監視パトロール業務を実施</li> <li>・日本語版及び外国語版（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語）のごみ集積所用分別看板を新規ごみ集積所設置の際や、分別が悪いごみ集積所、外国人が利用しているごみ集積所などに配布【再掲】</li> <li>・やさしい日本語版分別チラシを令和3年度に作成</li> <li>・他自治体における、容器包装プラスチックの分別収集状況を令和元年度に調査（プラスチック資源の分別収集については現状維持とする予定）</li> </ul>	○
	集団資源回収活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団資源回収活動に対する朝霞市地域リサイクル活動推進補助制度の推進、集団資源回収活動の認知度を高めることによる登録団体数の増加</li> <li>・集団資源回収活動の未実施地域の現状把握、新たに活動する団体の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団資源回収活動が促進されるよう、市ホームページに記事を掲載</li> <li>・店頭啓発活動で制度啓発チラシを配布</li> <li>・団体登録をしていない、町内会・自治会へ制度啓発チラシを送付</li> <li>・100世帯以上の集合住宅へ制度啓発チラシを送付</li> </ul>	△
	小型家電品の再資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型家電からのレアメタル等の資源の回収推進、効果的な再資源化の調査研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンセンターにおけるピックアップ回収のほか、拠点回収を実施（※拠点回収先：市役所、リサイクルプラザ、朝霞台出張所）</li> <li>・市ホームページ、資源とゴミの分け方・出し方パンフレットで分別回収を周知</li> <li>・宅配便を活用したパソコン等の小型家電リサイクル事業を展開している会社と協定を締結し、回収サービスを令和元年度より開始</li> </ul>	○

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
家庭ごみ	学習機会の提供	・リサイクルプラザで、ごみ減量、再資源化等についての教室や講座の開催、「あさか学習おとどけ講座」やクリーンセンターの見学会等の実施	・3R推進団体協働事業を開催【再掲】 ・クリーンセンター見学会を実施【再掲】	○
	紙類の再資源化の促進	・広報あさかや市ホームページで紙類の再資源化を啓発 ・ペーパーリサイクルの先進地の実態調査、本市への適用の検討 ・ペーパーリサイクルや分別について周知	・ごみ処理・再資源化の状況を市ホームページへ掲載 ・啓発方法などの調査を継続中  ・分別キャンペーン及び店頭啓発活動で、雑がみの分別を啓発	△
	生ごみの再資源化の推進	・新たな再資源化方法について研究	・生ごみ再資源化の情報収集	○
事業系ごみ	実地検査・指導の推進	・事業系一般廃棄物減量等計画書に基づく実地検査の実施（必要に応じて）、ごみ減量の取組や分別、処理方法等の指導	・事業の用途に供する部分の床面積の合計が、3,000平方メートル以上の市内の大規模建築物を有する事業者の事業系一般廃棄物減量等計画書の提出状況、廃棄物管理責任者の選任状況を確認 ・対象事業所から提出された事業系一般廃棄物減量等計画書の内容を確認 ・対象事業者の中からごみ排出量の多い事業所へ立入検査の実施、改善点の指摘 ・ごみ集積所に排出された事業系ごみの排出事業者が特定できた場合に、直接事業所へ赴き適正排出を指導【再掲】	○
	紙類の再資源化の推進	・再資源化ルートに関する情報収集、許可業者、古紙問屋等の情報提供	・クリーンセンターへの事業系ごみの持ち込みの際に、燃やすごみと紙類の分別を指導するとともに、古紙問屋への持ち込みを案内 ・紙類の再資源化に関する情報収集 ・燃やすごみに混在している事務用紙類について、分別し古紙業者に売払いするなど、燃やすごみの減量について依頼（大規模事業所、立入検査時に指導）	○
	関係情報の収集・提供	・ごみの減量、再資源化に関する情報を掲載したパンフレットの配布、広報あさかや市ホームページ等で事業者を啓発	・6月及び10月に、市内の一般廃棄物許可業者と契約している事業所及びクリーンセンターへ直接搬入している事業所へ、再資源化のリーフレットを配布 ・市ホームページへ事業系ごみの削減及び再資源化の情報を掲載【再掲】	○
	生ごみの再資源化の推進	・生ごみの再資源化の研究・周知、食品リサイクル法遵守の指導	・小規模事業所へ、適正排出・生ごみ再資源化の依頼【再掲】	○



項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
収集・運搬計画				
ごみ集積所の管理	分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別啓発用冊子の配布、ごみ集積所の分別看板の設置、広報あさかや市ホームページ等による分別排出の周知徹底</li> <li>・プラスチック資源の分別や排出ルールについて、広報あさかや市ホームページで説明、周知</li> <li>・ごみ回収分別容器の貸出や、ごみ集積所監視パトロールの実施</li> <li>・戸別収集等、分別の徹底に係る取組の先進事例調査、採用可能性の検討</li> <li>・外国人居住者への分別徹底に係る取組の先進事例調査、採用可能性の検討</li> <li>・ごみ集積所の資源の持ち去り防止のための集積所監視パトロールの定期的実施、関係機関と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別パンフレットの配布【再掲】</li> <li>・ごみ分別キャンペーン月間を設け、市民へ適切な分別について啓発（市ホームページ掲載、市内掲示板へポスターを掲示、ごみ収集車ハマグネットシートを掲示）（※令和2年度から実施）</li> <li>・広報あさか、市ホームページへ、プラスチック資源の分別の啓発や異物の混入状況について掲載</li> <li>・新規集積所新設時や集積所利用者からの依頼に応じて、市職員による分別容器の配布やクリーンセンターでの交換を実施</li> <li>・ごみの収集時に、不適切な分別のごみ袋に警告シールを貼付し、排出者への注意喚起</li> <li>・基礎調査の実施</li> <li>・ごみ分別アプリを導入している自治体の利用状況効果の確認</li> <li>・日本語、外国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語）に対応した、ごみ分別パンフレット、集積所看板の配布【再掲】</li> <li>・ごみ集積所及び資源の持ち去り防止監視パトロール業務を随時実施【再掲】</li> </ul>	○
	ごみ排出マナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ集積所用注意看板の設置やごみ集積所監視パトロールによる注意喚起、不法投棄について関係機関と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ集積所用分別看板を配布【再掲】</li> <li>・集積所への不法投棄について、警告シールを貼付の上、状況に応じて一定期間様子を見て、変化がなければ回収</li> <li>・集合住宅集積所の排出マナー向上のため、令和2年度より管理会社・管理組合・不動産会社等と連携して、市民へ周知</li> </ul>	○
	安全管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・劇薬物、感染性廃棄物、在宅医療廃棄物（注射針等）の廃棄に関する情報を市ホームページやパンフレット等で周知</li> <li>・医療機関との調整、適正処理に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報あさか、市ホームページに、集積所排出のプラスチック資源の中に危険物等（スプレー缶、注射針等）を混入させないように啓発記事を掲載</li> <li>・先進事例をもとに、啓発方法や処理方法の検討を継続中</li> </ul>	△
収集業務の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車の導入を推奨、収集・運搬業務における環境負荷の低減、温室効果ガスを排出抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集車両を最新排ガス規制車へ順次更新</li> </ul>		

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
	収集業務の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集・運搬作業の効率化、事故防止等のため収集業者と意見交換を実施</li> <li>・小型家電の排出方法や収集・運搬における対応方法について市民へ周知徹底</li> <li>・収集・運搬に係る契約の手法の検討</li> <li>・ごみの種別排出量に基づく効率的な収集体制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集業務委託を実施している委託業者2社と委託調整会議を開催</li> <li>・市ホームページに掲載</li> <li>・契約方法について検討した結果、現行の契約形態を維持</li> <li>・AIによるルート最適化など、収集効率化のベースとなる集積所位置のデジタル化（座標化）等を検討</li> </ul>	○
	事業系ごみ排出の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ集積所への事業系ごみ排出について、事業者に対する指導の強化</li> <li>・小規模事業者の適正排出や啓発方法についての情報収集と先進地における手法の検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ集積所への事業系ごみの排出に対して警告シールを貼付したほか、排出が判明した事業者に対して、事業系ごみとして自ら処理するように指導【再掲】</li> <li>・事業系ごみの出し方について、パンフレットを作成し、市ホームページへ掲載、配布</li> </ul>	○
	高齢者・障害のある方への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別訪問収集の実施、関係機関との連携、広報あさかや市ホームページでの制度周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページへ家庭ごみ訪問収集の記事の掲載、市役所（長寿はつらつ課、障害福祉課）へ制度啓発チラシ、申請書を置き制度啓発を実施</li> <li>・家庭ごみ訪問収集実施要綱に基づき、家庭ごみ訪問収集を実施</li> </ul>	○
中間処理計画				
	安全・適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な点検・清掃・補修整備による予防保全の徹底及び各施設の延命化、省エネルギー機器導入による温室効果ガスの削減</li> <li>・分別区分・排出方法の変更やごみ処理量・ごみ質の変化等状況に応じた施設の運転管理の実施</li> <li>・万全な清掃・点検・修理の実施による安全で適正な維持管理の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設（ごみ焼却処理施設、プラスチック処理施設、粗大ごみ処理施設）の日常点検を行い、必要な修繕を実施</li> <li>・可燃ごみ排出量に応じた運転管理を実施（1炉運転とする等）</li> <li>・処理施設の計画的・定期的な整備・工事を実施</li> </ul>	○
	計画的な施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ広域処理施設の建設について協議</li> <li>・施設の更新に際し、環境保全、周辺環境との調和、余熱利用、災害時の対応、効率的な施設整備・運営による経費削減、市民の意識啓発等に配慮し、整備内容の充実を図る</li> <li>・小型家電リサイクル推進のため、処理施設、処理体制の整備を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ広域処理施設整備基本計画の策定を通じた協議、施設の整備内容の検討を実施</li> <li>・小型家電の新たな処理委託先を決定</li> </ul>	○

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
	新技術の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源化技術や再資源化ルートを有する民間事業者の情報収集、採用を通じた処理の効率化、コスト削減の推進</li> <li>・新技術の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理に関する情報誌や処理施設の視察研修に参加し、情報収集を実施（※令和2年度と令和3年度はコロナ禍により視察研修を実施せず、ごみ処理に関する情報誌等により情報収集を実施）</li> </ul>	○
	広域処理の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和光市とのごみ処理広域化を協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ広域処理施設整備基本計画の策定を通じた協議、施設の整備内容の検討を実施【再掲】</li> </ul>	○
最終処分計画				
	最終処分場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に最終処分場がなく他自治体等に依存していることを市民に周知し、常に埋立完了時期等を把握し、長期展望に立って確実に確保。処分場選定にあたっては安定した最終処分場の確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理ルート（フロー図）を市ホームページに掲載</li> <li>・3か所の最終処分場で、焼却灰等の埋立処分を実施、埋立完了時期を把握</li> </ul>	○
	最終処分場の延命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源化技術の動向や再資源化を行う事業者の情報収集。新たな資源化品目の検討を行い、可能な限り再資源化を拡充することにより、最終処分場を延命化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源化を推進し、最終処分場での埋立処分量を削減</li> </ul>	○
	最終処分とリサイクル処理の現地調査・確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地を訪問し、適正な処分・処理の調査・確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に基づき、最終処分場等の現地を視察し、適正に処理されていることを確認</li> </ul>	○
	自然環境への負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境への負荷を自覚した行動の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページに、ごみ処理フローを掲載【再掲】</li> <li>・リサイクルプラザに廃棄物、焼却灰に混入していた不純物を展示し、ごみの処分、リサイクルの現状を周知【再掲】</li> </ul>	○
災害廃棄物処理計画				
	被災時の処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の予防保全、耐震化、電源・水源の確保、被災時の処理体制の検討等防災対策に努める</li> <li>・災害発生時には、市内の状況、ごみの収集・運搬車両や処理・処分施設の状況等を迅速に情報収集し、被災状況に応じた処理体制の構築を図る</li> <li>・災害廃棄物を選別・保管できる仮置き場を確保し、クリーンセンターにおいて計画的に処理</li> <li>・災害廃棄物の処理では、再資源化を優先し、分別排出の徹底、資源の選別・回収を推進。可燃物は焼却処理を行い、残渣類に関しても再資源化ルートを確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度、令和元年度に県主催で行われた図上訓練へ参加</li> <li>・災害廃棄物処理計画（初動対応版）を策定</li> <li>・令和元年度の台風19号の際、市内の状況、ごみの収集・運搬車両や処理・処分施設の状況等の情報収集を実施</li> <li>・令和元年度の台風19号では、仮置場は未設置</li> <li>・災害廃棄物の処理の実施</li> </ul>	○

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
	支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市単独での対応が困難な場合には、「災害廃棄物等の処理に関する総合支援協定」に基づき、県及び県内の市町村などへごみ処理の協力を求め、一方、他市町村からの協力要請があった場合には、協定に基づき支援を実施</li> <li>・民間事業者などとも協議し、被災時に必要となる人員、機材などについて調査・研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度に、台風19号で深刻な被害があった東松山市から支援要請があり、計9人の職員を派遣</li> </ul>	○

※評価の凡例：○計画どおりに実施できた指標  
△計画の一部が実施できなかった指標  
×計画が実施できなかった指標

## 第2章 ごみ処理の課題

ごみ処理の現況を踏まえた本市におけるごみ処理の課題は、以下のとおりです。

### (1) 排出抑制

ごみ排出量は、基準年度である平成29(2017)年度から人口が約4%増加しているにもかかわらず微増にとどまっています。

生活系ごみ排出量は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響に伴う外出制限による家の片付けやテイクアウトの利用増加、営業時間の短縮等による影響で、令和2(2020)年度に増加しましたが、その後は減少し、コロナ禍前とほぼ同水準になっています。特に、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、令和4(2023)年度は過去10年で最小値となりました。前計画の目標達成は困難な見込みですが、市民のごみ減量化に対する継続的な努力と協力の成果と評価できます。

一方、事業系ごみ排出量については、スーパーマーケットなど多量排出事業所の増加等に伴い増加傾向となっており、前計画の目標達成は困難な見込みです。

施策においては、令和2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、市民や事業者に対する啓発活動や指導等の実施が一部できませんでした。

今後は、これまでの取組の継続と拡充を図るとともに、効果的な施策を検討し、一層のごみ排出量の削減を図る必要があります。

### (2) リサイクル

リサイクル率及び残渣類のリサイクルも含めた再生利用率は、ペーパーレス化の進展による紙類(新聞紙、雑がみ等)の排出量の減少等に伴い、資源として排出される量(特に直接資源化量)が減少し、前計画の目標達成は困難な見通しです。しかしながら、国及び県の目標値、並びに類似自治体の平均値を上回っており、これまでの取組の成果として評価できます。

ごみ焼却処理施設における燃やすごみの組成分析調査の結果によると、紙類、厨芥類(生ごみ)、ビニール・プラスチック類が燃やすごみ全体の約8割を占めています。紙類(特に雑がみ)の分別を一層徹底するとともに、近年のプラスチックごみや食品ロスを取り巻く情勢を注視し、効果的な減量化・再資源化施策の導入を検討する必要があります。

### (3) 収集・運搬

収集・運搬量は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う外出自粛等の影響で片付けごみの排出量が増加したことにより、令和2(2020)年度に大きく増加しました。令和3(2021)年度以降は減少したものの、依然収集・運搬量は多くなっています。

本市では、分別徹底やごみ排出マナーの向上、ごみ集積所の管理徹底に向けた取組を実施しており、今後も市民や事業者への継続的な啓発及び指導が必要です。

また、高齢化等により、従来の当番制に基づくごみ集積所の管理方法の継続が困難になることが懸念されるため、ごみ集積所の管理のあり方を検討していく必要があります。

#### (4) 中間処理

焼却処理量は年々増加傾向にあります。既存施設において安定的な稼働を確保するとともに、令和 12 (2030) 年度のごみ広域処理施設の稼働に向けて、焼却処理量を極力削減し、脱炭素社会の推進を図る必要があります。

また、ごみ処理広域化は、本市のごみ処理体制を大きく変えることとなります。和光市や朝霞和光資源循環組合と連携して着実な事業の実施を進めるとともに、現行のごみ処理体制について見直しを図る必要があります。

なお、処理施設において、二次電池（リチウムイオン電池等）が廃棄物として排出され、処理時に衝撃が加わった際の過熱により火災事故が発生する事例が全国で相次いでいます。本市のクリーンセンターにおいても令和 2 年度に事故が発生していることから、効果的な対策が必要です。

既存施設については、市民や事業者に対する分別排出の徹底を周知しながら、安全で適正な維持管理の実施を継続していくとともに、処理の効率化、コスト削減、大規模災害時の廃棄物処理等について検討していく必要があります。

#### (5) 最終処分

最終処分量は、これまで焼却残渣等の再資源化を徹底して進めてきた結果、平成 29 (2017) 年度以降、ほぼ横ばいで推移しており、1 人 1 日当たりの最終処分量は県の目標値を達成しています。

更なる最終処分量の削減を図るためには、市民や事業者の協力の下、今後ごみの排出抑制や分別徹底を図るとともに、再資源化を積極的に推進する必要があります。

また、最終処分を継続的に安定して行うために、最終処分場の確保及び適正処理・処分の確認調査を継続して行う必要があります。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 1 基本理念

本市は、これまで市民、事業者、市の連携により、3Rの意識を高め、ごみの減量化及び再資源化の取組を推進してきました。市民や事業者の努力や協力もあり、一定の成果が見られつつありますが、人口の増加やライフスタイルの変化により、将来的なごみ排出量の増加が懸念されています。

世界各地で温暖化による異常気象が発生する中、気候変動という地球規模の課題の解決に向けて、国は、「令和32(2050)年までのカーボンニュートラルの実現」(2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること)を表明し、脱炭素社会の実現に向けて取り組むこととしています。

ごみ処理においては、ごみ焼却時の温室効果ガスの発生だけでなく、市民が日々ごみや資源を出す集積所から処理施設への運搬にも多くのエネルギーが使われており、ごみ処理と地球温暖化は密接に関係しています。ごみになるモノの量を減らすこと、分別を徹底することでごみを資源にすること、こうした市民や事業者の一人ひとりの選択と行動が、脱炭素社会の実現につながります。

本計画の上位計画である第5次朝霞市総合計画では、「私が暮らしつづけたいまち朝霞」を将来像に、市民、事業者、市の三者の協働により、ごみの排出量の抑制と再資源化への理解が進み、「低炭素・循環型社会」が構築されているまちを目指すとしています。また、第3次朝霞市環境基本計画では、「みんなでつくる水とみどりが豊かな環境にやさしいいまち朝霞」を望ましい環境像として定め、「脱炭素・循環型社会の推進」を環境目標として、「限りある資源を大切にし、環境に負担をかけないまち」を目指すとしています。

以上を踏まえて、ごみ処理基本計画では、ごみの減量や再資源化など3Rに対する意識啓発や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進し、脱炭素と資源循環のまちづくりを目指すものとして、以下の基本理念を掲げます。

#### 基本理念

みんなでつくる 脱炭素と資源循環のまち 朝霞

## 2 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を次のとおり定め、これらの基本方針に沿って各種施策を推進していくこととします。

### 方針1：脱炭素社会の推進

3Rに対する意識啓発や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の徹底などにより、脱炭素社会を推進します。

### 方針2：排出抑制の推進

市民、事業者、市の連携・協働により、リデュース、リユースの意識を高め、ごみの排出抑制と減量化を推進します。

### 方針3：資源循環の推進

ごみの分別や分別収集を徹底し、リサイクル（再資源化）を図ることで、廃棄物の資源循環を推進します。

### 方針4：安全・安心かつ安定的なごみ処理体制の構築

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、安全・安心で環境負荷の少ないごみ処理体制を構築します。また、和光市及び朝霞和光資源循環組合とともに、ごみ処理広域化を計画的かつ着実に事業を進め、将来にわたって安定的なごみ処理体制を構築します。

#### コラム：『わたしにもできる、脱炭素社会への行動！』

ごみ処理では、多くの温室効果ガスが排出されています。令和4(2022)年度には、本市のごみ処理で約3,301tの温室効果ガス(二酸化炭素換算)が排出されており、その内訳をみると、主にごみの焼却によって排出されていることがわかります(右図)。そのため、ごみ処理による温室効果ガスの排出量を減らすには、ごみの減量化、とくに「燃やすごみの減量化」が最も効果的です。

燃やすごみには、再資源化が可能な紙類、厨芥類、プラスチック類がまだまだ多く含まれています(図 2-17)。これまで燃やすごみとして出していたものを、ひと手間かけて分別したり、生ごみの水切り等を徹底したりすることで、燃やすごみの減量化につながり、ひいては、ごみ処理による温室効果ガスの排出量を大きく減らすことができます。

脱炭素社会への行動の第一歩として、「燃やすごみの減量化」に一緒に取り組んでみませんか。

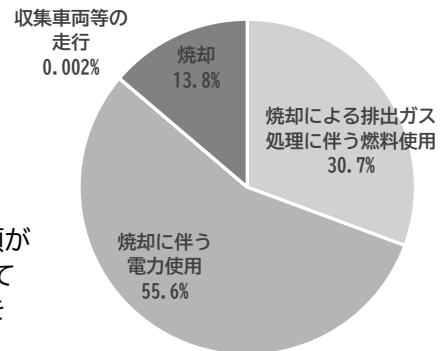


図 本市のごみ処理による温室効果ガスの排出要因(令和4(2022)年度)



### 3 ごみ減量化・資源化目標

#### (1) ごみ減量化・資源化に係る指標

ごみ処理基本計画におけるごみ減量化・資源化に係る指標は、表 2-22 の5項目とします。

表 2-22 ごみ減量化・資源化に係る指標

<p><b>【ごみ減量化・資源化に係る指標】</b></p> <p>① ごみ排出量</p> <p>② 1人1日当たり生活系ごみ排出量</p> <p>③ 事業系ごみ排出量</p> <p>④ リサイクル率</p> <p>⑤ 集団資源回収量</p>
---

なお、前計画で定めていたごみ減量化・資源化に係る指標のうち、「生活系ごみ排出量」「再生利用率」「集団資源回収率」については、下記の理由により指標を変更又は設定しないこととします。

- ・ 生活系ごみ排出量：ごみ減量化・資源化は、指標②1人1日当たり生活系ごみ排出量で評価可能であるため。
- ・ 再生利用率：環境省の一般廃棄物処理事業実態調査のリサイクル率（R）※の算定基準に基づく「リサイクル率」に一本化し、他自治体との比較を容易にするため。
- ・ 集団資源回収率：集団資源回収率は、集団資源回収量を資源総量（集団資源回収量＋中間処理後リサイクル量）で除して算出するものであるが、市民の取組成果が数値により反映されやすい「集団資源回収量」を指標として設定することとした。

※リサイクル率（％）＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100

#### (2) ごみ排出量等の将来予測（推計値）と目標値との比較

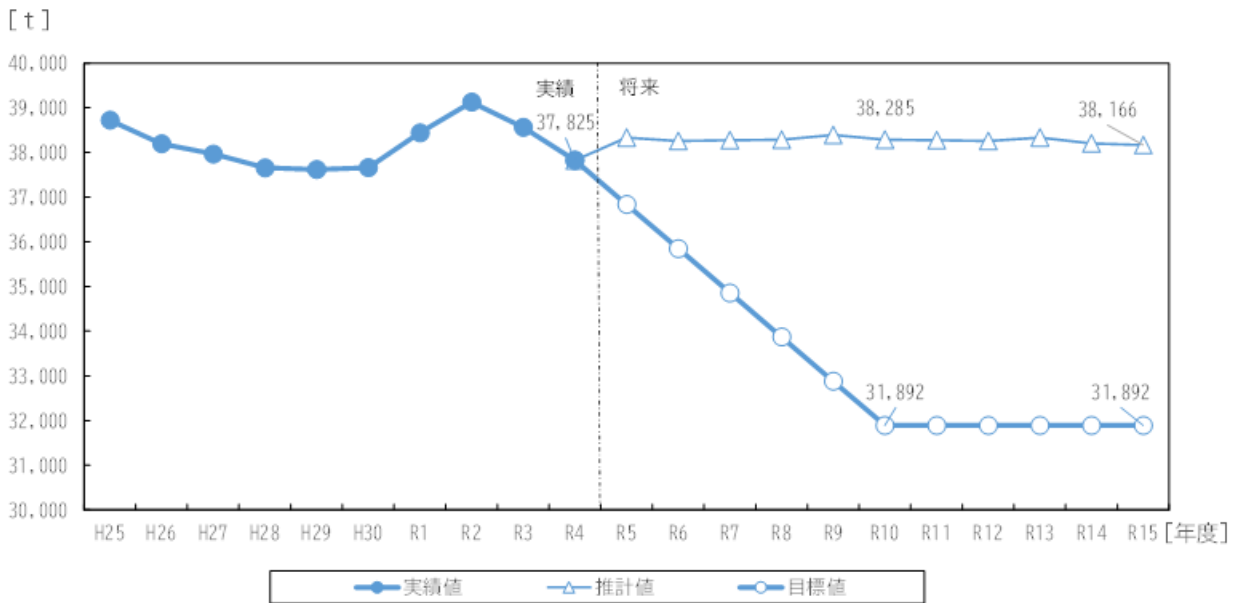
ごみ排出量等の将来の予測（推計値）は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28（2016）年9月 環境省）に基づきトレンド法により行いました。

トレンド法とは、年度の経過とごみ量の推移の関係を示す推計式に基づき、将来、年度が経過した場合にどの程度ごみ量が増減するかを予測する手法です。トレンド法に用いられる推計式には様々な種類がありますが、将来予測に用いる推計式は、実績値の推移と適合性の高い推計式を採用します。

将来予測は、令和5（2023）年度～令和15（2033）年度までの11年間について行いました。

本計画のごみ減量化・資源化目標（以下「目標値」という。）は、本市の環境基本計画や（仮称）朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備基本計画等の関連計画との整合を図るため、前計画の目標達成後の推計値を踏襲した数値を設定することとします。

以下に、令和4（2022）年度の実績値に対する計画目標年次（令和15（2033）年度）の推計値について、①ごみ排出量等が現状のまま推移した場合の推計値（以下「推計値」という。）と②本計画の目標値（以下「目標値」という。）との比較を図2-25から図2-29に示します。



※ごみ排出量=生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団資源回収量

図 2-25 ごみ排出量（推計値と目標値の比較）

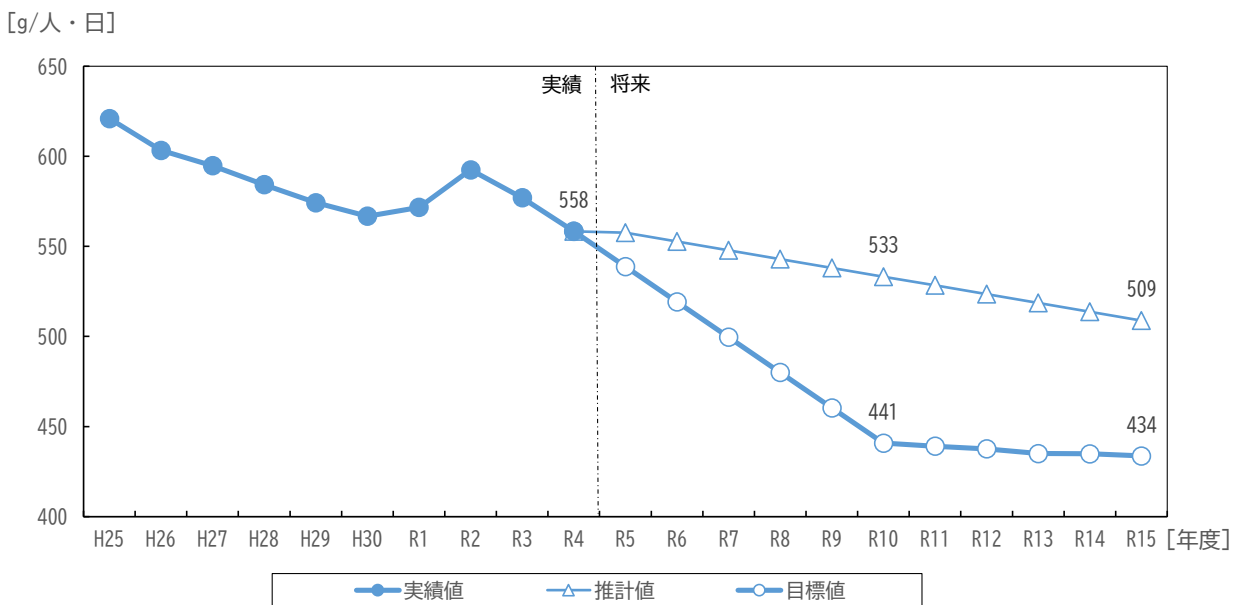


図 2-26 1人1日当たり生活系ごみ排出量（推計値と目標値の比較）

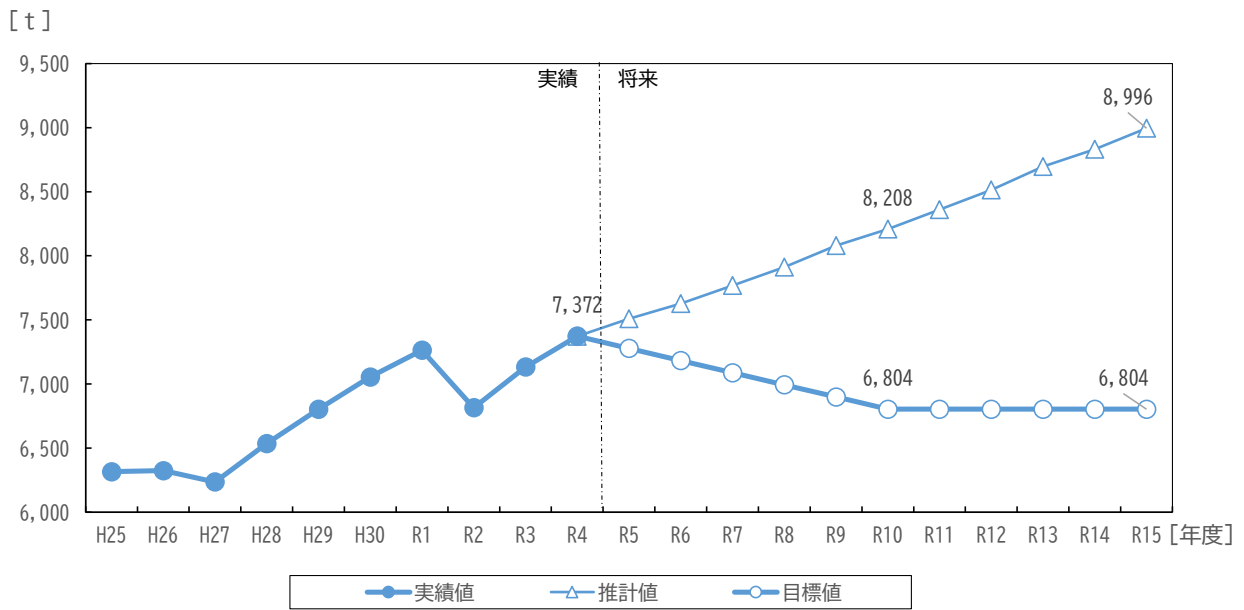
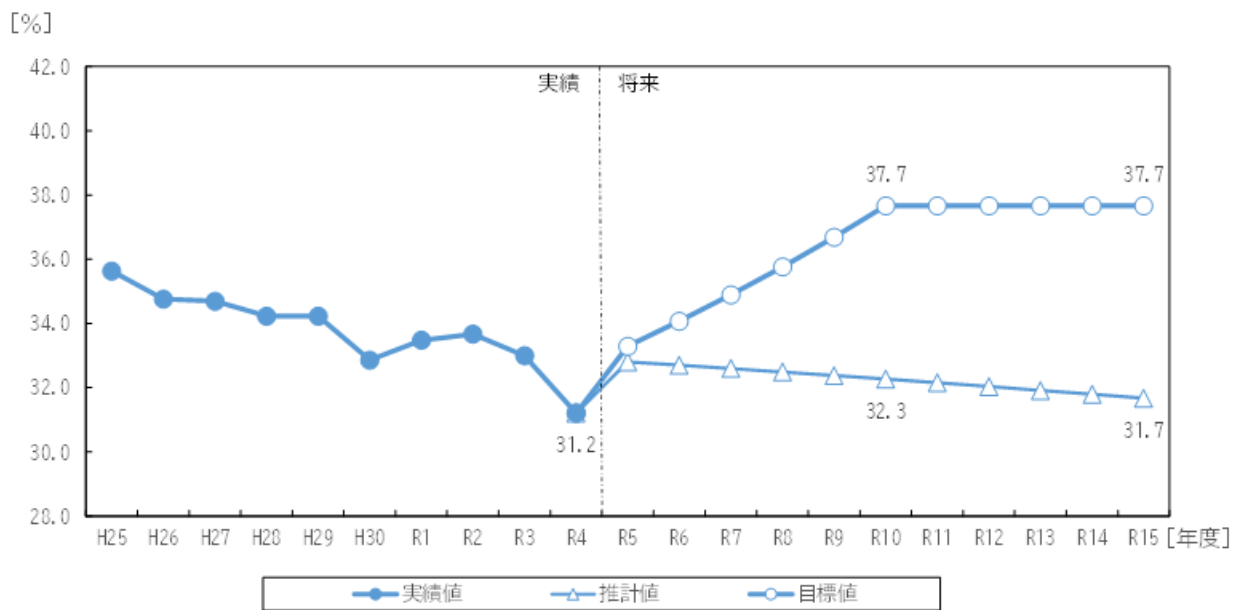


図 2-27 事業系ごみ量（推計値と目標値の比較）



※リサイクル率 (%)

$$= (\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団資源回収量}) \div (\text{ごみ処理量} + \text{集団資源回収量}) \times 100$$

図 2-28 リサイクル率（推計値と目標値の比較）

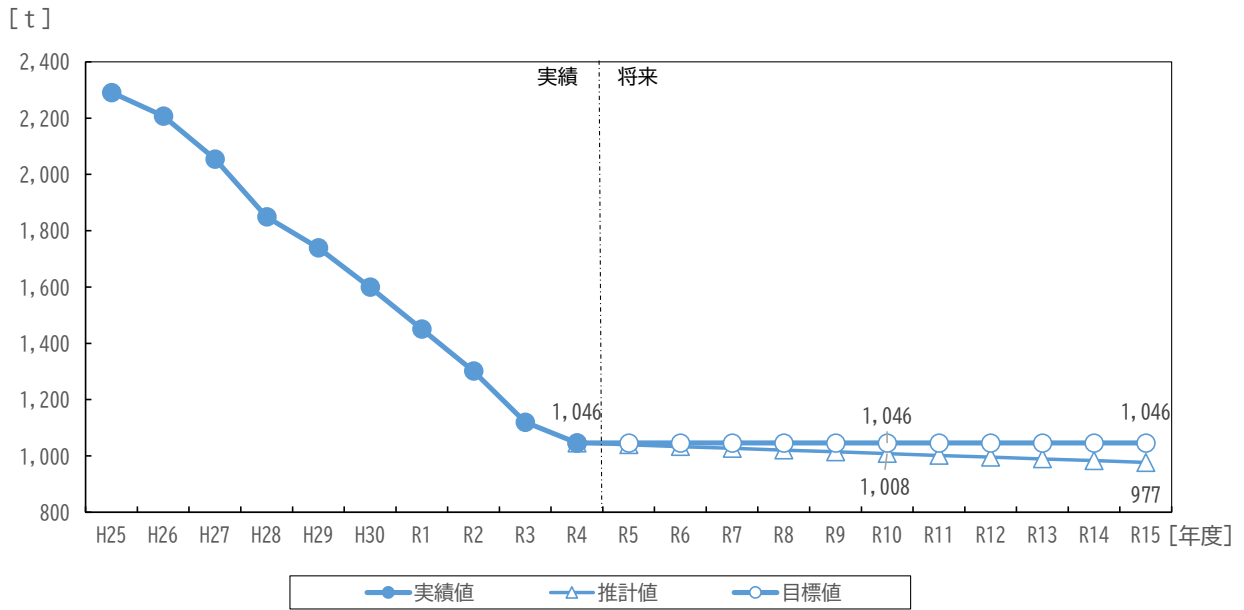


図 2-29 集団資源回収量 (推計値と目標値の比較)

### (3) ごみ減量化・資源化の数値目標

ごみ処理基本計画におけるごみ減量化・資源化の数値目標は、表 2-23 のとおりです。

表 2-23 ごみ減量化・資源化の数値目標

指標	単位	令和 4 (2022) 年度 (基準年度) 【実績値】	令和 10 (2028) 年度 (中間年度) 【目標値】	令和 15 (2033) 年度 (計画目標年度) 【目標値】
ごみ排出量	t/年	37,825	31,892 (16%減)	31,892 (16%減)
1人1日当たり 生活系ごみ排出量	g/人・日	558	441 (21%減)	434 (22%減)
事業系ごみ排出量	t/年	7,372	6,804 (8%減)	6,804 (8%減)
リサイクル率	%	31.2	37.7 (6.5%増)	37.7 (6.5%増)
集団資源回収量	t/年	1,046	1,046 (-)	1,046 (-)

※ ( ) 内は、基準年度 (令和 4 (2022) 年度) に対しての増減率を示しています。

※令和 10 (2028) 年度に中間見直しを実施し、令和 15 (2033) 年度の目標値を見直します。

## 4 施策体系

ごみ処理基本計画の施策体系図を図 2-30 に示します。

前計画から引き続き実施する施策を「継続」、継続する施策においてさらに積極的に実施する項目を「拡充」、また、新たに取り組む施策を「新規」とします。

基本方針		区分		施策	頁
		区分	施策	頁	
基本方針 1 : 脱炭素社会の 推進	(1) 脱炭素 社会の推進	(ア)	3Rを通じた環境配慮行動の推進【拡】	59	
		(イ)	低公害車の導入【継】		
		(ウ)	温室効果ガス排出量の削減【新】		
基本方針 2 : 排出抑制の推進	(2) 排出抑 制計画 (リデ ュース・リユ ース)	1) 家庭ごみ	(ア) 生ごみの減量化の推進【継】【新】	59	
			(イ) 食品ロス削減の推進 (第3編に記載)		
			(ウ) 市民への意識啓発【継】【拡】【新】		
			(エ) 環境教育の充実【継】【拡】		
			(オ) 啓発イベントの実施【継】		
		2) 事業系 ごみ	(カ) 再利用の推進【継】	61, 62	
			(キ) ごみ処理に係る費用負担の検討【継】【新】		
			(ア) 生ごみの排出実態調査の実施等による情報収集【継】		62
			(イ) 食品ロス削減の推進 (第3編に記載)		
			(ウ) 事業者への意識啓発【継】		
(エ) ごみの減量・再資源化事業の検討【継】【新】					
(オ) 国や関係機関等への要望【継】	64				
基本方針 3 : 資源循環の推進	(3) 再資源 化計画 (リサ イクル)	1) 家庭ごみ	(ア) 分別排出の徹底【継】【新】	64, 65	
			(イ) 集団資源回収活動の促進【継】		
			(ウ) 小型家電品の再資源化【継】【新】		
			(エ) 紙類の再資源化の推進【継】【拡】		
			(オ) 生ごみの再資源化の推進【継】		
		2) 事業系 ごみ	(カ) 剪定枝等の再資源化の推進【継】	65, 66	
			(キ) プラスチック資源の再資源化の推進【継】【新】		
			(ア) 立入検査・指導の推進【継】		66
			(イ) 紙類の再資源化の推進【拡】		
			(ウ) 生ごみ再資源化の推進【拡】		
(エ) 最終処分場の確保【継】	68				
(イ) 最終処分場の延命化【継】					
(ウ) 現地調査・確認の実施【継】					
(エ) 最終処分に係る啓発の実施【継】					
基本方針 4 : 安全・安心かつ 安定的なごみ処 理体制の構築	(4) 収集・ 運搬計画	(ア) ごみ集積所の管理【継】【拡】【新】	67		
		(イ) 有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知【継】			
		(ウ) 収集業者と意見交換の実施【継】			
		(エ) 事業系ごみ排出の適正化【継】			
	(5) 中間 処理計画	(ア) 安全・適正な維持管理【継】	68		
		(イ) 中間処理に係る新技術の情報収集【継】			
	(7) ごみ処 理広域化に伴 うごみ処理体 制の見直し	(ア) ごみ処理広域化事業の着実な実施【新】	69		
		(イ) ごみ処理広域化事業についての情報発信【新】			
		(ウ) 資源の広域処理の検討【新】			
		(エ) 効率的な収集運搬体制の検討【新】			
(オ) ごみの直接搬入システムの検討【新】					
(カ) ごみ広域処理施設における余熱利用の推進【新】	70				
(キ) ごみ広域処理施設における省エネルギー機器・設備の導入【新】					
(8) 災害廃 棄物処理計画	(ア) 災害時の処理体制の構築【継】【拡】	70, 71			
	(イ) 支援体制の確保【継】		71		

※前計画から継続して実施する施策は【継】、拡充する施策は【拡】、新規で実施する施策は【新】としました。

図 2-30 ごみ処理基本計画の施策体系図

## (1) 脱炭素社会の推進



### (ア) 3Rを通じた環境配慮行動の推進【拡充】

市民及び事業者が、環境について専門知識を学び理解を深め、環境に配慮したライフスタイルにつながるよう、環境や3Rに関する講座等を開催するなど、環境教育・環境学習の機会の充実に努めます。

### (イ) 低公害車の導入【継続】

収集車両への低公害車の導入を推奨し、収集・運搬業務における環境負荷の低減、温室効果ガスの排出を抑制します。

### (ウ) 温室効果ガス排出量の削減【新規】

ごみを焼却する時などに排出される二酸化炭素は、地球温暖化の原因の一つとされています。3Rを徹底し、ごみ排出量の削減を図ることで、温室効果ガスの排出削減に努めます。

## (2) 排出抑制計画（リデュース・リユース）



### 1) 家庭ごみ

#### (ア) 生ごみの減量化の推進

##### ① 家庭での水切りの推進【継続】

燃やすごみの約2割を生ごみが占めており、生ごみには水分が多く含まれています。ごみとして排出する前に水分を減らすことができれば、ごみの減量に大きな効果が期待できます。水切りネットの配布等を通じて、家庭での水切りの徹底を啓発します。

##### ② 生ごみ削減に関する新規事業導入の検討【新規】

他自治体の取組事例等を調査し、本市の地域特性に応じた生ごみの削減に資する新規事業の導入を検討します。

#### (イ) 食品ロス削減の推進

(第3編 食品ロス削減推進計画を参照)

## (ウ) 市民への意識啓発

### ① リサイクルプラザの認知度の向上【新規】

リサイクルプラザは、本市のごみの減量や再資源化に関する情報発信拠点であることから、更なる利用推進に向け、積極的な周知や様々なイベントの開催などを通じて、リサイクルプラザの認知度の向上を図ります。

### ② リサイクルプラザでの展示及び定期的な見直し【拡充】

リサイクルプラザで、ごみの減量や再資源化に関する資料を展示します。また、市民に最新の情報を提供できるよう、展示内容を定期的に見直します。

### ③ リサイクルプラザでの書籍の購入・貸出【継続】

リサイクルプラザでは、環境等に関する書籍を購入し、市民の方々に閲覧及び貸出を行っています。今後も継続して実施するとともに、より多くの方に利用いただくために、情報発信を行います。

### ④ マイバッグ持参運動の推進【継続】

レジ袋の削減を図るため、スーパーマーケットや商工会と連携してマイバッグの使用を推進します。

### ⑤ リサイクルプラザ企画運営協議会による各種講座の開催及び情報発信【継続】

リサイクルプラザ企画運営協議会との協働による各種講座の開催及び3Rに関する情報の発信を行います。

### ⑥ 地域と連携した市民啓発活動の実施【拡充】

商工会、企業、NPO、大学などと連携し、マイボトル、マイ箸、マイ容器等、使い捨て製品を使用しないライフスタイルへの転換を推進します。

### ⑦ 3R活動の普及啓発【拡充】

広報あさか、市ホームページ、市のSNSを通じて、ごみ排出量やごみ処理コストを公表するとともに、3R活動の普及啓発を行います。

### ⑧ 多様な主体に応じた意識啓発手法及び情報提供手法の検討【拡充】

ごみ排出ルール of 周知を図るため、転入者、外国人居住者など、多様な主体に応じた効果的な意識啓発や情報提供の手法について、他自治体の取組事例等を調査し、より効果的な施策の実施を検討します。

## **(エ) 環境教育の充実**

### **① 市民団体等との協働講座の開催【継続】**

3Rを推進する市民団体等と協働で講座を開催し、体験を通じた効果的な学習の場を提供します。

### **② 環境講座の開催やクリーンセンターの見学の受け入れ【継続】**

リサイクルプラザにてごみの減量、再資源化等についての教室や講座を開催するほか、「あさか学習おとどけ講座」やクリーンセンターの見学を行います。

### **③ 子どもたちへの環境学習機会の提供【拡充】**

幼少期からごみを身近な問題として理解を深めるよう、様々な環境学習の機会を提供します。また、学習により子どもたちが自分から行動を起こせるよう、ごみに関する副読本等の資料作成及び配布などを行うことにより、ごみの減量、分別に対する意識を高めます。

## **(オ) 啓発イベントの実施**

### **① 啓発イベントの実施【継続】**

リサイクルプラザ企画運営協議会や民間事業者と協働で、6月（環境月間）、10月（3R推進月間）に環境や資源循環をテーマとしたイベントを実施します。

## **(カ) 再利用の推進**

### **① リサイクル家具類販売事業及びリサイクルショップ事業の実施【継続】**

再利用に対する市民の関心を高めるため、リサイクルプラザで家具類の販売事業や生活用品等を預かり必要な方に販売するリサイクルショップ事業を実施します。

### **② スクールグッズシェアリング事業の実施支援【継続】**

まだ使用可能な市内中学校の制服や学校用品を有効に活用するため、リサイクルプラザ企画運営協議会が実施するスクールグッズシェアリング事業を支援します。

### **③ 資源回収ボックス設置店舗の周知【継続】**

広報あさかや市ホームページ、SNSを効果的に活用し、資源回収ボックス設置店舗の紹介を積極的に行います。

## **(キ) ごみ処理に係る費用負担の検討**

### **① 家庭ごみの有料化の検討【継続】**

家庭ごみの有料化に伴う排出者負担の公平化や、ごみの減量意識の向上といった効果を検証するため、先進事例の情報収集を行います。



## ② 一般廃棄物会計基準の導入【新規】

国（環境省）の一般廃棄物会計基準を導入し、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析及び評価を行い、事業の効率化を図ります。

## 2) 事業系ごみ

### (ア) 生ごみの排出実態調査の実施等による情報収集【継続】

事業所からの生ごみ（厨芥類）の排出実態について、クリーンセンターや排出事業所への調査を行うなどして情報収集を行います。

### (イ) 食品ロス削減の推進

（第3編 食品ロス削減推進計画を参照）

### (ウ) 事業者への意識啓発

#### ① 事業系ごみの減量・再資源化の意識啓発・情報発信【継続】

事業系ごみの減量・再資源化に関して、市ホームページやパンフレット等を通じて、事業者が必要とする情報を的確に発信・提供し、事業者の意識啓発を図ります。

#### ② 搬入ごみ検査の実施・指導【継続】

クリーンセンターにおいて搬入ごみ検査を実施し、分別が守られていない事業者に対する指導を徹底します。

#### ③ ごみ集積所への事業系ごみの排出についての指導の実施【継続】

ごみ集積所へ事業系ごみが排出されないよう、適切な指導を実施します。

#### ④ 廃棄物減量や再資源化等に関する情報提供【継続】

市内の事業者や廃棄物処理業者を対象に、廃棄物減量や再資源化等に関する情報提供を行い、意識啓発とごみに関する自発的な取組を促進します。

#### ⑤ 県と連携した「事業系ごみ削減キャンペーン」の実施【継続】

県と連携して「事業系ごみ削減キャンペーン」を実施し、事業系ごみの削減を目指して取り組みます。

#### ⑥ 排出事業者等のごみ減量意識向上のための施策検討【継続】

先進事例における取組及び効果等を調査し、本市において導入可能な排出事業者等のごみ減量意識向上のための施策を検討します。

## (エ) ごみの減量・再資源化事業の検討

### ① 木質バイオマスの再資源化事業者の紹介【継続】

古紙類や剪定枝などの木質バイオマスについて、再資源化が促進されるよう民間の再生事業者の紹介を行います。

### ② 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出及び適切な指導【継続】

廃棄物処理法及び朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則により、大規模事業者（事業の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもので市長が指定するもの）及び多量排出事業者（事業系一般廃棄物を月4トン以上直接または収集運搬業者への委託により市の処理施設に搬入するもの）は、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出が事業者の責務として定められています。事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めるとともに、ごみ減量・再資源化について適切に指導を行います。

### ③ 事業系ごみ減量の有効な手段の検討【継続】

先進事例における取組及び効果等を調査し、より効果的な事業系ごみの減量・再資源化のための施策を検討します。

### ④ 優良事業者表彰制度の検討【新規】

事業系ごみの減量及び再資源化に積極的に取り組んでいる事業者や店頭での広報チラシの配布や店頭回収の実施等、生活系ごみの再資源化に協力している事業者の取組を市ホームページ等で紹介するとともに、優良事業者として表彰する制度を検討します。

### ⑤ 市役所におけるごみの発生抑制と再資源化の推進【新規】

本市の率先行動として、市役所におけるごみの減量と分別の徹底に取り組みます。

### ⑥ イベント開催等に発生するごみの発生抑制と再資源化の推進【新規】

市内で開催されるイベント等において、大量のごみが発生することが課題となっています。来場者が自発的に分別できるような仕組みづくりや分別啓発のためのスタッフ配置、来場者へのごみ持ち帰りの呼びかけなどのほか、容器等のリユースや再生可能素材で作られた容器の使用、マイバッグ利用の呼びかけ等を通じて来場者の環境意識の醸成に努めるよう、イベントの主催者や出展者等に対して要請します。

### (オ) 国や関係機関等への要望【継続】

製品や容器等を製造、販売する事業者が、製品の製造や流通だけでなく、製品が使用され、廃棄された後においても、適正な処理や再資源化がされる段階まで責任を負うよう製造事業者の拡大生産者責任に係る法的整備について、国や関係機関等に対して要望します。

## (3) 再資源化計画（リサイクル）



### 1) 家庭ごみ

#### (ア) 分別排出の徹底

##### ① 分別排出に向けた啓発【継続】

ごみの分別やごみ集積所への適正排出を徹底するために、分別・啓発の冊子やごみ集積所用分別看板を配布します。また、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを活用した啓発を行います。

##### ② ごみ分別アプリの利用推進・啓発【新規】

令和4年度に市民活動団体と協働で制作した「ごみ分別アプリ」について、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを通じて利用推進を図ります。

##### ③ ごみ集積所監視パトロールの実施【継続】

ごみ集積所監視パトロールを実施し、分別排出について直接指導を行います。

##### ④ 分別排出やごみ集積所管理についての周知・徹底【継続】

転入者、外国人居住者、集合住宅の入居者等に対し、管理人や管理会社と協力して、分別排出やごみ集積所の管理について、周知を徹底します。

#### (イ) 集団資源回収活動の促進

##### ① 地域リサイクル活動推進補助制度の推進【継続】

集団資源回収活動の促進を図るため、市民団体等に対し、地域リサイクル活動推進補助制度の周知に努め、登録団体数の増加を図ります。また、既存の登録団体に対して再度周知を図り、資源回収率の向上に努めます。

#### (ウ) 小型家電品の再資源化

##### ① 小型家電品の排出方法等の周知徹底【継続】

小型家電品の再資源化を促進するため、排出方法を市民に対して周知徹底します。

## ② 小型家電品の処理体制の整備【継続】

小型家電品のリサイクルを推進するため、認定事業者の動向を踏まえながら、処理体制を整備します。

## ③ 二次電池の回収方法の周知徹底【新規】

近年全国で、収集ごみに二次電池（リチウムイオン電池等）が混入し、処理施設で爆発火災事故が発生する事例が相次いでいます。市民に対し、二次電池の排出方法や混入の危険性について、広報あさかや市ホームページ等により周知徹底を図っていきます。

## （エ）紙類の再資源化の推進

### ① 紙類（特に雑がみ）の分別・再資源化の周知啓発【拡充】

燃やすごみの組成分析の結果、燃やすごみの約4割を紙類が占めています。焼却処理量の削減及びリサイクル率の向上に向け、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを通じて、雑がみの対象となる品目や家庭内での実践が可能で効率的な分別方法等について周知・啓発することで、紙類（特に雑がみ）の再資源化を推進します。

### ② 紙類の再資源化方法の調査【継続】

紙類の再資源化を高い割合で実現している他自治体の取組事例等を調査し、本市において導入可能で、効果的な紙類の再資源化方法を検討します。

## （オ）生ごみの再資源化の推進【継続】

家庭から排出される生ごみを再資源化して有効利用できるよう、新たな再資源化方法について調査を継続します。

## （カ）剪定枝等の再資源化の推進【継続】

家庭や事業所が出た木くず（剪定枝、根、株、幹）や刈草類の再資源化を推進するため、広報あさか、市ホームページ、市のSNS等で市内の再資源化事業者の紹介等を行います。

## （キ）プラスチック資源の再資源化の推進

令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の推進等に関する法律」が施行されるなど、プラスチックごみの削減や資源循環が求められています。化石資源を主原料とするプラスチック資源の再資源化は、脱炭素社会の実現に資することから、積極的に推進していきます。

① **プラスチック資源の再資源化の推進【継続】**

プラスチック資源に関しては、効果的に再資源化できるよう、広報あさか、市ホームページ等で、分別方法をわかりやすく広報し、排出ルールの周知を図ります。

② **製品プラスチックのマテリアルリサイクルの検討【新規】**

回収した製品プラスチックをそのまま原材料にして新たなプラスチック製品を作る製品プラスチックのマテリアルリサイクルについて調査を行い、本市への導入可能性を検討します。

③ **飲料業界等との協働によるペットボトルの水平リサイクルの確立【新規】**

使用済みのペットボトルをリサイクルして再びペットボトルとして何度も繰り返し使用するペットボトルの水平リサイクルの確立に向け、飲料業界等との協議を行います。

## 2) 事業系ごみ

### (ア) 立入検査・指導の推進【継続】

多量排出事業所や大規模事業所に対して、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を要請し、必要に応じて立入検査を行うことで、ごみ減量の取組や分別、処理方法等を指導します。

### (イ) 紙類の再資源化の推進【拡充】

事業系ごみの再資源化を推進するため、紙類の再資源化ルートに関する情報収集を行うとともに、事業者に対して許可業者、古紙問屋等の情報提供を行います。

特に事業者から排出される雑がみについて、焼却処理量の削減及びリサイクル率の向上に向け、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを通じて、再資源化を啓発します。

### (ウ) 生ごみの再資源化の推進【拡充】

事業所から排出される生ごみを再資源化して有効利用できるよう、立入検査などの機会を通じて情報提供を行います。また、食品リサイクル法を遵守するよう指導します。

## (4) 収集・運搬計画



### (ア) ごみ集積所の管理

#### ① ごみ排出マナーの向上【継続】

ごみは、分別して決められた曜日、時間までに排出するよう周知しているところですが、分別が不適切なごみの排出、資源の持ち去り、不法投棄、設置されているクリーンネットを適切に使用しないなどの事例が見受けられます。

ごみ集積所用注意看板の設置やごみ集積所監視パトロールにより注意を喚起するとともに、不法投棄について関係機関との連携を密にし、ごみ排出マナーの向上を図ります。

#### ② ごみ回収分別容器及びクリーンネットの貸出し【拡充】

ごみ回収分別容器やクリーンネットの貸出しにより、分別の徹底とごみ排出マナーの向上を図ります。

#### ③ ごみ集積所の管理のあり方の検討【新規】

近年、高齢化等により、集積所のごみ当番等を担うことが難しいとの声が寄せられています。地域における集積所の管理のあり方や負担軽減に向けた方法について、他自治体の取組事例等を調査し、関係部・課と連携して、本市において導入可能な管理方法を検討します。

### (イ) 有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知【継続】

劇薬物、感染性廃棄物、注射針等、市で処理できないごみに関する情報を市ホームページ、パンフレット等で周知し、収集における事故の防止に努めます。

### (ウ) 収集業者と意見交換の実施【継続】

収集・運搬作業の効率化や事故防止のため、収集業者と意見交換を行います。

### (エ) 事業系ごみ排出の適正化

#### ① 集積所への事業系ごみの排出防止【継続】

ごみ集積所への事業系ごみ排出を防止するため、事業者に対する指導を強化します。

#### ② 小規模事業者の適正排出のための啓発方法の調査【継続】

他自治体の取組事例等を調査し、効果的な小規模事業者の適正排出に向けた啓発方法を検討します。

### (オ) 高齢者・障害のある方への支援【継続】

関係機関と連携しながら、広報あさかや市ホームページを通じて家庭ごみ訪問収集事業の周知を図ります。

## (5) 中間処理計画



### (ア) 安全・適正な維持管理

#### ① 設備の予防保全及び延命化【継続】

定期的な点検・清掃・補修整備により予防保全を徹底し、各施設の延命化を図ります。また、設備の交換時には、省エネルギー機器を導入し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

#### ② 状況に応じた施設の運転管理【継続】

ごみ処理量・ごみ質の変化に対応し、効率的かつ効果的な処理が行えるよう、状況に応じた施設の運転管理に努めます。

#### ③ 適正な維持管理の実施【継続】

市内から排出されるごみを毎日、確実に処理できるよう、各施設において万全な清掃・点検・修理を行い、事故のないよう安全で適正な維持管理に努めます。また、二次電池（リチウムイオン電池等）による火災事故防止のため、処理を行う前の確認・選別を行い、施設全体の安全管理に努めます。

### (イ) 中間処理に係る新技術の情報収集【継続】

中間処理や再資源化技術、再資源化を行う民間事業者等について情報収集し、処理の安定性、信頼性、経済性、環境保全性などを総合的に検討し、有効な場合には積極的に採用し、処理の効率化、コスト削減を推進します。

## (6) 最終処分計画



### (ア) 最終処分場の確保【継続】

本市には焼却灰等を埋め立てる最終処分場がなく、他の自治体に依存していることから、搬出先の最終処分場の埋め立て完了時期等を継続的に把握し、長期展望に立って最終処分場を確実に確保します。また、最終処分場の選定には、現地を確認の上、最終処分地としての適性や処分コストを勘案し、適切な最終処分場の確保に努めます。

### (イ) 最終処分場の延命化【継続】

本市では、最終処分場を有していないため、ごみ焼却処理施設での焼却処理によって生じる焼却灰は、セメント原料化や人工砂原料化、再生砕石資源化を行っているほか、廃プラスチックについても再資源化するよう努めています。再資源化を継続して行えるよう、再資源化技術の動向や再資源化を行う事業者の情報収集に努めます。また、法的整備、社会情勢を踏まえ新たな資源化品目の検討を行い、可能な限り再資源化を拡充することにより、最終処分量を削減し、搬出先の最終処分場の延命化を図ります。

### (ウ) 現地調査・確認の実施【継続】

本市より排出した焼却灰やプラスチック類が適正に処分・処理されているかを確認することは本市の責務であることから、現地を1年に1回訪問し、処分・処理が適正に行われているかを調査・確認します。

### (エ) 最終処分に係る啓発の実施【継続】

焼却灰等には自然界での分解が困難な物質も含まれており、最終処分として埋め立てることは、自然環境に対しても大きな負荷を与えています。市民・事業者が生活や事業活動による自然環境への負荷について学べるよう、リサイクルプラザでの展示やクリーンセンターの見学等を通じて啓発を行います。

## (7) ごみ処理広域化に伴うごみ処理体制の見直し



### (ア) ごみ処理広域化事業の着実な実施【新規】

令和12（2030）年度のごみ広域処理施設の稼働開始に向けて、和光市や朝霞和光資源循環組合と連携し、着実に事業を進めます。

### (イ) ごみ処理広域化事業についての情報発信【新規】

アンケート調査では、ごみ処理広域化事業についての市民の認知度は2割弱という結果になっており、事業が市民に十分に認知されているとは言い難い状況です。ごみ処理広域化事業の施設概要、進捗状況、事業スケジュール等の情報について、朝霞和光資源循環組合と連携し、積極的に情報発信を行います。

### (ウ) 資源の広域処理の検討【新規】

びん、かん、プラスチック資源、ペットボトルなどの資源も、広域処理の対象とされています。具体的な広域処理の手法について、和光市や朝霞和光資源循環組合と継続的に協議を行います。



## (工) 効率的な収集運搬体制の検討

### ① 効率的な収集運搬体制の検討【新規】

ごみ処理広域化後は、本市で発生した可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみについては、和光市にあるごみ広域処理施設へ搬入することになります。安全かつ効率的な収集運搬ルート及び収集運搬体制の構築に向けて、継続的に検討を行います。

### ② 燃やせないごみ・粗大ごみ収集システムの検討【新規】

燃やせないごみ・粗大ごみについては、ごみ広域処理施設稼働後は、和光市にあるごみ広域処理施設にて処理されることになります。本市と和光市では、対象寸法の違いや排出方法が異なります。適正かつ効率的な処理に向け、ごみ広域処理施設の仕様を踏まえ、和光市や朝霞和光資源循環組合と継続的に協議を行います。

## (オ) ごみの直接搬入システムの検討【新規】

ごみ処理広域化後は、家庭や事業所等で発生したごみを直接搬入する場合は、和光市にあるごみ広域処理施設へ搬入することになります。搬入先の変更について市民及び事業者へ周知を図るほか、円滑な受入体制の構築に向けて、朝霞和光資源循環組合と継続的に協議を行います。

## (カ) ごみ広域処理施設における余熱利用の推進【新規】

ごみ広域処理施設では、ごみ焼却に伴う余熱を電力、蒸気、温水として活用することが予定されています。余熱を最大限利用することにより、省エネルギー化と温室効果ガスの発生抑制を図ります。

## (キ) ごみ広域処理施設における省エネルギー機器・設備の導入【新規】

ごみ広域処理施設の整備においては、温室効果ガス削減効果の高い省エネルギー機器及び設備の導入を図ります。

## (8) 災害廃棄物処理計画



## (ア) 災害時の処理体制の構築

### ① 迅速な情報収集の実施【継続】

発災後は、市内の状況、ごみの収集・運搬車両や処理・処分施設の状況などを把握するため迅速に情報収集を行い、被災状況に応じた処理体制の構築を図ります。

## ② 仮置場の確保【継続】

発災後は、災害廃棄物を選別・保管するための仮置場を確保します。また、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の計画的な処理を行います。

## ③ 災害時の処理体制の構築【拡充】

本市のクリーンセンターにおいて、災害発生時のごみ処理を円滑に行うために、処理施設の予防保全、耐震化、電源・水源の確保、被災時の処理体制の検討など防災対策に努めます。

また、ごみ広域処理施設において、災害が発生しても稼働が継続でき、本市で発生した災害廃棄物を円滑かつ適切に処理できる施設とするために、浸水・地震対策等について和光市や朝霞和光資源循環組合と継続的に協議を行います。

## ④ 災害廃棄物の再資源化の推進【継続】

災害廃棄物の処理にあたっては、再資源化を優先し、分別排出の徹底、資源の選別・回収を推進します。また、中間処理後の残渣類に関しても可能な限り再資源化するものとします。

## (イ) 支援体制の確保【継続】

本市単独での対応が困難な場合には、「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」に基づき、県及び県内の市町村などへごみ処理の協力を求め、一方、他市町村からの協力要請があった場合には、協定に基づき支援を行います。

また、民間事業者などとも、被災時に必要となる人員、機材などの協力体制について継続的に協議を行います。

## 5 各主体の役割

ごみ処理基本計画の基本理念「みんなでつくる 脱炭素と資源循環のまち 朝霞」の実現のためには、市民、事業者、市がお互いに協力・連携し、それぞれの役割に基づき、一体となって取り組むことが必要です。

ここでは、市民、事業者、市の役割分担を表 2-24 に示します。

表 2-24 各主体の役割分担

主体	内容
市民	廃棄物の減量及びその適正な処理に関して市が行う施策に協力し、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図り、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めます。
事業者	排出者責任や拡大生産者責任等を認識し、事業活動に伴い発生するごみの排出抑制・再使用・リサイクルを率先して行い、ごみとして排出する場合には、適正処理に努めます。
市	市民・事業者と協力・連携し、ごみ処理基本計画に基づくごみ減量化・再資源化施策の推進を図ります。

## 第3編 食品ロス削減推進計画

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の目的

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、その量は令和3（2021）年度は523万tと推計されています（図3-1）。

食品ロスに関しては、平成27（2015）年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」（SDGs）の1つに「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことがターゲットとなるなど、食品ロス削減は、国際的にも重要な課題となっています。

国内では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び「食品リサイクル法に基づく基本方針」（令和元（2019）年7月公表）において、家庭系及び事業系の食品ロスを令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で半減するとの目標が定められています。

また、食品ロス削減推進法に基づき令和2（2020）年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、地域における食品ロスの削減の取組を推進していくために、市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが求められています。

県の「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」においても、食品ロスの削減を重要課題の一つとして位置づけ、国と同様の数値目標を設定し、様々な施策に取り組んでいくこととしています。

このような流れを受け、本市においても、食品ロス削減の取組を総合的かつ計画的に進めるために、食品ロス削減推進計画を策定します。



図3-1 食品ロスの発生量の推移

## 2 計画の位置付け

食品ロス削減推進計画は、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として策定します。

また、食品ロス削減推進計画は、本計画における食品ロス削減に関する事項の個別計画として位置づけるとともに、上位計画である「第 5 次朝霞市総合計画」、「第 3 次朝霞市環境基本計画」等における関連施策との整合を図ります。

## 3 関連法令、計画

### (1) 食品ロス削減推進のための関連法令

#### 1) 食品リサイクル法及び食品リサイクル法に基づく基本方針

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）は、平成 13（2001）年 5 月に制定され、食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食など）による食品循環資源の再生利用などを促進しています。

食品リサイクル法に基づく基本方針は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、概ね 5 年ごとに国が策定しているもので、令和元（2019）年 7 月に新たな基本方針が公表されました。この基本方針では、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標として、表 3-1 のとおり設定しています。

表 3-1 食品リサイクル法に基づく基本方針の数値目標

項目	目標	目標年度
事業系食品ロス量	平成12（2000）年度の半減	令和12（2030）年度
食品廃棄物等の再生利用等の実施率	・食品製造業：95% ・食品卸売業：75% ・食品小売業：60% ・外食産業：50%	令和6（2024）年度

#### 2) 食品ロス削減推進法及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロス削減推進法は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、令和元（2019）年 10 月に施行されました。当該法第 13 条において、市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされています。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、食品ロス削減推進法第 11 条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるもので、令和 2（2020）年 3 月に閣議決定されました。この方針では、食品ロスの削減目標として、表 3-2 の数値目標を設定しています。

表 3-2 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の数値目標

項目	目標	目標年度
家庭系食品ロス量	平成12（2000）年度の半減	令和12（2030）年度
事業系食品ロス量		
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	80%	

## （2）国の関連計画

### 1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

第四次循環型社会形成推進基本計画では、「持続可能な社会づくりと総合的取組」に関する指標の一つとして、家庭系食品ロス量について、SDGsにおいて「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる」と挙げられていることを踏まえて、表 3-3 に示す目標を設定しています。

表 3-3 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標

項目	目標	目標年度
家庭系食品ロス量	平成12（2000）年度の半減	令和12（2030）年度

## （3）県の関連計画

### 1) 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）

県では、食品ロス削減推進法第 13 条の規定に基づく都道府県食品ロス削減推進計画として「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」を令和 3（2021）年 3 月に策定しています。

当該計画では、「食品ロスの削減」を特に重点的に取り組む課題の一つに掲げ、SDGs、第四次循環型社会形成推進基本計画及び食品ロスの削減の推進に関する基本方針等の国の目標に合わせて、表 3-4 に示す目標を設定しています。

表 3-4 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の数値目標

項目	目標	目標年度
食品ロス量	240千t （平成30（2018）年度から9.8%減）	令和7（2025）年度
	202千t （平成12（2000）年度比で半減）	令和12（2030）年度

#### (4) 本市の関連計画

##### 1) 第3次朝霞市環境基本計画

第3次朝霞市環境基本計画では、廃棄物の排出抑制の推進に係る施策の中で、生ごみの減量化や食品ロス削減を位置付けています。

第3次朝霞市環境基本計画における食品ロス削減推進計画に関連する事項の概要を表3-5に示します。

表 3-5 第3次朝霞市環境基本計画の概要（抜粋）

望ましい環境像	「みんなで作る 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち朝霞」
環境目標3	脱炭素・循環型社会の推進
個別目標	3-4 資源を大切に、繰り返し使う
実施施策	<p>3-4-1 廃棄物の排出抑制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの減量化 【具体的な取組・事業】 ○ごみの排出抑制のため、生ごみ排出時の水切りなどを推進し、減量化に努めます。</li> <li>・食品ロス削減 【具体的な取組・事業】 ○大切な資源の有効活用や環境負荷に配慮するため、食品ロス削減の啓発に努めます。 ○給食の食べ残しを減らす取組や生ごみの堆肥化などを進め、食品ロス削減を推進します。 ○家庭で不用になった賞味期限内の食品（生鮮食品を除く）をリサイクルプラザで回収し、市内の子ども食堂に利用していただくことで、食品ロス削減を推進します。</li> </ul>

## 第2章 食品ロスの現況

### 1 用語の定義

食品ロス削減推進計画で対象とする「食品ロス」とは、市内で発生する食品廃棄物から不可食部（野菜・果物の皮、肉・魚の骨などの調理くず）を除いた、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品（可食部）のことを指し、可食部は、「直接廃棄（手付かず食品）」「過剰除去」「食べ残し」の3つに分類されます。家庭から生じる食品ロス（家庭系食品ロス）と事業活動から生じる食品ロス（事業系食品ロス）があります。

### 2 食品ロス量の実績

#### (1) 家庭系食品ロス量

本市の家庭系食品ロス量は、各年度の家庭系ごみの燃やすごみ量に、県が実施した「家庭系食品ロス排出実態調査（令和元（2019）年11月）」に基づく県内自治体における可燃ごみに占める食品ロス量の平均割合（6.18%）を乗じて推計しました。推計式を以下に示します。

【推計式】

家庭系食品ロス発生量

= 各年度の家庭系ごみの燃やすごみ発生量

× 県内市町村の可燃ごみ量に占める家庭系食品ロス量の平均割合（6.18%）

本市の家庭系食品ロス量の推計結果を図 3-2 に示します。家庭系食品ロス量は、1,250t/年前後で推移しています。

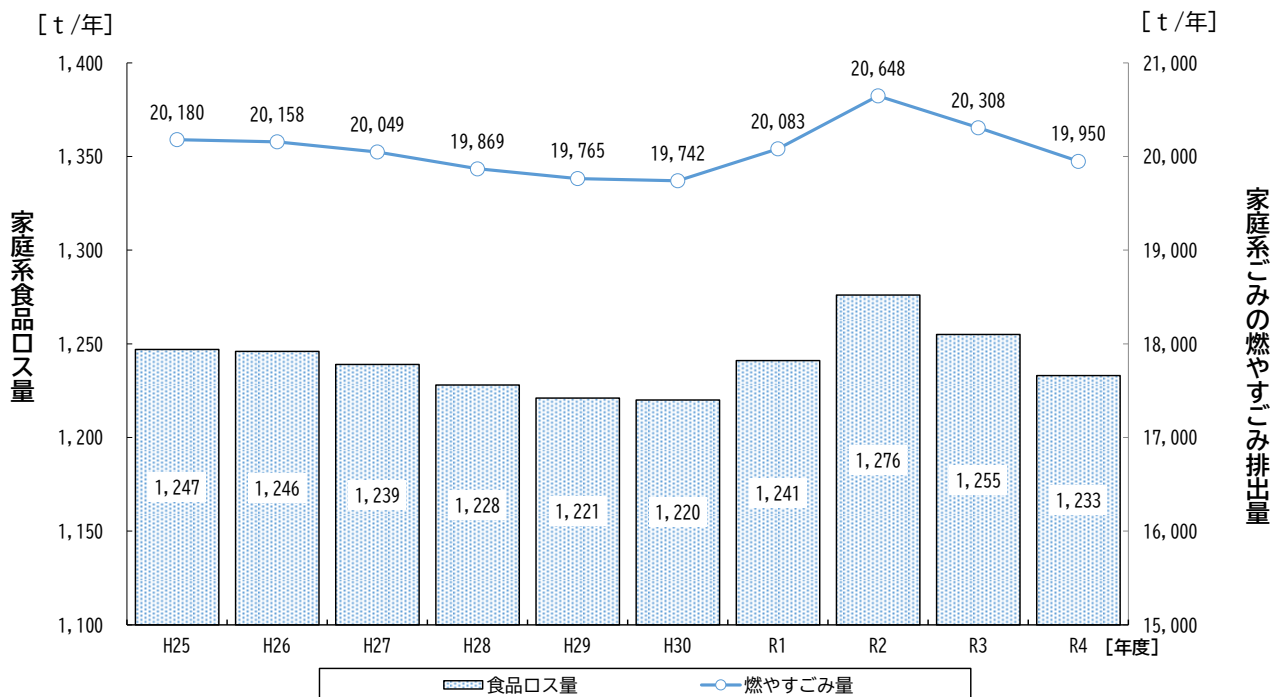


図 3-2 家庭系食品ロス量



## (2) 事業系食品ロス量

事業系食品ロスは、主に食品製造業や食品卸売業、食品小売業、外食産業から排出されています。

食品リサイクル法では、食品廃棄物等の年間発生量が100トンを超える多量排出事業者に対し、定期報告書の提出が義務付けられており、都道府県別に食品廃棄物量の集計結果が公表されています。県における多量排出事業者のごみ発生量に占める食品廃棄物量の発生量の割合は、85.2%（平成29（2017）年度）となっています。

また、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）では、県内自治体における調査に基づく食品廃棄物量に対する食品ロス量の割合は、30.8%（平成29（2017）年度）と算出されています。

本市では、廃棄物処理法、朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則により、事業用大規模建築物（事業の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもので市長が指定するもの）を所有・占有している事業者（以下「大規模排出事業者」という。）に対して、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を義務付けており、当該計画書より排出量を算定することが可能です。

以上を踏まえ、本市の事業系食品ロス量は、以下の推計式に基づき推計を行いました。

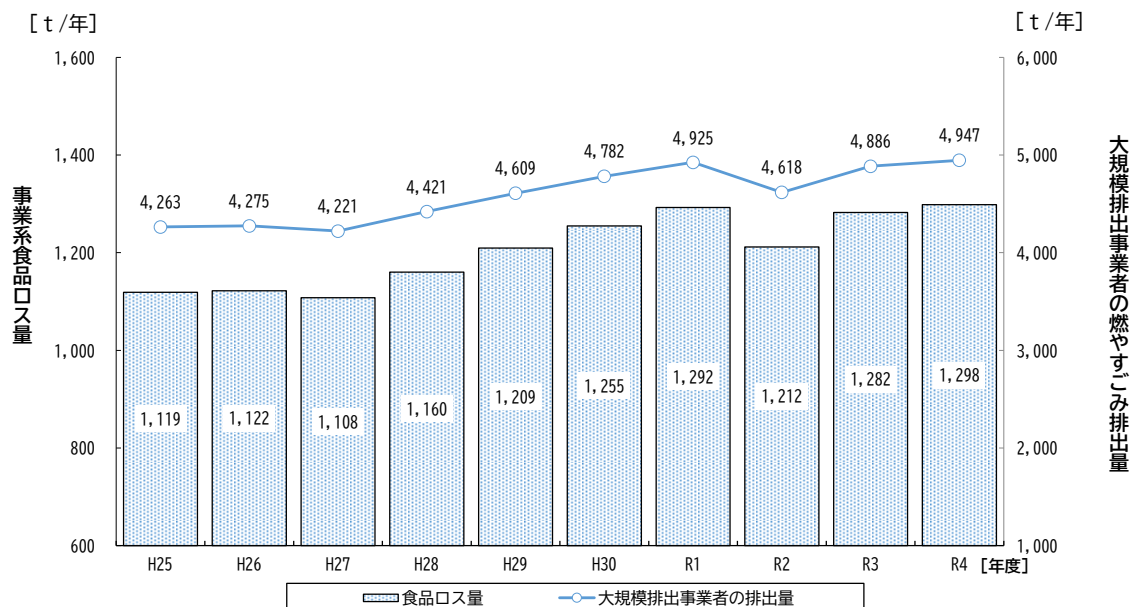
### 【推計式】

事業系食品廃棄物量 = 大規模排出事業者のごみ発生量

× 食品廃棄物量の割合（85.2%）

事業系食品ロス量 = 事業系食品廃棄物量 × 食品ロス量の割合（30.8%）

本市の事業系食品ロス量の推計結果を図3-3に示します。事業系食品ロス量は、年々増加傾向にあります。



※令和2年度以前の大規模排出事業者の排出量は、令和3年度及び令和4年度の事業系ごみに対する大規模排出事業者の排出量の平均割合より算出しています。

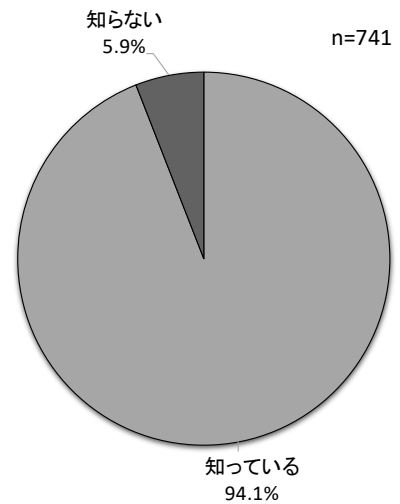
図 3-3 事業系食品ロス量

### 3 食品ロス削減に関するアンケート調査結果

#### (1) 市民

本市内に在住の 18 歳以上の市民を対象に実施したアンケート調査（対象：2,000 人、回収率：38.9%）では、食品ロスの問題を知っている市民は 94.1%と、ほとんどの市民が認知しています。

また、食品ロス削減の取組を行っている市民は 77.6%となっており、性別・年齢別では、男性は年齢が低い方が、女性は年齢が高い方が多く実施している傾向にあります。具体的な取組としては、「買い物に行く前に冷蔵庫の中身を確認」や「食べきれぬ分だけ料理を作っている」などが多くなっています。



※nは回答者数を示します。

図 3-4 食品ロス問題の認知割合（市民アンケート調査より）

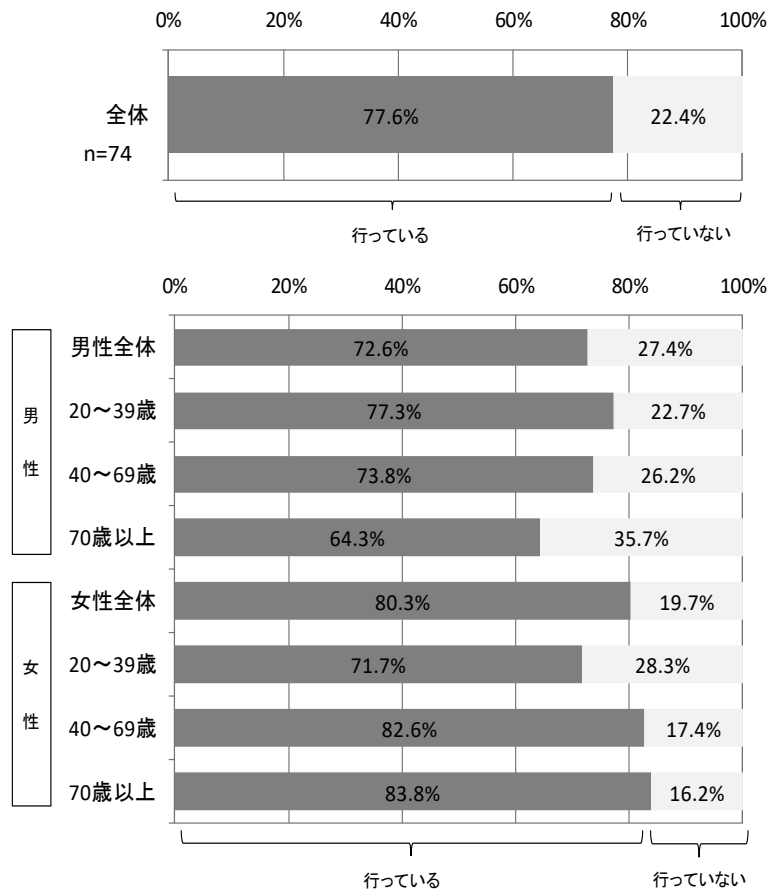


図 3-5 性別・年齢別の食品ロス削減への取組割合（市民アンケート調査より）

## (2) 事業者

市内に事業所がある事業者に対して行ったアンケート調査（対象：200社、回収率：62.0%）では、食品ロスの発生要因は、お客さんの食べ残しが最も多くなっています。また、事業者が行っている食品ロス削減の取組は、商慣習見直し（過剰生産・過剰在庫の削減）が最も多くなっています。

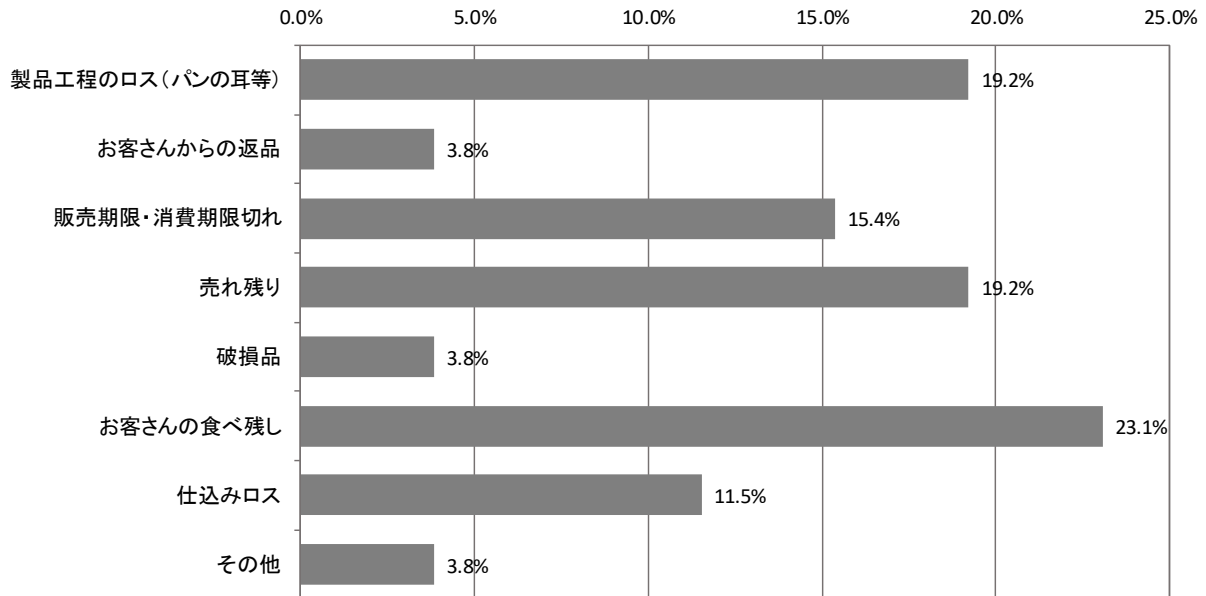


図 3-6 食品ロスの発生要因（事業者アンケート調査より）

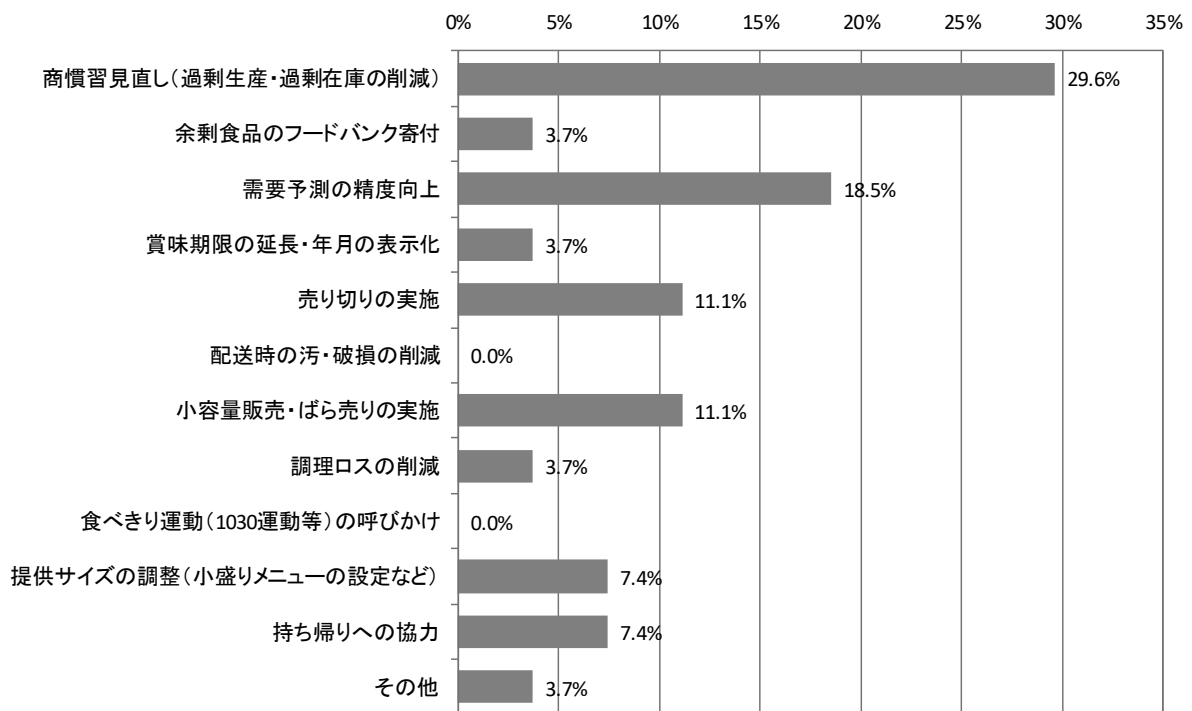


図 3-7 食品ロス削減の取組（事業者アンケート調査より）

## 第3章 食品ロスの課題

本市における食品ロスに関する課題は以下のとおりです。

### (1) 家庭系食品ロス

本市における家庭系食品ロス量は、燃やすごみ量の変動に伴い増減しています。

また、市民の約8割が食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいますが、男性は年齢が高い方が、女性は年齢が若くなるにつれて取り組む割合が低くなることから、各々のライフスタイルに合わせた実践しやすい取組事例等、多様な主体を意識した啓発を実施していく必要があります。

### (2) 事業系食品ロス

本市における事業系食品ロス量は、事業系ごみ量の増加に伴い、増加傾向で推移しているものと見込まれます。

事業系食品ロスの発生要因は、「お客さんの食べ残し」、「製造工程のロス」、「売れ残り」が多く占めていることから、事業者に対し食品ロス削減の啓発や具体的な実践事例の紹介等を行うとともに、市民に対し食べきりを推奨するなど、事業系食品ロス量の削減に向けた取組を推進する必要があります。

## 第4章 食品ロス削減推進計画

### 1 基本理念

食品ロス削減推進計画では、国及び県の食品ロスに関する政策動向や、第3次朝霞市環境基本計画の施策内容を踏まえて、ごみ処理基本計画と同様、「みんなで作る 脱炭素と資源循環のまち 朝霞」を基本理念に掲げ、本市における食品ロス削減を推進し、環境に配慮した循環型社会の実現を目指します。

### 2 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を次のとおり定め、この基本方針に沿って各種施策を推進していくこととします。

#### 基本方針：食品ロスの排出抑制と減量化の推進

食品ロス削減に対する市民及び事業者の意識を高め、家庭及び事業所からの食品ロスの排出抑制と減量化に取り組むことで、食品ロスを削減します。

### 3 計画目標

#### (1) 食品ロス削減に係る指標

食品ロス削減推進計画の指標は、国や県で掲げられた指標を踏襲し、表 3-6 の2項目とします。

表 3-6 食品ロス削減に係る指標

#### 【食品ロス削減に係る指標】

- ① 食品ロス量
- ② 食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合

#### (2) 食品ロス削減に係る数値目標

##### 1) 食品ロス量

国及び県は、食品ロス量を平成 12 (2000) 年度に対し令和 12 (2030) 年度までに半減させる方針としています。

本市は、国や県と同様に、平成 12 (2000) 年度の発生量に対して、令和 12 (2030) 年度に半減する目標とします。

令和 13 (2031) 年度以降は令和 4 (2022) 年度から令和 12 (2030) 年度の年間減少量を維持するものとし、計画目標年次(令和 15 (2033) 年度)の食品ロス量は、令和 4 (2022) 年度実績値に対し、1,877 t (約 74%) 削減を目指します。

食品ロス量の目標値を図 3-8 に示します。

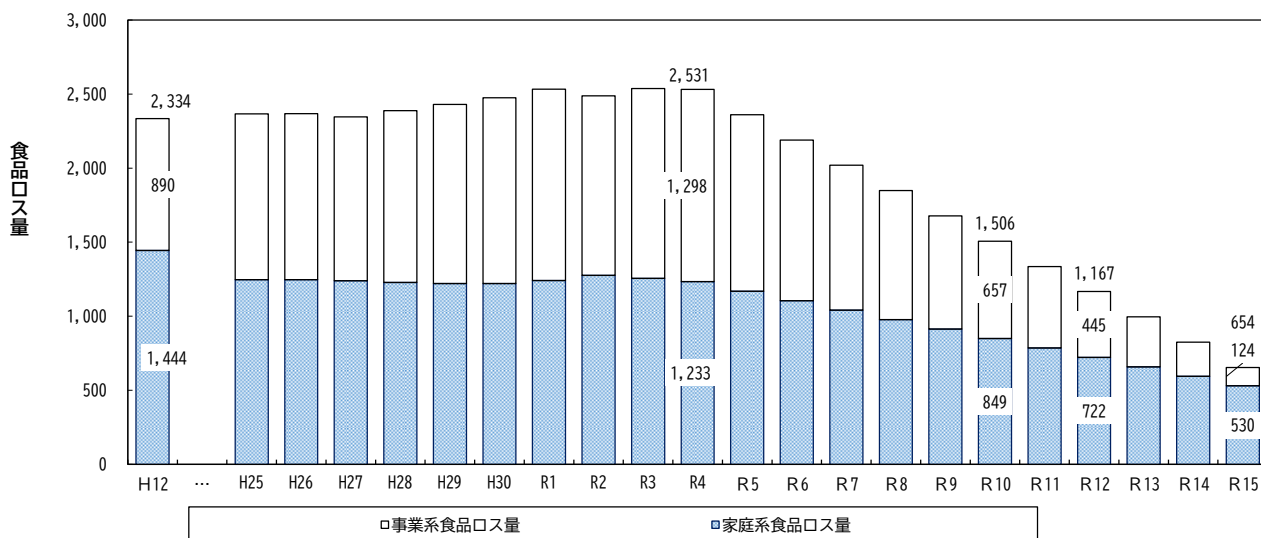


図 3-8 食品ロス量の目標値

## 2) 食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合

国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%以上にすることを目標としています。

食品ロスに取り組んでいる市民の割合は、令和4年度(77.6%)以上に増やすことを目標とし、計画目標年次(令和15(2033)年度)は85%以上とすることを目指します。

## 3) 食品ロス削減に係る数値目標

食品ロス削減推進計画における食品ロス削減に係る数値目標は、表3-7のとおりです。

表 3-7 食品ロス削減に係る数値目標

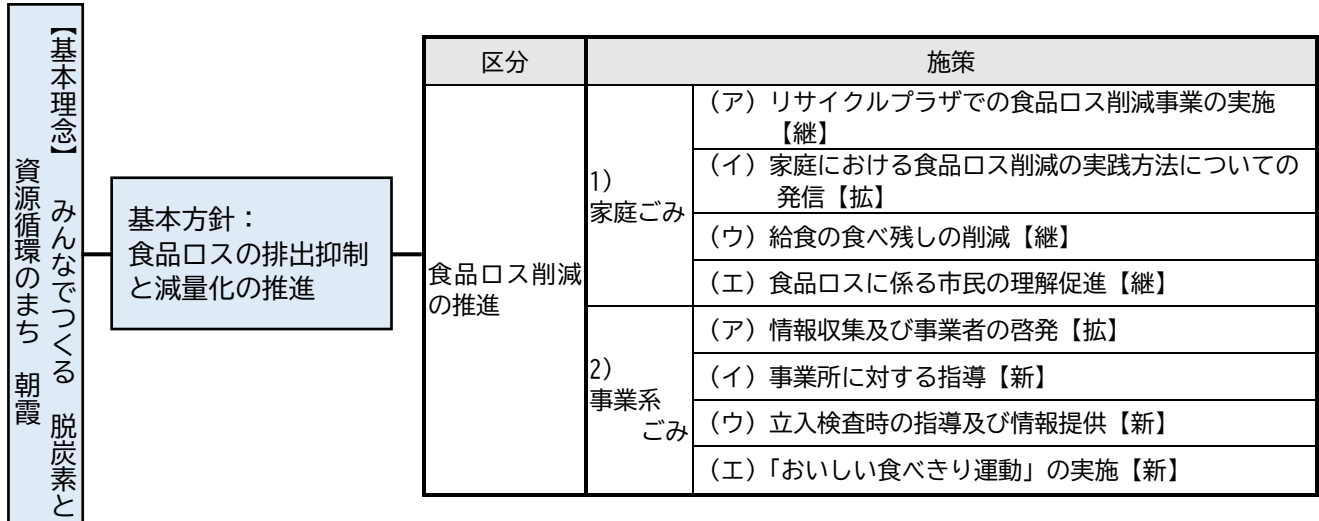
指標	単位	令和4(2022)年度 (基準年度) 【実績値】	令和10(2028)年度 (中間目標年度) 【目標値】	令和15(2033)年度 (計画目標年度) 【目標値】
食品ロス量	t/年	2,531	1,506 (35%減)	654 (74%減)
食品ロス削減に取り組む市民の割合	%	77.6	80 (2.4%増)	85 (7.4%増)

※令和10(2028)年度に中間見直しを実施し、令和15(2033)年度の目標値を見直します。

## 4 施策体系

食品ロス削減推進計画の施策体系図を図 3-9に示します。

前計画から引き続き実施する施策を「継続」、継続する施策においてさらに積極的に実施する項目を「拡充」、また、新たに取組施策を「新規」とします。



※前計画から継続して実施する施策は【継】、拡充する施策は【拡】、新規で実施する施策は【新】としました。

図 3-9 食品ロス削減推進計画の施策体系図

### (1) 食品ロス削減の推進



#### 1) 家庭ごみ

##### (ア) リサイクルプラザでの食品ロス削減事業の実施【継続】

家庭で不用になった賞味期限内の食品（生鮮食品を除く）をリサイクルプラザで回収し、市内の子ども食堂に利用していただくフードドライブを継続して実施します。

##### (イ) 家庭における食品ロス削減の実践方法についての発信【拡充】

市民が実践しやすい家庭での食品ロス削減方法について、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを活用して情報発信を行います。また、各々のライフスタイルに合わせた実践しやすい取組事例等、ターゲットを意識した啓発を実施します。

### **(ウ) 給食の食べ残しの削減【継続】**

市内の小学校や保育園などで、給食の食べ残しを減らす取組や生ごみの堆肥化などを進めるとともに、食品ロスを身近な問題として理解を深めるように意識啓発を継続して実施します。

### **(エ) 食品ロスに係る市民の理解促進【継続】**

食品ロスの現状、食べきりや使い切りについて、環境講座や各種イベントを通して市民の食品ロスの理解を促進します。また、食品ロス問題に対する市民の認知度を高めるため、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを活用して食品ロスに係る情報の提供に努めます。

## **2) 事業系ごみ**

### **(ア) 情報収集及び事業者の啓発【拡充】**

食品廃棄物及び食品ロスの削減に努める事業者について情報収集し、有効な取組を広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどで紹介し、食品廃棄物を排出する事業者の啓発を継続して図ります。

### **(イ) 事業所に対する指導【新規】**

事業系一般廃棄物減量等計画書の対象事業所に対し、食品ロス削減や再生利用について助言や指導を行うとともに、クリーンセンターへの搬入時に展開検査等を行います。

### **(ウ) 立入検査時の指導及び情報提供【新規】**

大規模排出事業者に対して、立入検査を実施し、食品ロス削減や再生利用等について直接助言や指導を行います。また、学校給食や社員食堂などからの食品残渣（生ごみ）から堆肥化を行っている市内の民間事業者に関する情報を提供し、食品残渣のリサイクルを推進します。

### **(エ) 「おいしい食べきり運動」の実施【新規】**

おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動を実施し、飲食店等における食べ残し等の削減による食品ロスの削減を推進します。



## 5 各主体の役割

食品ロスの削減に向けては、市民、事業者、市の三者がそれぞれの立場で食品ロス問題を認識し、削減に向けた行動に移す必要があります。また、相互の連携強化を図り、取組が促進されることが求められます。

市民、事業者、市の役割分担を表 3-8 に示します。

表 3-8 各主体の役割分担

主体	内容
市民	✓ 食品ロスの状況とその影響、削減の必要性について理解する
	✓ 日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解する
	✓ 日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動する
	✓ 食品ロス削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、事業者と協力・支援する
	✓ 本市や県が実施する食品ロス削減に関する施策に協力する
事業者	✓ 自らの事業活動により発生している食品ロスの状況を把握し、その削減の必要性について理解する
	✓ 事業活動の見直しや従業員等へ啓発を行う
	✓ 消費者に対して、事業者自らの取組に関する情報発信や啓発を実施する
	✓ 本市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力する
	✓ 発生した食品ロスについては、堆肥化等の再生利用を実施する
市	✓ 本市における食品ロスの発生量や発生要因等を把握する
	✓ 食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロス削減に係る普及啓発等の施策を推進する
	✓ 市民団体、事業者等の行う取組等に対し、積極的に支援する
	✓ イベント等で食品を提供する場合は、本市自ら率先して食品ロスの削減を図る
	✓ 市民、事業者、関係団体等との連携強化を図り、各主体の連携協力による取組が促進されるよう推進体制を整備する

## 第4編 生活排水処理基本計画

# 第1章 生活排水処理の現況

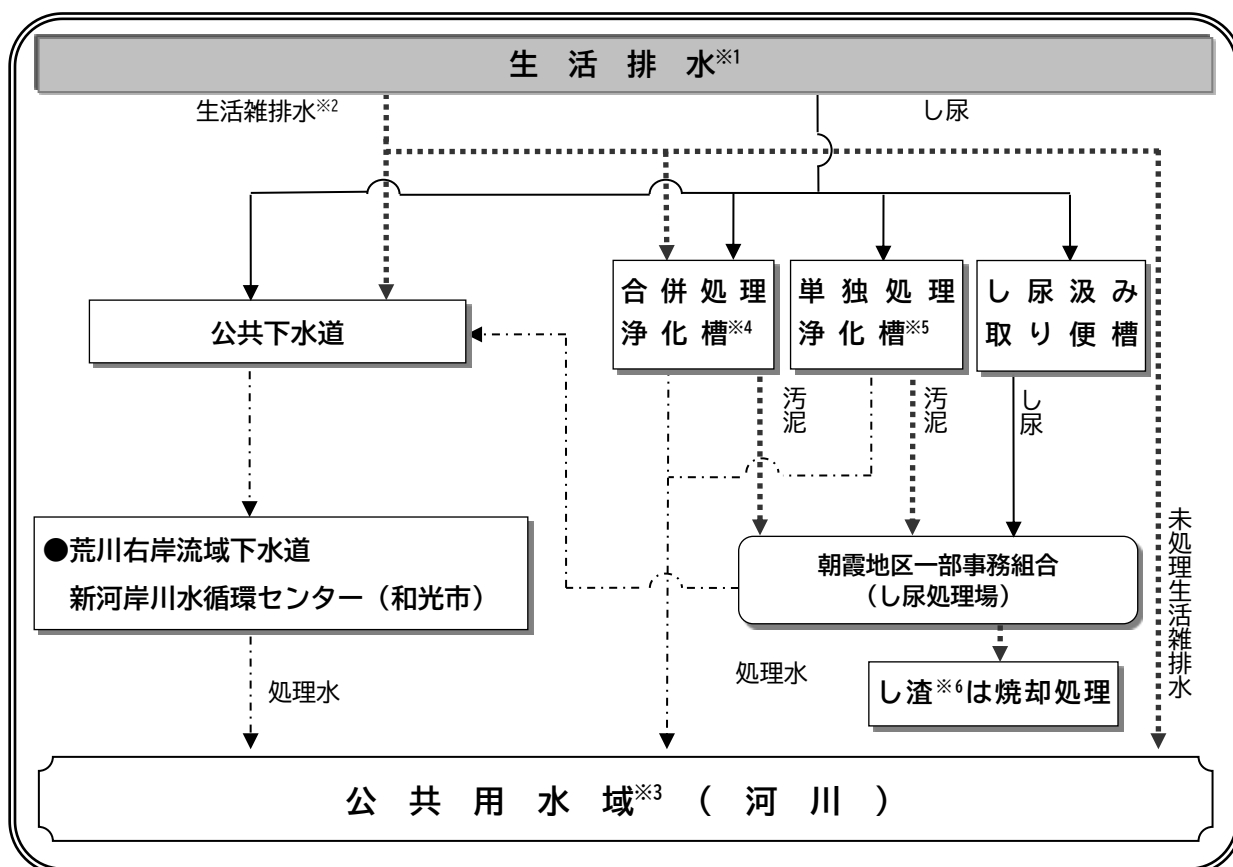
## 1 生活排水処理の現況

### (1) 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系を、図 4-1 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥については、朝霞地区一部事務組合（朝霞市・志木市・和光市・新座市）のし尿処理場で、広域的に処理を行っています。

また、公共下水道整備地区では、し尿及び生活雑排水は公共下水道に送り、下水道終末処理場で処理し、処理水を公共用水域へ放流しています。



※1：生活排水：し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水

※2：生活雑排水：生活排水のうちし尿を除くもの

※3：公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域

※4：合併処理浄化槽：浄化槽法における浄化槽

※5：単独処理浄化槽：浄化槽法におけるみなし浄化槽

※6：し渣：生活排水をし尿処理場で処理した後に残るかす

図 4-1 生活排水の処理体系

## (2) 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を表 4-1 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥は、朝霞地区一部事務組合のし尿処理場において、志木市、和光市、新座市から収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥とともに、共同処理されています。

表 4-1 処理主体

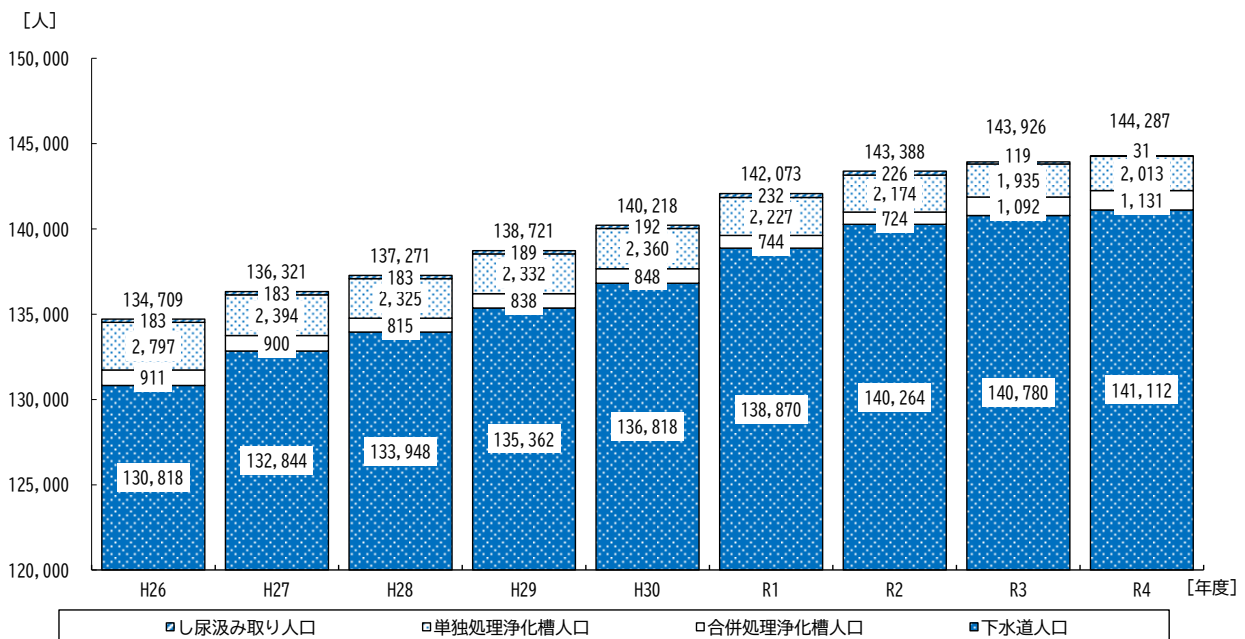
処理施設の種類	処理対象物	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	浄化槽管理者
単独処理浄化槽	し尿	浄化槽管理者
し尿処理場	し尿・浄化槽汚泥	朝霞地区一部事務組合
新河岸川水循環センター	し尿・生活雑排水	県

## (3) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口を図 4-2 に示します。

下水道人口は、令和 4（2022）年度は 141,112 人となり、平成 26（2014）年度から 10,294 人（約 8%）増加しています。合併処理浄化槽人口は、令和 4（2022）年度は 1,131 人となり、平成 26（2014）年度から 220 人（約 24%）増加しています。

単独処理浄化槽人口は、令和 4（2022）年度は 2,013 人となり、平成 26（2014）年度から 784 人（約 28%）減少しています。し尿汲み取り人口は、令和 4（2022）年度は 31 人となり、平成 26（2014）年度から 152 人（約 83%）減少しています。



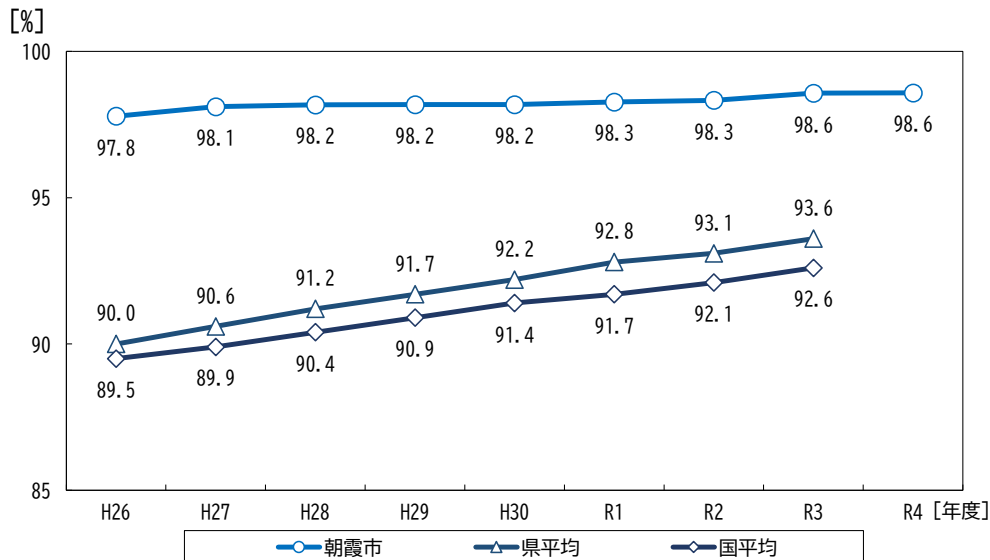
※平成 25（2013）年度以前は集計方法が異なるため、平成 26（2014）年度以降について記載しています。

図 4-2 生活排水処理形態別人口

#### (4) 生活排水処理率

生活排水処理率の推移を図 4-3 に示します。

生活排水処理率は、令和 4（2022）年度は 98.6% で、平成 26（2014）年度から 0.8% 増加しています。また、国及び県の平均値を上回っています。



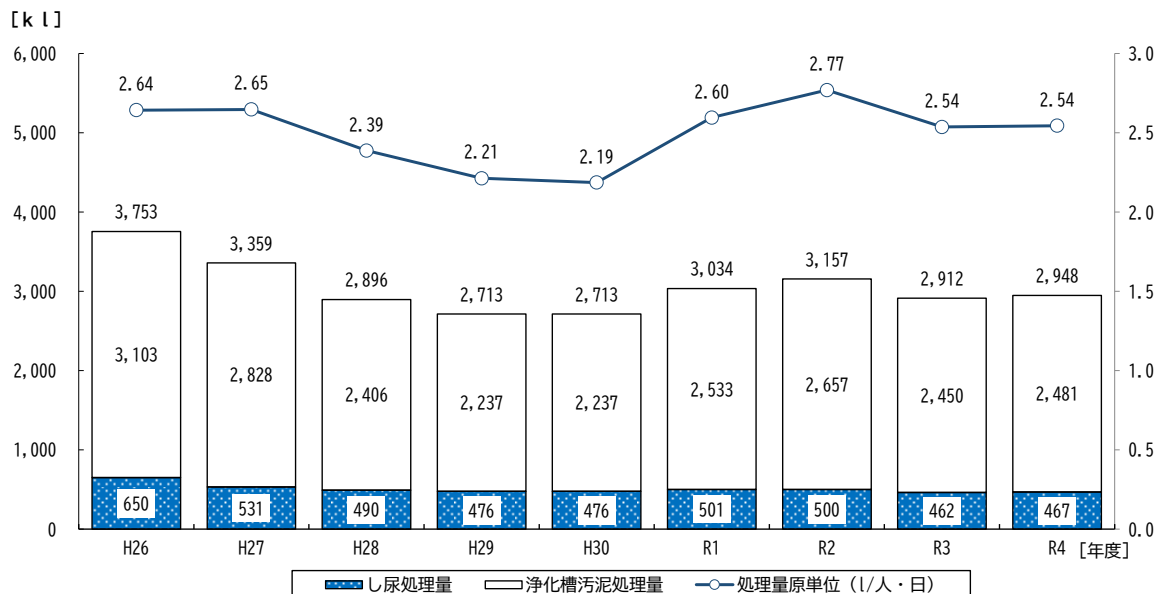
※平成 25（2013）年度以前は集計方法が異なるため、平成 26（2014）年度以降について記載しています。  
 ※国及び県の実績値は、令和 3（2021）年度が最新の公表値となっています。

図 4-3 生活排水処理率

#### (5) し尿及び浄化槽汚泥の処理量

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移を図 4-4 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、いずれも平成 30（2018）年度まで減少傾向にありましたが、令和元（2019）年度以降は増加に転じています。令和 4（2022）年度の処理量は 2,948 kℓ となり、平成 26（2014）年度から 805 kℓ（21.4%）減少しています。



※平成 25（2013）年度以前は集計方法が異なるため、平成 26（2014）年度以降について記載しています。  
 ※令和 3（2021）年度までの数値は、環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果に基づきます。

図 4-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

## (6) 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、朝霞地区一部事務組合の許可業者により行っています。

## (7) 中間処理

収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、朝霞地区一部事務組合のし尿処理場で、処理を行っています。し尿処理施設の概要を表 4-2 に示します。

表 4-2 し尿処理施設の概要

項目	内容
施設名称	朝霞地区一部事務組合 し尿処理場
所在地	埼玉県朝霞市大字根岸770番地
処理能力	38 kℓ /日 (し尿6 kℓ/日、浄化槽汚泥混合32 kℓ/日)
処理方式	前処理・希釈下水道放流方式
竣工年月	平成30(2018)年7月
残渣処分方法	焼却処理を委託
処理水	流域下水道へ放流
敷地面積	2,133.61m <sup>2</sup>
運転管理体制	直営

出典：朝霞地区一部事務組合 し尿処理場施設の概要

## (8) 最終処分

し尿等処理後に発生するし渣は、志木地区衛生組合新座環境センターで焼却処理を行い、処理水は希釈して公共下水道へ放流しています。

## 2 関連法令、計画

### (1) 生活排水処理に係る関連法令

水質汚濁の防止に関しては様々な法律が施行されており、これらの法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。

関連法令の概要を表 4-3 に示します。

表 4-3 関連法令の概要

関連法令	施行年月	概 要
下水道法	昭和 33 年 4 月	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
水質汚濁防止法	昭和 45 年 12 月	工場及び事業場から公共用水域に排出される排水及び地下に浸透する水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
浄化槽法	昭和 58 年 5 月	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

### (2) 国の関連計画

#### 1) 社会資本整備重点計画

国では、社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために、令和 3（2021）年 5 月に「第 5 次社会資本整備重点計画」を策定しています。

当該計画では、「インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上」を重点目標の一つに掲げ、グリーン社会の実現に向けた健全な水環境の維持に向けて汚水処理施設整備を促進することで、汚水処理人口普及率を令和元（2019）年度の 91.7%から、令和 8（2026）年度において 95%にすることを目標としています（表 4-4）。

表 4-4 社会資本整備重点計画の数値目標

項 目	目 標	目標年度
汚水処理人口普及率	95%	令和 8（2026）年度

### (3) 県の関連計画

#### 1) 埼玉県生活排水処理施設整備構想

県では、埼玉県生活環境保全条例第 16 条に基づき、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画として、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を策定しており、令和 3（2021）年 3 月に中間見直しを行っています。

当該計画では、生活排水処理率（汚水処理人口普及率※と同意）を令和元（2019）年

度の 92.8%から、令和 7（2025）年度において 100%にすることを目標としています（表 4-5）。

表 4-5 埼玉県生活排水処理施設整備構想の数値目標

項目	目標	目標年度
生活排水処理率 (汚水処理人口普及率)	100%	令和 7（2025）年度

※汚水処理人口普及率（生活排水処理率）（%）

=（下水道人口+農業排水処理人口+合併浄化槽処理人口）÷ 行政人口

#### （4）本市の関連計画

##### 1) 第3次朝霞市環境基本計画

第3次朝霞市環境基本計画における生活排水処理に関連する事項の概要を表 4-6 に示します。

表 4-6 第3次朝霞市環境基本計画の概要（抜粋）

望ましい環境像	「みんなでつくる 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち 朝霞」
環境目標 2	快適な生活環境の確保
個別目標	2-2 きれいな水と土をまもる
実施施策	2-2-1 河川の水質保全 ・生活排水処理施設整備の推進 【具体的な取組・事業】 ○生活排水による汚濁負荷の低減を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進に努めます。 ○水路や河川などの汚染を防止するため、定期的な浄化槽の法定検査や保守点検、清掃を行うよう周知啓発を行うとともに、適正な維持管理が行われるよう指導等します。

#### （5）国及び県の目標値との比較

本市の実績値と国及び県の減量化・資源化目標を比較した結果を表 4-7 に示します。

国及び県の汚水処理人口普及率（生活排水処理率）の目標値と比較すると、令和 4（2022）年度実績値において、国の目標値を 3.6%上回っていますが、県の目標値を 1.4%下回っています。

表 4-7 国及び県の目標と本市の実績との比較

項目	区分	国	県	本市
		第5次社会資本整備重点計画 (令和3年5月策定)	埼玉県生活排水処理施設整備構想 (令和3年3月見直し)	実績値
汚水処理人口普及率 (生活排水処理率)	基準年度及び基準値	令和元年度 91.7%	平成 20 年度 87.0%	令和元年度 98.3%
	目標年度及び目標値	令和 8 年度 95%	令和 7 年度 100%	令和 4 年度 98.6%



### 3 施策の評価

前計画の生活排水処理計画の各種施策について実績を整理し、下記の区分により評価を行いました。前計画の施策体系図及び評価結果を図 4-5 に示します。

(評価欄)

評価○：計画どおりに実施できた指標

評価△：計画の一部が実施できなかった指標

評価×：計画が実施できなかった指標

基本方針：

し尿及び浄化槽汚泥の処理に当たっては、継続して適正処理を推進します。また、将来、し尿処理場における処理量は減少が見込まれることから、し尿及び浄化槽汚泥の量及び性状の変動に対応した処理体制の構築及び施設の更新を行います。

区分	施策	評価	
(1) 生活排水の処理計画	①下水道施設の計画的整備	○	
	②下水道の普及と適切な維持管理	○	
	③合併処理浄化槽の設置推進	△	
(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	①収集・運搬計画	○	
	②中間処理計画	○	
	③最終処分計画	○	
	④その他の施策	(ア) 環境学習の充実	△
		(イ) 環境情報の提供	○

図 4-5 前計画（生活排水処理計画）の施策体系図及び評価結果

## (1) 基本施策の実施状況

前計画（生活排水処理計画）で定めた各種施策、実施状況及び評価を表 4-8 に示します。

表 4-8 施策の実施状況及び評価

項目	細目	現行計画における施策	実施状況	評価
生活排水の処理計画	下水道施設の計画的整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧暫定逆線引き地区の市街化区域への編入に伴う認可区域の拡大</li> <li>拡大した区域の計画的整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23（2011）年 1 月の旧暫定逆線引き地区（53.2ha）の市街化区域の編入に伴う公共下水道の整備の継続実施</li> </ul>	○
	下水道施設の普及と適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への制度活用の周知及び、浄化槽使用世帯の下水道への接続の推進</li> <li>老朽化した施設の更新及び下水道施設の適切な維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道の利用ができる区域における水洗便所への改造費用に対する融資あっせんの推進</li> <li>私道排水設備工事に対する補助金交付等による下水道普及の取組の推進</li> <li>下水道事業の安定的な継続実施のための管渠・マンホール・ポンプ場等の適切な維持管理の実施</li> </ul>	○
	合併処理浄化槽の設置推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道の計画区域外における合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換の推進</li> <li>浄化槽の適正な維持管理の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えの推進</li> <li>浄化槽維持管理一括契約制度の導入</li> <li>浄化槽維持管理一括契約制度の普及啓発のための戸別訪問による説明の実施</li> <li>必要に応じた指導の継続</li> </ul>	△
し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	収集運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の収集運搬体制の継続</li> <li>収集対象世帯数等に大きな変動が生じた場合、体制を適宜見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を朝霞地区一部事務組合の許可業者により継続実施</li> </ul>	○
	中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30（2018）年 8 月より稼働開始した施設での生活環境の保全と適正な運営管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正処理を継続実施</li> </ul>	○
	最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿及び浄化槽汚泥で発生するし渣は、志木地区衛生組合新座環境センターで焼却処理を行い、汚泥は希釈して公共下水道へ放流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>志木地区衛生組合新座環境センターでし尿残渣の焼却処理を実施</li> <li>民間事業者に委託し、し尿等処理後に発生する脱水汚泥の堆肥化を実施</li> </ul>	○
	その他の施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習の充実：生活排水についての環境学習の場を提供</li> <li>環境情報の提供：生活排水対策についての情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あさか学習おとどけ講座等で学習の場を提供</li> <li>広報あさかや市ホームページで、し尿処理、浄化槽についての情報を掲載</li> </ul>	△

※評価の凡例：○計画どおりに実施できた指標

△計画の一部が実施できなかった指標

×計画が実施できなかった指標

## 第2章 生活排水処理の課題

本市における生活排水処理の課題は、以下のとおりです。

### (1) 生活排水の処理計画

本市の下水道人口及び合併処理浄化槽人口は増加傾向にあり、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りからの転換が進んでいますが、約 1.4%が単独処理浄化槽及び汲み取りによる処理となっています。令和4(2022)年度における生活排水処理率は98.6%で、国の目標値は上回っていますが、県の目標値は下回っています。引き続き、生活排水処理率の向上に向けて、下水道施設の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽への転換を推進していく必要があります。

また、浄化槽の設置者は、浄化槽法に基づき、法定検査の受検、保守点検及び清掃など浄化槽を適切に維持管理する必要があるため、市ホームページ等を通じて広く周知していく必要があります。

### (2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

浄化槽汚泥の処理においては、平成12(2000)年に浄化槽法の一部が改正され、単独処理浄化槽の新設の廃止が求められていることから、単独処理浄化槽から公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を引き続き推進していく必要があります。また、本市の人口増加や公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換により、し尿・浄化槽汚泥の排出量は今後変動すると予測されることから、それぞれの排出量に留意し、適正に収集・処理が行える体制を維持する必要があります。

し尿処理施設については、安定的な運転のため、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集して搬入量の平準化を図るような取組が必要です。朝霞地区一部事務組合とともに、適正な処理及び維持管理を推進していく必要があります。

また、市民一人ひとりが生活排水に対する意識を向上し、発生源対策を実践できるよう、生活排水に対する環境学習の場や情報の提供を積極的に行う必要があります。

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 1 基本理念

生活排水処理基本計画では、ごみ処理基本計画と同様、「みんなでつくる 脱炭素と資源循環のまち 朝霞」を基本理念に掲げ、本市において快適な生活環境の確保を目指します。

### 2 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を次のとおり定め、これらの基本方針に沿って各種施策を推進していくこととします。

#### 方針1：生活排水処理施設整備及び適正処理の推進

家庭及び事業所で使用している単独処理浄化槽及び汲み取りから下水道及び合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理に向けた啓発・指導に努めます。

#### 方針2：生活排水についての啓発や情報発信

市民一人ひとりが生活排水に対する意識を向上し、発生源対策を実践できるよう、生活排水に対する環境学習の場や情報の提供を図ります。

### 3 計画目標

#### (1) 生活排水処理に係る数値目標

県は、埼玉県生活排水処理施設整備構想において、令和7（2025）年度に生活排水処理率100%を達成することを目標としています。

本市は、県と同様に、令和7（2025）年度までに生活排水処理率100%を達成することを目標とし、以降は維持に努めるものとします。

生活排水処理に係る数値目標を表4-9、処理形態別人口及び生活排水処理率の目標値を表4-10及び図4-6に示します。

表4-9 生活排水処理に係る数値目標

指標	令和4(2022)年度 (基準年度) 【実績値】	令和10(2028)年度 (中間目標年度) 【目標値】	令和15(2033)年度 (計画目標年度) 【目標値】
生活排水処理率	98.6%	100%	100%

※令和10(2028)年度に中間見直しを実施し、令和15(2033)年度の目標値を見直します。

表 4-10 処理形態別人口及び生活排水処理率の目標値

年度	行政人口	生活排水処理人口	公共下水道人口		合併処理浄化槽人口		生活排水未処理人口	単独処理浄化槽人口	し尿汲み取り人口	生活排水処理率	
			構成比率(%)	構成比率(%)							
実績	H26	134,709	131,729	130,818	99.3%	911	0.7%	2,980	2,797	183	97.8%
	H27	136,321	133,744	132,844	99.3%	900	0.7%	2,577	2,394	183	98.1%
	H28	137,271	134,763	133,948	99.4%	815	0.6%	2,508	2,325	183	98.2%
	H29	138,721	136,200	135,362	99.4%	838	0.6%	2,521	2,332	189	98.2%
	H30	140,218	137,666	136,818	99.4%	848	0.6%	2,552	2,360	192	98.2%
	R1	142,073	139,614	138,870	99.5%	744	0.5%	2,459	2,227	232	98.3%
	R2	143,388	140,988	140,264	99.5%	724	0.5%	2,400	2,174	226	98.3%
	R3	143,926	141,872	140,780	99.2%	1,092	0.8%	2,054	1,935	119	98.6%
予測	R4	144,287	142,243	141,112	99.2%	1,131	0.8%	2,044	2,013	31	98.6%
	R5	145,960	143,972	142,383	98.9%	1,589	1.1%	1,378	1,357	21	98.6%
	R6	146,707	145,701	143,653	98.6%	2,048	1.4%	693	683	10	99.3%
	R7	147,430	147,430	144,924	98.3%	2,506	1.7%	0	0	0	100.0%
	R8	148,115	148,115	145,597	98.3%	2,518	1.7%	0	0	0	100.0%
	R9	148,758	148,758	146,229	98.3%	2,529	1.7%	0	0	0	100.0%
	R10	149,364	149,364	146,825	98.3%	2,539	1.7%	0	0	0	100.0%
	R11	149,932	149,932	147,383	98.3%	2,549	1.7%	0	0	0	100.0%
	R12	150,453	150,453	147,895	98.3%	2,558	1.7%	0	0	0	100.0%
	R13	150,946	150,946	148,380	98.3%	2,566	1.7%	0	0	0	100.0%
	R14	151,389	151,389	148,815	98.3%	2,574	1.7%	0	0	0	100.0%
	R15	151,804	151,804	149,223	98.3%	2,581	1.7%	0	0	0	100.0%

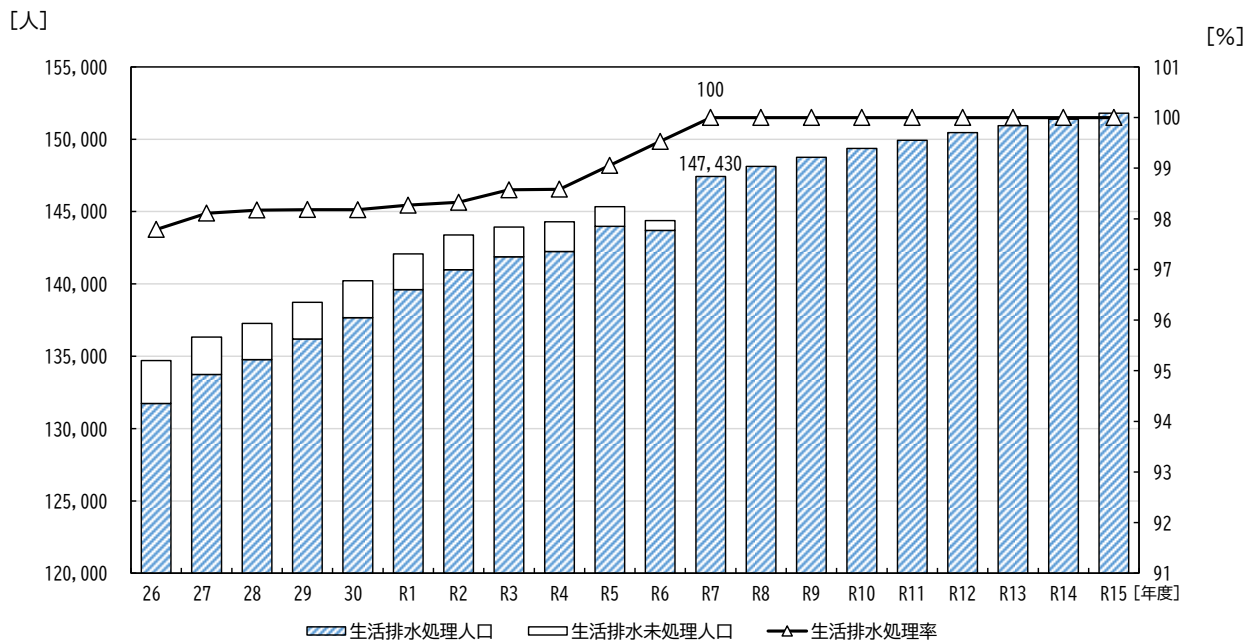
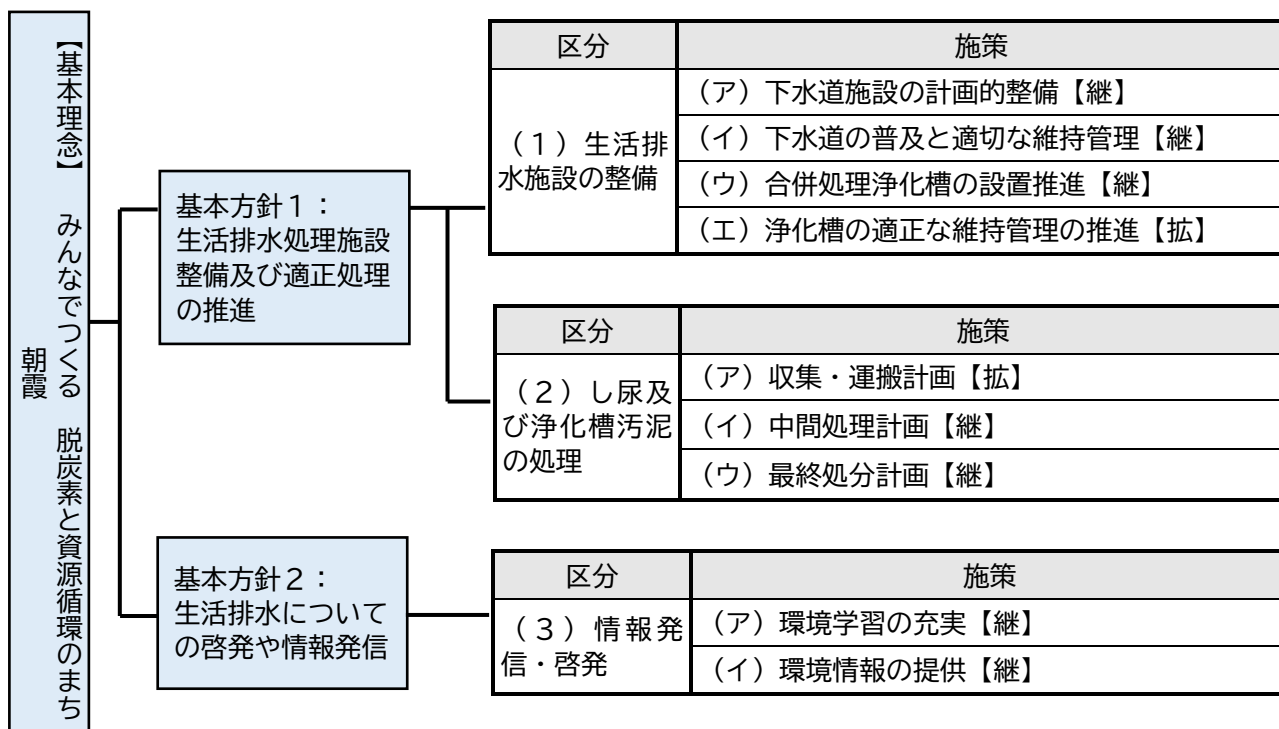


図 4-6 処理形態別人口及び生活排水処理率の目標値

## 4 施策体系

生活排水処理基本計画の施策体系図を図 4-7 に示します。

前計画から引き続き実施する施策を「継続」、継続する施策においてさらに積極的に実施する項目を「拡充」とします。



※前計画から継続して実施する施策は【継】、拡充する施策は【拡】、新規で実施する施策は【新】としました。

図 4-7 生活排水処理基本計画の施策体系図

## (1) 生活排水処理施設の整備



### (ア) 下水道施設の計画的整備【継続】

令和5（2023）年2月に策定した「社会資本総合整備計画」では、下水道処理区域整備率<sup>※</sup>を令和9（2027）までに100%とすることを目標としています。目標達成に向けて、引き続き公共下水道の整備を進めます。

<sup>※</sup>下水道処理区域整備率＝下水道処理区域整備済み面積（ha）÷下水道処理区域を実施すべき面積（ha）

### (イ) 下水道の普及と適切な維持管理【継続】

公共下水道の利用ができる区域の市民や事業者に対して水洗便所への改造費用に対する融資あっせんや、私道排水設備工事に対する補助金交付等による下水道普及の取組を推進します。

また、下水道事業の安定的な継続実施のため、管渠・マンホール・ポンプ場等の適切な維持管理に努めます。

### (ウ) 合併処理浄化槽の設置推進【継続】

生活排水による汚濁負荷の低減を図るため、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを活用して、単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

### (エ) 浄化槽の適正な維持管理の推進【拡充】

浄化槽の設置者は、浄化槽法に基づき、法定検査の受検、保守点検及び清掃など浄化槽を適切に維持管理することが義務付けられていることから、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどや設置者への通知により周知啓発を行うとともに、適正な維持管理が行われるよう指導します。

## (2) し尿及び浄化槽汚泥の処理



### (ア) 収集・運搬計画【拡充】

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、朝霞地区一部事務組合の許可業者により行う現体制を今後も維持していくものとします。

本市の人口増加や公共下水道への接続、浄化槽への転換により、し尿・浄化槽汚泥の排出量は大きな変動が生じた場合は、適正に収集が行えるよう、体制の見直しを行うものとします。

また、し尿処理施設の安定的な運転のため、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集して搬入量の平準化を図ります。

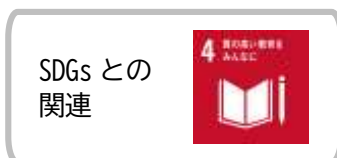
### (イ) 中間処理計画【継続】

し尿及び浄化槽汚泥は、朝霞地区一部事務組合が管理するし尿処理場での適正処理を継続していきます。

### (ウ) 最終処分計画【継続】

し尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い発生するし渣は、志木地区衛生組合新座環境センターでの焼却処理を継続していきます。

## (3) 情報発信・啓発



### (ア) 環境学習の充実【継続】

生活排水に関する環境学習の場を提供し、市民一人ひとりが生活排水に対する意識の向上を図り、生活排水の発生源である家庭において対策を実施できるように啓発を図ります。

### (イ) 環境情報の提供【継続】

広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどの活用により、本市の生活排水の現状及び必要な対策について、情報提供に努めます。



## 5 各主体の役割

生活排水の適正な処理に向けては、市民、事業者、朝霞地区一部事務組合及び本市がそれぞれの役割を理解し、主体的に取り組む必要があります。

市民、事業者、朝霞地区一部事務組合、市の役割分担を表 4-11 に示します。

表 4-11 各主体の役割分担

主体	内容
市民 及び 事業者	✓ 生活雑排水の排出抑制及び適正排出
	✓ 公共下水道への接続
	✓ 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの合併処理浄化槽への転換
	✓ 浄化槽の適正な維持管理の実施
	✓ 事業活動に伴って発生する排水の適正排出及び適正処理
	✓ 本市が実施する環境学習への積極的な参加
組合	✓ し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集運搬体制の実施
	✓ し尿及び浄化槽汚泥の適正な中間処理体制、最終処分体制の実施
市	✓ し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集運搬体制の継続
	✓ し尿及び浄化槽汚泥の適正な中間処理体制、最終処分体制の継続
	✓ 生活排水処理に係る普及啓発活動及び環境学習、情報発信の実施
	✓ 公共下水道の整備及び適正な維持管理の実施
	✓ 合併浄化槽への転換の推進

## 第5編 計画の進行管理

## 第1章 計画の進行管理

本計画を着実に実行し、また、適宜見直しを行うなどして実効性のある取組の展開を目指すため、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・代替案）のPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

PDCAサイクルに基づく実施体制を図 5-1 に示します。

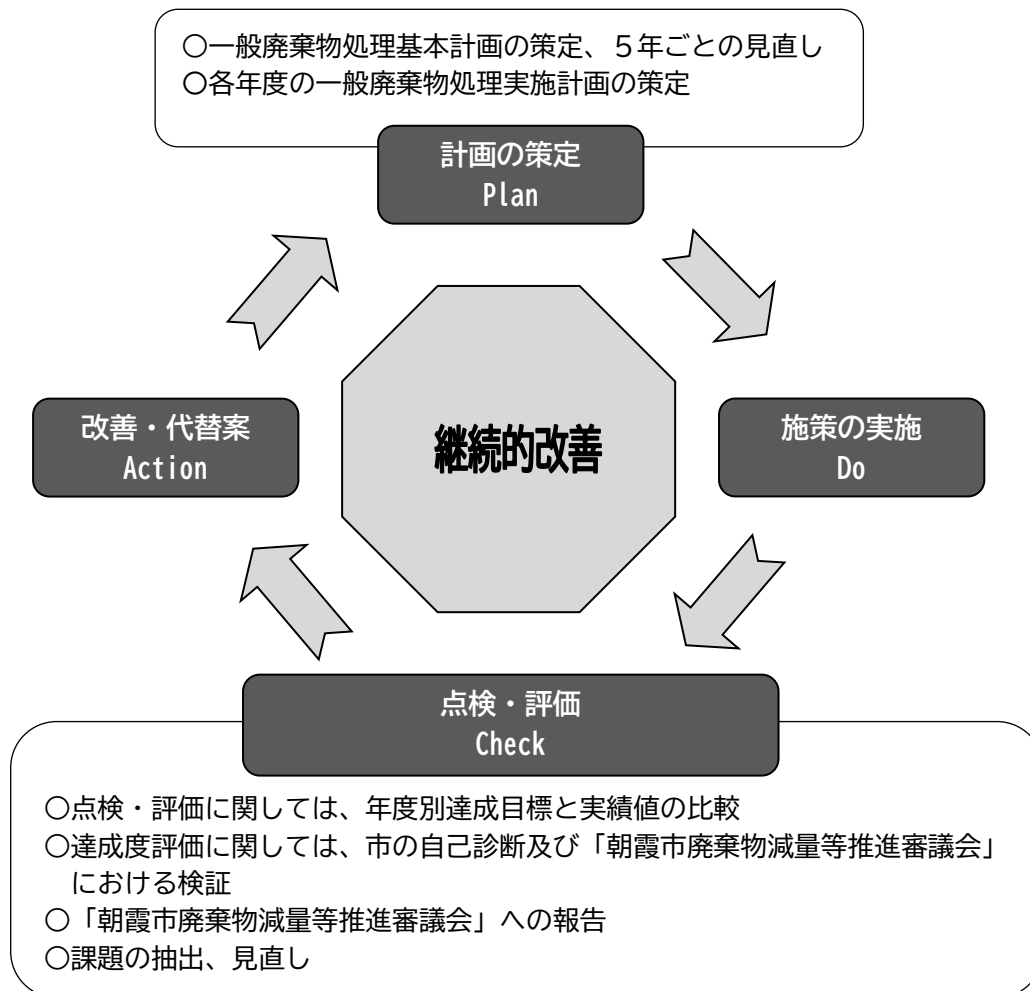


図 5-1 PDCAサイクルに基づく実施体制

### (1) 一般廃棄物処理実施計画の策定

廃棄物処理法施行規則第1条の3において、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定めた一般廃棄物処理実施計画を策定することが規定されています。

一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末までに、次年度計画を策定することとし、一般廃棄物の排出見込み、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を含むものとしします。

## (2) 施策の進捗状況及び目標の達成状況の確認

各年度において、施策の進捗状況を確認し、次年度以降の施策の検討を行います。ごみ減量化・資源化目標をはじめとする各計画目標については、年度ごとに実態把握を行い、達成状況の照査を行います。また、現状を分析し、課題を抽出するとともに、施策の効果を検証します。検証結果を踏まえ、確実に目標が達成されるよう、現行施策の拡充または新たな施策展開を行います。

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、表5-1に示す数値目標の指標に基づいて評価を行います。

表 5-1 本計画の数値目標の指標

計画	指標
ごみ処理基本計画	・ごみ排出量 (t/年)
	・1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人・日)
	・事業系ごみ排出量 (t/年)
	・リサイクル率 (%)
	・集団資源回収量 (t/年)
食品ロス削減推進計画	・食品ロス量 (t/年)
	・食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合 (%)
生活排水処理基本計画	・生活排水処理率 (%)

## (3) 計画の検証

施策の進捗状況や目標の達成状況は、毎年度作成する「朝霞市一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告書」にとりまとめ、「朝霞市廃棄物等減量推進審議会」に報告し、PDCAサイクルに基づき、各種施策の達成度の検証、評価及び推進策の検討等を行います。検証結果は、市ホームページで公表します。

## (4) 計画の見直し

各年度の「朝霞市一般廃棄物処理実施計画」の施策の進捗状況を踏まえ、「朝霞市廃棄物等減量推進審議会」の意見をもとに、計画の点検・評価を行います。なお、計画を見直す時期については、5年ごととします。また、法制度の改正、新法の施行、施設整備の進捗など、情勢の変化を踏まえ必要が生じた場合には、状況に応じて見直しを行うものとします。

## 資料編

## 1 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の策定経過

開催日	内 容
令和4年5月27日	令和4年度第1回廃棄物減量等推進審議会 ○第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告について (令和3年度実施分)
令和4年8月5日	令和4年度第2回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の策定について ○ごみ処理広域化について
令和4年10月24日	令和4年度第3回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定に伴うアンケート調査の実施要領について
令和4年11月4日から 令和4年11月30日 まで	朝霞市のごみに関するアンケート調査
令和5年2月6日	令和4年度第4回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定に伴うアンケート調査結果の報告について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定に伴うワークショップの実施について ○朝霞市・和光市ごみ処理広域化の進捗状況について
令和5年5月21日	朝霞市のごみに関するワークショップ(市民意見交換会)
令和5年5月31日	令和5年度第1回廃棄物減量等推進審議会 ○第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告について (令和4年度実施分)
令和5年8月1日、19日	朝霞市市民環境団体ヒアリング(3団体)
令和5年8月2日	令和5年度第2回廃棄物減量等推進審議会 ○ワークショップの実施報告について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の施策検討について ○ごみ処理広域化について
令和5年10月31日	令和5年度第3回廃棄物減量等推進審議会 ○環境団体ヒアリングの結果報告について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)について ○パブリック・コメントの実施について ○市民説明会の実施について

開催日	内 容
令和5年11月21日から令和5年12月21日まで	第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）についてのパブリック・コメント
令和5年12月4日、9日	第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）についての市民説明会（計3回）
令和6年1月19日	令和5年度第4回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（最終案）について ○パブリック・コメント及び市民説明会の結果報告について

## 2 朝霞市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

### (1) 令和4年度

(◎：会長 ○：副会長) 順不同・敬称略

委員要件		氏名	経歴・所属団体等
第1号	知識経験を有する者	野平 佳紀	埼玉県西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当部長
		石原 茂	市議会の議員
		◎松波 淳也	法政大学経済学部 教授
		河井 一広	全国都市清掃会議 総務部長
第2号	関係団体を代表する者	遠藤 なみ子	朝霞市商工会 女性部
		大村 相哲	朝霞地区四市廃棄物処理協会
		松下 昌代	朝霞市リサイクルプラザ企画 運営協議会
		関口 博信	朝霞市自治会連合会 副会長
		○渋谷 昇 ※第2回審議会から変更	
第3号	公募による市民	高橋 義幸	
		柳下 克枝	

### (2) 令和5年度

(◎：会長 ○：副会長) 順不同・敬称略

委員要件		氏名	経歴・所属団体等
第1号	知識経験を有する者	永吉 雄一	埼玉県西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当部長
		石原 茂	市議会の議員
		◎松波 淳也	法政大学経済学部 教授
		河井 一広	全国都市清掃会議 総務部長
第2号	関係団体を代表する者	遠藤 なみ子	朝霞市商工会 女性部
		大村 相哲	朝霞地区四市廃棄物処理協会
		平塚 千嘉子	朝霞市リサイクルプラザ企画 運営協議会
		○山内 善四郎	朝霞市自治会連合会 副会長
第3号	公募による市民	原 賢治	
		巻島 恵	



### 3 ごみに関するアンケート

#### (1) 目的

市民や事業者等を対象に、ごみに関する意識や意見を把握するために実施しました。

#### (2) 概要

項目	一般市民	中学生	事業所	収集運搬業者 (許可業者)	
対象	2,000 人	1,102 人 <sup>※1</sup>	200 社	14 社	
調査対象	市内在住の 18 歳以上	市立中学校に在籍する 中学 1 年生	市内に事業所がある 事業者	令和 4 年 10 月 1 日時 点で市に登録されてい る一般廃棄物処理許可 業者	
抽出方法	住民基本台帳（令和 4 年 10 月 1 日）に基づ き無作為抽出	市立中学校に在籍する 中学 1 年生全員	多量排出事業者約 50 社（事業系一般廃棄物 減量等計画書を提出し ている事業者を含め る）+約 150 社	全許可事業者	
調査期間	令和 4 年 11 月 4 日～11 月 30 日				
調査 方法	配布 方法	直接郵送法	学校でクラスごとに 配布	直接郵送法	郵送配布（Web なし）
	回収 方法	郵送回収又は Web（QR コードによるオンライ ン回答）	Web（QR コードによる オンライン回答）	郵送回収又は Web（QR コードによるオンライ ン回答）	郵送回収（Web なし）
回収数	777 人 <sup>※2</sup>	723 人	124 社 <sup>※3</sup>	11 社	
回収率	38.9%	65.6%	62.0%	78.6%	

※1：令和 4 年 11 月 1 日時点在籍者

※2：うち、オンライン回答：208 人

※3：うち、オンライン回答：15 社

《参考》前回調査（平成 25 年 6 月実施時）の回収率：51.8%

### 4 ごみに関するワークショップ（市民意見交換会）

#### (1) 目的

本市のごみの現状を学びながら、今後どのように施策を展開すべきか市民の意見を把握するために実施しました。

#### (2) 概要

実施日時：令和 5 年 5 月 21 日（日） 午前 10 時から午前 11 時 50 分

実施場所：コミュニティセンター（朝霞市中央公民館）

参加者：13 名

## 5 市民環境団体ヒアリング

### (1) 目的

日頃から3Rや環境保全活動を行っている市民活動団体の意見や意向を把握し、施策展開の参考とするために実施しました。

### (2) 概要

対象団体	出席者人数	実施日・時間	選定理由
あさか環境市民会議	12名	8月1日(火) 10:00~10:40	市(環境推進課)と連携して、環境保全に係る具体的改善活動のほかに環境施策の進捗確認・評価、行政への提言も行っているため。
動物等の共生社会を目指す会 Vest.	4名	8月1日(火) 14:30~15:30	動物愛護精神の浸透のため、人と動物のより良い共生を目指す活動のほかに市内の清掃活動を定期的に行っているため。
リサイクルプラザ企画運営協議会	1名※	8月19日(土) 14:30~15:30	リサイクルプラザの事業運営に関して、市(資源リサイクル課)と連携し、循環型社会(3R)の構築に向けて事業展開を行っているため。

※事前に協議会内で意見を集約していただいた上で、代表の方から意見を聴取しました。

## 6 パブリック・コメント

### (1) 目的

本計画(案)の内容について周知するとともに、幅広く意見を募集するため実施しました。

### (2) 概要

募集期間 : 令和5年11月21日(火)から12月21日(木)

意見提出方法: 郵送、FAX、メールまたは直接持参のいずれか

実施結果 : 意見 全5件(意見提出者数 1名)

## 7 市民説明会

### (1) 目的

本計画(案)の内容について周知するとともに、幅広く意見を伺うため実施しました。

### (2) 概要

実施日・時間	実施場所	出席者人数	実施結果 (意見・質問)
12月6日(水) 10:00~11:00	リサイクルプラザ 3階 活動室	2名	16件
12月6日(水) 19:00~20:00	リサイクルプラザ 3階 活動室	2名	0件
12月9日(土) 10:00~11:00	朝霞市役所 別館5階 501・502会議室	2名	5件

## 8 用語の解説

---

### 【あ行】

#### あさか学習おとどけ講座

市民の主体的な学習機会の拡充と市政への理解を深めることで、生涯学習の推進と市民協働の市政の進展に寄与することを目的に、市民等で構成する5人以上の団体に、市の職員等が講師となって市の施策等の説明を行う事業。

#### 朝霞地区一部事務組合

し尿処理事務・障害者支援更生事務・消防事務を共同で処理するために設立された特別地方公共団体。朝霞市、志木市、和光市、新座市の4市で構成される。

#### 朝霞和光資源循環組合

ごみ広域処理施設の設置及び管理運営を共同で処理するために設立された特別地方公共団体。朝霞市、和光市の2市で構成される。

#### EM（イーエム）ぼかし

EMとは、「有効微生物群」という意味で、自然界に存在する、人間、動物、自然にとって有効な微生物（酵母菌、乳酸菌など）を選び出し、相乗効果を発揮するのが特徴。

EMぼかしは、米ぬか、コーヒーの絞りかすなどを原料にし、それにEMを定着させ乾燥処理したもので、生ごみとEMぼかしを密封性の高い容器で発酵させ堆肥として利用する。

#### EPR（拡大生産者責任）

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方として、OECD（経済協力開発機構）が提唱した。

循環型社会形成推進基本法にこの考え方が取り入れられており、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法において製造者に製品のリサイクル義務を課しているのも、この拡大生産者責任に基づくものである。

#### 一般廃棄物

廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。

ごみは、家庭から排出されるごみと、産業廃棄物を除いた商店、事務所、工場などから排出されるごみに分けられる。本計画では、前者を生活系ごみ、後者を事業系ごみと呼ぶ。

#### 一般廃棄物処理事業実態調査

一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、環境省が全国の市町村等に対して毎年度行う調査のこと。調査結果は、ごみ・し尿の排出処理状況、事業経費・人員、処理施設の整備状況等について取りまとめ、公表されている。

## 一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画を推進するため、ごみ排出量の見込み、収集運搬から処理・処分、再資源化の方法等を年度ごとに定めた計画。

## エコバッグ

買い物をする際に自宅から商品を入れる買い物袋を持参し、レジ袋等を使わないようにする取組で、ごみの減量化やレジ袋の原料の石油消費を減らすことを目指している。

## エコネットあさか（朝霞市リサイクルプラザ）

朝霞市リサイクルプラザの通称。「リサイクルプラザ」の項を参照。

## SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」を理念とし、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組むもの。

## 温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類が指定されている。

### 【か行】

#### カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。排出量を全体としてゼロとは、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引くことで、実質ゼロとすることを意味している。

#### 家庭ごみの有料化

市民がごみの減量やリサイクルを進めるきっかけになるよう、ごみ量に応じたごみ処理料金を負担する制度。

#### カレット

ガラス製品（ソーダ石灰ガラス）をリサイクルする際に、いったん破碎した状態のガラスくずのこと。

## 環境基本計画

環境基本法の基本理念により、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定したもので、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図るため「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」を長期的な目標としている。

## 環境基本法

環境に関する基本法。「公害対策基本法（昭和42年）」と「自然環境保全法（昭和47年）」を合わせて発展させた法律で、環境に関する施策の基本的な方向を示す規定で構成され、廃棄物の増大や地球温暖化、オゾン層の破壊などといった環境問題に対処し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的としている。

## 環境月間

国では、環境保全について関心と理解を深めるとともに、積極的に環境保全に関する活動を行う意欲を高めるよう6月を「環境月間」とした。

全国で環境に関する様々な行事が行われている。

## 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるもの。

工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

## 感染性廃棄物

医療関係機関等から発生する廃棄物で、形状、排出場所、感染症の種類観点から、廃棄物処理法に基づく「感染性廃棄物処理マニュアル」において定義されている。

処理は、特別管理廃棄物として、密閉した容器での収集運搬や感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

## 合併処理浄化槽

汚水や生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）を、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。

公共下水道などが整備されていない地域でトイレを水洗化するときに設置が義務付けられている。

## 拠点回収

市役所や公民館などを拠点として資源物等を回収すること。

## クリーンネット

カラス等による集積所のごみの散乱を防止するためのネット。

## ごみ集積所

生活系ごみを出す場所で、ごみ収集車が回収する。本市には約 5,500 箇所（令和 4 年度）のごみ集積所が点在する。

### 【さ行】

## 災害廃棄物

地震・風水害等の自然災害によって発生した廃棄物のこと。環境省では、災害廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならないとしている。

## 最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立て処分する場所及びその施設・設備をいう。

処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、遮断型（埋立基準値以上の有機物質を含む）がある。

## 再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施したうえで再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」などがある。

## 再生砕石資源化

焼却残渣及び不燃残渣の再資源化方法の一つ。基礎材や路盤材等の土木資材に用いる砕石へ加工する方法。

## 再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材料の物を大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルという。

## 再生利用率

ごみの総排出量のうちリサイクルされた量（集団資源回収量＋クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量＋焼却残渣のリサイクル量）の割合。

## 雑がみ

菓子箱、包装紙、メモ用紙、チラシ等のリサイクル可能な紙類のことで、本市では、紙袋または透明袋に入れて排出する。写真、紙コップ、圧着はがき等の特殊加工された紙類は含まない。

## 事業系一般廃棄物減量等計画書

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等の規定により、大規模建築物の事業所（床面積 3,000m<sup>2</sup> 以上）や多量排出事業者（クリーンセンターに月4トン以上搬入）が毎年市に提出する。

当該年度における事業所のごみ排出量、再資源化量の目標等を掲げた計画書。

## 事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。本計画では事業系一般廃棄物をいう。

## し渣

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理したあとに残る汚泥以外のもの。

## 磁性物

磁気を帯びた鉄類等の物質。

## 集団資源回収

自治会や町内会等の地域団体が、各家庭の資源物を回収し、民間の回収業者へ引き渡すリサイクル活動のこと。

## 循環型社会

「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の社会に代わるものとして提示された概念。

循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

## 循環型社会形成推進地域計画

施設整備等に対する循環型社会形成推進交付金の申請に伴い、市町村による一般廃棄物処理に関する総合的な施策を掲載した計画で、5か年程度の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示す。

## 焼却残渣

ごみ焼却施設でごみを処理した後に発生する焼却灰や飛灰（集塵装置で捕集された灰）の総称。

## 食品リサイクル法

法律名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。

## 新河岸川水循環センター

荒川右岸流域下水道で和光市に所在する下水処理施設。

## 人工砂原料化

焼却灰の再生利用方法の一つ。路盤材等の土木資材に用いる人工砂への再資源化方法。

## 水平リサイクル

使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクルのこと。

## ストーカ式

焼却炉内にある金属の棒を格子状に組み合わせてある火格子の上でごみを転がし、焼却炉の上部からの熱で乾燥、過熱し、移動しながら燃やす仕組み。

## 3 R（スリーアール）

リデュース (Reduce)：発生抑制、リユース (Reuse)：再使用、リサイクル (Recycle)：再生利用の3つの頭文字をとったもの。環境省では、3 R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を3 R推進月間と定め、広く国民に向けて、普及啓発活動を実施している。

## 生活系ごみ

一般家庭の日常生活から発生する廃棄物で、家庭ごみから集団資源回収を除いた廃棄物のこと。

## セメント原料化

焼却灰の再生利用。焼却灰の成分がセメントに近いことから、焼却灰を焼成して、セメント原料にする再資源化方法。

## ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

## 総合計画

地方自治法の規定に基づき定める基本構想及び基本計画、実施計画の3層からなる本市の都市づくりの指針となる計画。



## 【た行】

### 大規模建築物の事業所

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定により、市に事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を義務付けている床面積が3,000m<sup>2</sup>以上の事業所。

### 脱水汚泥

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理したあとに残る水分の少ない汚泥。

### 脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会のこと。国は令和2（2020）年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする社会を実現することを宣言した。

### 単独処理浄化槽

汚水だけを処理する浄化槽。生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）は未処理のまま放流される。

浄化槽法の改正により、現在は合併浄化槽のみが「浄化槽」として位置づけられ、単独浄化槽は、原則として新たな設置ができなくなった。

### 地域リサイクル活動推進補助金制度

資源の再生利用の推進、ごみの減量等を図ることを目的に、市民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる古紙、缶、びんなどの資源を回収する団体に対し、回収量に応じて補助金を交付する。

### 厨芥類

食べ物のくず。生ごみ。

### 中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

### デポジット制度

製品価格に一定金額のデポジット（預託金）を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却されたときに預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度。

## 【な行】

### 熱回収（サーマルリサイクル）

ごみを焼却し、熱エネルギーとして利用すること。

## 【は行】

### 破碎

砕いてこなごなにすること。本市では粗大ごみ処理施設で不燃ごみ、粗大ごみを破碎処理している。

### 発生抑制（リデュース）

ごみの発生そのものをおさえることで、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）に優先される。

発生抑制のためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要である。

### 不燃残渣

ごみの中間処理等で残ったカスで、本市の焼却処理施設で焼却できないごみ。

### 不法投棄

廃棄物を法律が定める方法に従って適切に取り扱わず、山林や水辺などに投棄すること。

### フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場等などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、団体等に寄付する活動のこと。本市では、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品をリサイクルプラザで回収し、市内の子ども食堂に提供している。

### 分別収集計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべきリサイクルの具体的方法を策定するもの。

### ペーパーリサイクル

資源として排出された古紙、雑紙等の再生利用。

## 【ま行】

### マイバッグキャンペーン

ごみの減量化・再資源化を推進するため、自分専用の買い物袋（バッグ）を使用することでレジ袋を削減するよう広く呼びかける啓発事業。

## 【や行】

### 有害ごみ

蛍光管、乾電池、水銀体温計等の人体に害を及ぼす物質を含む廃棄物のこと。

## 【ら行】

### リサイクルショップ事業

リサイクルプラザで運営する不用品の再使用事業。

市民から家庭で不用になった生活用品を預かり、必要な方に販売して精算する制度で、不用品の再使用による減量化を市民に広く啓発する。

### リサイクルプラザ（エコネットあさか）

朝霞市リサイクルプラザは、廃棄物の再生利用促進やごみ問題の意識啓発などを積極的に推進するための情報拠点施設で、リサイクル品を展示・斡旋するリサイクルショップ、リサイクルギャラリー、リサイクル情報図書コーナー、不用品情報交換コーナー、リサイクル活動室及び各種講座・教室などを行うリサイクル工房・リフォーム工房を設置している。

### リサイクルプラザ企画運営協議会

リサイクルプラザの開設当初（平成12年7月）に発足し、リサイクルプラザを拠点として「ごみの減量化」「5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）の啓発」に取り組んでいる市民活動団体で、環境にやさしい5R事業を企画運営し、本市と市民とのパートナーシップ（協働）を実践している。

### リサイクル法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称。

当初、資源の有効利用を進めるために「再生資源の利用の促進に関する法律」として制定され、業種や製品ごとに事業者に対するリサイクルを進めるための判断基準や表示基準を定めた。その後、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の積極的導入を図るために改定された。

### リサイクル率

ごみの総排出量のうちリサイクルされた量（集団資源回収量＋クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量）の割合。

### リターナブルびん

牛乳びんやビールびん等の繰り返し使用されるガラスびん。

小売店を通じて回収された後、メーカーで洗浄され、中身を詰めて再び商品として販売される。

## 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画

【概要版】（最終案）

令和6（2024）年3月

朝霞市

## 1 目的

第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、本市において一般廃棄物を適正かつ効率的に処理するための目指すべき方向を定めた“羅針盤”として策定するものです。

計画策定に当たっては、本市のごみ処理の現況や課題、市民の要望、ごみ処理の広域化、廃棄物をめぐる社会・経済情勢、市民の要望、ごみ処理の広域化などを踏まえるとともに、第5次朝霞市総合計画後期基本計画や第3次朝霞市環境基本計画等の関連計画と整合を図っています。

## 2 計画目標年度

本計画は、令和6（2024）年度を初年度とし、10年後の令和15（2033）年度までを計画期間とします。計画期間中は、令和10（2028）年度を中間目標年度とし、計画の進捗状況の評価、見直しを行います。

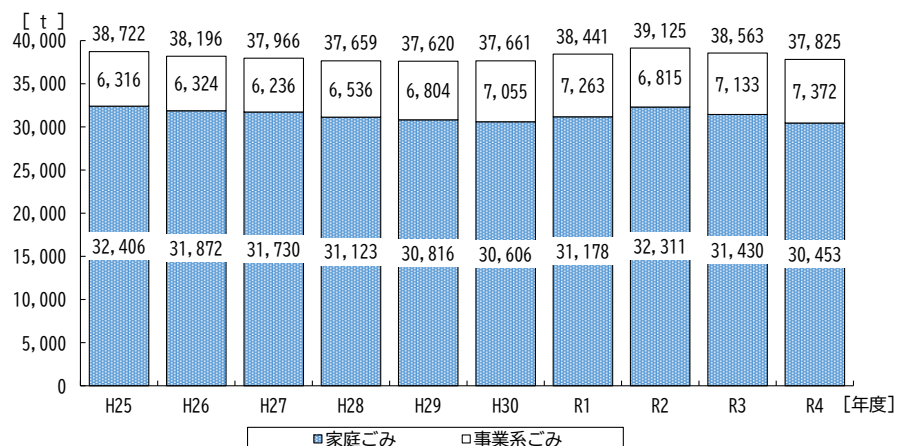
令和6年度  
初年度令和10年度  
中間目標年度令和15年度  
計画目標年度

## 3 ごみ処理の現況

過去10年間（平成25（2013）年度～令和4（2022）年度）のごみ処理の実績を以下に示します。

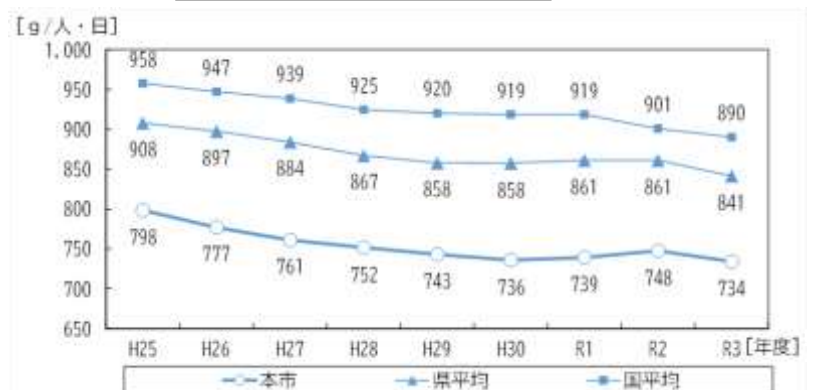
## 【ごみ排出量】

過去10年間で増減を繰り返しており、近年は減少傾向にあります。コロナ禍で一旦増加しましたが、再度減少に転じています。



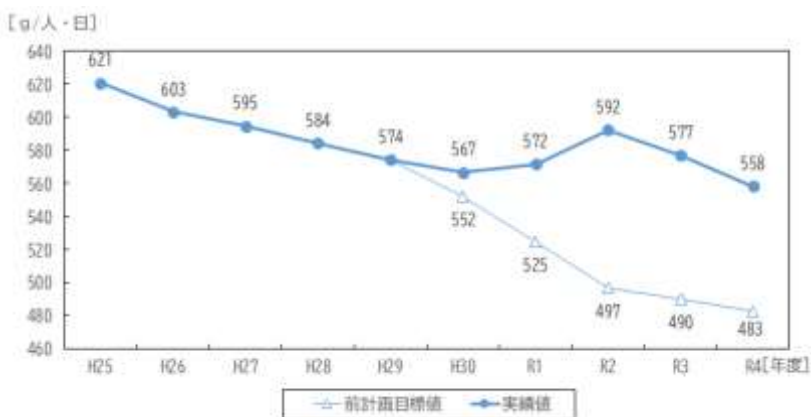
## 【1人1日当たりのごみ排出量】

減少傾向にあり、国及び県の平均値を下回っています。



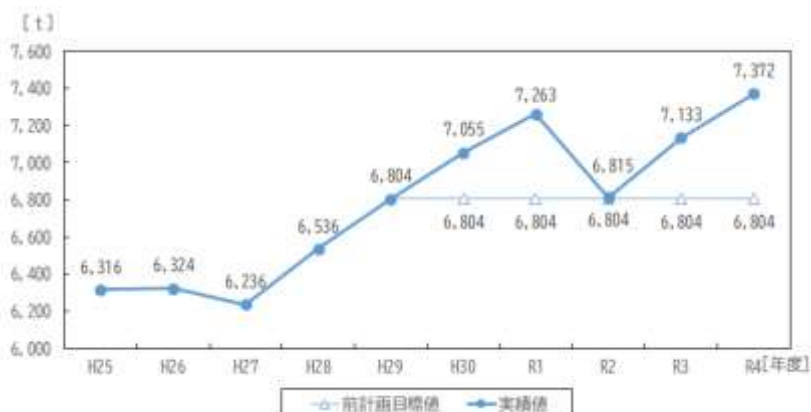
### 【1人1日当たり生活系ごみ排出量】

減少傾向にあり、過去10年間で最小値となっています。



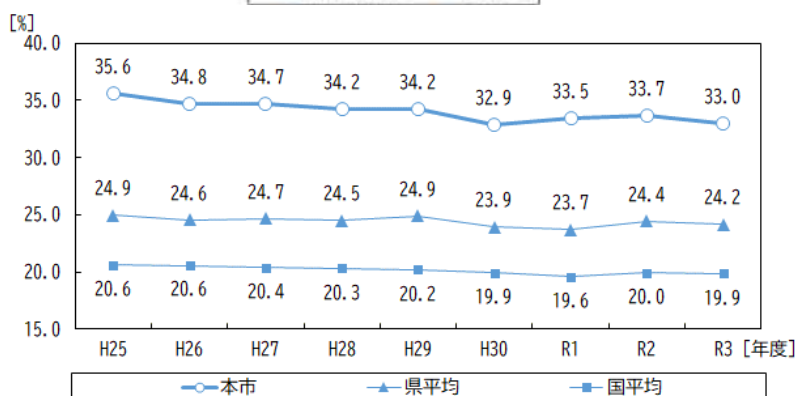
### 【事業系ごみ排出量】

増加傾向にあり、過去10年間で最大値となっています。



### 【リサイクル率】

減少傾向にあり、国及び県の平均値を上回っています。



## 4 ごみ処理の課題

### (1) 排出抑制

生活系ごみ排出量は減少傾向にありますが、事業系ごみ排出量は増加傾向となっています。効果的な施策を検討し、一層のごみ排出量の削減を図る必要があります。

### (2) リサイクル

ごみ焼却施設における燃やすごみには資源化できるごみが多く占めています。紙類（特に雑がみ）の分別を一層徹底するとともに、近年のプラスチックごみや食品ロスを取り巻く情勢を注視し、効果的な減量化・再資源化施策の導入を検討する必要があります。

### (3) 収集・運搬

本市では、分別徹底やごみ排出マナーの向上、ごみ集積所の管理徹底に向けた取組を実施しており、今後も継続的な啓発が必要です。

また、高齢化等により、従来 of 当番制に基づくごみ集積所の管理方法の継続が困難になることが懸念されることから、ごみ集積所の管理のあり方を検討していく必要があります。

#### (4) 中間処理

焼却処理量は年々増加傾向にあるため、既存施設において安定的な稼働を確保するとともに、ごみ広域処理施設の稼働に向けて、焼却処理量を極力削減し、脱炭素社会の推進を図る必要があります。

また、ごみ処理広域化に向け、和光市や朝霞和光資源循環組合と連携して着実に事業を進めるとともに、現行のごみ処理体制について見直しを図る必要があります。

#### (5) 最終処分

焼却残渣等の再資源化の徹底により、1人1日当たりの最終処分量は県の目標値を達成しています。更なる最終処分量の削減を図るために、今後ごみの排出抑制や分別徹底、再資源化を積極的に推進する必要があります。

また、最終処分場の確保及び適正処理・処分の確認調査を継続して行う必要があります。

### ごみ処理の広域化

ごみ処理広域化とは、複数の市町村が広域的に連携して施設を整備してごみ処理を行うことをいい、環境負荷の低減、リサイクルの推進、熱エネルギーの効率的回収、財政負担の低減などのメリットがあります。

本市の将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築を図るため、和光市や朝霞和光資源循環組合と連携して、令和12(2030)年の施設稼働開始を目標として事業を進めています。

整備対象施設	対象とするごみ	施設規模
ごみ焼却施設	・燃やすごみ	175 t / 日
不燃・粗大ごみ処理施設	・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・有害ごみ	17 t / 日

#### 【事業スケジュール (予定)】

- 整備工事

令和7(2025)年度  
～令和11(2029)年度(5年間)

- 施設稼働開始

令和12(2030)年度～

- 施設の運営期間

令和12(2030)年度  
～令和31(2049)年度(20年間)

※DBO方式(公共の資金調達により、施設の設計、建設、運営等を民間事業者に一括して委託する方式)による運営を予定。



本計画では、3Rに対する意識啓発や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進し、脱炭素と資源循環のまちづくりを目指すものとして、以下の基本理念を掲げます。

## 基本理念

みんなで作る 脱炭素と資源循環のまち 朝霞

# ごみ処理基本計画

## 基本方針

### 方針1：脱炭素社会の推進

3Rに対する意識啓発や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の徹底などにより、脱炭素社会を推進します。

### 方針2：排出抑制の推進

市民、事業者、市の連携・協働によるリデュース、リユースの意識を高め、ごみの排出抑制と減量化を推進します。

### 方針3：資源循環の推進

ごみの分別や分別収集を徹底し、リサイクル（再資源化）を図ることで、ごみの資源循環を推進します

### 方針4：安全・安心かつ安定的なごみ処理体制の構築

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、安全・安心で環境負荷の少ないごみ処理体制を構築します。また、和光市及び朝霞和光資源循環組合とともに、ごみ処理広域化を計画的かつ着実に事業を進め、将来にわたって安定的なごみ処理体制を構築します。

## ごみ減量化・資源化目標

指標	単位	令和4年度 (基準年度)	令和10年度 (中間目標年度)	令和15年度 (計画目標年度)
ごみ排出量	t/年	37,825	31,892 (16%削減)	31,892 (16%削減)
1人1日当たり 生活系ごみ排出量	g/人・日	558	441 (21%削減)	434 (22%削減)
事業系ごみ排出量	t/年	7,372	6,804 (8%削減)	6,804 (8%削減)
リサイクル率	%	31.2	37.7 (6.5%増加)	37.7 (6.5%増加)
集団資源回収量	t/年	1,046	1,046	1,046

※（ ）内は、基準年度（令和4(2022)年度）に対する増減率を示します。

ごみ処理基本計画の施策体系図を以下に示します。

区分	施策	
(1) 脱炭素社会の推進	(ア) 3Rを通じた環境配慮行動の推進【拡】	
	(イ) 低公害車の導入【継】	
	(ウ) 温室効果ガス排出量の削減【新】	
(2) 排出抑制計画（リデュース・リユース）	1) 家庭ごみ	(ア) 生ごみの減量化の推進【継】【新】
		(イ) 食品ロス削減の推進（第3編に記載）
		(ウ) 市民への意識啓発【継】【拡】【新】
		(エ) 環境教育の充実【継】【拡】
		(オ) 啓発イベントの実施【継】
	2) 事業系ごみ	(カ) 再利用の推進【継】
		(キ) ごみ処理に係る費用負担の検討【継】【新】
		(ア) 生ごみの排出実態調査の実施等による情報収集【継】
		(イ) 食品ロス削減の推進（第3編に記載）
		(ウ) 事業者への意識啓発【継】
(3) 再資源化計画（リサイクル）	1) 家庭ごみ	(エ) 分別排出の徹底【継】【新】
		(イ) 集団資源回収活動の促進【継】
		(ウ) 小型家電品の再資源化【継】【新】
		(エ) 紙類の再資源化の推進【継】【拡】
		(オ) 生ごみの再資源化の推進【継】
	2) 事業系ごみ	(カ) 剪定枝等の再資源化の推進【継】
		(キ) プラスチック資源の再資源化の推進【継】【新】
		(ア) 立入検査・指導の推進【継】
		(イ) 紙類の再資源化の推進【拡】
		(ウ) 生ごみ再資源化の推進【拡】
(4) 収集・運搬計画	(ア) ごみ集積所の管理【継】【拡】【新】	
	(イ) 有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知【継】	
	(ウ) 収集業者と意見交換の実施【継】	
	(エ) 事業系ごみ排出の適正化【継】	
	(オ) 高齢者・障害のある方への支援【継】	
(5) 中間処理計画	(ア) 安全・適正な維持管理【継】	
	(イ) 中間処理に係る新技術の情報収集【継】	
(6) 最終処分計画	(ア) 最終処分場の確保【継】	
	(イ) 最終処分場の延命化【継】	
	(ウ) 現地調査・確認の実施【継】	
	(エ) 最終処分に係る啓発の実施【継】	
(7) ごみ処理広域化に伴うごみ処理体制の見直し	(ア) ごみ処理広域化事業の着実な実施【新】	
	(イ) ごみ処理広域化事業についての情報発信【新】	
	(ウ) 資源の広域処理の検討【新】	
	(エ) 効率的な収集運搬体制の検討【新】	
	(オ) ごみの直接搬入システムの検討【新】	
	(カ) ごみ広域処理施設における余熱利用の推進【新】	
	(キ) ごみ広域処理施設における省エネルギー機器・設備の導入【新】	
(8) 災害廃棄物処理計画	(ア) 災害時の処理体制の構築【継】【拡】	
	(イ) 支援体制の確保【継】	

※前計画から継続して実施する施策は【継】、拡充する施策は【拡】、新規で実施する施策は【新】としました。  
 ※新規施策に関しては、背景に色付けをしています。



# 食品ロス削減推進計画

## 基本方針

### 食品ロスの排出抑制と減量化の推進

食品ロス削減に対する市民及び事業者の意識を高め、家庭及び事業所からの食品ロスの排出抑制と減量化に取り組むことで、食品ロスを削減します。

## 食品ロス削減目標

指 標	単 位	令和4年度 (基準年度)	令和10年度 (中間目標年度)	令和15年度 (計画目標年度)
食品ロス量	t/年	2,531	1,506 (35%削減)	654 (74%削減)
食品ロス削減に取り組む市民の割合	%	77.6	80 (2.4%増加)	85 (7.4%増加)

※（ ）内は、基準年度（令和4（2022）年度）に対する増減率を示します。

# 生活排水処理基本計画

## 基本方針

### 方針1：生活排水処理施設整備及び適正処理の推進

家庭及び事業所で使用している単独処理浄化槽及び汲み取りから下水道及び合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理に向けた啓発・指導に努めます。

### 方針2：生活排水についての啓発や情報発信

市民一人ひとりが生活排水に対する意識を向上し、発生源対策を実践できるよう、生活排水に対する環境学習の場や情報の提供を図ります。

## 生活排水処理数値目標

指 標	単 位	令和4年度 (基準年度)	令和10年度 (中間目標年度)	令和15年度 (計画目標年度)
生活排水処理率	%	98.6	100	100

第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

朝霞市市民環境部資源リサイクル課

〒351-0033 埼玉県朝霞市大字浜崎 390-45 TEL：048-456-1593

<https://www.city.asaka.lg.jp/>



令和6年度(2024年度)

朝霞市一般廃棄物処理実施計画  
(案)

朝霞市

# 令和6年度(2024年度)朝霞市一般廃棄物処理実施計画 目次

第1編 計画概要.....	1
第1章 計画策定の趣旨.....	1
第2章 SDGsの視点を踏まえた施策の推進.....	1
第2編 朝霞市一般廃棄物処理実施計画 .....	3
第1章 ごみ処理.....	3
1 処理計画量等の見込み.....	3
2 施策・取組 .....	9
(1)脱炭素社会の推進 .....	10
(2)排出抑制計画(リデュース・リユース) .....	10
(3)再資源化計画(リサイクル) .....	13
(4)収集・運搬計画.....	15
(5)中間処理計画.....	15
(6)最終処分計画.....	16
(7)ごみ処理広域化に伴うごみ処理体制の見直し.....	17
(8)災害廃棄物処理計画.....	17
3 その他.....	19
(1)市で収集・処理しないごみ.....	19
(2)市で処理する事業系一般廃棄物 .....	20
第2章 食品ロス削減推進.....	21
1 施策・取組.....	21
(1)食品ロス削減の推進 .....	21
第3章 生活排水処理 .....	23
1 施策・取組.....	23
(1)生活排水処理施設の整備 .....	23
(2)し尿及び浄化槽汚泥の処理 .....	23
(3)情報発信・啓発.....	23

## 第1編 計画概要

### 第1章 計画策定の趣旨

この実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な令和6年度（2024年度）の事業について定めたものです。

### 第2章 SDGsの視点を踏まえた施策の推進



SDGs（エスディージーズ）とは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、令和12（2030）年を期限として、17のゴール（目標）と、それを実現するための169のターゲット（具体的な達成基準）で構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組むものです。このうち本計画と関連する分野は以下のとおりです。

#### ○関連する分野



ゴール（目標） No.11 住み続けられるまちづくりを  
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

#### ターゲット

- 11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエント）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住

地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組②015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。



ゴール（目標） No.12 つくる責任つかう責任  
持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット

- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

### OSDGsに関連した主な施策

- ・ごみの適正分別により、再生利用、減量（燃やすごみに混入している資源を適正に分別して資源化することにより環境負荷低減）
- ・食品ロスの削減
- ・事業所等での食品残渣の再生利用
- ・家具類の再生利用
- ・3Rの実践（不要なものは買わない、物を大切に繰り返し使う、分別を守り再資源化）など、市民、事業所、自治体3者で3Rを実施し、ごみの減量化を進めることで、No.11「住み続けられるまちづくりを」、No.12「つくる責任つかう責任」の目標達成をめざします。

## 第2編 朝霞市一般廃棄物処理実施計画

### 第1章 ごみ処理

#### 1 処理計画量等の見込み

表2-1-1：令和6年度（2024年度）見込量（ごみ排出量の推移から算出）

生活系ごみ排出量	27,619t
事業系ごみ排出量	7,183t
集団資源回収	1,046t
総排出量	35,848t
生活系ごみ1人1日排出量※1	516g/日
リサイクル率※2	33.7%

※1 生活系ごみ排出量を、第5次朝霞市総合計画後期基本計画の令和6年度人口推計値（146,707人）及び年間日数で割って求めた値

※2 集団資源回収量、クリーンセンターで中間処理後に回収される資源、搬入された資源及び焼却残渣のリサイクル量の合計を総排出量で割って求めた値

表2-1-2：ごみ処理施設別の処理方法及び見込量

施設名	ごみの区分	処理方法	見込量
ごみ焼却処理施設	燃やすごみ	焼却処理	25,762t
粗大ごみ処理施設	燃やせないごみ	破碎選別	1,030t
	粗大ごみ		1,359t
あき缶資源化施設	資源ごみ（かん）	選別圧縮	399t
プラスチック類処理施設	プラスチック・ペットボトル	選別圧縮	2,201t
合 計			30,751t

※ごみ焼却処理施設の見込量は、粗大ごみ処理施設で発生した木くずを含む

※粗大ごみ処理施設の見込量は、プラスチック処理施設で手選別されたプラスチックを含む

表2-1-3：ごみ処理施設で処理できない不適燃焼物の処理方法及び見込量

品目	搬入先	処理方法	見込量
布団・マットレス	一般廃棄物処理業者	破碎・選別後、資源回収 焼却処分	164t

表2-1-4：中間処理後の残渣物の「再資源化処理」方法及び見込量（資源化量）

品目	搬入先	処理方法	見込量
廃プラスチック※1 軟質プラスチック※1	㈱エコ計画（寄居町、嵐山町）	焼却（熱利用）	840t
	オリックス資源循環㈱（寄居町）	熱分解ガス化改質	650t
廃プラスチック※1	㈱築館クリーンセンター(宮城県栗原市)	再生砕石資源化	150t
	㈱ナリコー（千葉県成田市）	焼却（熱利用）	160t
容器包装プラスチック※2	容器包装リサイクル協会 指定事業者	容器包装リサイクル協会指定	702t
びん（無色・茶色・その他）※3			976t
不燃物※4	オリックス資源循環㈱（寄居町）	熱分解ガス化改質	10t
スプレー缶・ライター※5	一般廃棄物処理業者	再資源化	37t
乾電池・蛍光管			12t
フロン類使用小型家電			1t
ペットボトル	資源物売払い業者	再資源化	440t
残渣ペットボトル※6			84t
製品プラスチック			100t
新聞			694t
雑誌・雑がみ			1,247t
布類			501t
ダンボール			1,128t
かん			363t
紙パック			2t
アルミガラ			13t
磁性物			472t
自転車			49t
コート・ステンレス類・鉄くず			23t
廃家電			1t
小型家電、バッテリー等	国認定事業者	資源再生業者	2t
合 計			8,657t

※1 プラスチック類処理施設から発生する軟質プラスチック及び粗大ごみ処理施設で破碎選別された可燃性残渣（廃プラスチック）で、クリーンセンターでは処理できないもの

※2、3 容器包装リサイクル法対象の品目

※4 粗大ごみ処理施設で破碎選別された不燃物残渣で、クリーンセンターでは処理できないもの

※5 粗大ごみ処理施設で選別されたクリーンセンターで処理できないスプレー缶・ライター

※6 ペットボトルのうち、再資源化基準に適合しないペットボトル

表2-1-5：焼却灰（主灰、固化灰・飛灰）の再資源化処理方法及び見込量

品目	搬入先	処理方法	見込量
主灰・飛灰	太平洋セメント㈱（熊谷市）	セメント原料化	400t
主灰	ツネイシカムテックス㈱（寄居町）	人工砂化	1,033t
	渡辺産業㈱（栃木県日光市）	再生砕石資源化	650t
主灰・固化灰	㈱築館クリーンセンター（宮城県栗原市）	再生砕石資源化	300t
合 計			2,383t

表2-1-6：家庭系一般廃棄物の収集形態及び見込量

収集日による区分		収集形態	収集頻度	収集場所	搬入先	見込量
燃やすごみの日		委託収集	週2回	ごみ集積所	クリーンセンター	17,810t
		直接搬入	—	—	クリーンセンター	321t
クミ燃やせ 資源の 日 プラスチック ごみ	燃やせないごみ	委託収集	週1回	ごみ集積所	クリーンセンター	1,008t
		直接搬入	—	—	クリーンセンター	2t
	プラスチック資源	委託収集	週1回	ごみ集積所	クリーンセンター	1,633t
資源の日	新聞	委託収集	週1回	ごみ集積所	資源再生業者	694t
	雑誌・雑がみ	委託収集	週1回	ごみ集積所	資源再生業者	1,247t
	布類	委託収集	週1回	ごみ集積所	資源再生業者	501t
	ダンボール	委託収集	週1回	ごみ集積所	資源再生業者	1,128t
	びん	委託収集	週1回	ごみ集積所	クリーンセンター	990t
	かん	委託収集	週1回	ごみ集積所	クリーンセンター	399t
	ペットボトル	委託収集	週1回	ごみ集積所	クリーンセンター	568t
	紙パック	委託収集	週1回	ごみ集積所	クリーンセンター	2t
粗大ごみ		委託収集	随時	各戸収集	クリーンセンター	251t
		直接搬入	—	—	クリーンセンター	1,065t
ごみ排出量計			—	—	—	27,619t
集団資源回収		—	—	—	資源再生業者	1,046t
合 計			—			28,665t

※一時的多量ごみ（20kgを超えるごみ）は、ごみ排出時の指示事項（分別方法）に従って分別し、クリーンセンターに直接搬入又は市の許可業者に収集運搬を依頼。

※動物死体収集：飼い主が不明な動物死体（無料）は、市が収集を実施する。ペットの死体（有料）は、飼い主が自らクリーンセンターに持ち込むか、市が収集する。

※家庭ごみ訪問収集：日常生活によって発生する一般廃棄物を自らごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯に対し、戸別に訪問収集を実施する。（燃やすごみ含む）

※小型家電：市内公共施設（市役所、リサイクルプラザ、朝霞台出張所）で、ボックス回収を行うほか、使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律の認定事業者により、宅配便を利用したパソコンや小型家電製品を回収するサービスを実施する。

※パソコン：クリーンセンターに直接持込を行うか、「資源有効利用促進法」により、メーカー等へ回収を依頼してもらうほか、使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律の認定事業者により、宅配便を利用したパソコンや小型家電製品を回収するサービスを実施する。



表 2-1-7：事業系ごみの収集形態及び見込量

ごみの区分	収集形態	搬入先	見込量
燃やすごみ	許可業者	クリーンセンター	6,612t
	直接搬入		508t
燃やせないごみ	許可業者		0t
	直接搬入		21t
粗大ごみ	許可業者		0t
	直接搬入		42t
クリーンセンター搬入量 合計			7,183t
燃やすごみ	許可業者※1	オリックス資源循環(株)寄居工場	96t
	許可業者※2	JRS	6t
	許可業者※3	北進重機(株)	5,160t
	許可業者※4	アイルクリーンテック	6t
	許可業者※5	大村商事(株) (処分業)	344t
	許可業者※6	(株)Jバイオフードリサイクル	7t

- ※1 紙くず、動植物性残渣
- ※2 食品廃棄物
- ※3 木くず
- ※4 食品廃棄物
- ※5 食品廃棄物、剪定枝、刈草を堆肥化
- ※6 食品廃棄物

表2-1-8：朝霞市一般廃棄物処理業許可業者一覧（収集運搬）

業者名	所在地	業種
株式会社アシスト	朝霞市大字上内間木 407-5	ごみ
片山商事株式会社	朝霞市栄町 5-6-19	ごみ
片山商事株式会社	さいたま市見沼区深作 5-18	ごみ
大村商事株式会社	朝霞市大字上内間木 713-8	ごみ
株式会社勤労衛生	和光市下新倉 6-13-15	ごみ
株式会社東日本サービス	さいたま市見沼区染谷 1-317	ごみ
株式会社野島商事	新座市本多 1-6-7	ごみ
株式会社木下フレンド	所沢市東所沢和田 3-1-10	ごみ
太誠産業株式会社	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル4F	ごみ
有限会社志木リサイクル	志木市中宗岡 5-14-27	ごみ
有限会社丸松産業	新座市大和田 2-231-1	ごみ
株式会社ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山 3884	ごみ
株式会社グリーンエコ	朝霞市大字上内間木 544-1	ごみ
北進重機株式会社	群馬県渋川市川島 1839-1	ごみ
栗原興業株式会社	朝霞市泉水 3-2-3	ごみ

※許可有効期間

- ・令和5年（2023年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日  
 (株)グリーンエコ、北進重機(株)、(有)志木リサイクル、(有)丸松産業、(株)ヤマキ、栗原興業(株)
- ・令和4年（2022年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日  
 (株)アシスト、片山商事(株)、片山商事(株)（旧東武清運）、大村商事(株)、(株)勤労衛生、(株)東日本サービス、(株)野島商事、(株)木下フレンド、大誠産業(株)

※(株)グリーンエコは、剪定枝等に限る。北進重機(株)は、(株)グリーンエコ、大村商事(株)からの受け入れに限る。

表2-1-9：朝霞市一般廃棄物処理業許可業者一覧（収集運搬・特定家電持込限定）

業者名	所在地	業種
有限会社ジャパンクリーンサービス	志木市本町 5-5-24	特定家電
日本興業株式会社	和光市本町 20-14	特定家電
有限会社大和清掃	和光市白子 3-21-14	特定家電

※許可有効期間：令和4年（2022年）8月19日～令和6年（2024年）8月18日

表2-1-10：朝霞市一般廃棄物処理業許可業者一覧（処分業）

業者名	所在地	業種
株式会社アシスト	朝霞市大字上内間木 407-5	ごみ
大村商事株式会社	朝霞市大字上内間木 713-8	ごみ

※許可有効期間：令和4年（2022年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

表 2-1-11：焼却灰の最終処分(埋立) 搬入先及び見込量

品目	搬入先	面積	全体容量	埋立完了 予定年月	見込量
主灰	埼玉県環境整備センター (寄居町)	268,000 m <sup>2</sup>	1,930,000 m <sup>3</sup>	R13 年 3 月	100t
固化灰	(株)ウィズウェイストジャパン (福島県小野町)	63,907 m <sup>2</sup>	1,101,180 m <sup>3</sup>	R8 年 3 月	474t
主灰 固化灰	ジークライト(株) (山形県米沢市)	121,786 m <sup>2</sup>	4,270,674 m <sup>3</sup>	R20 年 12 月	250t
合 計					824t

表 2-1-12：不燃物の最終処分(埋立) 搬入先及び見込量

最終処分搬入先	面積	全体容量	埋立完了 予定年月	見込量
埼玉県環境整備センター (寄居町)	268,000 m <sup>2</sup>	1,930,000 m <sup>3</sup>	R13 年 3 月	100t
ジークライト(株) (山形県米沢市)	121,786 m <sup>2</sup>	4,270,674 m <sup>3</sup>	R20 年 12 月	10t
合 計				110t

表 2-1-13：廃プラスチック焼却処分・埋立搬入先及び見込量

焼却処分搬入先	最終処分(埋立) 搬入先	見込量
(株)ナリコー (千葉県成田市)	(株)ウィズウェイストジャパン (福島県小野町)	160t

※廃プラスチックの焼却灰を埋立する。焼却により減容化され、埋立量は 24t と見込んでいる。  
(表 2-1-11 参照)

## 2 施策・取組

	施策の区分	施策の項目	
		家庭ごみ	事業系ごみ
(1)	脱炭素社会の推進	(ア) 3Rを通じた環境配慮行動の推進 (イ) 低公害車の導入 (ウ) 温室効果ガス排出量の削減	
(2)	排出抑制計画 (リデュース・リユース)	(ア) 生ごみ減量化の推進 (イ) 食品ロス削減の推進 (ウ) 市民への意識啓発 (エ) 環境教育の充実 (オ) 啓発イベントの実施 (カ) 再利用の推進 (キ) ごみ処理に係る費用負担の検討	(ア) 生ごみの排出実態調査の実施等による情報収集 (イ) 食品ロス削減の推進 (ウ) 事業者への意識啓発 (エ) ごみの減量・再資源化事業の検討 (オ) 国や関係機関等への要望
(3)	再資源化計画 (リサイクル)	(ア) 分別排出の徹底 (イ) 集団資源回収活動の促進 (ウ) 小型家電品の再資源化 (エ) 紙類の再資源化の推進 (オ) 生ごみの再資源化の推進 (カ) 剪定枝等の再資源化の推進 (キ) プラスチック資源の再資源化の推進	(ア) 立入検査・指導の推進 (イ) 紙類の再資源化の推進 (ウ) 生ごみ再資源化の推進
(4)	収集・運搬計画	(ア) ごみ集積所の管理 (イ) 有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知 (ウ) 収集業者と意見交換の実施 (エ) 事業系ごみ排出の適正化 (オ) 高齢者・障害のある方への支援	
(5)	中間処理計画	(ア) 安全・適正な維持管理 (イ) 中間処理に係る新技術の情報収集	
(6)	最終処分計画	(ア) 最終処分場の確保 (イ) 最終処分場の延命化 (ウ) 現地調査・確認の実施 (エ) 最終処分に係る啓発の実施	
(7)	ごみ処理広域化に伴う ごみ処理体制の見直し	(ア) ごみ処理広域化事業の着実な実施 (イ) ごみ処理広域化事業についての情報発信 (ウ) 資源の広域処理の検討 (エ) 効率的な収集運搬体制の検討 (オ) ごみの直接搬入システムの検討	
(8)	災害廃棄物処理計画	(ア) 災害時の処理体制の構築 (イ) 支援体制の確保	

## (1)脱炭素社会の推進

脱炭素社会を推進するため、市民・事業者に対し、3Rに対する意識啓発や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の徹底などについて周知を行います。

### ○令和6年度（2024年度）重点施策

#### （ア）3Rを通じた環境配慮行動の推進

- ・環境や3Rに関する講座等の開催
- ・環境配慮行動に関する情報の発信

## (2)排出抑制計画(リデュース・リユース)

本市のごみ総排出量及び市民1人1日あたりの排出量は、令和2年度をピークに減少傾向にあります。今後も引き続きごみ排出量を減らすためには、市民のごみ減量・適正分別・食品ロス削減に対する意識を高めることが必要であることから、環境教育を充実し自主的な活動を促進していきます。また、資源物の回収など再使用・再資源化を促進し、廃棄物の抑制に努めます。

### ○令和6年度（2024年度）重点施策

#### ①家庭ごみ [表2-2-1]

##### （ウ）市民への意識啓発

- ・リサイクルプラザの認知度の向上
- ・ごみ排出量の状況、ごみ処理の現状や取組の情報発信
- ・環境月間、3R推進月間、食品ロス削減月間、分別キャンペーン月間
- ・プラスチックごみの適正排出

##### （エ）環境教育の充実

- ・3R推進団体事業
- ・クリーンセンター見学の受け入れ

##### （オ）啓発イベントの実施

- ・街頭啓発活動や講座等の実施

#### ②事業系ごみ [表2-2-2]

##### （イ）食品ロス削減の推進・（ウ）事業者への意識啓発

- ・事業系ごみ削減キャンペーンや市ホームページ等を活用した情報発信
- ・小規模事業者への適正排出の啓発
- ・事業者へ「食品ロスの削減の推進に関する法律」を啓発
- ・大規模事業所・多量排出事業者への立入検査

○各施策の主な取組

表 2 - 2 - 1 : 家庭ごみの主な取組

★は重点施策

施 策	内 容
(ア) 生ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での水切りの推進</li> <li>・街頭啓発活動や環境月間での、水切りネット配布</li> <li>・賞味期限内不要食品の回収及び配布</li> </ul>
(イ) 食品ロス削減の推進	第 2 章に記載
(ウ) 市民への意識啓発 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザの認知度の向上に向けた情報発信や企画の実施、展示物等の検討</li> <li>・広報、市ホームページ、店頭啓発活動、環境月間、3 R 推進月間、分別キャンペーン等を活用し、ごみ排出量・ごみ処理の現状（1 人あたりの年間処理費用等）を発信</li> <li>・プラスチックごみの適正な分別・排出やマイバッグ利用促進等による啓発</li> <li>・外国人居住者や単身世帯への適正な分別・排出の啓発</li> </ul>
(エ) 環境教育の充実 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザ企画運営協議会や民間事業者等との協働で講座を実施</li> <li>・クリーンセンターの見学者への説明内容の充実</li> </ul>
(オ) 啓発イベントの実施 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭での啓発活動の実施</li> <li>・環境月間、3 R 推進月間、分別キャンペーン等での啓発</li> </ul>
(カ) 再利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル家具類販売事業及びリサイクルショップ事業の実施</li> <li>・スクールグッズシェアリング事業の実施支援</li> <li>・広報、市ホームページ等を活用し、資源回収ボックス設置店舗の情報を発信</li> </ul>
(キ) ごみ処理に係る費用負担の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの有料化に伴う効果の検証について、先進事例の情報収集</li> </ul>

表2-2-2：事業系ごみの主な取組

★は重点施策

施 策	内 容
(ア) 生ごみの排出実態調査の実施等による情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの排出実態について、クリーンセンターや排出事業所への調査を行うなどして情報収集</li> </ul>
(イ) 食品ロス削減の推進 ★	<p>第2章に記載</p>
(ウ) 事業者への意識啓発 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と連携した事業系ごみ削減キャンペーンや市ホームページ、食品ロス削減月間等で、事業系ごみの発生状況・排出方法・減量・再資源化の啓発</li> <li>・クリーンセンターにおける搬入ごみ展開検査の実施</li> <li>・大規模事業所、多量排出事業者への立入検査において、ごみ減量の助言・指導</li> <li>・市内事業者へ減量の啓発</li> <li>・市内事業者への、ごみ処理に関する自発的な取組ができるような体制の検討</li> </ul>
(エ) ごみの減量・再資源化事業の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源回収ボックス設置店の周知</li> <li>・木質バイオマスの再資源化事業者の紹介</li> <li>・事業系一般廃棄物減量等計画書の提出及び適切な指導</li> <li>・先進的な減量・再資源化方法の調査</li> <li>・市役所・イベント開催等での廃棄物排出抑制・再資源化の推進</li> </ul>
(オ) 国や関係機関等への要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造事業者等に対する製品の廃棄後の適正処理及び再資源化の責務に関する法的整備を国や関係機関に要望</li> </ul>

### (3)再資源化計画(リサイクル)

可燃ごみに混入する雑がみ・金属類の分別排出の徹底及び集団資源回収の登録団体増加、回収量の増加に引き続き取組みます。再資源化等についての理解を深めていただくため、各種講座の開催、クリーンセンター見学会を実施します。事業者へは、一般廃棄物減量等計画書に基づく立入検査で再資源化の取組、分別・処理方法等を指導します。また、ごみ組成で厨芥類が多いことから、食品残渣の再資源化に関する情報や「食品ロスの削減の推進に関する法律」について啓発し、再資源化を促進します。

#### ○令和6年度(2024年度)重点施策

##### ①家庭ごみ [表2-2-3]

###### (ア)分別排出の徹底

- ・分別パンフレット、集積所用分別看板の配布
- ・ごみ分別アプリの利用促進・啓発
- ・広報、市ホームページ、3R推進月間、環境月間、分別キャンペーン等での適正な分別の啓発
- ・可燃ごみに混入している雑がみ・金属類の分別徹底
- ・リチウムイオン電池やスプレー缶、注射針などの適正排出の啓発
- ・ごみ集積所監視パトロールの実施
- ・管理人や管理会社と協力した分別排出等の周知
- ・外国語パンフレットや外国語版集積所掲示板、やさしい日本語チラシ等での啓発

###### (エ)紙類の再資源化の推進

- ・紙類(特に雑がみ)の分別・再資源化の周知啓発
- ・紙類の再資源化方法の調査

###### (キ)プラスチック資源の再資源化の推進

- ・製品プラスチックのマテリアルリサイクルの検討
- ・ペットボトルの水平リサイクルの確立

##### ②事業系ごみ [表2-2-4]

###### (ア)立入検査・指導の推進

- ・大規模事業所、多量排出事業者への立入検査の実施  
※再資源化の推進、適正分別の指導

###### (イ)紙類の再資源化の推進

- ・古紙再生事業者の紹介
- ・適正な分別の推進

###### (ウ)生ごみの再資源化の推進

- ・大規模事業所立入検査による再資源化促進
- ・市内飲食店へ「食べきりの促進、消費者の自己責任での持ち帰り」の推進



○各施策の主な取組

表 2-2-3：家庭ごみの主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 分別排出の徹底 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別パンフレット、集積所用分別看板の配布</li> <li>・市民活動団体と協働で作成したごみ分別アプリの利用促進・啓発</li> <li>・広報、市ホームページ等による適正な分別排出の啓発</li> <li>・雑がみの分別徹底や二次電池類・スプレー缶などの適正排出の啓発</li> <li>・職員によるごみ集積所分別監視パトロールで、直接指導を実施（訪問、パンフ、チラシ配布）</li> </ul> ※特に転出入の多い単身者、外国人への分別排出の啓発
(イ) 集団資源回収活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団資源回収活動の認知度を高めて登録団体数の増加を図る</li> <li>・既存団体へ再周知を図り、資源回収率の向上を図る</li> </ul>
(ウ) 小型家電品の再資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な分別排出の推進</li> <li>・認定事業者の動向や、引取り条件などを踏まえた処理体制の整備</li> <li>・二次電池の回収方法の周知徹底</li> </ul>
(エ) 紙類の再資源化の推進 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみへ混入している、再生利用可能な紙類（特に雑がみ）の適正分別を啓発</li> <li>・他自治体の紙類の再資源化方法等の調査</li> </ul>
(オ) 生ごみの再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな再資源化方法についての調査</li> </ul>
(カ) 剪定枝等の再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、市ホームページ等による木くずや刈草類の再資源化事業者の紹介</li> </ul>
(キ) プラスチック資源の再資源化の推進 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック資源の分別排出方法の周知</li> <li>・製品プラスチックのマテリアルリサイクルの検討</li> <li>・ペットボトルの水平リサイクルの確立</li> </ul>

表 2-2-4：事業系ごみの主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 立入検査・指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業系一般廃棄物減量等計画書」に基づく立入検査による、リサイクル推進の助言・指導（食品ロス・雑がみ等）</li> </ul>
(イ) 紙類の再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類の再資源化ルートに関する情報収集、事業者への古紙再生事業者の紹介等の情報提供、啓発</li> <li>・適正な分別の推進</li> </ul>
(ウ) 生ごみの再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対する生ごみの再資源化の啓発、立入検査による再資源化促進</li> <li>・食品廃棄物の排出事業者への食品リサイクル法を遵守するよう啓発、指導</li> </ul>

#### (4)収集・運搬計画

収集、運搬作業の効率化、事故防止等のため、収集業者と定期的に調整会議を開催するとともに、事業系ごみの適正排出の指導、啓発を実施します。また、高齢者や障害のある方に対し、関係機関と連携し家庭ごみ訪問収集制度を実施します。

○令和6年度（2024年度）重点施策 [表2-2-5]

(イ) 有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知

- ・収集における事故防止等のため、広報、市ホームページ等での周知

(ウ) 収集業者と意見交換の実施

- ・収集・運搬作業の効率化や事故防止のため、収集業者と意見交換の実施

○各施策の主な取組

表2-2-5：収集・運搬の主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) ごみ集積所の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意看板の設置や監視パトロールによりごみ排出マナーの向上を図る</li> <li>・ごみ分別容器やクリーンネット等の貸出しによる分別の徹底とごみ排出マナーの向上を図る</li> <li>・ごみ集積所の管理方法・負担軽減策等の調査</li> </ul>
(イ) 有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・劇薬物、感染性廃棄物、在宅医療廃棄物による感染防止のため、注射針等の適正な廃棄に関する啓発</li> </ul>
(ウ) 収集業者と意見交換の実施 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集・運搬作業の効率化や事故防止のために、収集業者と意見交換を実施</li> </ul>
(エ) 事業系ごみ排出の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ集積所への事業系ごみ排出防止指導</li> <li>・小規模事業者の適正排出のための啓発方法の調査</li> </ul>
(オ) 高齢者・障害のある方への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、家庭ごみ訪問収集制度の実施、啓発</li> </ul>

#### (5)中間処理計画

ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、あき缶資源化施設及びプラスチック類処理施設が円滑に稼働するよう定期保守管理及び緊急時の適切な対応を実施します。

○令和6年度（2024年度）重点施策 [表2-2-6]

(ア) 安全・適正な維持管理

- ・定期的な点検、清掃、補修整備による予防保全の徹底、各施設の延命化
- ・状況に応じた施設の運転管理
- ・適正な維持管理の実施

○各施策の主な取組

表 2 - 2 - 6 : 中間処理の主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 安全・適正な維持管理 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な点検、清掃、補修整備による予防保全の実施</li> <li>・ごみ処理量の変化に対応した効率的で効果的な運転管理計画の策定と実施</li> <li>・事故のない安全で適正な維持管理の実施</li> </ul>
(イ) 中間処理に係る新技術の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理の効率化・コスト削減に資する新技術・事業者等について情報収集を実施</li> </ul>

(6)最終処分計画

市内には焼却灰等を埋め立てる最終処分場がなく、他の自治体等に処分を委託していることから、ごみ減量化、再資源化を推進するとともに、最終処分地の現状及び動向を把握し、継続的に安定した最終処分ができるよう努めます。

○令和6年度（2024年度）重点施策 [表 2 - 2 - 7]

(イ) 最終処分場の延命化

- ・ごみ減量・再資源化を推進し、最終処分場の延命化を図る。

(エ) 最終処分に係る啓発の実施

- ・本市の最終処分の現状等についての啓発

○各施策の主な取組

表 2 - 2 - 7 : 最終処分の主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 最終処分場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立完了時期や最終処分地としての適性、処分コストを考慮した最終処分場の確保</li> </ul>
(イ) 最終処分場の延命化 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰のセメント原料化、人工砂原料化、路盤材化などの再資源化の推進</li> <li>・廃プラスチック残渣、軟質プラスチック、不燃残渣の再資源化の推進</li> <li>・再資源化技術の動向や再資源化事業者に関する情報収集</li> </ul>
(ウ) 現地調査・確認の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令による現地確認の実施</li> </ul>
(エ) 最終処分に係る啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分の現状に関する市民、事業者へ周知（現況、埋立量の減量、環境への負荷等）</li> </ul>

## (7)ごみ処理広域化に伴うごみ処理体制の見直し

ごみ処理広域化は、本市のごみ処理体制を大きく変えることになるため、令和 12 (2030) 年度のごみ広域処理施設稼働に向けて、和光市や朝霞和光資源循環組合と連携し、着実に事業を進めます。

○令和 6 年度 (2024 年度) 重点施策 [表 2 - 2 - 8]

(ア) ごみ処理広域化事業の着実な実施

- ・和光市や朝霞和光資源循環組合と連携した事業の着実な実施

(イ) ごみ処理広域化事業についての情報発信

- ・事業が市民に十分に周知されるよう、事業概要等についての情報発信

○各施策の主な取組

表 2 - 2 - 8 : ごみ処理広域化の主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) ごみ処理広域化事業の着実な実施 ★	・和光市や朝霞資源循環組合と連携した事業の着実な実施
(イ) ごみ処理広域化事業についての情報発信 ★	・広報、市ホームページ等により、事業が市民に十分に周知されるよう、事業概要等についての情報発信
(ウ) 資源の広域処理の検討	・びん、かん、ペットボトル等の資源物の具体的な広域処理の手法についての継続的な協議
(エ) 効率的な収集運搬体制の検討	・ごみ広域処理施設への搬入について、安全かつ効率的な収集運搬ルート及び収集運搬体制の構築に向けた検討 ・和光市と排出方法の異なる燃やせないごみ、粗大ごみの収集システムについての継続的な協議
(オ) ごみの直接搬入システムの検討	・搬入先の変更について市民及び事業者へ周知を図るほか、円滑な受入体制の構築に向けた継続的な協議

## (8)災害廃棄物処理計画

災害時における廃棄物処理体制の構築を図ります。また、本市で対応困難な場合には、「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」に基づく処理の応援要請及び他団体への支援を求め、他団体から応援要請があった場合には、協定に基づき支援を実施します。

○令和 6 年度 (2024 年度) 重点施策 [表 2 - 2 - 9]

(ア) 災害時の処理体制の構築

- ・災害発生時のごみ処理を円滑に行うための体制の構築
- ・ごみ広域処理施設での災害廃棄物処理について、和光市や朝霞和光資源循環組合との継続的な協議

○各施策の主な取組

表 2 - 2 - 9 : 災害廃棄物処理の主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 災害時の処理体制の構築 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災後の迅速な情報収集及び処理体制の構築</li> <li>・ 災害廃棄物の仮置場の確保</li> <li>・ 処理施設の予防保全、電源・水源の確保、被災時の処理体制等に関する調査研究</li> <li>・ ごみ広域処理施設での災害廃棄物処理について、和光市や朝霞和光資源循環組合との継続的な協議</li> <li>・ 災害発生時のごみ処理における再資源化の推進</li> </ul>
(イ) 支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定に基づく処理の応援要請及び他団体への支援</li> <li>・ 民間事業者との協議による被災時に必要な人員、機材の確保に関する調査研究</li> </ul>

### 3 その他

#### (1)市で収集・処理しないごみ

法及び条例の規定により、下記の廃棄物・対象機器等は、市では収集・処理しないものとなります。[表2-3-1]

表2-3-1：市で収集・処理しないもの

区分	事例	処理方法
適正処理困難物	・石材、コンクリート、ブロック、レンガ、門扉、浴槽、タイル、洗面台、流し台、物置、畳、ピアノ、オルガン、エレクトーン、耐火金庫、ドラム缶、オートバイや自動車とその関連機器部品など	・販売店又は専門処理業者等への引取依頼
有害性のある物	・バッテリー、ペンキ、農薬、化学薬品など	
危険性のある物	・ガスボンベ、消火器など	
引火性のある物	・廃油、灯油、ガソリンなど	
著しく悪臭を発する物	・人のし尿及び浄化槽に係る汚泥など	
特別管理一般廃棄物（人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある性状を有する廃棄物）	・廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCB使用部品 ・集じん施設によって集められたばいじん ・感染性一般廃棄物	・取扱事業者又は専門処理業者等への引取依頼
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は、市の処理施設の機能に支障が生ずる物	・農業系廃棄物、土砂・建築系廃棄物など	
家電リサイクル法該当家電	・エアコン ・テレビ（ブラウン管式又は液晶・プラズマ式） ・冷蔵（凍）庫 ・洗濯機 ・衣類乾燥機	・当該機器を購入又は同じ種類の製品を購入する家電小売店などに引取依頼 ・市の許可業者に依頼 ・排出者が指定引取場所へ持込み
資源有効利用促進法対象品	・ディスプレイ（ブラウン管式）	・メーカーなどの委託を受けた業者による個別回収 ・排出者が指定回収場所へ持込み
	・ボタン電池 ・充電式電池	・排出者が電池を外して回収協力店へ返却 ※返却できない場合は有害ごみとして排出

(2)市で処理する事業系一般廃棄物

下記以外は、市では処理しません。[表2-3-2]

※分別されていない廃棄物は受け入れません。

表2-3-2：市で処理可能な事業系一般廃棄物の例

種類	主なもの（具体例）、注意点		
資 源	紙 類	OA用紙	・コピー用紙など
		雑誌・雑がみ	・雑誌、本、パンフレット、ノート、メモ用紙、包装紙、ビニールを取ったティッシュの空き箱など ※次のものは必ず取り除く。 金属類（金具、クリップなど）、布類（とじひもなど）、ゴム
		ダンボール	・ダンボール
		新聞	・新聞紙、折り込みチラシ
		紙パック	・牛乳パックなど ※内側が白色のもの
	布類	・衣料品、毛布、シーツ、タオルなど ※汚れていないもの	
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ ※水分をしっかりと切る</li> <li>・草木類 ※直径5cm未満、長さ50cm未満のものに限る</li> <li>・写真、圧着はがき、感熱紙</li> <li>・匂いの付いた紙などのリサイクルできない紙類など</li> </ul>		
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木製の家具類、木（直径10cm未満）など</li> <li>※長さ180cm未満のものに限る。</li> </ul>		

なお、次の品目は、事業者が直接搬入し、少量である場合（従業員が飲食したものなどの事業活動に伴わないもの）に限り、受け入れます。

表2-3-3：少量で直接搬入に限り受け入れ可能なものの例

種類	主なもの（具体例）、注意点
ペットボトル	・飲料用などのペットボトル ※キャップとラベルは必ず取り、軽くすすぐ。
びん・かん類	・飲料用などのびん・かん類 ※軽くすすぐ。
プラスチック	・ペットボトルのふた・ラベル ・お弁当・カップ麺などのプラスチック容器など ※1日45リットル袋で2袋まで受け入れ可能

## 第2章 食品ロス削減推進

### 1 施策・取組

#### (1)食品ロス削減の推進

食品ロス削減に対する市民及び事業者の意識を高め、家庭及び事業所からの食品ロスの排出抑制と減量化に取り組むことで、食品ロスを削減します。

#### ○令和6年度（2024年度）重点施策

##### ①家庭ごみ [表3-1-1]

###### (ア) リサイクルプラザでの食品ロス削減事業の実施

- ・ 不用になった賞味期限内の食品の回収・配布事業の実施

###### (イ) 家庭における食品ロス削減の実践方法についての発信

- ・ 実践しやすい家庭での食品ロス削減方法について、広報、市ホームページ、市SNS等を活用した情報発信

##### ②事業系ごみ [表3-1-2]

###### (ウ) 立入検査時の指導及び情報提供

- ・ 立入検査を実施し、直接助言や指導を実施

###### (エ) 「おいしい食べきり運動」の実施

- ・ 運動実施啓発による飲食店等の食品ロス削減の推進

#### ○各施策の主な取組

表3-1-1：家庭ごみの取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) リサイクルプラザでの食品ロス削減事業の実施 ★	・ 不用になった賞味期限内の食品を回収し、子ども食堂へ配布するフードドライブの継続実施
(イ) 家庭における食品ロス削減の実践方法についての発信 ★	・ ライフスタイルやターゲットに応じた実践しやすい家庭での食品ロス削減方法について、広報、市ホームページ、市SNS等を活用した情報発信
(ウ) 給食の食べ残しの削減	・ 給食の食べ残しを減らす取組や生ごみのたい肥化の推進とともに、食品ロスを身近な問題として理解を深めるように意識啓発
(エ) 食品ロスに係る市民の理解促進	・ 食品ロスの現状、食べきりや使い切りについての情報発信



表3-1-2：事業系ごみの取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 情報収集及び事業者の啓発	・事業者の食品ロス削減等についての有効な取組を広報、市ホームページ、市SNS等で紹介し、食品廃棄物を排出する事業者へ啓発
(イ) 事業所に対する指導	・クリーンセンター搬入時における指導及び情報提供
(ウ) 立入検査時の指導及び情報提供 ★	・多量排出事業者に対して立入検査を実施し、食品ロス削減や再生利用等について直接助言や指導を実施
(エ) 「おいしい食べきり運動」の実施 ★	・食べきり運動の啓発を実施し、飲食店等における食べ残し等の削減による食品ロスの削減を推進

### 第3章 生活排水処理

#### 1 施策・取組

##### (1)生活排水処理施設の整備

###### (ア) 下水道施設の計画的整備

- ・令和5（2023）年2月に策定した「社会資本総合整備計画」で定めた、令和9（2027）年度までに下水道処理区域整備率100%とする目標達成に向けた、公共下水道整備の継続実施

###### (イ) 下水道の普及と適切な維持管理

- ・下水道の利用ができる区域における水洗便所への改造費用に対する融資あっせんや、道排水設備工事に対する補助金交付等による下水道普及の取り組みの推進
- ・下水道事業の安定的な継続実施のための管渠・マンホール・ポンプ場等の適切な維持管理の実施

###### (ウ) 合併処理浄化槽の設置推進

- ・単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の推進

###### (エ) 浄化槽の適正な維持管理の推進

- ・浄化槽の設置者への維持管理義務についての情報発信

##### (2)し尿及び浄化槽汚泥の処理

###### (ア) 収集・運搬計画

- ・し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を朝霞地区一部事務組合の許可業者により実施

表4-2-1：許可業者一覧

業者名	所在地	業種
大村商事株式会社	志木市下宗岡2-18-20	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業
片山商事株式会社	朝霞市栄町5-6-19	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業
片山商事株式会社 大和田支店	新座市大和田4-11-10	し尿収集運搬業
株式会社勤労衛生	和光市下新倉6-13-15	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業
有限会社大和清掃	和光市白子3-21-14	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業

###### (イ) 中間処理計画

収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、朝霞地区一部事務組合のし尿処理場で適正処理を継続

###### (ウ) 最終処分計画

し渣は、志木地区衛生組合新座環境センターで焼却処理を継続

##### (3)情報発信・啓発

###### (ア) 環境学習の充実

- ・家庭において生活排水対策ができるよう環境学習の場を提供

###### (イ) 環境情報の提供

- ・広報・市ホームページ等による情報発信

## 1) ごみ広域処理施設整備事業について

- 朝霞市及び和光市では、ごみ処理施設を単独で保有しごみ処理を行っています。施設の老朽化に伴う建替えに際して、平成30年8月に、「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」が両市の間で締結され、両市共同のごみ処理施設を建設することになりました。
- 建設用地は、旧ごみ焼却場を含め、福祉の里の南側約2.49haとしており、既に全ての地権者様との用地買収に係る契約締結を完了しています。



## 2) ごみ広域処理施設の概要について



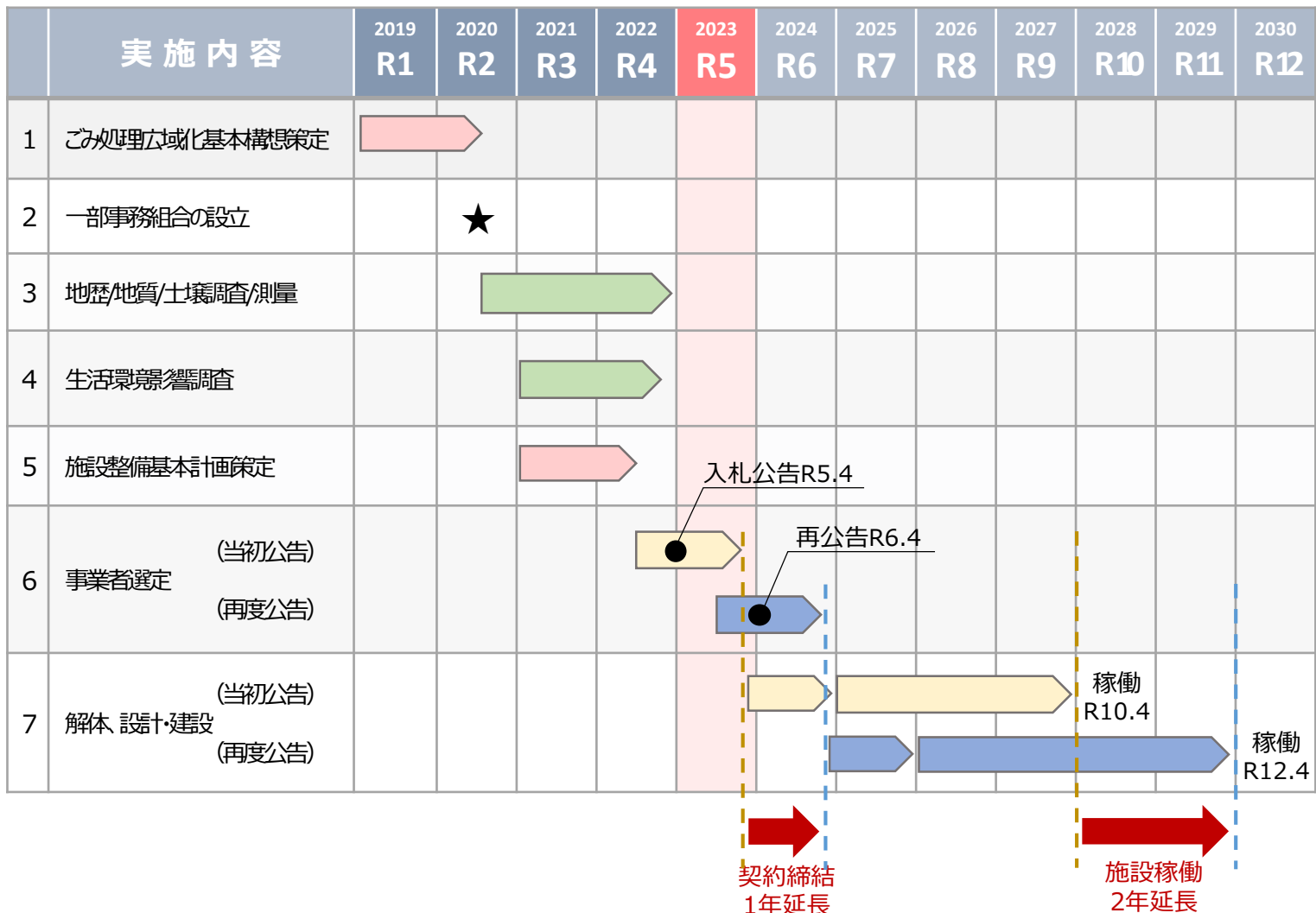
- エネルギー回収型廃棄物処理施設（**ごみ焼却施設**）  
 ～“燃やすごみ”を焼却処理し、その排熱を用いた発電により自らの運転電力を賄うほか、余剰電力を売電することで、事業費の抑制に努めます。
- マテリアルリサイクル推進施設（**不燃・粗大ごみ処理施設**）  
 ～“燃やせないごみ”や“粗大ごみ”を破碎・選別し、鉄やアルミなどの有価物を資源化するとともに、残渣類はエネルギー回収型廃棄物処理施設で熱回収します。
- 敷地内に搬入車両の**待機動線**を十分確保します。
- 周辺環境や景観に配慮した設えとし、来訪者が気軽に立ち寄り、憩えることができる**オープンスペース**や**ベンチ**を設けます。



※本イメージは参考図で実際のプランは事業者提案を踏まえた実施設計において決定します。

### 3) 事業スケジュールについて

- 安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を目指し、令和2年5月に「**ごみ処理広域化基本構想**」を策定し、ごみ広域処理施設整備事業の実施主体として、両市の議会の議決をいただき、令和2年10月に「**朝霞和光資源循環組合**」が設立されました。
- 令和2年度から4年度にかけて、建設用地取得事業と並行して、「各種調査」の実施、「**ごみ広域処理施設整備基本計画**」の策定等を行ってきました。
- 令和4年度後半から整備運営事業者の選定に向けた準備を行っており、令和5年4月に**入札公告**を行いましたが、**建設工事価格が上昇**していること、**下請け企業の確保が困難**との理由により、8月に入札参加者より辞退届が提出されたため、**入札が中止**になりました。
- 現在、他自治体の落札状況の調査、資材や人件費等の高騰状況の調査、プラントメーカーに対して再度の見積調査を行っているところであり、今後予定価格を再設定し、令和6年4月に再公告を行う予定としています。
- 建設業界の働き方改革を推進するため、令和6年4月より原則公共工事に対して現場の週休2日制が導入されますので、解体、設計・建設工事期間を4年から5年に1年延長しています。
- 再度公告入札の実施に伴い、**契約締結が1年遅れ**となり、合わせて**設計・建設工事期間を1年延長**したため、**令和12年度の新施設稼働**を目指して事業を進めています。



【問い合わせ】 朝霞和光資源循環組合 施設課  
 電話 048-424-2253 (和光市役所内5階)



---

# 朝霞市 災害廃棄物処理計画

---

(案)

令和6年3月  
朝霞市

---

# 目 次

---

## 第1章 総 則

1	背景及び目的	3
2	計画の位置付け	4
3	基本事項	5
3.1	想定する災害	5
3.2	対象とする災害廃棄物の種類	7
3.3	災害廃棄物処理の基本方針	8
3.4	災害廃棄物の処理主体	8
3.5	災害廃棄物処理に係る業務内容	10

## 第2章 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

1	組織体制・指揮命令系統	13
2	情報収集・連絡体制	15
2.1	情報収集・連絡体制	15
2.2	関係機関と共有する情報	15
2.3	災害廃棄物処理担当において行う情報収集	17
2.4	一般廃棄物処理施設に関連して必要となる情報	17
3	協力・支援体制	18
3.1	自衛隊、警察、消防等との連携	18
3.2	広域的な支援	18
4	教育・訓練	20
5	計画の見直し	20

## 第3章 災害廃棄物対策

1	一般廃棄物処理施設等	21
1.1	一般廃棄物処理施設の現況	21
1.2	一般廃棄物処理施設等への災害対策	23
2	災害廃棄物処理業務の内容	24
2.1	災害廃棄物発生量・要処理量の算定	24
2.2	処理スケジュール	26
2.3	処理フロー	27
2.4	収集運搬計画	28
2.5	仮置場の設置、運営管理、返却	29
2.6	仮設処理施設	33
2.7	環境モニタリング	34
2.8	再生利用	35
2.9	最終処分	36

2. 1 0	がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去	36
2. 1 1	広域的な処理・処分	36
2. 1 2	適正処理が困難な廃棄物の対策	38
2. 1 3	思い出の品	38
2. 1 4	避難所ごみ・生活系ごみ	39
2. 1 5	し尿処理	40
3	市民への広報・啓発	41
3. 1	広報	41
3. 2	相談窓口	45
4	発災時における県への事務委託	45
5	災害廃棄物処理実行計画	46
6	国庫補助	47

---

# 第1章 総 則

---

## 1 背景及び目的

わが国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの地震災害、台風や前線などによる豪雨災害など、多くの自然災害とともに暮らしていくことが求められています。また、災害による被害は多様で多岐にわたることから、災害廃棄物の処理にあたっては柔軟な対応が必要です。このため、災害廃棄物処理の実務に必要な情報を取りまとめ、行動の拠り所となる考え方を示し、迅速かつ的確に行動できるようにすることを目的として、「朝霞市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

近年に発生した大規模災害を踏まえ、国では平成30年3月に「災害廃棄物対策指針」を改定したほか、埼玉県では平成29年3月に「災害廃棄物処理指針」を策定するなど、災害への備えを進めています。また、朝霞市（以下「本市」という。）においては、平成28年3月に「朝霞市地域防災計画」が策定されています。本計画は、これらの計画と整合を図りながら、災害廃棄物の処理に関して、平時の備えと災害発生時の行動指針について、取りまとめたものです。

この計画は、本市における災害廃棄物を適正に処理するための計画として策定しています。従って、計画の対象地域は本市全域とします。

現在、老朽化したごみ処理施設を効率よく更新するため、令和12年度の新施設稼働開始を目標として、本市と和光市でごみ処理の広域化に向けて、準備を進めています。新施設稼働開始後は、様々な検討条件がこの計画とは異なってくるため、災害廃棄物の処理に関する計画を別途策定します。従ってこの計画は、策定時点から新施設稼働開始までの間を対象期間とします。

なお、平成31年4月に策定した「朝霞市災害廃棄物処理計画（初期対応版）」については、本計画に内容を更新し、統合するものとします。



## 2 計画の位置付け

本計画は、図 1-1 に示すとおり、関連する諸計画等と内容の整合を図りながら、本市における災害廃棄物の処理に関して、平時の備えと災害発生時の行動指針について記述しています。なお、実際に災害が発生した場合には、被害状況に応じて柔軟に運用するものとします。

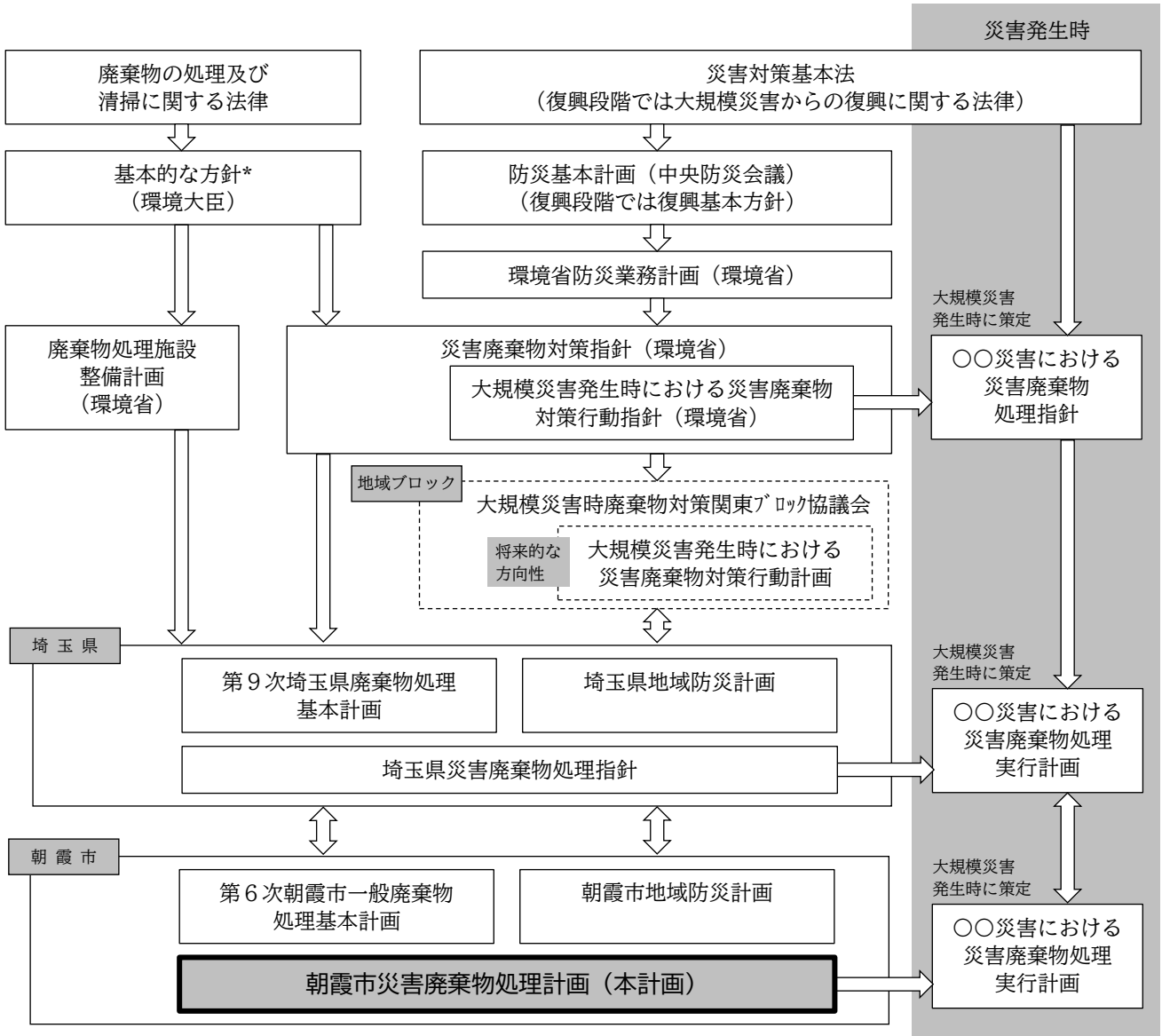


図 1-1：本計画の位置付け

\*基本的な方針 = 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

### 3 基本事項

#### 3.1 想定する災害

本計画において想定する災害は、発生する可能性が高いものとして、地震災害と風水害とします。また、火山災害（噴火）による火山灰は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）における廃棄物に該当しないものの、朝霞市地域防災計画では環境班が火山灰を収集処分することが定められており、また、処理すべき量が格別に多いことなどから、参考情報として火山灰の処理についても記述します。

##### (1) 地震災害

朝霞市地域防災計画で想定している地震災害と同じ内容を想定します。

表 1-2：想定する地震災害の概要

想定災害	朝霞市直下の北米プレートとフィリピン海プレートの境界部で発生するマグニチュード 7.3 の地震
震度	震度 6 強～震度 6 弱 地盤の軟弱な地区ほど震度は大きくなる傾向
避難等の状況	避難者数 2,117 人（建物被害による全避難者） 避難所数 33 か所（うち 3 か所は福祉避難所）

表 1-3：想定する災害廃棄物の量

	被害棟数 (注記 1)	災害廃棄物の量（単位：トン）（注記 2）					合計
		可燃物	不燃物	コンクリートから	金属	柱角材	
全壊	251 棟	3,233	11,315	23,438	1,212	1,212	40,411
半壊	2,022 棟	5,176	18,117	37,528	1,941	1,941	64,704
焼失(木造)	35 棟	4	2,434	1,161	150	0	3,745
焼失(非木造)	14 棟	2	378	1,436	76	0	1,890
	2,322 棟	8,415	32,244	63,564	3,379	3,153	110,750

注記 1：被害棟数は、朝霞市地域防災計画から引用

注記 2：災害廃棄物の量は、「災害廃棄物発生量推計シート」（埼玉県資源循環推進課作成）により算出

注記 3：焼失棟数は、朝霞市地域防災計画の焼失棟数 49 棟に対して、市内の住宅構造の割合（木造 71.4%、非木造 28.6%）を乗じて算出

注記 4：端数処理や重量構成割合の設定により、合計が一致しない欄があります。

## (2) 風水害

埼玉県災害廃棄物処理指針で想定している、荒川氾らんによる洪水災害を想定します。

表 1-4：想定する風水害の概要

想定災害	荒川流域 3 日間総雨量 632mm (注記 1) 入間川流域 3 日間総雨量 740mm
浸水被害の状況	床上浸水 4,553 世帯、 床下浸水 702 世帯 (注記 2) 荒川、新河岸川、黒目川沿いの低地は、ほぼ浸水するおそれ 大字上内間木、大字下内間木、大字根岸、大字台では 5m 以上の浸水深となるおそれ

注記 1：朝霞市地域防災計画では、荒川流域 3 日間総雨量が 548mm の災害を想定していますが、この計画では、より被害が大きい想定である埼玉県災害廃棄物処理指針の数値を採用しました。  
注記 2：床上浸水、床下浸水の世帯数は、埼玉県災害廃棄物処理指針の災害廃棄物発生量推計と、災害廃棄物対策指針（環境省）の発生原単位（床上浸水：4.60 トン/世帯、床下浸水：0.62 トン/世帯）から推計

表 1-5：想定する災害廃棄物の量

廃棄物種類	廃棄物の量 (トン)	廃棄物種類	廃棄物の量 (トン)
可燃物	8,252	危険物・有害物	107
不燃物	1,945	思い出の品・貴重品	21
コンクリートがら	919	廃家電類	406
金属	556	土砂	5,580
柱角材	3,592	合計	21,378
※合計のうち、床上浸水分 20,944 トン、床下浸水分 435 トン			

注記 1：端数処理により、合計が一致しない欄があります。

## (3) 火山災害

富士山が噴火した際の影響について推計している「大規模噴火時の広域降灰対策について」（中央防災会議）の資料をもとに、火山災害による降灰被害が発生した場合を想定します。

表 1-6：想定する火山災害の概要

想定災害	富士山の宝永噴火（1707 年）と同程度で、 西南西風が卓越する場合（平成 22 年 10 月 14 日～28 日の風）
降灰被害の状況	市内平均で 6cm の降灰（注記 1）
想定する火山灰の量 (注記 2)	火山灰 440,220m <sup>3</sup> （比重が平均で 1.0g/cm <sup>3</sup> として、440,220 トン）

注記 1：本市は、降灰予想が 10cm と 2cm の境界付近に位置しているため、6cm と想定  
注記 2：市内で宅地として利用されている面積（7.337km<sup>2</sup>）に降灰した量をすべて処分すると仮定した場合  
注記 3：本市の市域面積は 18.34km<sup>2</sup> であり、このうち宅地として利用されている面積は約 40% に相当

### 3. 2 対象とする災害廃棄物の種類

災害発生時には、①災害によって発生する廃棄物と、②被災後の生活に伴って発生する廃棄物の両方を処理する必要があります。本計画では、表 1-7 に示す廃棄物を計画の対象とします。

表 1-7：計画の対象とする廃棄物

①災害によって発生する廃棄物	
災害廃棄物（注記2）	市民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物があります。災害廃棄物は、以下の a~l で構成されます。
a	可燃物 繊維類、紙、小さな木くず等が混在した可燃系廃棄物
b	木くず 柱、梁、壁材等の廃木材
c	畳・布団 被災家屋から排出される、災害により使用できなくなった畳や布団
d	不燃物 細かなコンクリートくず、プラスチック、ガラス、土砂など、分別が困難な不燃系の廃棄物
e	コンクリートがら コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず
f	金属 鉄骨や鉄筋、アルミ材など
g	廃家電（4品目） 被災家屋から排出される、災害により使用できなくなった家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機） ※リサイクル可能なものは、通常のリサイクルを行います。
h	小型家電 被災家屋から排出される、災害により使用できなくなった小型家電（家電4品目以外）
i	腐敗性廃棄物 被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品など
j	有害廃棄物 石綿やPCBを含む廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、有害物質、農薬、消火器、スプレー缶、電池（充電可否問わず）など
k	廃自動車等 自然災害により使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車 ※リサイクル可能なものは、通常のリサイクルを行います。 ※処理するためには、所有者の意思確認が必要となります。 ※仮置場等での保管方法や期間について、警察との協議が必要です。
l	処理困難物 ピアノ、マットレス、石こうボードなど、市では処理できないもの
火山灰	火山の噴火に伴って放出される灰で、細かい砂状のもの
②被災後の生活に伴って発生する廃棄物	
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ（生活系一般廃棄物）
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多くみられます。（事業系廃棄物・避難所管理者が処理）
し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

注記1：上記は分別した後の分類であり、実際の災害にはこれらが混合した状態で発生する例が多くみられます。

注記2：災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となりますが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外となっています。

注記3：この表は、「災害廃棄物対策指針」（環境省）を参考に作成しています。

### 3. 3 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物は、膨大な量が一度に発生し、多様な種類が混合した状態で発生するため、処理は容易ではありません。一方で、災害廃棄物の処理は、地域の復旧・復興の第一歩であり、また公衆衛生上の観点からも、迅速な対応が求められます。災害廃棄物の処理にあたっては、以下の方針に基づいて行うものとしします。

#### ① 安全第一

災害廃棄物の処理は、大量の作業員、資機材などを必要とします。限りある作業資源を最大限に活用できるようにするためにも、処理作業に伴う災害を絶対に出さない強い決意をもって、安全第一で作業を行います。また、仮置場等における火災、廃棄物の崩落・飛散等が起きないように適切な対策と監視を行います。

#### ② 迅速で衛生的な処理

災害廃棄物の処理は、地域の復旧・復興の第一歩であり、公衆衛生上の観点からも、できる限り速やかに行います。また、処理にあたっては、周辺的生活環境に配慮しながら行い、衛生面や火災予防面などから、処理の優先順位を判断します。また、災害発生から最長で3年以内に処理を完了することを目標とします。

#### ③ 再生利用の促進

近年発生した大規模災害の事例を踏まえ、災害廃棄物であっても極力分別を行い、平時と同様に再生利用を促進します。これにより、埋立による最終処分量を可能な限り減らすことを目標とします。

#### ④ 地域全体での協働と連携

災害廃棄物の運搬・分別、仮置場の確保・管理・運営などについて、市民・自治会・町内会等と役割を分担しながら、協働により処理を進めていきます。また、民間事業者等と積極的に連携し、解体・運搬・処理・資源化等を進めていきます。さらに、必要に応じて国や県に支援を要請します。

### 3. 4 災害廃棄物の処理主体

災害廃棄物は一般廃棄物に該当します。従って、市内で発生した災害廃棄物は、本市が主体となって処理することを基本とします。災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本市のみで処理することが困難な場合は、民間事業者や他の地方公共団体へ協力を要請するものとしします。また、その協力要請の規模や期間等によっては、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、規約を定めて事務委託を行うことも検討するものとしします。

本市が支援団体となる場合には、処理主体である市町村の要請に基づき、職員の派遣や事務処理等の支援を行うものとしします。

災害廃棄物処理の推進体制を表1-8に示します。

表 1-8：災害廃棄物処理の推進体制

主体	役 割
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた都道府県による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、必要な財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理、再生資材利用促進等に向け、被災都道府県外の地方自治体や民間事業者の廃棄物処理施設に係る情報提供等の支援を実施する。</li> <li>○政府の緊急災害対策本部等とも連携し、被災地方自治体からの支援のニーズと被災しなかった又は被災の程度が軽かった地方自治体が実施可能な事項のマッチングを行う。 (国による代行処理)</li> <li>○地方自治体にて処理困難な場合には、災対法に基づく市町村からの要請を受けて、代行の要否を確認(東日本大震災の教訓を十分に踏まえ、被災地域の主体的な処理を支援するとの観点、及び国の直接的な関与により被災地域全体の処理期間が短縮される等、より合理的な処理を実現できるかとの観点)した上で、国により代行処理を行う。</li> <li>○国による代行処理の実施に当たっては、仮設処理施設の有効活用の観点から、国設置の仮設処理施設においては代行処理の対象とする地方自治体以外から排出された災害廃棄物についても受入れ可能とすること、等を要件として求めることの検討が必要である。</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平時に策定した災害廃棄物処理計画等を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、市町村等との総合調整を行い、具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。また、処理の進捗等を踏まえ、必要に応じて実行計画の見直しを行う。</li> <li>○実行計画の作成に当たっては、必要に応じて有識者等の技術的支援を要請する。</li> <li>○都道府県は被災市町村からの支援要請を取りまとめ、相互(県下の被災市町村)調整をした上で、地方環境事務所と連携して、自区地域ブロックや他地域ブロックに要請する。 (地方自治法に基づき、被災した市町村から事務委託を受けた場合)</li> <li>○地方自治法に基づき市町村に代わり都道府県が処理を実施する。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○域内で発生する(災害廃棄物以外の)ごみやし尿などの一般廃棄物について処理を行う。</li> <li>○平時に策定した災害廃棄物処理計画等を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。</li> <li>○被害状況や災害廃棄物発生状況等を継続的に把握しつつ、都道府県と緊密に連携し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に積極的に取り組む。</li> <li>○仮置場や仮設処理施設用地の選定、既存処理施設における災害廃棄物の受入れ(広域的な処理を含む。)に係る住民との調整において、中心的な役割を担う。 (他の地方自治体への「支援」)</li> <li>○被災しなかった又は被災の程度が軽度であった場合、被災地方自治体からの要請に応じた広域的な処理の受入れを行うために住民等との調整等について主体的に取り組む。 (他の地方自治体等からの「受援」)</li> <li>○大規模災害時に、他の地方自治体から災害廃棄物処理に係る支援を受ける場合には、それらの地方自治体や応援要員等との連絡調整や情報共有等に係る受援体制を確立する。</li> </ul>
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発生する災害廃棄物の多くは、一般廃棄物処理事業者に加え、産業廃棄物処理事業者も地方自治体からの委託を受けて災害廃棄物処理に協力する。</li> <li>○建設事業者、解体業者等は、地方自治体からの委託を受けて災害廃棄物処理への協力を行う。</li> <li>○セメント製造事業者は、不燃物等のセメント製造への再生利用が有効であったことを踏まえ、地方自治体からの委託を受けて災害廃棄物処理への協力を行う。</li> <li>○災害廃棄物処理の知見を有するコンサルタント事業者は、地方自治体による災害廃棄物処理実行計画の策定支援や災害廃棄物処理の進捗管理の支援を行う。</li> <li>○交通インフラ事業者等は、被災時に大量の災害廃棄物を排出する可能性があることを踏まえ、地方自治体と連携しつつ、災害廃棄物の処理を実施する。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時においてもごみの分別に努め、排出ルールを守り、廃棄物の円滑な処理に協力する。</li> <li>○本計画及び災害廃棄物処理実施計画に基づき市が発信する情報に従い、災害廃棄物等の円滑な処理に協力する。</li> <li>○ごみの野焼き、便乗ごみの排出及び指定場所以外への排出は行わない。</li> </ul>

注記 1：「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」(環境省)をもとに作成

### 3. 5 災害廃棄物処理に係る業務内容

災害が発生した際には、時間の経過とともに必要となる業務が変化していきます。それぞれの時期区分の特徴と、求められる主な業務について、表 1-9 に示します。

表 1-9：災害発生前後の時期区分と主な業務内容

時期区分		時期区分の特徴	経過時間の目安（注記 1）	主な業務内容
平時の備え		被害を少なくするための準備時期	災害発生前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画の策定</li> <li>・仮置場等の選定</li> <li>・市民への広報</li> <li>・施設の強じん化</li> </ul>
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	災害発生後 数日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員安否確認</li> <li>・連絡手段の確保</li> <li>・被害の把握</li> <li>・仮置場の開設準備</li> </ul>
	応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の仮復旧</li> <li>・廃棄物発生量推計</li> <li>・優先処理の必要な廃棄物処理開始</li> <li>・仮置場受入開始</li> </ul>
	応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3か月程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理</li> <li>・実行計画の策定</li> <li>・仮置場での受入</li> </ul>
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理</li> <li>・必要に応じて実行計画の見直し</li> </ul>

注記 1：経過時間の目安は、災害の規模や内容によって異なります。上記は東日本大震災クラスを想定しています。

注記 2：この表は、「災害廃棄物対策指針」（環境省）を参考に作成しています。

災害発生後の行動計画を表 1-10 に示します。経過時間や行動内容は、災害の規模や内容によって異なるため、状況に応じて柔軟な対応を取るものとします。

表 1-10：災害発生後の行動計画（その①）

時期区分		経過時間の目安	行動内容	
			庶務・収集運搬グループ	施設管理・処理グループ
災害応急対応	初動期	発生日	○職員、委託先社員等関係者の安否確認	○職員、委託先社員等関係者の安否確認
			○収集車等の機材、処分・処理委託先施設の被害状況把握 ○通常収集の一時停止	○クリーンセンター内施設の被害状況把握と安全確保（焼却炉の緊急停止など） ○ごみ直接搬入の一時停止

表 1-10：災害発生後の行動計画（その②）

時期区分		経過時間の目安	行動内容	
			庶務・収集運搬グループ	施設管理・処理グループ
災害応急 対応	初動期	～数日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内被害状況の把握、道路啓開状況の把握</li> <li>○関係機関、委託先等との連絡手段の確保</li> <li>○被害状況の県への報告</li> <li>○災害廃棄物、一般廃棄物の収集運搬計画（集積所、収集ルート、収集頻度など）</li> <li>○被災地区以外の通常収集の再開計画</li> <li>○収集再開に必要な資機材の確保（車両、作業員、燃料、水、電気等）</li> <li>○収集再開時期と災害廃棄物仮置場に関する広報</li> <li>○避難所等の仮設トイレの種類別設置状況を把握</li> <li>○し尿の収集運搬・処理計画と避難所等のし尿収集運搬</li> <li>○し尿の処理量を推計</li> <li>○し尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて下水道施設への投入を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○処理施設の機能点検と仮復旧工事</li> <li>○本復旧工事に必要な資機材の確保（部材、作業員、燃料、薬品等）</li> <li>○災害廃棄物仮置場の選定と開設準備（地権者との交渉）</li> <li>○一次仮置場は 48 時間以内に指定する。</li> <li>○災害廃棄物仮置場での受入基準検討と運営計画立案（搬入ルール検討、人員の応援要請を含む）</li> <li>○災害廃棄物仮置場で必要な資機材の確保</li> <li>○処理、処分計画（市での処理可否判断と支援要請、中間処理後の仮置場検討）</li> </ul>
	応急対応 （前半）	～3週間 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物の収集運搬開始（緊急輸送道路等からの廃棄物を最優先受入、その後は危険性・公益性の観点から優先順位を判断）</li> <li>○一般廃棄物の収集運搬再開</li> <li>○避難所等のし尿の収集運搬と、し尿通常収集再開状況の把握</li> <li>○災害廃棄物発生量（種類別）の推計、収集運搬能力（種類別）の推計</li> <li>○廃棄物発生量と処理能力を比較し、不足分の対応策を検討</li> <li>○広域的な処理に伴う協定・契約の締結</li> <li>○収集、災害廃棄物仮置場等に関する情報提供、広報</li> <li>○ボランティアの受入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設仮復旧工事の実施</li> <li>○施設本復旧工事に必要な資機材の確保（工事に伴う運転停止の要否判断）</li> <li>○広域的な処理体制の確立（他自治体への応援要請、民間事業者への協力要請）</li> <li>○災害廃棄物仮置場での受入開始、運営、必要な資機材の確保</li> <li>○仮置場の環境管理（火災、悪臭、害虫等の防止）</li> <li>○廃棄物処理能力（種類別）の推計</li> <li>○必要に応じて仮設処理施設の設置計画を立案</li> <li>○クリーンセンターへのごみ直接搬入の再開</li> </ul>



表 1-10：災害発生後の行動計画（その③）

時期区分		経過時間の目安	行動内容	
			庶務・収集運搬グループ	施設管理・処理グループ
災害応急対応	応急対応（後半）	～3か月程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物の収集運搬</li> <li>○一般廃棄物の収集運搬</li> <li>○災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>○他自治体、ボランティア等による支援の受入</li> <li>○収集、災害廃棄物仮置場等に関する情報提供、広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物、一般廃棄物の処理</li> <li>○災害廃棄物仮置場での受入、運営</li> <li>○施設本復旧工事の実施</li> <li>○広域処理により能力補完</li> <li>○必要に応じて仮設処理施設の設置</li> </ul>
復旧・復興		～3年程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物の収集運搬</li> <li>○一般廃棄物の収集運搬</li> <li>○必要に応じて災害廃棄物処理実行計画の見直し</li> <li>○国庫補助金の申請（災害廃棄物処理事業費）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物、一般廃棄物の処理</li> <li>○状況に応じ、災害廃棄物仮置場の閉鎖、原状復旧、地権者への返却</li> <li>○必要に応じて仮設処理施設での廃棄物処理</li> <li>○国庫補助金の申請（廃棄物処理施設災害復旧費）</li> </ul>

## 第2章 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

### 1 組織体制・指揮命令系統

市内で災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、地域防災計画の基準に従って災害対策本部が設置されます。災害対策本部の組織図を図2-1に、環境班の事務分掌を表2-2に示します。

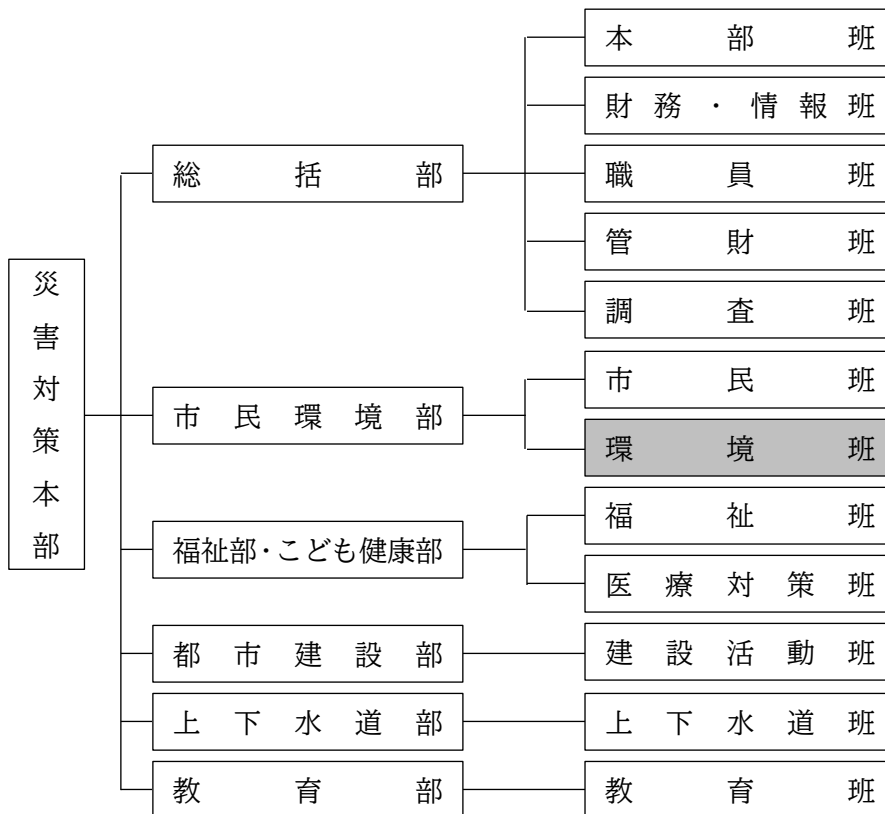


図2-1：災害対策本部組織図

表2-2：環境班の事務分掌

所掌班	担当課	事務分掌
環境班	環境推進課 資源リサイクル課	1 災害廃棄物の収集、処理に関すること。 2 防疫に関すること。 3 し尿の収集、仮設トイレの設置に関すること。 4 死亡獣畜の処理、ペット等動物対策に関すること。 5 環境汚染等の監視、井戸水の検査に関すること。
各班共通		1 所管施設及び関係施設の被害調査並びに所管施設の応急措置に関すること。

注記1：図2-1、表2-2は、「朝霞市地域防災計画」（朝霞市防災会議）を参考に作成しています。

災害発生時の非常参集等の配備態勢と業務は、地域防災計画に従うものとします。災害発生時には、災害廃棄物処理を担う組織として、図2-3の組織を早期に確立します。また、担当内の事務分掌を表2-4に示します。事務分掌は、平時の事務分掌と一部異なる部分がありますが、グループ間での負荷平準化を図るため設定したものです。実際には、災害の状況に応じて柔軟な考え方で、統括責任者が事務分掌を指示するものとします。

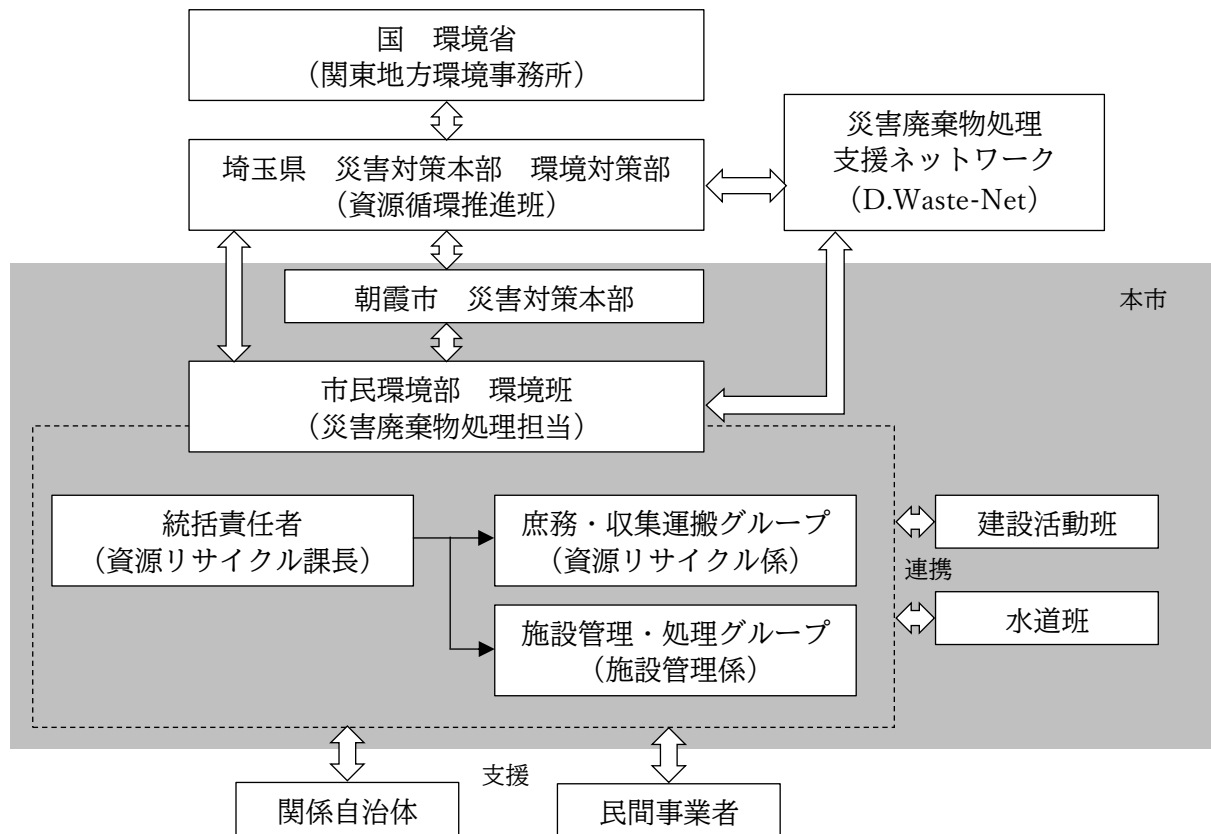


図 2-3：災害廃棄物処理担当の組織体制

表 2-4：災害廃棄物処理担当の事務分掌

役職名	事務分掌	担当者
統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の安全確保及び安否確認</li> <li>○災害廃棄物処理担当の設置・運営、全体の状況把握</li> <li>○災害廃棄物対策の総括</li> </ul>	資源リサイクル課長
副統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○統括責任者の補佐</li> <li>○グループ間の調整、他の班との連絡調整</li> <li>○国庫補助金の申請の統括</li> </ul>	資源リサイクル課 課長補佐
庶務・収集運搬 グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内、埼玉県、国との連絡調整</li> <li>○災害廃棄物、一般廃棄物の収集運搬</li> <li>○し尿の収集運搬、処理委託</li> <li>○情報収集、他機関への情報提供、市民への広報</li> <li>○広域処理に関する総合調整、協定・契約等の締結</li> <li>○災害廃棄物発生量の推計、実績値統計調査</li> <li>○災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>○ボランティア受入、他自治体等からの支援受入</li> </ul>	資源リサイクル係
施設管理・処理 グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設、仮設処理施設の復旧・運転</li> <li>○災害廃棄物仮置場の設置・運営</li> <li>○災害廃棄物の中間処理・最終処分</li> <li>○広域処理の実施内容検討</li> <li>○災害廃棄物処理実行計画の策定支援</li> </ul>	施設管理係

## 2 情報収集・連絡体制

### 2.1 情報収集・連絡体制

災害発生時は、逐次変化する被害状況や災害対策本部の方針などの情報収集だけでなく、国・県と情報を共有するとともに、災害廃棄物処理担当から本市の状況を発信していき、積極的に情報を交換していくことが求められます。これらの情報収集・発信に関することは、庶務・収集運搬グループが集約して行うものとします。災害発生時の情報収集・連絡体制を図2-5に示します。

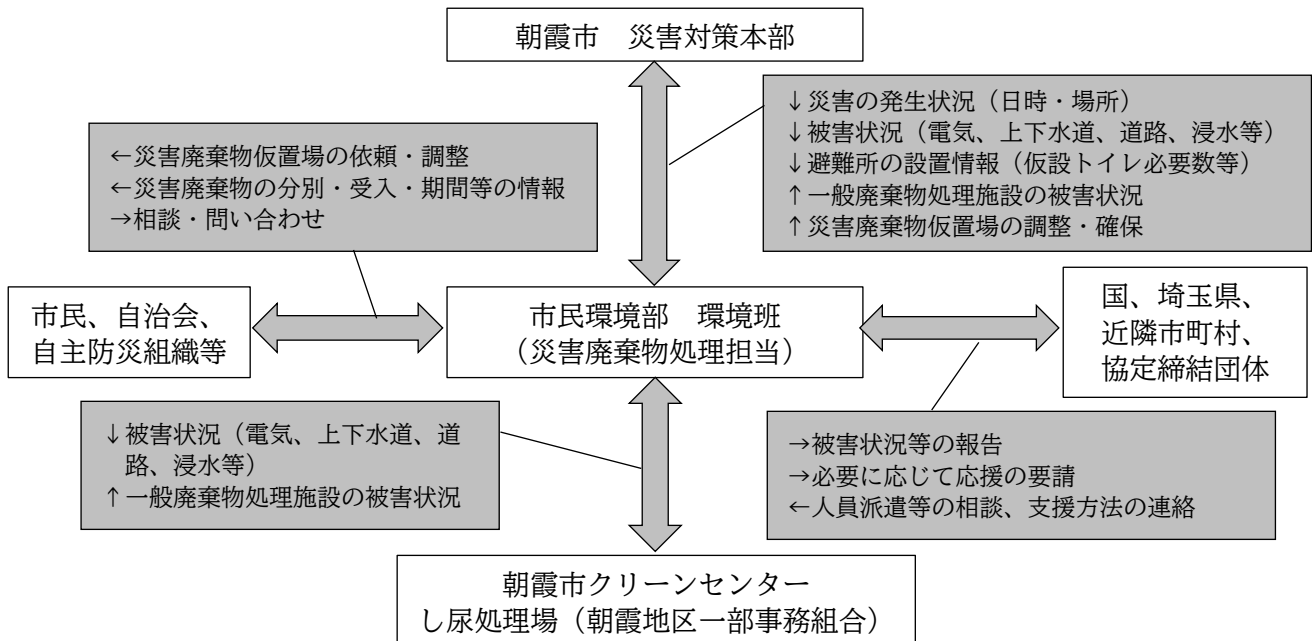


図2-5：情報収集・連絡体制

### 2.2 関係機関と共有する情報

災害が発生した場合、災害廃棄物処理担当は、災害廃棄物処理の基礎資料とするため、表2-6から表2-8に示す項目を参考に情報収集し、朝霞市災害対策本部、埼玉県、近隣市町村及び災害廃棄物処理担当内で情報を共有するものとします。また、これらの情報は時々刻々変化していくため、情報入手日時、情報入手先、裏付け資料等の記録を残すようにします。把握すべき情報の例を表2-6に示します。

国や県との情報共有については、広域的な処理の検討や、適用される制度、補助金などの情報を収集するとともに、表2-7に示す情報を定期的に報告するものとします。

近隣の市町村や一部事務組合との情報共有については、表2-8に示す項目を参考に、資機材や仮置場などの処理資源の情報を共有するものとします。

表 2-6：災害対策本部等からの情報収集項目例

項目	確認先	目的
上下水道の状況 (被害状況、復旧見通し)	災害対策本部	○し尿発生量の推計 ○仮設トイレ設置場所、数量の検討
建物の被害状況 (全壊、半壊等棟数、焼失棟数)		○災害廃棄物の発生量推計
避難所(開設場所と避難人数)		○避難所から発生するごみ量、し尿量の推計 ○仮設トイレ設置場所、数量の検討 ○収集運搬計画の策定
道路状況(啓開、規制等)		○収集運搬計画の策定
浸水状況(浸水深、被害戸数)		○災害廃棄物の発生量推計
廃棄物処理施設の被害状況 (クリーンセンター以外の民間施設も含む)	運転管理委託業者 民間処理事業者	○処理可能能力の推計
収集運搬車両の被害状況 (委託業者、許可業者)	委託業者、許可業者、協定先	○収集運搬計画の策定
国、県等の方針	国、埼玉県	○災害廃棄物処理実行計画の策定

表 2-7：国・県への報告項目例

区分	項目	目的
○災害廃棄物 ○有害廃棄物	○災害廃棄物の分類別処理量、進捗率 ○有害廃棄物の発生状況	全体像の把握と生活環境保全
○廃棄物処理施設の被害状況	○被害状況 ○復旧見通し ○必要な支援	処理体制の構築
○災害廃棄物仮置場	○仮置場の位置と規模(受入容量・残容量) ○必要資材の調達状況	

表 2-8：近隣市町村・一部事務組合との情報共有項目例

項目	内容
オープン スペース	仮置場候補地、広域避難所、物資拠点、仮設住宅を含めた空き地 オープンスペースに関する情報(所在地、面積、地権者、用途制限、学校や病院等の周辺施設)
処理施設	焼却処理施設、し尿処理施設、最終処分場等 処理・処分施設に関する情報(所在地、処理能力、受入品目、被害状況等)
資機材	収集運搬車両、重機、仮設トイレ 種類別の保有状況、使用状況など(運転要員の情報も含めて把握しておく)
その他	避難所状況(所在地、避難人数)、緊急輸送路

### 2. 3 災害廃棄物処理担当において行う情報収集

災害が発生した場合、災害廃棄物処理担当において表 2-9 に示す情報を収集するものとします。情報の内容は時々刻々変化するため、定期的な情報収集を行い、柔軟に対応していくことが求められます。収集した情報をもとに、国・県等へ報告するとともに、災害廃棄物処理実行計画の内容に反映させます。

表 2-9：災害廃棄物関連で収集すべき情報の例  
(◎：収集すべき情報、○：状況により収集する情報)

項目	内容	災害応急 対応時	復旧・ 復興時
職員・施設被害	職員参集状況	◎	
	廃棄物処理施設の被害状況	◎	
	廃棄物処理施設の復旧計画・復旧状況	○	◎
災害用トイレ	上下水道施設の被害状況	○	
	上下水道施設の復旧計画・復旧状況	○	◎
	仮設トイレの設置／撤去計画、配置現況	◎	◎
し尿処理	収集対象し尿の発生量推計	◎	
	し尿収集・処理に関する支援要請（応援可能か）	◎	
	し尿処理計画（災害廃棄物処理実行計画）	○	○
	し尿収集・処理の進捗状況	○	○
	し尿処理の復旧計画・復旧状況		◎
生活ごみ処理	生活ごみ、避難所ごみの発生量推計	◎	○
	ごみ収集・処理に関する支援要請（応援可能か）	◎	○
	ごみ処理計画	○	○
	ごみ収集・処理の進捗状況	○	◎
	ごみ処理の復旧計画・復旧状況		◎
災害廃棄物処理	家屋の倒壊、焼失状況	◎	
	災害廃棄物の発生量推計、処理量推計	◎	○
	災害廃棄物処理に関する支援要請（応援可能か）	◎	○
	災害廃棄物処理実施計画	◎	○
	災害廃棄物仮置場の開設状況	◎	
	災害廃棄物仮置場の受入計画	○	
	仮設処理施設の設置、処理計画		◎
	再資源化処理計画	○	○
	再資源化処理の進捗状況		◎

### 2. 4 一般廃棄物処理施設に関連して必要となる情報

災害発生時には、あらかじめ定めたチェックシートに従って施設の点検を行います。また、建物、敷地内を巡回点検し、被害状況・修繕の必要な箇所の迅速な把握を行います。施設の運転に必要な消耗品類（薬剤、油脂類）については、残容量を把握し、現時点での運転可能時間を算出しておき、必要に応じて手配を行うものとします。

### 3 協力・支援体制

本市で発生した災害廃棄物は、本市が主体となって処理することが基本です。しかし、被害状況や災害廃棄物の発生量によっては、本市だけでは対応できないことも考えられます。このような場合には、速やかに協力・支援体制を整えるものとします。

庶務・収集運搬グループは、災害廃棄物の発生量を推計し、施設管理・処理グループは廃棄物の処理能力を推計します。これらの結果に災害廃棄物仮置場の容量を加味して、庶務・収集運搬グループは必要となる支援内容を把握し、応援協定等に基づき他の自治体・一部事務組合等へ支援を要請するものとします。また、他の自治体・一部事務組合・民間等からの支援の申し出については、庶務・収集運搬グループが窓口となって対応し、必要な支援内容とのマッチングを行います。支援要請内容については、速やかに県へ報告するものとします。

#### 3.1 自衛隊、警察、消防等との連携

災害発生直後は、自衛隊、警察、消防等により人命救助、道路啓開作業が行われます。これらの作業は迅速さを最優先とするため、災害廃棄物の分別や環境配慮が十分でない可能性があることを踏まえ、表 2-10 に示す対応を可能な限り実施するよう要請するものとします。

表 2-10：自衛隊、警察、消防等への要請内容例

項目	要請内容例
災害廃棄物の分別	性質別の最低限の分別（不燃物、土砂、有害物・危険物）
啓開廃棄物の移動先	啓開作業で発生した廃棄物の移動先の連絡
有害物・危険物の連絡	作業中に発見された有害物・危険物の内容・所在と大まかな発生量の連絡
二次災害等対策	火災等の二次災害の防止対策、不法投棄対策
貴重品等の取扱い	貴重品・思い出の品の取扱いへの配慮

#### 3.2 広域的な支援

災害廃棄物の処理にあたっては、本市が主体となり自区内で処理を行うことが基本となりますが、被害状況や災害廃棄物の発生量によっては、県及び周辺自治体等との連携により広域的な処理を行う必要があります。

大規模な災害が発生した場合には、埼玉県清掃行政研究協議会など、表 2-11 に示す協定等に基づいて県及び周辺自治体等に支援を要請し、広域的な支援体制を構築するものとします。災害発生時に協定等に基づいて応援を要請する場合は、図 2-12 に示す手順で行うことを基本とします。広域的な支援体制のイメージを図 2-13 に示します。

表 2-11：災害廃棄物処理に関する支援協定等

名 称	締結者	締結年月日	協定概要
災害廃棄物の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会、同協議会会員	H20.7.15	災害廃棄物処理に関する相互支援 ①機材等の提供及び斡旋 ②一時的に保管する仮置場の提供 ③必要な職員の派遣 ④処理の実施 ⑤その他必要な事項
災害廃棄物等の処理の協力に関する協定	埼玉県清掃行政研究協議会、埼玉県一般廃棄物連合会	H22.8.6	市町や一部事務組合の処理施設が被害を受けた場合に、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処分等の協力を要請
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	埼玉県、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会（旧：埼玉県産業廃棄物協会）	H16.11.1	市町や一部事務組合の処理施設が被害を受けた場合に、災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分等の協力を要請

○受援体制

- ・災害発生後、自区内の資機材や施設では処理が困難と判断される場合には、表 2-11 に示す協定等に基づき、県や協定等締結者に対して支援を要請します。
- ・委託処理や職員派遣等の円滑な応援・受援対策のため、必要な体制の整備を図るものとします。

○支援体制

- ・県から、協定等に基づく支援要請を受けた場合には、保有する資機材や人員などの状況に応じて、交替要員も含め必要な支援体制を整備するものとします。
- ・県から処理の支援要請を受けた場合は、処理施設の稼働状況などから総合的に判断し、受入可否、受入可能量の検討を速やかに行うものとします。
- ・支援（委託処理）を行う場合は、市町村間で受入手続きを行うとともに、必要に応じて受入施設周辺の住民等に対して説明を行い、合意形成を図るものとします。

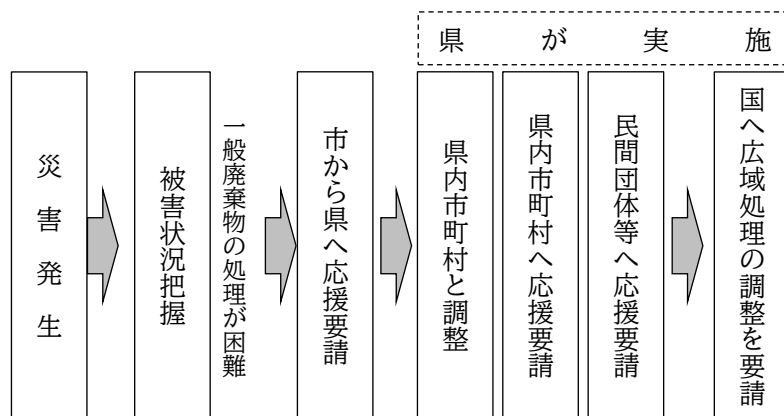


図 2-12：協定に基づく応援要請の基本的な流れ（例）



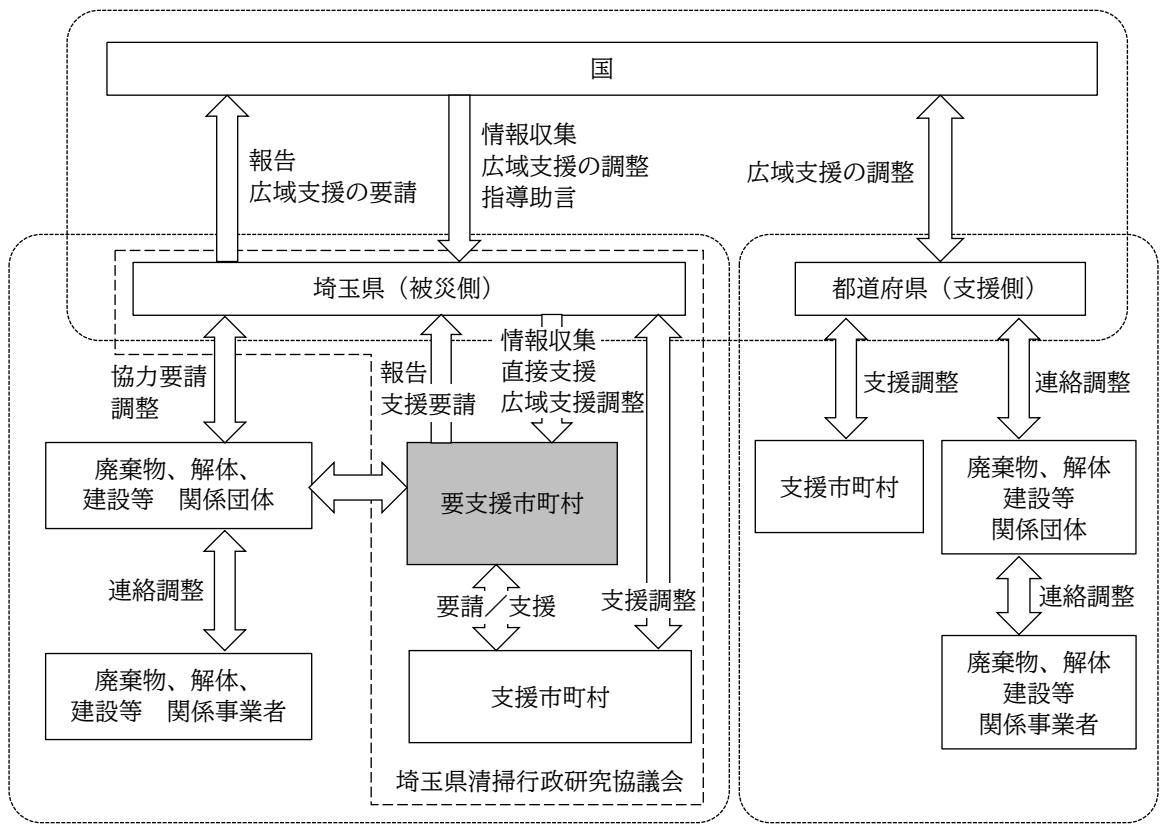


図 2-13：広域的な支援体制（県内及び県外との協力・支援体制）

#### 4 教育・訓練

災害発生時には、それぞれの職員が最大限の能力を発揮することが求められます。このため、平時からの備えとして、以下に示すような教育・訓練を継続して行います。

- ・ 災害廃棄物処理に関する情報収集
- ・ 災害廃棄物処理に関する研修、訓練等への参加
- ・ 担当職員に対する計画内容の教育、防災機器操作訓練の実施

#### 5 計画の見直し

計画の実効性を高めるため、本計画の内容を定期的に見直して、より実態に合ったものとするように努めます。計画内容見直しのタイミング例を以下に示します。

- ・ 地域防災計画の改定
- ・ 関係法令の改定
- ・ 国や県等による計画の改定
- ・ 被害想定の見直し
- ・ その他見直しが必要と判断した場合

## 第3章 災害廃棄物対策

### 1 一般廃棄物処理施設等

#### 1. 1 一般廃棄物処理施設の現況

本市の廃棄物処理施設はすべてクリーンセンター内にあります。各施設の概要を表3-1に示します。

表3-1：市の廃棄物処理施設の概要

施設名称	朝霞市クリーンセンター	
所在地	朝霞市大字浜崎 390-45	
ごみ焼却処理施設		
処理能力	120t/日 (60t/24時間×2炉)	
処理方式	ストーカ式	
竣工年月	平成6(1994)年12月	
延命化工事	平成22(2010)年度～平成26(2014)年度実施	
運転管理	民間委託	
処理内容	可燃ごみ、選別後の可燃物を焼却処理しています。	
粗大ごみ処理施設		
処理能力	30t/日 (5時間)	
処理方式	破碎・選別処理	
竣工年月	昭和59(1984)年8月	
運転管理	民間委託	
処理内容	不燃ごみ、粗大ごみを破碎し、可燃物、不燃物、資源(鉄)に選別処理しています。	
プラスチック類処理施設		
処理能力	計13.2t/日 (5時間)	ペットボトルライン：2.9t/日 (5時間) プラ資源ごみライン：10.3t/日 (5時間)
処理方式	手選別処理、圧縮処理	
竣工年月	平成21(2009)年3月	
運転管理	民間委託	
処理内容	ペットボトル、プラスチック類を選別処理し、圧縮成型しています。	
あき缶資源化施設		
処理能力	5t/日 (5時間)	
処理方式	磁力選別処理・アルミ選別処理、圧縮処理	
竣工年月	平成9(1997)年3月	
運転管理	民間委託	
処理内容	あき缶を鉄とアルミに選別処理し、圧縮成型しています。	

各施設の建物は、70t炉(平成6年に運転休止)の建物を含めてすべて新耐震基準となっており、必要な耐震性能を備えています。また、市内に最終処分場がないため、中間処理後は他自治体へ搬出しています。

し尿処理は、朝霞地区一部事務組合し尿処理場で行っています。施設の概要を表 3-2 に示します。

表 3-2：し尿処理施設の概要

施設名称	朝霞地区一部事務組合し尿処理場
所在地	朝霞市大字根岸 770 番地
し尿処理施設	
処理能力	38kL/日（し尿 6kL/日、浄化槽汚泥 32kL/日）
処理方式	前処理・希釈下水道放流方式
竣工年月	平成 30（2018）年 7 月
処理区域	朝霞市、志木市、和光市、新座市

それぞれの施設の位置を図 3-3 に示します。両施設とも、荒川氾らん時に浸水が想定されるエリア内に位置しています。

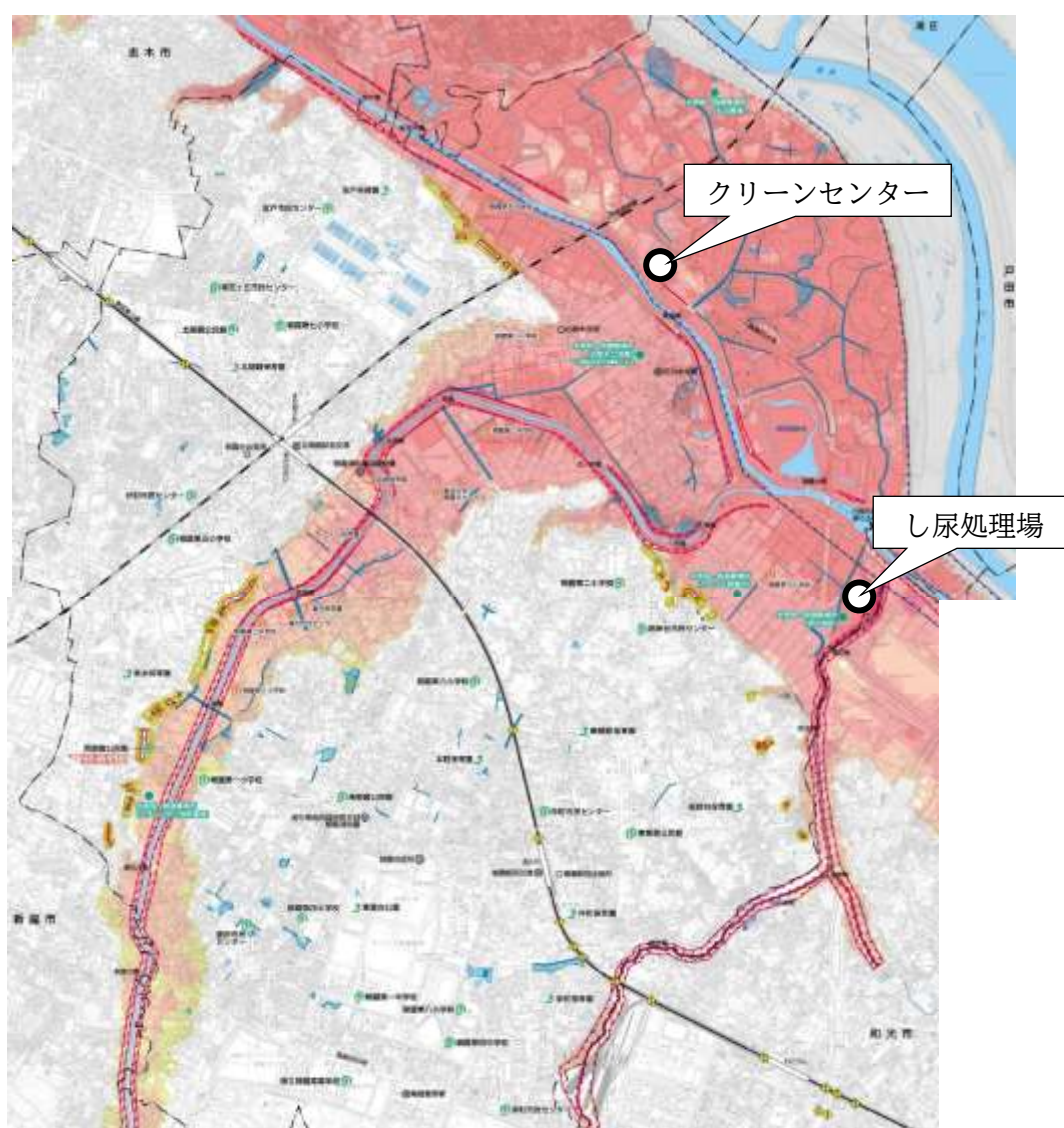


図 3-3：廃棄物処理施設の位置図

注記 1：地図は朝霞市水害ハザードマップ（令和 3 年 2 月）から引用しています。  
 注記 2：地図で着色された部分は、荒川氾らん時に浸水が想定されるエリアです。

## 1. 2 一般廃棄物処理施設等への災害対策

クリーンセンターなどの一般廃棄物処理施設等は、災害発生時には災害廃棄物の処理の中核を担う施設となることから、災害に強い施設になるよう防災対策を計画的に実施していく必要があります。

### ○平時の備え

クリーンセンターでは、停電の際に安全に焼却炉を停止できるよう、非常発電設備を設置しています。また、機器や設備などの耐震化を進め、被害を受けた場合でも施設停止期間をできるだけ短縮できるようにすることが求められます。このほか、水害ハザードマップからも明らかなように、浸水対策を講じておく必要があります。一方で、和光市とのごみ処理広域化に伴って新施設に移行する予定の施設については、必要最低限の対策を行ったうえで、抜本的な対策は新施設において実施するものとします。

### ○災害応急対応

災害発生時には、あらかじめ定めたチェックシートに従って施設の点検を行い、破損箇所を把握したうえで、速やかに応急処置、復旧工事を行うものとします。また、点検の結果、早期の再稼働が困難であると判明した場合は、支援要請など必要な措置を行います。

運転に必要な燃料、油脂、薬剤その他資機材は、残量を確認して運転可能時間を算出するとともに、速やかに必要量の手配を行います。

復旧工事において国庫補助を活用することが想定される場合は、被害状況の記録を保存する必要がありますことから、県などの関係機関と調整を行う必要があります。

### ○復旧・復興

施設を復旧したのち、生活ごみから優先的に処理を進め、余力で災害廃棄物の処理を行う考え方を基本とします。クリーンセンター各施設の処理余力の推計を表3-4に示します。

表3-4：廃棄物処理施設の処理余力推計

施設名	処理能力	稼働日数	年間処理能力	年間処理量	余力	災害廃棄物処理量	
	t/日	日/年	t/年	t/年	t/年	t/2.5年	
ごみ焼却処理施設（可燃物）	120t	358日	42,960t	27,196t	15,764t	39,410t	
粗大ごみ処理施設（不燃物）	30t	289日	8,670t	2,627t	6,043t	15,107t	
あき缶資源化施設	5t	259日	1,295t	405t	890t	2,225t	
プラスチック類処理施設	プラスチック	10.3t	259日	2,667t	1,613t	1,054t	2,635t
	ペットボトル	2.9t	259日	751t	623t	128t	320t

注記1：稼働日数、年間処理量は、令和4年度の実績値です。

注記2：処理能力は、設計上の最大処理能力です。実際には経年劣化で処理能力が低下している場合もあります。

注記3：災害廃棄物処理量は、2.5年間（復旧工事等で半年を要する想定）の最大処理量を示しています。

廃棄物の量が多い地震災害の場合、可燃物の発生量は8,415tであり、約6.5か月で処理できると推計される一方、不燃物は32,244tの発生を見込んでおり、既存施設で処理した場合、約5.3年を要するため、広域的な連携や仮設施設等による処理が不可欠と考えられます。

## 2 災害廃棄物処理業務の内容

### 2.1 災害廃棄物発生量・要処理量の算定

本計画で想定する災害廃棄物の発生量は、朝霞市地域防災計画や埼玉県災害廃棄物処理指針において推計した被害想定を基に、県指針に示された方法で推計しています。

災害が発生した場合には、実際の被害状況から災害廃棄物の発生量を推計するとともに、被害状況の詳細な調査結果や、処理の進捗に伴う状況把握など、最新の情報をもとに、発生量及び要処理量の見直しを常時行うものとします。

#### (1) 地震災害の場合

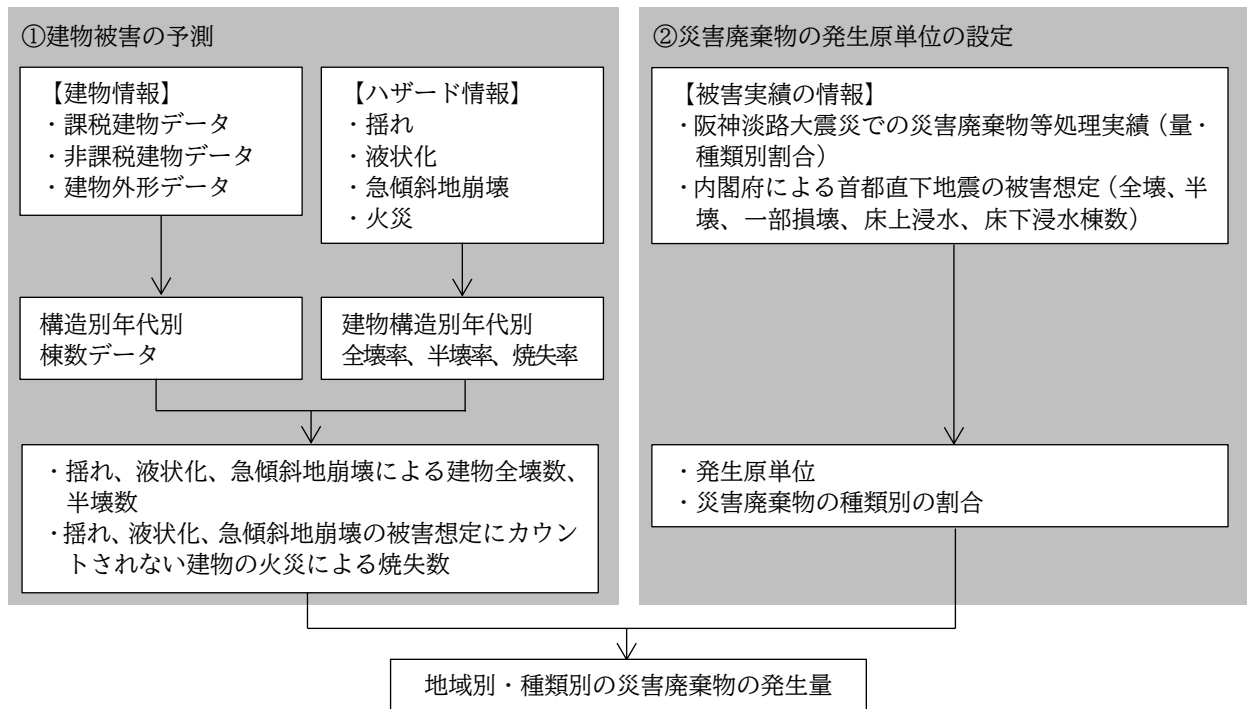


図 3-5：災害廃棄物の種類別発生量推計の流れ（地震災害）

表 3-6：災害廃棄物の発生原単位（地震災害）

被害区分	発生原単位	備考
全壊	161 トン／棟	内閣府（2013 年）による首都直下地震の被害想定
半壊	32 トン／棟	全壊の 20%
焼失（木造）	107 トン／棟	全壊から約 34%焼失した残り
焼失（非木造）	135 トン／棟	全壊から約 16%焼失した残り

注記 1：「災害廃棄物対策指針」（環境省）を参考に作成

表 3-7：災害廃棄物の種類別の割合（地震災害）

被害要因	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
液状化、揺れ	8.0%	28.0%	58.0%	3.0%	3.0%
火災（木造）	0.1%	65.0%	31.0%	4.0%	0.0%
火災（非木造）	0.1%	20.0%	76.0%	4.0%	0.0%

注記 1：「災害廃棄物対策指針」（環境省）を参考に作成

表 3-8：想定する災害廃棄物の量（地震災害）

	被害棟数 (注記1)	災害廃棄物の量（単位：トン）（注記2）					合計
		可燃物	不燃物	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属	柱角材	
全壊	251棟	3,233	11,315	23,438	1,212	1,212	40,411
半壊	2,022棟	5,176	18,117	37,528	1,941	1,941	64,704
焼失(木造)	35棟	4	2,434	1,161	150	0	3,745
焼失(非木造)	14棟	2	378	1,436	76	0	1,890
	2,322棟	8,415	32,244	63,564	3,379	3,153	110,750

注記1：被害棟数は、朝霞市地域防災計画から引用

注記2：災害廃棄物の量は、「災害廃棄物発生量推計シート」（埼玉県資源循環推進課作成）により算出

注記3：焼失棟数は、朝霞市地域防災計画の焼失棟数49棟に対して、市内の住宅構造の割合（木造71.4%、非木造28.6%）を乗じて算出

注記4：端数処理や重量構成割合の設定により、合計が一致しない欄があります。

注記5：この表は、表1-3の再掲です。

(2) 風水害の場合

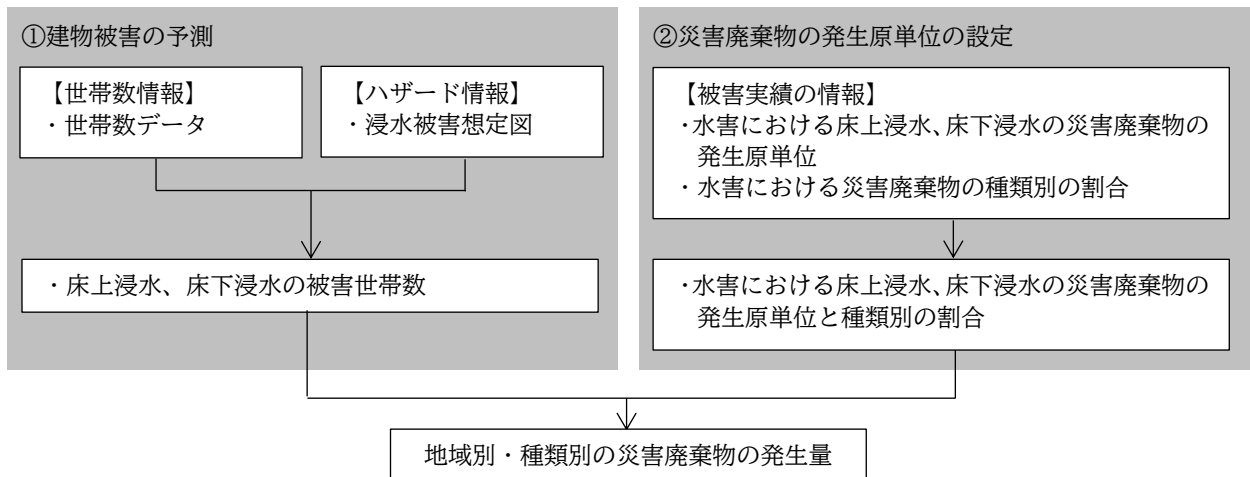


図 3-9：災害廃棄物の種類別発生量推計の流れ（風水害）

表 3-10：災害廃棄物の発生原単位（風水害）

被害区分	発生原単位	備考
床上浸水	4.60 トン／世帯	浸水深が 0.5m 以上の被害
床下浸水	0.62 トン／世帯	浸水深が 0.5m 未満の被害

注記1：「災害廃棄物対策指針」（環境省）を参考に作成

表 3-11：災害廃棄物の種類別割合（風水害）

被害要因	可燃物	不燃物	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属
水害	38.6%	9.1%	4.3%	2.6%
柱角材	危険物・有害物	思い出の品・貴重品	廃家電類	土砂
16.8%	0.5%	0.1%	1.9%	26.1%

注記1：「災害廃棄物対策指針」（環境省）を参考に作成

表 3-12：想定する災害廃棄物の量（風水害）

廃棄物種類	廃棄物の量 (トン)	廃棄物種類	廃棄物の量 (トン)
可燃物	8,252	危険物・有害物	107
不燃物	1,945	思い出の品・貴重品	21
コンクリートがら	919	廃家電類	406
金属	556	土砂	5,580
柱角材	3,592	合計	21,378
※合計のうち、床上浸水分 20,944 トン、床下浸水分 435 トン			

注記 1：端数処理により、合計が一致しない欄があります。

注記 2：「災害廃棄物処理指針」（埼玉県）の推計結果をもとに記載しています。

注記 3：この表は、表 1-5 の再掲です。

### （3）火山災害の場合

市内平均で 6cm の降灰量であれば、灰の重量により建物が倒壊するなどの被害を受ける可能性は低いと考えられます。このため、火山災害の場合は、市内で宅地として利用されている面積に降灰した量をすべて処分し、発生する廃棄物はすべて火山灰として想定します。

表 3-13：想定する廃棄物の量（火山災害）

想定する火山灰の量 (注記 1)	火山灰 440,220m <sup>3</sup> （比重が平均で 1.0g/cm <sup>3</sup> として、440,220 トン）
---------------------	--

注記 1：市内で宅地として利用されている面積（7.337km<sup>2</sup>）に降灰した量をすべて処分すると仮定した場合

注記 2：本市の市域面積は 18.34km<sup>2</sup>であり、このうち宅地として利用されている面積は約 40%に相当

注記 3：この表は、表 1-6 の一部の再掲です。

## 2. 2 処理スケジュール

災害が発生した場合は、速やかに災害廃棄物を除去・処理することが早期の復旧・復興につながることから、本市だけでなく、県・国・関係事業者・市民が相互に連携して処理にあたり、災害発生から 3 年以内に処理を完了させることを基本とします。災害廃棄物の処理スケジュールの例を表 3-14 に示します。

災害が発生した場合は、実際の災害廃棄物発生量を把握し、処理施設の被害状況などを踏まえて、処理のスケジュールを立案します。広域的な支援が必要な場合は、支援が受けられることを前提として、災害廃棄物の除去・処理の目標時期を示したうえで、関係機関と調整を行うものとします。

災害発生後数日間の初動期には、大量に発生したがれき等で道路が塞がれることから、人命救助や緊急輸送等の確保のため、緊急性の高い現場から順に撤去し、一次仮置場へ搬入することになります。このため、一次仮置場を速やかに指定して、円滑な作業を確保する必要があります。また、これと並行して、災害廃棄物の発生量を推計し、処理能力と比較し、必要な処理体制を検討します。

応急対応期（～3 か月程度）には、一次仮置場への搬入が本格化します。災害廃棄物の状態を把握し、処理方法を検討して、災害廃棄物処理実行計画を策定します。また、可能なものから二次仮置場へ搬入し、分別や破碎などの中間処理を行います。この際、できるだけ再生利用を行い、埋立処分量を減らせるようにします。

復旧・復興期（～3 年程度）には、二次仮置場や既存処理施設での処理が本格化します。処理にあたっては、極力再生利用できるように分別・選別を行います。現場からの搬出は、1 年以内を目標に完了

させ、一次仮置場についても、二次仮置場等への搬出が完了した段階で原状回復を行い、速やかに返還できるようにします。二次仮置場等に仮設処理施設を設置した場合には、撤去期間を考慮のうえで、3年以内に処理が完了できるように進捗管理を行います。

市内で発生した災害廃棄物は、できるだけ市内で処理することを基本としますが、災害の規模によっては、県や近隣市町、関連民間団体等と連携して、広域的な処理ができるよう調整します。

表 3-14：災害廃棄物の処理スケジュール例

対応内容		実施主体	初動期 (～数日間)			応急対応 (～3か月)			復旧・復興 (～3年)		
災害廃棄物処理担当の活動立ち上げ		市	●								
被害情報収集、県との連絡調整		市		●	●						
災害廃棄物発生量の推計		市			●	●	●	●	●		
処理体制の構築		市			●	●					
災害廃棄物処理実行計画の策定		市				●	●	●	●		
一次仮置場の指定（1か月以内）		市		●	●	●					
災害廃棄物除去 一次仮置場搬入	道路啓開	市		●	●						
	解体等（1年以内）	市			●	●	●	●	●		
二次仮置場の指定・整備（広域処理）		県					○	○	○	○	
災害廃棄物の 処理	二次仮置場へ搬入	市						●	●	●	
	二次仮置場で中間処理	市						●	●	●	
	焼却灰等埋立処分	市						●	●	●	
一次・二次仮置場の原状復旧		市							●	●	●
避難所 仮設トイレ設置・ごみ収集		市		●	●	●					
避難所（仮設住宅）ごみ・し尿処理		市			●	●	●	●	●		
通常的生活ごみの収集・処理		市	●	●	●	●	●	●	●	●	●

注記1：「災害廃棄物処理指針」（埼玉県）を参考に作成

## 2.3 処理フロー

災害廃棄物の発生量が最も多いと推計される地震災害を例として、災害廃棄物処理フローの例を図3-15に示します。なお、図中に示した処理量は概算値であり、実際には廃棄物の性状により変動することが予想されます。災害廃棄物には、処理困難なものが多く含まれることから、県や関係事業者等と連携して、適正な処理が行えるようにする必要があります。

一次仮置場は、処理前に災害廃棄物を分別して一定期間保管する仮置場として、二次仮置場は、災害廃棄物の破碎・選別・焼却等の中間処理を行う仮置場として、それぞれ位置付けています。一次仮置場では、重機を用いて粗選別を行い、金属くずや柱角材の一部は、直接再生利用先へ搬出することになります。二次仮置場は、破碎・選別等の設備を仮設し、受入先の要求条件に合わせた性状になるよう中間処理を行います。

処理フローは、処理の進捗や廃棄物の性状、災害の種類や規模などに応じて随時見直すものとします。



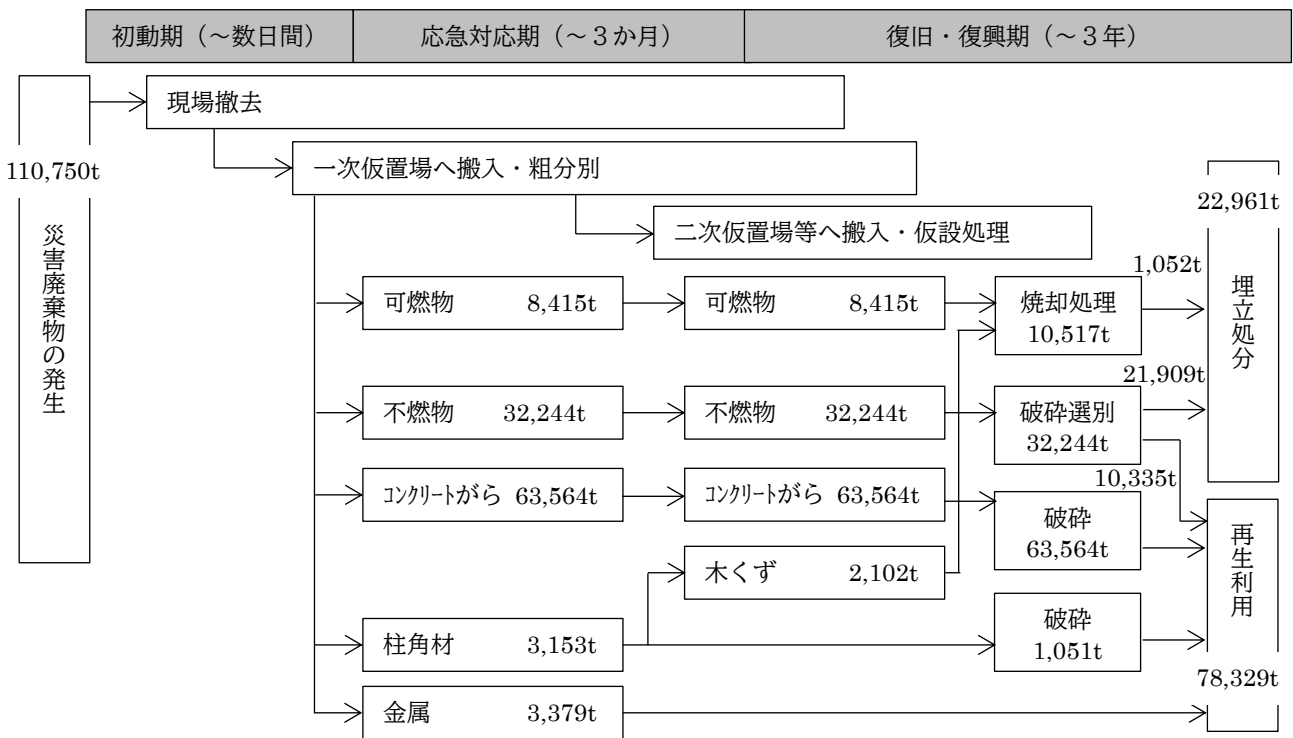


図 3-15：災害廃棄物処理のフロー例

注記 1：中間処理後の重量比率等は、「災害廃棄物処理指針」（埼玉県）を参考に作成

## 2. 4 収集運搬計画

図 3-16 に被災現場からの搬出方法を示します。被災現場、一次仮置場、二次仮置場、中間処理施設、再生処理業者相互間の運搬を実施する必要がありますが、運搬車両、仮置場の容量などに限りがあるため、できるだけ現場で分別して、中間処理施設や再生処理業者などへ直送できるようにする必要があります。一方で、市内には狭隘な道路が多く、小型な車両でないと進入できない場所も多いことから、このような現場の場合には仮置場等で取り卸しの際に分別を行うことも検討します。ごみ出しにはボランティアが関わることが多いものと見込まれることから、事前に社会福祉協議会などに対して、災害ごみ排出の際の分別基準の案内を依頼する必要があります。

し尿の収集運搬に関しては、上下水道の被害状況、避難所の収容人員などの情報を集約し、速やかに必要な仮設トイレ等を配備したうえで、適切な間隔での汲み取りを実施するものとします。

また、広域処理を行う場合には、被害状況や受入先などの状況を総合的に勘案し、近隣地区に貨物駅（新座貨物ターミナル駅）が所在することから、鉄道輸送も積極的に検討を行うものとします。

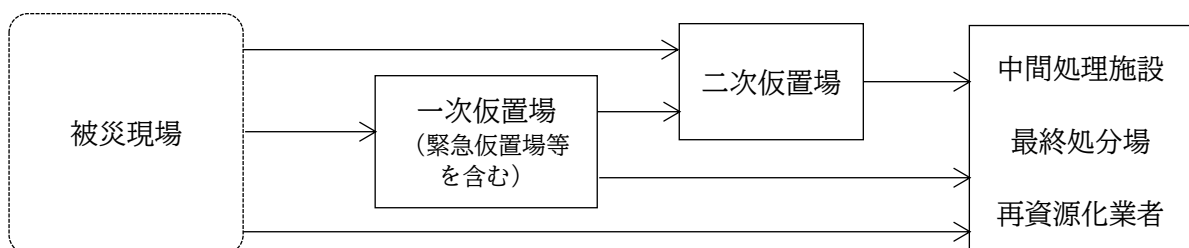


図 3-16：被災現場からの搬出方法

表3-17は、災害廃棄物の収集運搬に必要な車両台数を見積もったものです。ただし実際には、がれき類の形状や運搬車両への積載条件などから、更に多く必要になると見込まれることから、実際の災害発生時には、廃棄物発生量を速やかに推計して、県や関連団体などを通して支援を要請し、収集運搬に必要な車両を確保するものとします。

表3-17：災害廃棄物等の収集運搬に必要な車両延べ台数の推計

災害の種類	ごみの種類	想定発生量	全量を4トン車で運搬する場合		全量を10トン車で運搬する場合	
			延べ台数	必要台数*	延べ台数	必要台数*
地震災害	可燃ごみ	8,415 トン	2,104 台	28 台/日	842 台	12 台/日
	不燃ごみ等	102,335 トン	25,584 台	342 台/日	10,234 台	137 台/日
風水害	可燃ごみ	8,252 トン	2,063 台	28 台/日	826 台	12 台/日
	不燃ごみ等	7,525 トン	1,882 台	26 台/日	753 台	11 台/日
	土砂	5,580 トン	1,395 台	19 台/日	558 台	8 台/日
火山災害	火山灰	440,220 トン	110,055 台	1,468 台/日	44,022 台	587 台/日

注記1：「必要台数」は、3か月（75日）で全量を運搬する場合の1日あたり必要台数

注記2：「全量を4トン車で運搬する場合」は、被災場所から一次仮置場までの運搬を想定

注記3：「全量を10トン車で運搬する場合」は、一次仮置場以降の運搬を想定

注記4：火山灰は、想定発生量が格別に多いため、可能な限り仮置場を経由しない運搬計画を立てるものとします。

注記5：仮置場の1日あたり受入可能台数は、事前に完全に分別された状態で搬入された場合で300台程度と想定されます。これを上回るものについては、別の場所にも仮置場を設けるなど、台数を分散させる方が必要です。

## 2.5 仮置場の設置、運営管理、返却

災害が発生した場合、廃棄物の分別や、処理するまでの間のストック場所として、仮置場が必要になります。本市で設置する仮置場の種類は、表3-18のとおりとします。また、仮置場に必要となる面積の推計を表3-19に示します。

仮置場は、地域防災計画などとの整合を図りながら選定することになります。現時点での仮置場候補地を表3-20に示します。災害廃棄物発生量推計の結果、一か所ですべての種類の災害廃棄物を受け入れできない場合には、種類ごとに仮置場を分けることも検討します。

表3-18：市で設置する仮置場の種類

一次仮置場	被災した住民、市の委託業者（収集運搬、家屋公費解体等）等が災害廃棄物を搬入する場所。搬入の際には、完全に分別された状態であることを原則とし、粗選別を行ったのち、二次仮置場へ搬出する。
二次仮置場	一次仮置場から搬入された災害廃棄物を中間処理するほか、再資源化可能なものを一時保管する場所。二次仮置場への直接搬入は受入しない。

注記1：通常のごみ集積所では、災害廃棄物の受入はしませんが、可燃ごみや不燃ごみ等の分別基準に従って排出された場合は、収集の対象となります。

表 3-19：災害廃棄物の仮置場必要面積

災害の種類	仮置場		
	要保管量	必要面積① (積上高 5.0m 時)	必要面積② (積上高 3.0m 時)
地震災害	73,833 トン	31,800 ㎡	53,000 ㎡
風水害	14,238 トン	10,200 ㎡	17,000 ㎡
火山災害	293,480 トン	117,400 ㎡	195,700 ㎡

注記 1：「要保管量」は、「災害廃棄物発生量推計シート」（埼玉県資源循環推進課作成）を参考に、排出される量の 2/3 を想定しています。

注記 2：見かけ比重を、可燃ごみ・柱角材 0.4 トン/㎡、火山灰 1.0 トン/㎡、それ以外 1.1 トン/㎡として計算しています。

注記 3：保管面積と同等面積の作業スペースが必要として計算しています。

注記 4：火山灰は、想定発生量が格別が多く、仮置場に収容しきれないことが想定されるため、可能な限り仮置場を経由しない運搬計画を立てるものとします。

表 3-20：仮置場の候補地

No.	名称	所在地	敷地面積	仮置面積	留意事項	管理者
A	中央公園 陸上競技場	青葉台 1-9-1	71,000 ㎡	18,314 ㎡	・幹線道路沿い ・人工芝、全天候型トラック ・ヘリコプター離着陸場第 2 次候補地 ・近隣に小中学校あり	生涯学習・スポーツ課
B	中央公園野球場	青葉台 1-9-2		11,413 ㎡	・幹線道路沿い ・土と芝生 ・救援物資集積拠点 ・近隣に小中学校あり	生涯学習・スポーツ課
C	朝霞の森	大字膝折 2-34	30,000 ㎡	30,000 ㎡	・国有地のため国の意向確認が必須 ・基地跡地 ・近隣に中学校あり	財務省 (みどり公園課)
D	北朝霞公園 野球場	北原 1-3	13,900 ㎡	9,028 ㎡	・土 ・住宅街 ・近隣に小学校あり	生涯学習・スポーツ課
E	内間木公園 ソフトボール場	大字上内間木 518-3	16,800 ㎡	4,681 ㎡	・クリーンセンターに近い ・土と芝生 ・浸水想定区域	生涯学習・スポーツ課
F	内間木公園 テニスコート			1,225 ㎡	・クリーンセンターに近い ・砂入り人工芝 ・浸水想定区域	生涯学習・スポーツ課
G	朝霞第三中学校 第二グラウンド	大字溝沼 1043-1		8,017 ㎡	・民有地 ・学校用地 ・中学校は避難所だが黒目川を隔てて所在 ・浸水想定区域	教育総務課
H	朝霞第二中学校 第二グラウンド	大字岡 199		6,336 ㎡	・学校用地 ・避難所 ・浸水想定区域	教育総務課

実際に仮置場を設定する場合は、候補地の条件を点数化して優先順位を評価し、その順位に従って検討を進めるものとします。仮置場の優先順位の評価項目の例を表 3-21 に示します。

表 3-21：仮置場の優先順位の評価項目（例）

留意点		候補地ア	候補地イ	候補地ウ
①候補地の留意点				
	立地条件			
	前面道路幅			
	所有者			
	面積			
	周辺の土地利用			
	土地利用の規制			
	輸送ルート			
	土地の形状			
	土地の基盤整備の状況			
	設備			
	被災考慮			
	地域防災計画での位置付け			
①の点数（○の数）				
②災害個別の留意点				
	仮置場の配置			
	被災地との距離			
②の点数（○の数）				
合計点（①+②）				

注記：合計点が高いほど優先順位が高いことを意味します。

災害が発生した場合、実際の被害状況から災害廃棄物発生量を推計し、これを基に仮置場の必要面積を算定します。表 3-21 の仮置場評価結果と照らし合わせて、実際の仮置場を選定していきます。少なくとも一次仮置場の選定は災害発生後 48 時間以内に行うこととし、一次仮置場で面積の不足する分や二次仮置場は、その後に選定していくものとします。

災害廃棄物仮置場の設置・運営にあたって留意すべき事項を表 3-22 に、仮置場の平面図の例を図 3-23 に、災害廃棄物の分別区分を表 3-24 に、それぞれ示します。

表 3-22：災害廃棄物仮置場の設置・運営にあたって留意すべき事項（その①）

<p>○仮置場の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置場の指定は、災害発生後 48 時間以内に行うようにします。また、利用開始前に原状を写真撮影しておきます。</li> <li>・仮置場は公有地（本市だけでなく国、県も含めて考える）を優先して選定しますが、状況に応じて民有地の利用も検討します。</li> <li>・廃自動車の仮置場は必要面積が大きいため、場所を分けて指定するなどの配慮が必要です。</li> <li>・平時に、仮置場候補地の土壌汚染調査を実施しておきます。</li> </ul>
--

表 3-22：災害廃棄物仮置場の設置・運営にあたって留意すべき事項（その②）

○仮置場の運営

- ・ 消防などによる人命救助活動に伴って発生する災害廃棄物は、混合状態にあることから、一般の一次仮置場とは別の場所に、公営撤去専用仮置場を指定して、そこで一旦分別してから一次仮置場へ搬入することを基本とします。この仮置場も災害発生後 48 時間以内に指定するようにします。
- ・ 廃棄物が腐敗すると、害虫や悪臭が発生する可能性が高いことから、必要な薬剤の手配を行う必要があります。
- ・ 一次仮置場とは別に、自然発生的に仮置場が路上などに形成されてしまう傾向にあるため、自治会等と連携して、一次仮置場へ適切に誘導する必要があります。
- ・ 火災発生に備え、散水設備の仮設と消防水利の確認を行う必要があります。
- ・ 過去の大規模災害の例から、仮置場への搬入車で激しい渋滞の発生が予想されます。完全分別済の車両に限り利用可能なファストレーンを設定するなどの工夫により、全体の混雑緩和を図る必要があります。
- ・ 仮置場は不法投棄がきわめて発生しやすいため、周囲をフェンスで囲み、時間外は施錠し、火災対策の観点からも、夜間も有人で警備を実施するものとします。
- ・ 消火活動用地の確保や延焼防止のため、仮置場内は区画ごとに 2m 以上の離隔を確保し、積み上げ高さは 5m 以下、一区画あたり 200 m<sup>2</sup>以下とすることを基本とします。
- ・ 作業の安全確保のため、作業員はヘルメット、安全靴、ゴーグル、マスク、手袋等の防護具着用を必須とし、必要な物資の確保を行うものとします。

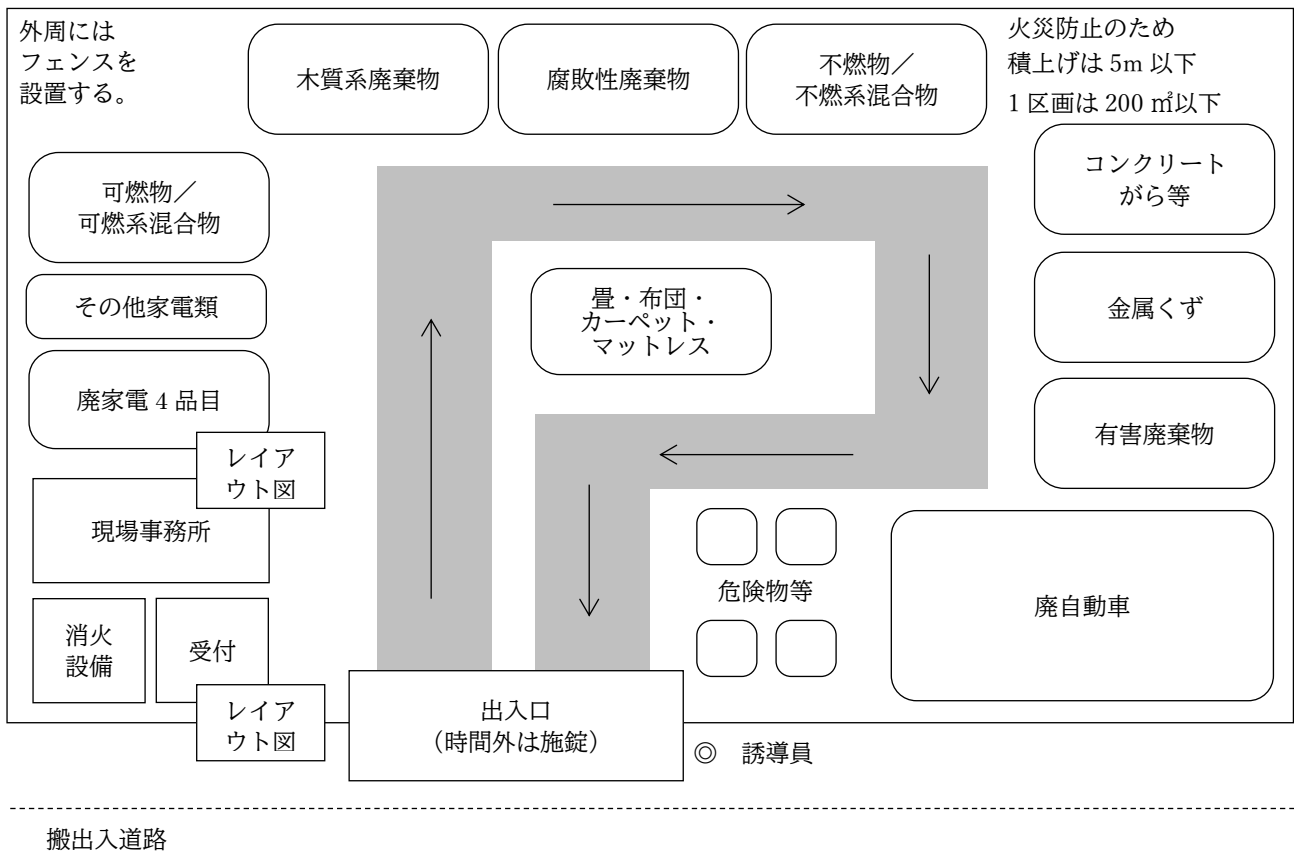


図 3-23：仮置場平面図の例

表 3-24：災害廃棄物の分別区分例

品目	主なもの	備考
可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物	
木質系廃棄物	柱・梁・壁材・床材、水害による流木等	床材は材質により分別する
畳・布団・カーペット・マットレス	被災家屋から排出される畳・布団、カーペット、マットレス。被害を受け使用できなくなったもの	
不燃物／不燃系混合物	プラスチック、ガラス、陶器、瓦、タイル、洗面台など。分別することができない細かなコンクリートや木くずや金属、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物	携帯用ライターは危険物
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	
廃家電4品目	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	冷蔵庫の中身は出す。家電リサイクル法のスキームによる処理
小型家電／その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品、動物死体など	
廃自動車	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。	
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、スレート、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）	
危険物（ガスボンベ、スプレー缶、携帯用ライター）	（土砂を被った）ガスボンベ、スプレー缶、携帯用ライター	
危険物（灯油等）	（漂流した）灯油タンク、ガソリンタンク、油吸着マット	
危険物（化学物質）	ペンキ・シンナー類、殺虫剤、農薬、薬品類、テトラクロロエチレン等の化学物質	
電池、太陽光パネル	電池、太陽光パネル、充電して使う機器で電池の外せないもの	
消火器	消火器	

仮置場の返却にあたっては、表 3-25 に示す方法を原則とします。ただし、貸主との間に別途取り決めがある場合は、それに従うものとします。

表 3-25：仮置場の返却方法

項目	内容
借地費用	「行政財産の使用料に関する条例」の「別表」に定める額を準用して算定します。なお、これとは別に、借用期間の固定資産税相当額を別途支払うものとします。
返還時期	災害発生後3年以内とします。
返還方法	必要に応じて土壌汚染調査を行い、原状復旧後に返還するものとします。

## 2. 6 仮設処理施設

一次仮置場において粗選別を行ったのち、二次仮置場で中間処理を行います。中間処理は災害廃棄物の性状に合わせて、破碎、選別、焼却などを組み合わせて行います。二次仮置場は、廃棄物の減量化、再資源化を行うことで、効率よく災害廃棄物を処理する位置付けの施設とします。

災害廃棄物の発生量と処理余力のバランスから、特に不燃物の処理能力が大きく不足することが見込

まれるため、本市における二次仮置場では、破碎機の設置、分別による再資源化、ストックヤードが中心的な機能になるものと考えられます。

二次仮置場は広大な面積が必要となることから、被害状況や仮置場の確保状況などによっては、二次仮置場の機能を県などへ事務委託することも検討します。

## 2. 7 環境モニタリング

仮置場周辺の生活環境の保全や、労働災害防止のため、仮置場など災害廃棄物処理の現場において環境モニタリングを行い、適切な対策を行う必要があります。測定項目としては、大気、騒音・振動、土壌等、臭気、水質などが挙げられます。想定される影響と対策例を表3-26に、環境モニタリング地点の選定の考え方を表3-27に、それぞれ示します。

表3-26：処理にあたって想定される影響と対策の例

項目	想定される影響	対策の例
大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉塵の飛散</li> <li>・石綿含有廃棄物の保管、処理に伴う飛散</li> <li>・保管中の有害ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な散水、・屋根の設置</li> <li>・飛散防止ネットの設置、・フレコンへ収納</li> <li>・車路への鉄板敷設、・退出時タイヤ洗浄</li> <li>・石綿の目視分別、・石綿の測定監視</li> <li>・積上げ高さ制限</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理作業に伴う騒音振動</li> <li>・車両通行に伴う騒音振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音、低振動な機械の使用</li> <li>・処理作業区画への防音シート設置</li> </ul>
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺への有害物質漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水シート設置、・分別保管</li> </ul>
臭気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物からの悪臭発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗性廃棄物の優先処理</li> <li>・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布</li> <li>・シートによる被覆</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨等による公共水域への漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水シート設置、・敷地内排水の適正処理</li> <li>・水たまりを埋める</li> </ul>

注記1：この表は、「災害廃棄物対策指針」（環境省）技術資料を参考に作成しています。

表3-27：環境モニタリング地点の選定の考え方

項目	地点選定の考え方
大気、臭気	処理施設の位置や腐敗性廃棄物の置場と、風下で生活環境保全対象が存在する方向を確認し、モニタリング地点を選定する。
騒音・振動	騒音や振動が発生すると見込まれる施設の位置と、生活環境保全対象が存在する方向を確認し、モニタリング地点を選定する。
土壌等	事前に仮置場の土壌汚染調査を実施しておき、仮置場としての使用終了後に、土壌汚染のおそれのある廃棄物を置いていた場所を中心に、事後の調査を実施する。
水質	雨水の排水口周辺や、土壌汚染のおそれのある廃棄物周辺を選定する。

注記1：この表は、「災害廃棄物対策指針」（環境省）技術資料を参考に作成しています。

環境モニタリングは、仮置場等の設置前後だけでなく、設置期間中は定期的実施して、適時情報を市民に公開するものとします。

また、近年ではリチウムイオン電池などの充電電池が原因と思われる火災が多く発生していることから、仮置場における火災防止対策を十分に行う必要があります。このため、仮置場では不燃物、その他家電

類などを対象として散水設備を仮設し、毎日数回散水を実施するほか、火災発生時に利用可能な消防水利の位置を把握しておく必要があります。市民に対して危険物の分別徹底を広報するほか、仮置場では積上げ高さを 5.0m 以下に抑え、区画の間隔を 2.0m 以上確保し、1 区画を 200 m<sup>2</sup>以内にする事で延焼防止と消火活動用地の確保を行うものとします。

火山災害の場合、火山灰を仮置きする場所では、雨天の際の漏出、強風による火山灰の飛散等を防止する目的で、全方向をシートで覆うことを基本とします。性状は土砂に近いことから、一般的な重機による作業が可能です。水と反応すると石膏のように固化するため、シートによる防水が効果的であると考えられます。

## 2. 8 再生利用

災害廃棄物は、再生利用可能なものを多く含んでいます。過去の大規模災害等の例から、埋立による最終処分量には限りがあり、埋立量を減らすことが強く求められるものと想定されます。このため、災害廃棄物を可能な限り分別して再生利用する必要があります。表 3-28 に再生資材の例を、表 3-29 に現在実施している再生利用の例を、それぞれ示します。

表 3-28：再生資材の例

ごみの種類	再生資材	利用用途等
コンクリートがら	再生砕石	道路路盤材等
金属類	金属	金属として再生利用
柱・角材	チップ・ペレット	サーマルリサイクル（燃料） マテリアルリサイクル（資材）
可燃物	焼却灰	セメント原料等
土砂	土砂	盛土材料等

注記 1：火山灰は土砂と同様の扱いで処理されているが、大規模な再生利用はほとんど例がない。

表 3-29：現在実施している再生利用の例

ごみの種類	再生利用
可燃物（焼却灰）	人工砂の原料、セメントの原料、再生砕石
可燃物（ばいじん）	セメントの原料、再生砕石
金属類	金属として再生利用
粗大ごみ（不燃残渣、廃プラスチック）	ガス化改質、熱回収
小型家電	レアメタル回収、金属・プラスチック等の再利用
プラスチック	ガス化改質、熱回収、プラスチックの原料
ペットボトル	ペットボトルの原料
びん	ガラスとして再生利用
紙類	製紙原料



## 2. 9 最終処分

現在、本市には一般廃棄物の最終処分場がなく、最終処分の全量を市外の施設に依存している状況にあります。このため、埋立による最終処分量をできるだけ減らす必要があります。

地震災害の場合、埋立処分を要する不燃物が 21,909 トン、焼却灰が 1,052 トン発生すると見込まれています。これは、平常時の年間埋立量（不燃物 113 トン、焼却灰 943 トン：令和 4 年度実績）に比べて著しく多いことから、災害廃棄物の最終処分に関する協定の締結などを検討するとともに、分別の徹底によって埋立処分量を減らす取り組みが求められます。

## 2. 10 がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

災害発生直後から、人命救助・行方不明者捜索等のため、道路上の支障物や倒壊の危険性の高い建物の撤去が、建設活動班、自衛隊、警察などにより実施されます。これらの活動により排出される災害廃棄物は混合状態にあることから、一般の一次仮置場とは別に、公営撤去専用仮置場を災害発生後 48 時間以内に指定し、分別したうえで一次仮置場へ移動させる必要があります。

地震災害の場合、全壊または焼失すると想定されている家屋が合計で 300 棟あると見込まれています。実際に災害が発生した場合は、災害対策本部などから被害棟数の情報を収集し、災害廃棄物の発生量を推計して、災害廃棄物処理実行計画に反映させるものとします。

被災家屋等の解体は、所有者が行うことが原則ですが、状況によっては公費で解体を行うことも考えられます。この場合の廃棄物は、緊急に撤去を要するもの以外は、現場で分別を行ったうえで一次仮置場へ搬入することを原則とします。

また、建物の建築時期によってはアスベスト（石綿）が使用されている可能性があることから、法令に基づき必要な手続きを行ったうえで解体・処理を行う必要があります。この場合の廃棄物は自治体では処理困難であることから、飛散しないように厳封したうえで別途管理し、専門業者に処理を委託することとなります。

## 2. 11 広域的な処理・処分

大規模な災害の発生に備え、災害廃棄物の広域的な処理について、役割分担の確認や協定の締結などを検討することが求められます。また、広域的な処理の支援側となることも想定し、市の処理施設において、市外で発生した災害廃棄物の受入条件や手続きを検討しておくことも必要です。

広域的な支援体制を有効に機能させるため、県と市の役割を表 3-30 のとおり整理します。

表 3-30：広域支援体制における県と市の役割分担

県	市
<b>①災害廃棄物対策本部の設置・県内被害状況の情報収集</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後速やかに、災害対策本部環境対策部を設置し、県内被害状況の情報収集を行う。</li> <li>・災害対策本部と連携して県内市町村等と連絡を取り、県内全域の災害廃棄物の発生状況、道路、処理施設等の被害状況を把握する。</li> <li>・団体規模に比して災害規模が大きい等の理由で計画・マニュアル等に定めた業務の遂行が著しく遅滞又は中断するおそれがある場合等、必要に応じて職員を市町村等に派遣し、業務の遂行の確認や進行管理の支援等を行う。</li> <li>・県内で対応困難な場合は、国及び県外自治体に対して、人員・人材の派遣、収集運搬・処理資機材等の支援を要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後速やかに、災害廃棄物対策のための体制を整え、災害廃棄物の発生状況、道路、処理施設等の被害状況を把握し、県災害対策本部環境対策部（以下「県」という。）等に報告する。</li> <li>・初動期に必要なとなる災害廃棄物の現場撤去、仮置場の確保を進める。</li> <li>・人員不足の場合、県に調整・支援を要請する。</li> <li>・緊急的に必要ながれきの撤去等について、民間事業者への協力要請やボランティアの受け入れ等を行う。</li> </ul>
<b>②処理体制の検討</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等との連携により、県全体として迅速かつ効率的な処理を行える体制を構築する。市町村等ごとの被災状況や災害廃棄物処理対応の可否を詳細に把握し、以下の順で検討する。</li> <li>ア) 市町村等単独での処理が可能か</li> <li>イ) 市町村等間の広域処理による対応が可能か</li> <li>ウ) 県による主体処理が必要か</li> <li>エ) 県外自治体への支援要請が必要か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、災害廃棄物の発生状況から、市町村等単独で災害廃棄物を処理できるかを検討し、県に報告する。</li> <li>・単独での処理が困難な場合は県に支援要請する。</li> </ul>
<b>③市単独での処理体制の構築</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、資機材、燃料等の確保を支援・調整する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員を配置し、処理委託等の手続きを実施する。</li> </ul>
<b>④市主体の広域処理体制の構築</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市主体の広域処理が円滑に進むようエリアや処理体制について調整・支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の調整のもと、近隣市町村等との広域処理体制を構築する。</li> <li>・広域処理エリア内の各市町村等の役割分担を明確にし、それに必要な人員を各市町村等において配置する。エリア内の中核的な市町村等が中心的な役割を担う。また必要に応じて、県外からの経験者等の応援を受入れて体制を構築する。</li> </ul>
<b>⑤県主体の広域処理体制の構築</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等自らの処理が困難であり、県への事務委託の要請があった場合は、県が主体となって災害廃棄物を処理する。</li> <li>・処理業務等の発注に当たって、複数市町村等のエリアを一括して発注することが効率的である場合は、関係市町村等と協議調整のうえ処理体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の業務発注に必要な情報を提供する。</li> </ul>
<b>⑥国・県外自治体等との広域処理体制構築</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内処理が困難な場合、国・県外自治体等へ支援要請し、県外広域処理体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の調整を受け、国・県外自治体等との広域処理体制を構築する。</li> <li>・県外自治体等と災害時の協力協定を締結している場合は、当該自治体等との連携を行う。</li> </ul>

注記 1：「災害廃棄物処理指針」（埼玉県）を参考に作成

## 2. 1 2 適正処理が困難な廃棄物の対策

災害廃棄物の中には、平時では一般廃棄物として発生しないような有害廃棄物が多く含まれる可能性があります。これらは本市では適正処理が困難なものとして、平時には受入していないものが多くあります。発生源として、被災した事業所等が想定されることから、災害対策本部などから被害状況の情報を入手し、市民の健康に影響が生じないか検討を行う必要があります。健康被害が生じる可能性があることが判明した場合には、速やかに市民に情報を提供するとともに、作業員の保護具等を取り揃え、優先的に回収して厳封のうえ運搬することとします。表 3-31 に、適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例を示します。

表 3-31：適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例

品 目	処理方法の例
石膏ボード、スレート板などの建材、石綿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿を含む廃棄物の場合、専門業者へ処理（埋立又は溶融）を委託する必要があります。</li> <li>・石綿を含む廃棄物は、専用の仮置場を設定し、必ず二重に封をするとともに、取扱う現場では散水や作業区域の密封など、法令に従って周辺環境への飛散を防止する必要があります。</li> <li>・石綿を含むかどうか判別が難しい場合、1975（昭和 50）年頃までに建築された建物は暫定的に一律で石綿を含むものとして取扱い、その後 1995（平成 7）年頃までに建築された建物は、部材の状況などから判断し、場合によっては検査を依頼して確定するようにします。（法改正時期により区分）</li> </ul>
PCB 含有廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含有する電気機器等は、市町村では処理せず、<u>所有者が自らの責任で処分</u>することを原則とします。</li> <li>・PCB 使用の有無は、メーカー名と型番から検索して判断します。判別が難しい場合、1955（昭和 30）年から 1972（昭和 47）年の間に製造された蛍光灯照明器具やトランス、コンデンサ等は暫定的に一律で PCB を含むものとして取扱い、その後に製造されたものは型番や検査によって確定するようにします。（JESCO 資料等により区分）</li> </ul>
感染性廃棄物（家庭で発生したもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済み注射器、注射針等については、<u>医療機関での回収を優先</u>し、やむなく本市で引き取る場合には専用の容器を設定し、医療廃棄物取扱業者へ処理を委託します。</li> <li>・マスク等の感染拡大防止用具については、袋に入れて可燃物扱いで処理するものとします。</li> </ul>
有機溶剤（塗料、シンナー、トリクロロエチレン等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器の移し替えや中身の抜き取り等は危険が伴うため、行わないようにします。</li> <li>・販売店やメーカー等に処理を委託します。これらが難しい場合は、専門の産業廃棄物処理業者への処理委託を検討するものとします。</li> </ul>
農薬類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器の移し替えや中身の抜き取り等は危険が伴うため、行わないようにします。</li> <li>・毒物や劇物に該当する場合は、有資格者でないと取扱できない場合があるため、成分及び濃度を調査して、専門の処理業者へ委託するものとします。</li> </ul>
高圧ガスボンベ（LP ガス等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器表示から所有者を特定し、<u>所有者に引取を依頼</u>します。</li> <li>・所有者が確認できない場合は、埼玉県高圧ガス溶材協会又は埼玉県 LP ガス協会へ照会して、回収方法を確認します。</li> </ul>
消火器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場で分別保管し、日本消火器工業会の指定する方法でリサイクルします。</li> </ul>
電池、充電電池等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾電池と充電電池（充電して使う機器を含む）に仮置場で分別し、それぞれ通常の処理委託等により処理します。分別基準は通常と同様とします。</li> </ul>
鉛蓄電池（自動車用等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門の処理業者へ委託し、リサイクルします。</li> </ul>
蛍光管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場で分別保管し、通常の間接処理、処理委託により処理します。</li> </ul>

## 2. 1 3 思い出の品

災害廃棄物の中から、位牌、アルバム、賞状など個人にとって価値のあるものが発見されることが多くあります。作業現場では適正な取扱・保管が難しく、場合によっては作業の円滑な進行の妨げになるおそれもあることから、これらの思い出の品は、行政で保管し、できるだけ元の所有者に返還できるようにする必要があります。

具体的には、屋内で棚を設けた保管場所を設定し、台帳に発見場所、発見日時、名称等を記入して後日の検索が容易に行えるようにします。また、可能な範囲で清掃してから保管します。市民からの問い

合わせが多く発生することも想定されるため、思い出の品を保管していることを広報する必要があります。

現金、貴金属、金券などの有価物が発見された場合には、市での保管管理は行わず、発見から7日以内に警察に届け出る必要があります。この場合、発見日時、発見場所、発見者氏名の情報が必要となるため、台帳に記入して、拾得・届出を管理するものとします。

## 2. 1 4 避難所ごみ・生活系ごみ

避難所等における公衆衛生確保のため、災害対策本部などと連携し、災害発生後3日以内を目安に、避難所ごみの収集を開始できるようにします。施設や収集車両、人員等の被害状況によっては、通常の収集運搬体制が機能しないことも考えられるため、必要に応じて速やかに支援を要請し、避難所ごみ・生活系ごみの収集を再開できるようにします。

避難所ごみの発生量推計は、数式3-32により算出し、必要な車両台数を算出するものとします。

(避難人数) × 600 g / 日 = (①1日あたり避難所ごみ総重量)・・・トン単位に換算する。

(①トン) ÷ 1.5 トン / 台 = (1日あたり延べ必要台数)

数式3-32：車両台数算出式

市内での避難所避難者数は、地域防災計画によれば最大で約12,000人と想定されることから、避難所ごみは1日あたり7.2トン程度の発生が見込まれ、避難所のみで1日あたり延べ4台が必要となります。道路状況によりますが、通常は1日1台あたり3~4往復程度可能であることから、避難所ごみ専用の収集運搬車両は、余裕をみて毎日2~3台が確保できればよい計算となります。このうち1台は可燃ごみ、別の1台は資源プラスチックの収集とし、それ以外の収集車両は、発生量にもよりますが、通常的生活系ごみの収集車両を活用する計画とします。

避難所ごみは、避難所に届けられる支援物資等の使用、消費により発生することから、通常的生活系ごみとは組成が大きく異なることが想定されます。災害廃棄物の処理能力を最大限に確保するために、避難所ごみの特性に応じた分別排出を避難所運営管理者に要請する必要があります。避難所ごみの分別例を表3-33に示します。

表3-33：避難所ごみの分別例（5分別）

ごみの種類	処理方法の例
容器包装プラスチック（資源プラ）	容器包装リサイクル、軟質プラスチック等として再生利用
ダンボール	ダンボール資源として再生利用
布類	紙資源等として再生利用
その他燃やすごみ（可燃ごみ）	焼却して灰を再生利用
その他燃やせないごみ（不燃ごみ）	破碎

避難所ごみ、生活系ごみは、災害廃棄物とは分別の種類や基準が異なります。このため、避難所ごみ、生活系ごみはクリーンセンターで、災害廃棄物は仮置場でそれぞれ受入することを基本とします。

## 2. 15 し尿処理

災害発生時、上下水道施設の被害状況によっては水洗トイレが使用できなくなる可能性があります。また、避難所で発生するし尿に対応する必要があることから、上下水道施設の被害状況や避難者数の情報を速やかに入手して、必要な仮設トイレを配備し、発生するし尿の収集体制を確立する必要があります。避難所以外に避難している人や、下水道施設等が被害を受けて使用できない人も仮設トイレを使用することが想定されるため、以下の表の考え方に従ってし尿処理の計画を立案する必要があります。

避難者数や被害状況の想定が最も大きいと見込まれる地震災害の場合において、し尿発生量の推計を表 3-34 に、仮設トイレの必要数を表 3-35 に、し尿収集運搬車両台数の推計を表 3-36 に、それぞれ示します。

表 3-34：し尿発生量の推計

仮設トイレ 使用人数	建物被害による全避難者数	2,117 人
	断水による避難者数	17,970 人
し尿処理人口		5,545 人
人数合計		25,632 人
1 日あたりし尿発生量		43,575L

注記 1：「朝霞市地域防災計画」（朝霞市防災会議）の被害予測のうち、全避難者数が最大となる地震災害・初期消火率 30%・1 日後の時点の数値を採用。

注記 2：「災害廃棄物対策指針」（環境省）技術資料から、1 人 1 日あたりのし尿発生量を 1.7L としています。

表 3-35：仮設トイレ必要数の推計

仮設トイレ 使用人数	建物被害による全避難者数	2,117 人
	断水による避難者数	17,970 人
人数合計		20,087 人
仮設トイレ必要設置数		257 基

注記 1：仮設トイレ 1 基あたり 400L の容量とし、3 日おきの収集で 1 人 1 日あたり発生量 1.7L から必要設置数を推計しました。

表 3-36：し尿収集運搬車両台数の推計

仮設トイレ設置数	257 基
バキューム車必要台数（3.6kL/台）	6 台

注記 1：バキューム車 1 台あたり収集可能な仮設トイレ数を 4 基、1 日あたり 4 往復とした場合、1 日 1 台あたり 16 基の収集が可能。3 日に 1 回収集する想定で算出しています。

し尿の収集運搬については、災害発生後の迅速な対応のため、平時から関係部署、し尿収集運搬事業者、仮設トイレ保有事業者等と情報を共有し、連携を図る必要があります。

近隣自治体も同時に被害を受けた場合、支援が受けられないだけでなく、市内全域で下水道が使用できなくなることも想定されるため、平時における以下の対策を検討します。

- ・ レンタル事業者等が保有する仮設トイレを優先使用できる協定の締結
- ・ 災害時に利用可能なトイレ、収集運搬車両の確保・整備
- ・ 市民等に対して、簡易トイレの備蓄呼びかけ

災害発生時には、公衆衛生確保の観点から、浄化槽汚泥よりもし尿の収集運搬を優先し、特に冠水・水没した地区から優先して作業を行うものとします。また、マンホールトイレについては、下水道の被害状況を踏まえて使用可否を各避難所へ指示する必要があります。

### 3 市民への広報・啓発

#### 3.1 広報

迅速に、効率よく災害廃棄物を処理できるようにするためには、適切な広報に基づく市民の協力が不可欠です。必要な事項を適時的確に広報できるようにするため、定型的な広報内容をあらかじめ検討しておく必要があります。表 3-37 に広報手段の例を、表 3-38 に広報内容と実施時期の例を、それぞれ示します。

広報にあたっては、内容の正確性のもとより、高齢者や外国人でも理解しやすいものとなるよう努める必要があります。多言語化対応には限界があるため、「やさしい日本語」「文章ではなく箇条書き」「絵や写真を使う」ことで、直感的に理解しやすいように工夫するものとします。また、各種情報を取りまとめた市ホームページを作成し、二次元バーコード等の掲載により誘導する方法も考えられます。

表 3-37：広報手段の例

対象となる相手方	広報手段の例
庁内各課	グループウェアによる電子メール、電話、FAX
市民（被災者）	防災行政無線、公設掲示板、広報車、自治会回覧、同掲示板、避難所掲示板、広報あさか、ちらし、駅前電光掲示板、テレビデータ放送、市ホームページ、市公式 SNS、メール配信サービス
各関係機関	防災行政無線、電話、FAX、LGWAN 電子メール
報道機関	報道発表（文書）、記者会見、電話、FAX
委託等関係事業者	電話、FAX、電子メール

表 3-38：広報内容と実施時期の例

広報の相手方	広報内容	広報手段	広報時期	参考文案
市民、ボランティア	災害廃棄物、生活系ごみの案内	市ホームページ、各種掲示板、ちらし等	災害発生当日または翌日	文案 1
	災害廃棄物の分別			文案 2
	火山灰片付け上の注意（火山災害）			文案 3
	災害廃棄物仮置場の案内	防災行政無線、広報車	仮置場受入開始前	文案 4
		市ホームページ、各種掲示板、ちらし等		文案 5
避難所 避難者	避難所ごみの分別	市ホームページ、避難所掲示板	避難所開設後速やかに	文案 6 文案 7

表 3-39：広報内容の検討

広報内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活系ごみの収集（日程、収集停止するもの、場所、分別等）</li> <li>仮設トイレ設置箇所</li> <li>災害廃棄物仮置場案内（場所、受入日時、分別、配置図、進入経路、禁忌品等）</li> <li>ボランティア支援依頼窓口</li> <li>思い出の品の保管状況</li> <li>便乗ごみ排出禁止、野焼き禁止、不法投棄禁止</li> <li>災害廃棄物処理の進捗と今後の見通し</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報内容は今後、状況により変更される可能性があることを明示する。</li> <li>生活系ごみは集積所へ、災害廃棄物は仮置場への排出場所区別を徹底する。</li> <li>指定場所以外に排出されたごみは収集しないこと、災害で被害を受けたもの以外は受入しないことを明示する。</li> <li>行政界近傍で混乱がないように留意する。（朝霞市の広報と明記する）</li> </ul>

<文案 1> 災害廃棄物、生活系ごみの案内

**ごみのおしらせ**      朝霞市クリーンセンター 048-456-1503

しばらくの間、ごみの出し方が変わります。

	ごみを出すところ	ごみを出すとき	ごみを出す方法	ごみの種類
ご家庭で被害を受けてこわれたもの	災害ごみ仮置場 朝霞の森 大字藤折 2-34	月～金 (祝日除く) 9:00～16:00	仮置場へ直接持ち込んでください	積込み前に分別する (QRコード)
ご家庭の毎日の生活で出るごみ	通常のごみ集積場所	通常のごみ収集日 朝 8:30 までに出す	袋に入れて出して ください	燃やすごみだけ集めます (資源と不燃はしばらくお休み)

不法投棄・野焼きは禁止です！

台風被害でないものは仮置場へ出せません

戸別収集は当分の間中止しています

捜索作業で見つかった貴重品は警察またはクリーンセンターで保管しています

このおしらせは 0 月 00 日時点の情報です。今後の変更にご注意下さい。

<文案 2> 災害廃棄物の分別

**ごみのおしらせ** 朝霞市クリーンセンター 048-456-1593  
 災害廃棄物仮置場（朝霞の森）では、分別済のごみを受入れています。  
 0月00日発表・内容は今後変わることがあります。

ご家庭で被害を受けてこわれたもの → 下表の16種類に分別する → 積込 → 仮置場（朝霞の森）へ持ち込み

燃やすもの	紙、布類、プラスチックくず	腐敗性廃棄物	食品、動物死体 (車検証が必要です)
木くず	柱、木材、流木、木製の壁・床	廃自動車	
畳、布団、マットレス、カーペット		有害廃棄物	石棉を含むもの、スレート、PCBを含むもの、感染性廃棄物
不燃物	ガラス、陶器、大きなプラスチック、瓦、タイル	ガスボンベ、スプレー缶、携帯ライター	
コンクリート	コンクリート、アスファルトくず	灯油容器	灯油タンク、ガソリンタンク
金属	鉄、アルミ	化学物質	ペンキ、シンナー、殺虫剤、農薬、薬品類、その他化学物質
廃家電4品目	被害を受けて壊れた、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ	電池、太陽光パネル	電池、充電して使うもので電池が外せないもの、太陽光パネル
小型家電	上欄以外の品目で被害を受けて壊れた家電品	消火器	消火器

**ご注意** → 必ず分別をしてから積み込んでください。  
 分別できていない状態での持込はできません。

<文案 3> 火山灰片付け上の注意

**ごみのおしらせ** 朝霞市クリーンセンター 048-456-1593  
 火山灰は、乾いた状態で、仮置場（朝霞の森）まで持ち込んでください。  
 0月00日発表・内容は今後変わることがあります。

出し方 → 出すところ → 受入時間

ご家庭の敷地内に積もった火山灰 → 乾いたまま袋に入れる（水濡れ厳禁） → 火山灰仮置場 朝霞の森 大字膝折 2-34 → 月～金（祝日除く） 9:00～16:00

**注意**

- ◆会社・工場・事業所などに積もった火山灰は、市では処分できません。
- ◆火山灰を濡らすと、石膏（せっこう）のように固まります。  
 1：火山灰は濡らさない 2：水を使った灰掃除はしない
- ◆通常のごみ集積所には、火山灰を出さないでください。

ご家庭の毎日の生活で出るごみ → 通常どおり収集します（朝 8:30 までに出す） → 収集時間は、道路状況により毎日変わります。必ず朝 8:30 までにごみ集積所へ出してください。

<文案 4> 火山灰片付け上の注意

こちらは、朝霞市クリーンセンターです。  
 ご家庭の敷地内に積もった火山灰は、濡らさないで、乾いたまま袋に入れてください。  
 火山灰を入れた袋は、《仮置場施設名》の仮置場まで持ち込んでください。  
 火山灰を濡らすと、石膏（せっこう）のように固まります。  
 火山灰は濡らさない、水を使った灰掃除をしないようにお願いします。  
 ごみ集積所には火山灰を出さないでください。



<文案 5> 災害廃棄物仮置場の案内

こちらは、朝霞市クリーンセンターです。  
 ご家庭で被害を受けてこわれたものは、積み込む前に分別をしてから、《仮置場施設名》の仮置場まで持ち込んでください。  
 当分の間、通常のごみ集積所では、燃やすごみ以外は収集しません。  
 仮置場は、祝日をのぞく月曜から金曜まで、朝9時から夕方4時まで受付しています。  
 ごみは、必ず分別してから積み込んでください。分別していない状態では受入できません。  
 分別の種類は、朝霞市ホームページなどをご覧ください。

<文案 6> 災害廃棄物仮置場の案内

**ごみのおしらせ** 朝霞市クリーンセンター 048-456-1593

災害廃棄物仮置場（朝霞の森）では、分別済のごみを受入れています。

0月00日発表・内容は今後変わることがあります。

ご家庭で被害を受けてこわれたもの → 下表の16種類に分別する → 積み込 → 仮置場（朝霞の森）へ持ち込み

燃やすもの 不燃物	木くず コンクリート	畳、布団、マットレス、カーペット	金属
小型家電	腐敗性廃棄物	廃自動車	廃家電4品目
ガスボンベ、スプレー缶、携帯ライター	電池、太陽光パネル	灯油容器	有害廃棄物
		消火器	化学物質

◆仮置場のご案内

災害ごみ仮置場  
朝霞の森  
大字藤折 2-34

月～金（祝日除く）  
9:00～16:00

地図

不法投棄・野焼きは禁止です！

台風被害でないものは仮置場へ出せません

ご家庭の毎日の生活で出る「燃やすごみ」は、通常どおり収集しています。朝 8:30 までに出してください。

<文案 7> 避難所ごみの分別

**ごみのおしらせ** 朝霞市クリーンセンター 048-456-1593

避難所でのごみは、5種類に分けて出してください。

0月00日発表・内容は今後変わることがあります。

避難所での生活で出たごみ → 下表の5種類に分別する → 避難所内の〇〇（場所）へ持ち込み

容器プラスチック	食事の容器、包装など「プラ」マークの付いたもの（軽く洗う）
ダンボール	断面が波型になっているダンボール
布類	衣服、毛布など
燃やすもの	紙、汚れが取れないプラスチックなど
燃やせないもの	避難所の生活で使ったもので、上記4種類以外のもの

◆ご自宅等で出たごみは、避難所に持ち込まないでください。  
 ◆避難所内のごみ集積所では、監視員が分別を指導しています。

分別  
QRコード

ご自宅等で被害を受けてこわれたもの → 16種類に分別する → 仮置場（朝霞の森）へ持ち込み

### 3. 2 相談窓口

市民からの相談に対応するため、ごみに関する専用相談窓口を設置し、一元的に対応します。相談内容については、情報共有を図るため、すべて記録を残して集約します。災害廃棄物の排出方法などの案内ちらしは、本市の広報手段だけでは十分に行き渡らない可能性があることから、自治会などの協力を得て広報に努める一方、相談内容を自治会などで集約して受け付けることで、効率よく対応できる体制を整えるようにします。

### 4 発災時における県への事務委託

被害の規模によっては、処理能力不足、職員の人員不足などの理由で、本市だけでは災害廃棄物のすべてを処理しきれない事態が想定されます。このような場合、県への事務委託を検討するものとします。

県へ事務を委託した場合、県は主体的に災害廃棄物の処理を実施することになります。このため、本市と県の役割分担を明確にする必要があります。

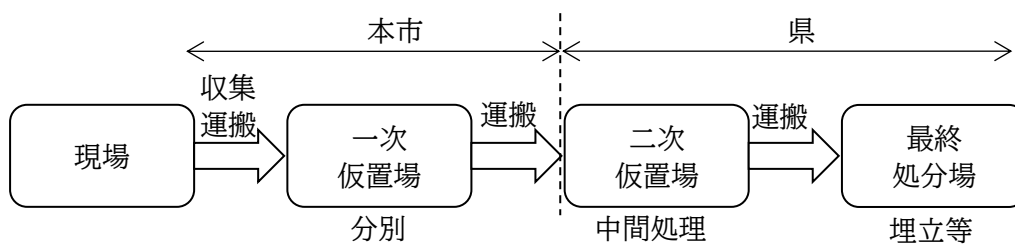


図 3-40：役割分担設定の例

## 5 災害廃棄物処理実行計画

災害の初動対応を終えたのち、実際の被害状況や災害廃棄物発生状況などを踏まえ、計画的な処理が必要と判断される場合には、災害廃棄物処理実行計画を策定するものとします。計画の策定にあたっては、国や県の処理指針等、処理実行計画等と内容の整合を図るようにします。

表 3-41：災害廃棄物処理実行計画の記入事項例

第1章 計画の目的と概要
1 計画の目的
2 計画の位置付け
3 災害廃棄物の処理基本方針
4 対象地域
5 処理の目標
第2章 被害状況と災害廃棄物発生量
1 建物等の被害による発生量
2 避難所等から発生する廃棄物・し尿の発生量
3 災害廃棄物の総発生量
第3章 処理体制
1 処理容量の検討と外部委託の方針
2 仮置場の管理運営体制
3 処理運営体制
第4章 処理方法
1 処理対象の廃棄物
2 品種ごとの処理方法・最終処分方法
第5章 処理スケジュール
第6章 計画の見直し

処理の進捗に伴って、当初では推測できなかった課題が発生することが見込まれます。また、処理方法や処理費用などの面で、当初とは検討条件が変化することも考えられます。このため、状況の変化を注視しながら、計画を随時見直していく必要があります。

## 6 国庫補助

災害廃棄物の処理には、国庫補助の制度があります。活用にあたっては、種々の手続きや報告が必要となることから、国や県と調整を図りながら事務を進めていく必要があります。

廃掃法では、災害廃棄物の処理に要した費用の補助が規定されており、同法施行令では、要した費用の二分の一以内を補助すると規定されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (国庫補助) 第二十二條 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。
--

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (国庫補助) 第二十五條 法第二十二條の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理に要する費用の二分の一以内の額について行うものとする。
--

実際の制度としては、災害廃棄物の処理に要した費用に対する補助金と、災害で被害を受けた廃棄物処理施設の復旧費用に対する補助金があります。以下、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領」(環境省)から抜粋する形で、制度の概要を示します。

### ○災害等廃棄物処理事業費補助金

<b>補助対象事業の範囲</b>
①市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる <u>廃棄物の収集、運搬及び処分</u> に係る事業(民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む。以下同じ。) ②市町村が特に必要と認めた <u>仮設便所、集団避難所等</u> により排出されたし尿の <u>収集、運搬及び処分</u> に係る事業であつて、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく避難所の開設期間内のもの
<b>補助対象経費</b>
①労務費(「公共工事設計労務単価」の区分による) ②自動車、船舶、機械器具の借上料 ③自動車、船舶、機械器具の燃料費 ④機械器具の修繕費 ⑤し尿及びごみの処分に必要な薬品費 ⑥処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費 ⑦条例に基づき算定された手数料(委託先が市町村である場合に限る。当該手数料に①から⑥の経費が含まれている場合には、当該経費を控除した額とする。) ⑧委託料
<b>補助対象から除外されるもの</b>
①1市町村の事業に要する経費が、指定都市及び構成に指定都市を含む一部事務組合又は広域連合にあっては事業費800千円未満のもの ②1市町村の事業に要する経費が、その他の市町村及び構成に指定都市を含まない一部事務組合又は広域連合にあっては事業費400千円未満のもの ③漂着ごみ被害にあっては、①又は②のほか、アからエのいずれかに該当するもの (ア) 海岸保全区域内の漂着ごみ被害 (イ) 災害に起因しない漂着ごみ被害にあっては、1市町村における処理量が150m <sup>3</sup> 未満のもの (ウ) 著しく管理を怠り、異常に堆積させたもの (エ) 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域

○廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

補助対象事業の範囲	
都道府県、市町村、廃棄物処理センター、PFI 選定事業者、広域臨海環境整備センター及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社が設置した施設であって、次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。	
①一般廃棄物処理施設	
②浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成 6 年 10 月 20 日衛浄第 67 号）及び公共浄化槽等整備推進事業実施要綱（令和 2 年 3 月 31 日環循適発第 20033115 号）による事業に限る。）	
③産業廃棄物処理施設	
④広域廃棄物埋立処分場	
⑤PCB 廃棄物処理施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社が運営するものに限る。）	
補助対象経費	
補助対象となる経費は、循環型社会形成推進交付金交付要綱、廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱、広域廃棄物埋立処分場施設整備費国庫補助金交付要綱、及び廃棄物処理施設整備費及び廃棄物処理施設整備費（PCB 廃棄物処理施設廃棄物処理施設整備事業）国庫補助金交付要綱を準用する。	
補助対象から除外されるもの	
① 1 施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの	
施設名	金額
一般廃棄物処理施設	それぞれの施設ごとに、市、廃棄物処理センター及び PFI 選定事業者にあつては <u>1,500 千円</u> 、町村にあつては 800 千円 ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあつては 800 千円
浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業及び公共浄化槽等整備推進事業）	市町村 <u>400 千円</u>
産業廃棄物処理施設	都道府県、市、廃棄物処理センター及び PFI 選定事業者にあつては <u>1,500 千円</u> 、町村にあつては 800 千円 ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあつては 800 千円
広域廃棄物埋立処分場	市町村及び広域臨海環境整備センター <u>1,500 千円</u>
PCB 廃棄物処理施設	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 <u>1,500 千円</u>
②事務所、倉庫、公舎等の施設	
③工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの	
④維持工事とみられるもの	
⑤災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの	
⑥明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの	
⑦甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの	

## 朝霞市災害廃棄物処理計画

発行 : 朝霞市

発行年月 : 令和6年3月

編集 : 朝霞市市民環境部資源リサイクル課

〒351-0033 朝霞市大字浜崎 390-45

電話 048 (456) 1593 FAX 048 (456) 3655